

平成30年6月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
《分科会》	
文化観光国際部長報告議案説明	3
報告議案に対する質疑	4
報告議案に対する討論	11
《委員会》	
文化観光国際部長所管事項説明	11
決議に基づく提出資料の説明	15
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	15
陳情審査	16
議案外所管事項に対する質問	16

(第2日目)

1、開催日時・場所	40
2、出席者	40
3、経過	
《分科会》	
警務部長報告議案説明	41
報告議案に対する質疑	42
報告議案に対する討論	43
《委員会》	
警務部長総括説明	43
議案に対する質疑	44
議案に対する討論	44
決議に基づく提出資料の説明	44
議案外所管事項に対する質問	45
《分科会》	
会計管理者報告議案説明	63
監査事務局長報告議案説明	63
人事委員会事務局長報告議案説明	63
労働委員会事務局長報告議案説明	63

議会事務局長報告議案説明	6 4
報告議案に対する質疑	6 4
報告議案に対する討論	6 4
《委員会》	
会計管理者所管事項説明	6 5
監査事務局長所管事項説明	6 5
人事委員会事務局長所管事項説明	6 5
労働委員会事務局長所管事項説明	6 5
決議に基づく提出資料の説明	6 6
議案外所管事項に対する質問	6 6
入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の 特例措置に関する決議審議	7 9

(第3日目)

1、開催日時・場所	8 2
2、出席者	8 2
3、経過	
《分科会》	
企画振興部長報告議案説明	8 3
報告議案に対する質疑	8 3
報告議案に対する討論	9 4
《委員会》	
企画振興部長所管事項説明	9 5
決議に基づく提出資料の説明	9 8
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	9 9
地域づくり推進課長補足説明	9 9
陳情審査	1 0 0
議案外所管事項に対する質問	1 0 1

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 3 3
2、出席者	1 3 3
3、経過	
《分科会》	
危機管理監報告議案説明	1 3 4
総務部長予算議案及び報告議案説明	1 3 4
危機管理課長補足説明	1 3 5
予算議案及び報告議案に対する質疑	1 3 6
予算議案及び報告議案に対する討論	1 3 7
《委員会》	
危機管理監所管事項説明	1 3 8
総務部長総括説明	1 3 9
議案に対する質疑	1 4 2
議案に対する討論	1 4 3
決議に基づく提出資料の説明（危機管理監）	1 4 3
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明（危機管理監）	1 4 4

決議に基づく提出資料の説明（総務部）	144
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明（総務部）	144
陳情審査	145
議案外所管事項に対する質問	145
地方財政の充実・強化を求める意見書審査	178
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	180
4、審査結果報告書	181

（配付資料）

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）

6月13日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月13日

自 午前11時 3分
至 午前11時10分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委 員 長	大場 博文 君
副 委 員 長	吉村 庄二 君
委 員	宮内 雪夫 君
〃	小林 克敏 君
〃	橋村松太郎 君
〃	坂本 智徳 君
〃	下条ふみまさ君
〃	大久保潔重 君
〃	吉村 洋 君
〃	宅島 寿一 君
〃	宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時 3分 開会 —

【大場委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

なお、橋村委員から所用により出席が遅れる旨、連絡がっておりますのでご了承をお願いします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、

私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、小林委員、下条委員の2人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、平成30年6月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 4分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 午前11時10分 閉会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月26日

自 午前10時 8分
至 午後 3時20分
於 委員会室 1

国際観光振興室長
（参事監）

土井口章博 君

物産ブランド推進課長

宮本 智美 君

国際課長

佐々野一義 君

国際課企画監
（アジア・国際戦略担当）

小川 昭博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	吉村 庄二 君
委 員	宮内 雪夫 君
〃	小林 克敏 君
〃	橋村松太郎 君
〃	坂本 智徳 君
〃	下条ふみまさ 君
〃	大久保潔重 君
〃	吉村 洋 君
〃	宅島 寿一 君
〃	宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 （国際戦略担当）	田代 秀則 君
文化観光国際部次長	岩田 正嗣 君
文化振興課長	本多 敏博 君
世界遺産登録推進課長	村田 利博 君
観光振興課長	佐古 竜二 君
観光振興課企画監 （観光基本計画・ 県観光施設担当）	松田 武文 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第95号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）（関係分）

報告第2号

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）（関係分）

報告第9号

平成29年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

報告第13号

平成29年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

7、付託事件の件名

○総務委員会

(1) 議 案

第96号議案

長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第103号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

報告第16号

長崎県税条例の一部を改正する条例

(2) 請 願

な し

(3) 陳 情

・米配車アプリ大手ウーバーテクノロジーズ社の日本進出に反対をする意見書を国に提出

することを求める陳情書

- ・平成31年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・要望書（松浦魚市場再整備への財政支援について 他）
- ・日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める陳情書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 8分 開会 —

【大場委員長】 おはようございます。

ただいまより、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第96号議案「長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」ほか2件であります。そのほか、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、ほか3件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元に配付いたしております審査順序のとおりといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより文化観光国際部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動に伴う新たな幹部職員について、5月の委員会の際に出席していなかった職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、私から4月1日付の人事に伴い異動があった職員のうち、これまでの総務委員会において委員の皆様へ紹介できておりませんでした幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

【大場委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、報告議案説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

本年3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております平成29年度予算の補正を3月30日付で専決処分させていただきましたので、関係部分について、その

概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算額は、歳入予算1,817万円の減、歳出予算2億3,983万9,000円の減であります。

2ページでございますけれども、歳入予算の主な内容は、しま旅滞在促進事業にかかる市町負担金の減のほか、記載のとおりであります。

歳出予算の主な内容は、しま旅滞在促進事業費減のほか、記載のとおりであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【吉村(洋)委員】これというものではないんですけども、2ページの「潜伏キリシタン関連遺産」で基金の寄付132万円と少額ですが、増額になっているわけです。この基金は、あらかじめ予定された寄付をもって造成をするというふうにお聞きしているわけですが、132万何がしが最終的に増加したという中身をお知らせいただきたいと思うんですが、公表できない面もあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

【村田世界遺産登録推進課長】この基金につきましては、平成27年12月に議会でご承認いただきました設置をさせていただいているものでございます。

今回の132万円の増額ということでございますけれども、これにつきましては、年間を通じて企業等を訪問いたしまして寄付のお願いをしているわけですが、この2月補正の段階で一定の予測を立てて予算を計上していたわけ

ですけれども、それを上回る寄付をいただいたということで今回補正をしております。

全体といたしましては、現在の段階でございますと、7,927万8,000円程度の寄付をいただいております。あと、企業の中では後年度に、来年度、再来年度も寄附をお約束いただいているところもございまして、そういったところも含めると、全体で約1億5,000万円程度になるのかと考えております。

【吉村(洋)委員】だから、説明としては、その中身を、何社とかお知らせしてもらえばありがたいんです。よろしくお願い致します。

【村田世界遺産登録推進課長】平成29年度におきましては3,700万円程度の寄付をいただいておりますけれども、全体で46の企業・団体・個人からの寄附ということでございます。

【下条委員】今の吉村(洋)委員の質疑の件に関連になってきますが、おおよそ1億5,000万円の寄付を見込んで今努力中だということですが、これがどのようなものになるのか。というのは、例えば我々が仄聞するところでは、教会そのものが耐震化を図っていかなければならない。非常に大きなお金が、いわゆる信者の皆さん方に負担がくる。あるいはまた、私たちも当初2年間ですか、それ以上にわたって現地を見ながら、この分は変えなければならぬよね、そうですねと、理事者から提案があったり、私たちから提案があったりして、相当、いわゆる当時のものに近づけていくと、質素なものといえますか、そういうものにするためにトイレの位置も変わったり、あるいは最近つくったフェンスを撤去して、別の安全施設をつくっていくとか、そういったものがあったり、道路があたりするんですが、そうすると、この1億5,000万円というのはどの程度の地元負担といえますか、要

するに所有者負担の文化財の補修費の補完をやっていこうというのを一番の目的としてやっていこうとするのか。

そして、それが何年ぐらいをめどに、イコモスからのいろんなご指導もあり、また、行政の中でもこうした方がいいよねというのが何カ所もありました。私たちが記憶がございます。そういったものをどのぐらいの年限でやっていこうとされているのか。まだほとんど手つかずの状況だとお聞きいたしております。今から7～8年前、10年前ですか、当時ご指摘を受け、私たちも一緒になって現地を歩きながら考えてきたことですね。その点をちょっとお尋ねいたします。

【村田世界遺産登録推進課長】 まず、この基金についてでございますけれども、この基金につきましては、構成資産の中には教会堂がありますけれども、100年以上経つ教会堂ばかりでございます。こういったことで、今、委員からご指摘がありましたとおり、当時のオリジナルの状態を保っていくということもございまして、当時の技術とか、部材を使って工事をやっていくわけでございます。そうしたことから、かなり多額の経費がかかってまいります。ということで、この所有者のご負担を少しでも軽減しようということでこの基金を創設させていただいております。

この教会堂の修復につきましては、国の重要文化財等に指定をされておりますので、まず、国の方から2分の1の補助がありまして、その後、県と地元市町がそれぞれ補助をいたします。この基金を活用することによりまして、全体で所有者の負担が12分の1になるように軽減をするということでございます。この基金の活用がないと6分の1という形になりますので、それを半

減するような負担軽減を図るということで、この基金を使っております。

今後の予定といたしましては、今のところ、江上天主堂、大浦天主堂が今、外壁の塗り替え工事をやっておりますけれども、今年度の後半から黒島天主堂の耐震化対策等の工事を行う予定となっております。これは、やはり所有者の大司教区との協議をしながら進めていく必要がございますので、なかなか毎年毎年というわけにもいきませんので、全体で大司教区といたしましても20年ぐらいはイメージをされているということで、私どもとしてもそういった形でご支援をしていきたいと考えております。

【下条委員】 最後にしますが、6分1程度の所有者負担が、この基金を活用することによって12分の1、要するに半額になっていくということでもあります。

もう一点、外海の方でも個人が所有している石積みのもので、どうにもならん状況のものがあると耳に入っていないませんか。外海町の群の中にあるんですよ、個人所有のものが。倉庫として使っている石積みのもので、これも文化財的になっているんですが、これがちょっと壊れ出しているものだから、どうしてやっていこうかというところで、まずは地元、いわゆる所有者負担の分を広く寄付を仰いでいくような文書をまずつくってみて、私たちがやってみましょうやと、取り組んでみましょうやというところぐらいいまできているんですが、そういったことも12分の1でも厳しいというぐらいの、所有者が非常に高齢化したり、そういったものでの所得的なものがなかったりしてですね。そういうものもありますので、そういった点も含めて十分に対応してもらいたいと思っております。

そうしますと、公有的な道路ですね、階段道路も含めた所有地、個人所有者以外の道路改良も結構あったと思うんですが、そういったものには一切、これは市や町、県の税金を投入することによって、そういうものには使えませんよと、公の道路ですね、個人のものじゃないというふうに理解しておいていいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

【大場分科会長】 ほかにございませんか。

【宅島委員】 おはようございます。

先ほど、部長説明の観光費の主なものの中に、しま旅滞在促進事業費4,607万4,000円の減と記されておりますけれども、この事業の詳しい中身について説明をしていただけますか。

【佐古観光振興課長】 専決のしま旅滞在促進事業費の4,607万4,000円、これは昨年度から国境離島の交付金を活用いたしまして、旅行商品の販売を行っております。具体的には、しまに行っていて、現地のいろいろな体験プログラム、そば打ち体験とかいろいろございますけれども、それを利用していただくということを要件に、交通の部分と宿泊の部分、全体の旅行商品の中に割引を適用すると。

割引の内容につきましては、島民運賃並みに差額の部分を助成するという仕組みになっております。

最終的には、もともと、当初計画をしておりました販売期間というのが今年の1月末までだったんですけれども、できるだけ多くの方に利用していただきたいということと、それから、どうしても冬場が閑散期ということになりますので、これを1カ月延長して2月末まで、ぎりぎりまで予算を構えて、できるだけ多くの方に利用していただくということで進めてまいりまして、最終的にこの金額の専決額になりました。

【宅島委員】 あと幾つか質問しますけれども、じゃ、国境離島新法の中の交付金の中の事業ですが、滞在型事業費は総額で幾ら長崎県に交付金がきたのかお尋ねします。

【大場分科会長】 すぐ出ますか。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時24分 休憩 —

— 午前10時25分 再開 —

【大場分科会長】 再開いたします。

【佐古観光振興課長】 平成29年度の方で、国からの交付額としまして2億4,151万円という数字になっております。

【宅島委員】 2億4,000万円ほどきて4,600万円、要は消化できなかったということで認識しているですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうであれば、せっかくここまで滞在型の事業をやるように交付金が出てくるのに、もったいないと思うんですよね。そこら辺は、ぜひ、もう一回返してしまうと、次から予算が少なくなる、交付金がカットされてくるので、できるだけきちっと予算を消化できるようにしていただきたいと思いますし、約1億9,000万円ぐらいかけてどのくらいの人の方が滞在をし、この対象の事業である体験プログラムをどのくらいの方が利用したのか、把握されておりますか。

【佐古観光振興課長】 平成29年度の事業期間、トータルの実績としまして1万1,680人泊という表現をしておりますけれども、一人の方が2泊しました場合には2と勘定するという数字でございます。

【宅島委員】 理解しましたけれども、先ほども申しましたように、部長、本当に国は予算を切りたくて切りたくて、待ち構えているわけです。返してしまったら、長崎県は要らんとやろうと

なるから、ぜひ大事に大事に扱っていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【佐古観光振興課長】平成29年度の利用実績につきましては、私どもが立てていました目標には届かないという状況でございました。その原因も幾つか我々として認識をしているところではあるんですけども、平成30年度 of 取組につきましては、従来型の先ほどご説明した旅行商品への助成、これに加えまして受注型の旅行というか、例えば会社の報奨旅行とか、あるいは学生のサークルも、一般に旅行会社が募集をかけているということではなくて、旅行に行こうという方が個別に旅行会社にお願ひして企画をつくるといった受注型につきましても、この国境離島交付金の適用をするということに平成30年度から取組んでおります。それプラス企画乗船券、旅行商品という形ではなく、個人客の方がネット等を通じて交通と宿を予約する、いわゆるツアーとは少し違う形ですけども、その場合も現地での体験プログラムの利用というのを要件にしまして、そこにも割引を入れていこうと考えております。ですから、平成29年度に比べますと、対象範囲が広がる形にはなりますので、そこも上手に使いながら、できるだけいただいた交付金につきましては、県に効果が出るように進めてまいりたいと思っております。

【大場分科会長】ほかにございせんか。

【吉村(庄)副会長】今の報告第2号 知事専決事項に続いているところですね。ほかにありますが、まず観光振興課のところですか。今のしま旅滞在促進事業費の4,607万4,000円マイナスがありましたね。ちょうど議論も行われましたが、それはそれとして、私もそれをお尋ねしようと思っていたんですが、それは理解いたし

ました。

それと同じような状況で、予定していた事業がなかなかということではなかったのかというふうに、事前の説明を受けていませんので大変失礼ですけども、その上の観光基盤整備事業費の観光ステップアップ推進事業費が1,600万円、それから一番下の21世紀まちづくり推進総合支援事業がまた1,600万円と、こういう数字になっていますね。後にもありますけれども、そういうものが積み上がって観光振興課のところでは、結果的に総活表で幾らありましたか。相当の金額が減額されているようですね。1億2,784万3,000円の減と、こういう説明もあっているんですがね。それはそれとしてずっと積み上がったものから。

お尋ねいたしますが、この1,600万円、下の1,600万円、この2つについて、どういうことでこういう状況になったのか、お知らせを願ひたいと思ひます。

【佐古観光振興課長】まず、観光ステップアップ推進事業費でございせんけれども、これは具体的にはDMO、県内の各団体でDMO化に向けたいろんな取組を進めておりますけれども、これに対する補助金、1団体当たり3年間支援するという事業を進めております。このDMOの補助金が、もともと申請を検討していた団体が、ぎりぎりまで検討して最終的に申請しなかったとか、あるいは2件交付をしておりますけれども、その実績の減といったことでこの専決額になっております。

それから、その下の21世紀まちづくり推進総合補助金でございせんけれども、これは従来から各市町のいろんな観光地づくりの支援を県として行っています。これはもうハード・ソフト両面で進めてきておりますけれども、これが29

年度につきましては23件全体で支援をしておりますけれども、それぞれの23件の最終的な実績の確定に伴って減をしたという状況でございます。

【吉村(庄)副会長】 今の2つの事業自体も、専決ですから、多分実績によってこういう形になっているという理解を総括的にはしていたんですが、中身的に減額ということについて言うと、事前の予算をつくる時の考え方からいきますと、やっぱり実績がこういう状態になったということですから、私はやっぱり1,600万円という数字というのは、どっちにしても、先ほどの4,600万円はもっと多額でございますから、意味合い的に、それぞれの価値判断はあると思いますけれども、下の方にしま旅グレードアップ事業費は1,900万円減額されていますので、そういう部類というのはあるので、可能な限り実績について、きちっと対策を講じていただくことは必要じゃないかと、こういうふうに思います。

それから、これも観光振興課になるんですかね、この横長資料の14ページの航空対策費で4,400万円実はされているんですが、そのうちの国際定期航路維持拡大事業が3,600万円の減額という数字になっているんですね。これも多分、実績的にはこういうことだろうということで、そここのところは理解をいたしますが、現状はどういうふうになって、結局29年度としては、こういう状態になったのかということをお知らせ願えますか。

【土井口国際観光振興室長】 国際定期航空路線維持拡大事業費の専決3,618万5,000円という数字を今回減額という形をお願いをいたしているところでございます。

この事業は、定期航空路線、上海線、そしてソウル路線の維持管理するというのを主な目的

といたしているところでございます。

今回の専決の大きな理由といたしましては、まず1つ目に、実は昨年9月にラオス線が近く開通するというので、着陸料等の補助といたしまして9月補正で計上させていただきました。ところが、ラオス国営航空がまだ実現いたしておりません。結局、昨年度中は、実現できなかったということで、9月補正で計上いたしました金額を丸々専決という形で、減額させていただいた次第でございます。

あと、上海線、ソウル線の着陸料等についても一部補助をさせていただいておりますが、ここにつきましては、毎回毎回、予算計上段階と2万円ほど計上金額と差がございまして、最終的に確定した数字で減額をさせていただいたところでございます。

あとは国際定期航空路線、上海線、ソウル線の利用促進対策ということで、上海から、ソウルからお客様をお迎えするに当たりまして、集客するエージェンツに対しまして、座席助成等を交付いたしておりますけれども、上海線につきましては、我々は概ね60%の搭乗率を目指しております。結果58.4%と搭乗率はほぼ希望に近い数字になりましたが、申請人数が見込んでおったのが大体1万人ぐらいの人数を見込んでおりましたけれども、約5,500人ぐらいの申請にとどまったということで、人数は実現いたしましたけれども、助成の申請が少なかったと。ソウルも同じでございます。2万2,000人ぐらいを見込んでおりましたけれども、ソウルにつきましては目標搭乗率70%でしたが昨年4月から私どもが引き継ぎまして、4月、5月、6月、7月、これはうまく対処できずに、低搭乗率になりました。最終的に57.2%でございました。そういったことで、人数も少なく、申請人数も少なか

ったということで、目標実績を達成することができなかったということでございます。

説明は以上でございます。

【吉村(庄)副会長】 そういうことを含めて、努力をされていた部分で、関係機関とも十分連携しながら、例えば、先ほどの話のように、私は承知をいたしておりましたけれども、9月分でしたわけです。僕も出しましたが、やっぱりその事業自体についても、ほかのところもそうでしょうけれども、努力を願いたい、こういうふうに思います。それで、先ほどお話がございました、いわゆるしま滞在促進事業費の約4,600万円等も、できるだけ努力を願いたいと、こういうふうに思います。

それから、一番最後のところで、金額的にはそう問題はないと思うんですけども、気になることで19ページ、上海事務所運営事業費、それからソウル事務所運営事業費で金額は890万1,000円と518万6,000円ですか、これが減額してあるんですが、これは特別問題があったわけですか。どんな事情があったのか。単純に、例えばもう要らなくなったと、簡単に言えば精算したら結果的にこういう状況になったと、こういうことなのか。何か問題があったのかどうか。あるいは、予定したことができなかったから、事務所運営がこういう状態なのか。何か問題があったかどうかという点について、結論的に聞かせていただきたいと思います。そうじゃなくて、精算したらこういう状況だと、こういうふうに判断していいのかどうか。

【小川国際課企画監】 今、お尋ねがありました上海事務所、ソウル事務所の専決につきましての内容ですけれども、上海事務所につきましては、予算を計上する際に為替変動、大きく円安に振れた場合の財源不足を回避するために、そ

この部分を執行保留という形で約380万円程度予算を組ませていただいております。その部分が大きな減の要因となっております。そこは円安になっておりませんでしたので、執行しなかったということでございます。

あと、その他の上海事務所ですとか、ソウル事務所につきましては、問題があったということではなくて、執行の実績に合わせて最終的に減額をさせていただいたという状況になっております。

【吉村(洋)委員】 今、答弁を聞いていて、さっきから感じるんだけど、この専決で最終的な補正でこうなるんですよというのは毎年のことでよくわかるんですけども、何か第三者的に答弁されると、ちょっと辛さがあるなど。もう少し踏み込んで答弁してもらえないかな。

例えば、私たちも忘れているところもあるんですが、補正で組んだとか、当初で組んでいるとか、そういうのを知っておかないといかんわけですが、このラオス線の問題でも、これは最後まで頑張って頑張って、どうにかならんかとした結果、これだけのマイナス補正になったんだということを説明してほしいわけです。

観光振興課長もさっきから、しま旅関係でも2つ合わせて6,500万円の減額補正、財源内訳を見ると、そのうち4,000万円が国の交付金なんだけど、2,400万円は一般財源とその他の特定財源と。これを出す。でも、これは一財の比率が低いので、なるべく、さっき宅島委員が言うように有効に活用せんといかんのだけど、なかなかそこが回転しなかったと。それについては、県の関わりというのが積極性があったのかどうか、そういうところまで含めて答弁してもらいたいと思うんですね。

その上の観光基盤、DMO、これも相手があ

ることで、なかなかそこが結果的に大きな減額補正になってしまったと。それは相手があることだからそうなんですよじゃなくて、これもそういう県の関わりというのが妥当であったのか。もっとしないといけなかったのか。そういうところまで聞かせてほしいわけです。そして、これは一財が2,800万円で、この補正額の大部分を占めていくわけですね。ということは、私たちはこれは一般財源を投じてでも頑張るやろうというような事業だろうと思うわけです。そういう意味で、もう少し踏み込んだ答弁をしてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

【中崎文化観光国際部長】委員ご指摘のとおり、これは当初、補正、特に一般財源の部分につきましては、県の財政状況が厳しい中、その中で工面して事業を組み立てております。

また、委員会の中でも委員の皆様にもいろいろご指摘等を受けてこの事業というのは組み立てております。

そういう意味では、まずはその事業をしっかりと執行すること。もしできなければ、なぜできなかったのか。あるいは、課題があれば、今後引き続いてその課題にしっかりと対応していくこと、そういった思いで事業は執行しておりますし、今後とも事業効果をしっかりと発揮できるように推進してまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員】これが専決ですよ。ですから、ついつい、もうこれは終わったことでと流しがちになるんですね。そういうことがないように答弁も気をつけてやっていただければと思います。

それから、ついでといったら怒られますけれども、この専決の15ページの亜熱帯植物園、これは何年度に閉鎖したんですかね。運営事業費が540万円減額補正になっているんですが、こ

の中身、閉鎖したので、結果減額されたと見ていいのか。この前も新聞にも載っておりましたが、ここにはいろんな植物がたくさんあるわけですね。その処分、引受先がないとか、引受先をきちっとしたところに引き受けてもらいたいという県の希望も当初あったように記憶しているんですけども、この29年度の中でどのような動きをされたのかというところが聞きたくなるわけです。この減額補正の中身と29年度の動きをお知らせいただきたいと思います。

【松田観光振興課企画監】まず、閉園日ですけども、これは平成29年3月31日でございます。

今回の減額補正の理由でございますが、29年度から閉園後の植物の移譲に向けた保全管理ということで、委託費で計上させていただいております予算がございます。この実績におきまして、ボイラー代の燃料費や電気代、こういったものが実績として減額になりました。もともとその植物の保全管理でどれくらい使用するかという部分が確実なところでの見込みが立てられなかったもので、少し膨らませた形で当初予算を編成しておりましたけれども、実績としてそれが減額になったというところでございます。

それから、植物の移譲に向けて29年度にどういった活動をしたかということでございますけれども、閉園前から県内の類似施設、県有施設だったり、市町が経営しております植物園のような施設への移譲に向けた働きかけということで、実際に植物園の方にも来ていただいて、植物をご覧になっていただいて、移譲に向けたマッチングというものをやっておりました。

それから、29年の後半になりますけれども、市町とか、日本植物園協会の方にも照会をいたしまして、希望される場所には植物の移譲に向けた手続等を進めてきたところでございます。

先日、報道がございましたけれども、なかなか移譲が進んでいないという部分につきまして、一つは温室を持たないと植物が育たないとか、移譲するに当たっての輸送費がかかるというような問題がございます。

一方で、やはり公益性がないと移譲ができないという県条例がございますので、そういったところで個人や民間企業への移譲ができないかというのを、今現在、検討しているところでございます。なるべく今年度中に、多くの植物が移譲できるように努力してまいりたいと思っております。

【大場分科会長】 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算にかかる報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

それでは、文化観光国際部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、「総務委員会関係議案説明資料」の1ページをお開きください。

文化観光国際部関係の所管事項のうち、新たな動きなどについてご説明いたします。

まず、世界遺産登録の推進でございます。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、去る5月4日、国際記念物遺跡会議（イコモス）から世界文化遺産にふさわしいとして、「記載」勧告がなされました。

平成28年2月の推薦書取下げ以降、イコモスの助言を受けながら「禁教期」に焦点を当てた見直しを行い、名称や構成資産を変更して推薦書を再構築するなど、関係者が一丸となって取り組んでまいりました結果、登録実現に向けて前進することができました。

ここに至りましたのも、ひとえに、本県選出国會議員及び県議会の皆様をはじめ、資産所有者並びに関係自治体、県民の皆様方のお力添えの賜物と、改めて深く感謝を申し上げる次第です。

そして、いよいよ世界遺産の登録の可否を決定する世界遺産委員会が一昨日6月24日からバーレーン王国で始まっております。新規登録案件の審議日程に合わせ、私も委員会へ参加し、知事並びに溝口県議会議長とともに、確実に登録が実現するよう、最後まで全力を尽くしてまいります。

次に、文化の振興についてでございます。

子どもから大人まで県内どこにいても、良質な芸術に触れることのできる機会の提供に取り組むとともに、本県ならではの歴史文化資源の魅力、さまざまな媒体やイベントを通して県

内外に発信するなど、文化・芸術によるまちづくりに取り組んでおります。

そのための拠点施設である長崎県美術館は、昨年度、約34万7,000人の入館者があり、長崎文化歴史文化発物館は、昨年度、約61万8,000人の入館者がありました。

今年度、長崎歴史文化博物館では、5月22日から6月24日まで、明治150年記念特別展として「写真発祥地の原風景 長崎」を開催し、外国人写真家や長崎出身の上野彦馬らが「長崎を写した、長崎で写した」数多くの写真等を展示することにより、幕末から明治に変わりゆく長崎を紹介いたしました。

長崎県美術館では、6月3日から7月8日まで、命や平和の尊さを静かに訴える企画展「戦没画学生慰霊美術館 無言館 祈りの絵」を平和都市・長崎において初めて開催しております。

また、世界遺産登録を見据えて、長崎県美術館では、6月26日から9月9日まで、戦後日本を代表する写真家・東松照明が撮影した、長崎で育まれたキリシタン文化をテーマとした作品を展示する「東松照明／長崎のキリシタン文化」を開催することとしており、長崎歴史文化博物館では、6月30日から9月2日まで、特集展示「潜伏キリシタンと明治維新」を行うこととしております。

マンガや小説の作家と出版社を取材旅行に招聘し、マンガ等の作品の舞台として長崎県を描いていただく「描いてみんな！長崎」事業は、今年で3年目を迎えますが、これまでに漫画家や小説家、編集者10組が本県を訪れ、8作品が雑誌などに掲載されました。中でも、平成28年6月に漫画家を招聘した「アンゴルモア元寇合戦記」は、対馬市を舞台としたテレビアニメ化が決定し、本年7月から全国放送が開始されま

す。引き続き、出版社とのネットワーク構築に努めるとともに、本県を題材とした作品の創作を支援し、情報発信することにより、本県の魅力向上と交流人口の拡大につなげてまいります。

今後とも、より多くの県民の皆様が文化芸術を身近に楽しむとともに、県内外の人々が集い賑わう地域づくりに取り組んでまいります。

次に、観光の振興についてでございますが、追加2の方をご覧ください。

平成29年の本県の観光客延べ数は、日帰り客を中心に対前年比4.2%増となる3,357万人と、統計を取り始めた昭和47年以降過去最高を記録しました。延べ宿泊者数は、対前年比2.7%増の660万人と、一昨年 of 熊本地震の影響からは回復傾向にあり、一部の地域においては復興対策で取り組みました「九州ふっこう割」事業による反動も見られましたが、全体的には持ち直しつつあります。

また、海外からの外国人観光客は、韓国からの観光客が好調であり、延べ宿泊者数が対前年比5.6%増の75万人となったほか、クルーズ客船は長崎港、佐世保港を中心に365回の寄港があり、乗客乗員数も120万人となるなど、いずれも過去最高を記録しました。

この結果を踏まえ、引き続き宿泊者の増加などに努めてまいります。

それでは、資料の3ページに戻っていただきまして、引き続き観光の振興についてでございます。

世界遺産本登録を間近に控えている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の受入体制については、これまでも関係市町、観光関連団体、民間事業者などと連携しながら、世界遺産の価値を伝えるガイドの育成、ガイドンス施設の整備、二次交通対策、地元ならではの食や土

製品の充実など、観光客の受入体制の整備にソフト・ハードの両面から取り組んでまいりました。

去る6月5日には、県、市町、関係団体、交通事業者等で構成する「世界遺産受入推進協議会」を開催し、観光客の受入に万全を期すとともに、引き続き官民一体となって各種課題に取り組んでいくことについて認識を新たにいたしました。

世界文化遺産への登録はゴールではなく、登録による経済効果を確実に県内に広く波及させていくことが必要となることから、地域の皆様と構成資産の歴史的価値を共有することで、それぞれの地域に誇りや愛着を持ち、住民主体の魅力ある「まちづくり」を進め、地域の活性化につなげてまいります。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、昨年7月末から従来の宿泊と交通機関を組み合わせたパッケージ商品に地元の体験プログラム等を加えた旅行商品の企画・販売を市町や旅行会社と連携して取り組んでおり、今年2月末までで延べ1万1,680人泊を送客したところであります。今年度は、さらに助成対象をグループ旅行等の受注型企画旅行にも拡大するとともに、県内中小旅行会社にも制度を活用できるよう見直しを図り、5月から来年の2月末までで約2万5,000人泊の送客を見込んでおります。さらに、交通、宿泊を自ら手配する観光客を対象に、現地での体験メニュー等を利用することを条件に、乗船券・航空券を島民並割引運賃で購入できる「企画乗船券・航空券」の導入も予定しており、個人観光客の拡大も図ってまいります。

国際航空路線については、定期航空路線の利用促進に加え、新規航空路線開設に向けてチャ

ーター便の誘致等の取組を引き続き進めております。インバウンドとアウトバウンドの双方によるツーウェイ・チャーターが台湾との間で、今年3月にはエバー航空、6月にはソラシドエアによりそれぞれ運航されており、引き続き、国際航空路線を活用した海外との交流人口の拡大を図ってまいります。

県としては、こうした様々な施策により、熊本地震からの回復を確かなものにするるとともに、世界遺産登録を契機とした受入体制や県内周遊対策を万全なものとし、さらなる観光客及び観光消費額の拡大につなげてまいります。

次に、県産品のブランド化と販路拡大についてでございます。

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋長崎館」は、新たな運営事業者であるデイ・ナイト株式会社により本年4月1日にリニューアルオープンし、新たに新鮮な旬の農水産物の常時販売を開始したほか、取扱商品数の拡大などにも努めていりところ です。記念イベントでは、郷土芸能の龍踊りの披露やマグロの解体ショー等を実施し、多くの方々にご来館いただき、本県の魅力を発信することができました。引き続き、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信し、県産品のブランド化・販路開拓や、本県への誘客に結びつくよう、運営事業者等とも連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

また、県産品のブランド化の推進については、重点PR商品を中心に、首都圏・関西圏の百貨店をはじめ、パートナーシップ等連携協定締結企業などの高級スーパーやホテル・飲食店において、県産食材などを使った「長崎フェア」の開催や店頭でのプロモーション活動を実施しております。「長崎フェア」においては、生産者

による店頭PRも実施し、直接消費者の声を聞いていただくことにより、生産意欲の向上や商品改良のきっかけなどにも役立てていただいております。引き続き、「長崎は、美味しい。」食のPR事業として、「長崎フェア」などの重点マーケット対策を行うほか、県産品のPR動画やSNSなどを活用した情報発信、県内企業の長崎フェアへの参加や商品PRなどの営業力を強化するためのセミナー開催など、市町、関係団体と連携強化を図り、更なる県産品のブランド化の推進と県内企業や生産者の所得向上に努めてまいります。

次に、中国に対する取組についてでございます。

本年は、日中平和友好条約締結40周年の記念の年であることから、この機をしっかりととらえ、中国との友好交流の絆をさらに強めるため、青少年交流など将来を見据えた事業に力を注いでまいります。

去る5月10日、昨年度、本県への誘致が実現した中国国務院僑務弁公室主催の「青少年中華伝統芸能長崎公演」が、長崎ブリックホールにて開催されました。公演当日は、約1,900人の県民の皆様参加を得て、中国各地から選抜された青少年21人が伝統芸能を披露し、中国の歴史や文化に直接触れていただくことができました。さらに、前日には、学校法人鶴鳴学園長崎女子高等学校龍踊部との交流会を開催し、お互いの演技の披露や体験を通じて友好交流や相互理解を深めました。

このような、次代を担う青少年が直接交流する機会を設けることは、これからの本県と中国との友好交流の進展において、大変意義深いものと考えており、今後も積極的に取組を進めてまいります。

次に、東南アジアに対する取組についてでございます。

タイについて、去る5月25日に、NIB長崎国際テレビ、長崎市との共催により、「長崎からタイへ 商品販路拡大セミナー」を開催しました。このセミナーは、平成28年度、29年度にタイ・バンコクにてNIB長崎国際テレビが中心となり実施した本県の観光情報の提供や県産品の販路開拓のために行った取り組みを基に、今後、実利の獲得につなげていくため、銀行や現地で日本食品の販売を行っている企業から講師をお招きし、経済成長著しいタイの経済状況や観光客誘致、販路開拓の方策に関する説明や個別相談会を実施し、県内企業からは具体的な商談の相談などもありました。

今後とも、関係部局と連携し、海外における事業展開の参考としていただくため、情報提供に努めながら、県内企業の海外展開の支援に努めてまいります。

それでは、（追加1）の方をご覧くださいませすようお願いいたします。

また、ベトナムについては、去る6月22日、ファン・ヴィエト・クオン クアンナム省等委員会筆頭副書記をはじめとした訪問団が来県され、溝口県議会議長並びに知事と面会されたほか、県庁1階エントランスホールにおいて、新県庁舎建設を記念して、クアンナム省から寄贈されたレリーフの贈呈除幕式を開催いたしました。寄贈されたレリーフは、今後、議会棟エントランスホールに設置する予定としており、本県とクアンナム省の友好交流のシンボルとして、末永く多くの県民の皆様が親しまれていくものと考えております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【本多文化振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております文化観光国際部関係の資料についてご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

補助金の内示について、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、今年の2月から5月までの実績を4ページまでに記載しております。

直接補助金につきましては、長崎県DMO育成支援補助金等で計11件、間接補助金につきましては、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金等で計13件でございます。

次に、資料の5ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件でございます。

今年の2月から5月までの実績でございますが、記載のとおり、観光振興課と国際観光振興室の2件でございます。

次に、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

知事及び部局長等に対する陳情・要望でございますが、今年の2月から5月までに県議会議長あてにも同様の要望が行われたものは、佐世保市からの要望の1件でございます。要望内容に対する県の対応につきましては、記載のとおりでございます。

次に、別冊の資料「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料（観光振興等対策特別委員会意見書分）をご覧くださいと思います。

昨年度に観光振興等対策特別委員会の意見書といたしまして、県議会から平成30年3月5日、長崎県知事に対し提出された8つの意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関係は、6番を除く全ての項目が該当いたしております。

最後に、同じく別冊の資料で、（離島・半島地域振興特別委員会意見書分）と括弧書きした資料があると思いますので、そちらをご覧くださいと思います。

昨年度に離島・半島地域振興特別委員会の意見書といたしまして県議会から平成30年3月5日、知事に対し提出された9つの意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。文化観光国際部関連は2ページ目の1の(3)と5ページ目の2の(5)の項目でございます。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

続きまして、平成31年度政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご報告をいたします。

お配りしている資料のA4縦の1枚紙の資料があるかと思います。こちらをご覧くださいと思います。

去る6月6日及び7日に実施いたしました平成31年度政府施策に関する提案・要望について、文化観光国際部関係の要望結果でございます。

文化観光国際部関係におきましては、重点項目といたしまして、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が文部科学省、文化庁、内閣官房、外務省であり、宮川文部科学大臣政務官ほか4名に対し、知事、副知事、議長、副議長、文化観光国際部長等により要望を行いました。

このうち、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録については、去る5月4日のイコモス勧告で「記載」の評価を得たことについて、関係省庁のご指導、ご協力に対しお礼を申し上げるとともに、6月24日から開催されている世界遺産委員会において、確実に登録が実現するよう、引き続き国としてご尽力いただくよう強く要望を行いました。

宮川文部科学大臣政務官からは、国としても力を尽くしていく旨のご意見をいただきました。

また、「明治日本の産業革命遺産」の保存管理につきましては、端島炭坑の保存管理について、技術的支援及び財政的支援が必要である旨を強く要望いたしました。

以上が文化観光国際部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 8分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【大場委員長】 再開いたします。

まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 次に、「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について、質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、しばらく休憩いたします。

— 午前11時19分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【大場委員長】 再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は13時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時21分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【大場委員長】 再開いたします。

次に、所管事務一般について質問はございますか。

【宮本委員】 それでは、所管事務と議案外について質問をいたします。

説明資料の中から数点ですけれども、まず、2ページにあります「描いてみんなね！長崎」事業についてお尋ねをいたします。この事業は3年目を迎えるということで書いてありまして、私も総務委員会は初めてだったものですから、今年の初めぐらい、いろいろお話を聞かせていただきました。委員会とかではいろいろ紹介もあっていただかしたと思うんですが、ここに書いてありますとおり、10組が本県を訪れて、8作品が雑誌などに掲載されたということがあります。

「会長 島耕作」とかでも取り上げられたということも、私はその時にちょっとお聞きいたしました。もうちょっと普及というか、県民に広く知らしめるということは重要じゃないかと思っているんですけれども、このような作品でこういうふうにな長崎が題材になりましたよという普及活動についてはちょっと弱いんじゃないかと個人的には思っているんですけれども、そういった観点はどうのように考えていらっしゃいますか。

【本多文化振興課長】 「描いてみんなね！長崎」事業につきましては、漫画家や小説家の方に長崎取材していただいて、それを作品に採用していただき書いていただくということですが、そういった形でこれまで10人の小説家、漫画家の方に来ていただいて、8作品が掲載されたということで、掲載されたものについては記者発表、記者室投げ込みや、県の広報媒体を使った広報をして、長崎が取り上げられているということを県民、もしくは県外の方々にもお知らせをしているという状況でございます。

【宮本委員】 そういった形でしていらっしゃるんでしょうけれども、もう少し違った形で、違った角度から紹介をしていく必要もあるかと思っておりますが、そこら辺について、今後考える

ところがありますか。

【本多文化振興課長】 先ほどちょっと答弁が漏れておりましたけれども、例えば東京の「日本橋 長崎館」の方で、これまでも掲載された作品を紹介する原画展や、講演会等も開催をしているところがございますので、今後ともそういった形で県内、県外でさまざまなイベントなどでも紹介したり、周知を図っていきたく思っております。

【宮本委員】 私も情報収集には努めているんですけども、びっくりしました。こういったものが、長崎が題材になっていたんだなということに改めて感じたものですから、県民に広く普及させるという方法、ほかにいろいろないかと。アンテナショップであったり、大阪事務所であったり、そういったところまで行き届くように、再度施策を講じていただきたいと思っています。

書いてありますけれども、「アンゴルモア元寇合戦記」というのが、先日も新聞記事にありました。「県事業から発案、アニメ化」ということで、対馬を舞台にしたアニメが初めて全国放送になるという記事が載っておりました。ちなみに、この記事では7月10日からサンテレビ、本社神戸市で放送を開始、TOKYO MX、TVQ、九州放送、BS11などでも順次放送されると書いてあります。これは確認ですけれども、地方テレビ局というところでは7月10日からは見られるのでしょうか。

【本多文化振興課長】 ただいまのところ、決定しております放送予定というのが、先ほどご指摘もありましたように、TOKYO MXなどの9局で7月10日からということですが、県内のテレビ局、あるいはケーブルテレビでも放送をされるご予定と聞いております。ただ、いつからというところが未定というか、そこまで

公表されていないということですが、県内でも放送はされるのではないかと考えております。

【宮本委員】これはぜひ、対馬を舞台にして、非常に歴史的にも価値があるといえますか、大事なアニメですので、真っ先に県内でオンタイムで我々も見られるようにしていただきたいと思っています。

対馬、そして元寇ということと言いますと、松浦とかも非常に関わってくる場合がありますので、県北、対馬、壱岐、そして松浦、ちょっと行ったら博多の方面まで関わってくるでしょうけれども、そういったところでもしっかりと周知を、こういったものが始まりますよという周知を徹底していただきたいということを要望申し上げます。

続きまして、3ページになります。観光の振興についてですけれども、世界遺産登録を間近に控えているということでありました。その中段に、去る6月5日には、県、市町、関係団体、交通事業者等で構成する「世界遺産受入推進協議会」が開催されたと。この中に「交通事業者等で構成する」と書いてあるんですけど、先日、関東の方から来た友人が、長崎で有名なところ、例えばグラバー園、原城跡や教会とかに行きたいんだけどという話があったんですけど、なかなかそういったものを実際長崎にしながら、交通の便はどうなのかなというのを考えた時に、その友人からも、もうちょっと何かアプリで見られたり、もうちょっとわかりやすいようなものがあつたらいいんだけどねというのがあったんです。今後は、こういう県、市町、関係団体、交通事業者等で構成する協議会などではそういった交通の利便性、観光客にこのような形で発信していこうというような取組というのは話し合われる予定とかありますか。

【佐古観光振興課長】世界遺産の受入体制の整備につきまして、そのうち、アクセスといえますか、二次交通といえますか、それに関するお尋ねでございますけれども、昨年度の事業としまして、県内の旅行会社、交通事業者等、あるいは観光の関係団体といった民間の事業者の皆さんも含めて「長崎めぐり旅ビューロー」というのを設立しまして、その中で県内の構成資産を効率よく個人の方でも回れるような現地ツアーをつくりました。これは昨年度末にウェブサイトでも公開しまして、個人の方でもアクセスし予約できるようにしております。

それとまた別に、従来から長崎県の観光のポータルサイト「ながさき旅ネット」というのがございますけれども、その中にもさまざまなモデルコースを掲載しまして、個人の方に対して発信をしているところです。

ただ、どうしてもウェブサイト等での発信だけだと、なかなか個人の方に、いろんな層の方に届きづらいという部分もあろうかと思っておりますので、そこは我々が営業をしております旅行会社とか、そういったところでの発信、これは県が支援して発信していただく部分もございますし、最近では登録を目前に控えて、もう独自にいろんな旅行会社が旅行商品の告知を打つというような形でご相談をいただいておりますので、いろんなツールを使いながら、できるだけ多くの皆さんに情報をお届けできるように取り組んでまいりたいと思っております。

【宮本委員】こういった形でウェブサイトとかでも発信をされているということではあります。見やすさからいったらどうかなという問題もあるかと思っておりますから、このあたりはまた研究されて、いかに見やすく、普段の方が触りやすく、ナビタイムみたいなものとか利用しながらでも

いいかなという気はしますけれども、そういったのでも情報を発信していただければと思っています。

次に、4ページになりますけれども、「日本橋 長崎館」についてお尋ねです。

私も4月の中頃に行きまして、新しくリニューアルオープンされた「日本橋 長崎館」に行きました。様式はがらりと変わっていきまして、非常に背の高いような棚が置いてあったりとか、生鮮食品が置いてあったりとか、そういったものが非常に見受けられて斬新なイメージがあって、今後の発展も期待するところではあるんですけども、今年4月、リニューアルオープンした時と一番最初の時、あるいは去年の4月の売上というか、お客の入り、そういったところの比較というのはどんなになっていますでしょうか。

【宮本物産ブランド推進課長】 「日本橋 長崎館」についてのご質問でございますけれども、今年4月1日にリニューアルオープンしております。

来館者数に関しましては、4月、5月の累計が10万3,218人で、この比較でございますけれども、当初のオープニングの時、平成28年は7万7,452人でございました。割合といたしましては、133%ということで増加しております。

平成29年度の数字といたしましては、若干減って、4万9,867名と、その対比は207%で大幅に増加をしている状況でございます。

あと、販売の状況でございますけれども、4月、5月の売上状況でございますが、3,815万円ということでございます。平成28年でございますが、3,674万6,000円、この額は103.8%の増加、平成29年度の売上額は2,463万8,000円ということで、154%の増加となっております。

リニューアル後の4月、5月というものは来館者数が毎月5万人を超えております。この数字は、日本橋付近のアンテナショップ、数字を公表しているところが9店舗中7店舗でございますけれども、7店舗中で一番多い数字となっております。

売上につきましても、5月は2,000万円を超えております。2,000万円を超えた月はオープニングの平成28年の3月のみということで、来館者数と売上に関しましては順調な滑り出しということで捉えております。

【宮本委員】 今年度の4月、5月が約10万3,000人、平成28年当初が約7万7,000人ということで、すから、大幅なアップということと、売上も約3,600万円から約3,800万円になったということとであります。

この反動も非常に気にかけていかなければならないところかと思えますから、来年度に向けて、今後に向けてしっかりと対応策を練っていただきたいと思いますが、ちなみに生鮮食品、初めて取り扱っていらっしゃるんですけども、その売上に関しては、4月、5月を見るとどんなですか。好調でしょうか。目標があったかと思えますけれども、それに対して初めて取り扱った生鮮食品について、4月、5月の動向を、わかれば教えてください。

【宮本物産ブランド推進課長】 販売別の商品カテゴリーでございますけれども、4月、5月でございますが、1番売れているのはお菓子でございます。それが35%ということで、水産物が8.4%、鮮魚につきましては1%ということで、若干売上自体は悪うございます。あと、青果でございますけれども、2.3%という結果が出ております。

生鮮物の取り扱いを始めましたけれども、水

産物に関しましては、火曜日、木曜日、土曜日に築地の県漁連東京直売所の方から取り寄せているという状況でございますが、アンテナショップの付近はオフィスが多いということで、土曜日には若干売れ行きがいいと聞いておりますけれども、平日がなかなか売れていないという状況と確認しております。

【宮本委員】あくまでアンテナショップですから、長崎の知名度を上げるというのが主でありましょうから、売上というのは見ていくものでもないかもしれませんが、ただ、大事な視点だと思います。

生鮮産食品が、なかなか東京の方々に対して、どうかというのも、またしっかりと今後分析をしていただきたいと思えます。しっかりと長崎にはこういったいいものがあるんだ、新鮮なものがあるんだというのを、売上が低調ならば、別の方向で考えるとか、そういった仕組みづくりもやっていく必要があるかなと思っておりますから、どうかよろしく願いいたします。

それと、最後ですけれども、この件を確認して終わります。

先日、日経新聞にSNSとGPSで訪日客の見える化という調査があっていました。NTTグループの広告会社が行った調査でありますけれども、SNSとGPSを使って、訪日客がどのような指向にあるかというのを九州各県で見たいものという調査が出ていました。

熊本県を中心にしてやっている分析なんですけれども、長崎は、外国人の旅行者が歴史好きであったりとか、高齢者、ラグジュアリーという特徴があったという一定の結果が出ているみたいなんです、NTTアドが動向解析をしたところ。こういったものもビッグデータという面からすると非常に大事なものになるかと思いま

すけれども、まず最初に、ここの認識というのはされているのかどうかだけ確認をさせていただきます。

【土井口国際観光振興室長】SNS、GPSを使った外国人訪日客の動向についての新聞等での報道ですが、私はその件については認識いたしておりませんでした。申し訳ございません。

【宮本委員】この解析も非常におもしろい解析になっていますから、こういったのもひとつ参考にされたらどうかと思っています。これで、最後の締めくくりも「指向と検証の繰り返しで観光戦略を磨き上げることが、各県においても、地域においても大事じゃなかろうか」ということで締めくくられておりますから、今後も解析は続くものであろうと考えております。

先般、3月の定例県議会で、我が会派の川崎議員からも、ビッグデータを使った、Wi-Fiを使った観光客の動向を把握したらどうかという質問もあっています。今、たしか長崎大学と連携してログデータを利用した動向解析に取り組んでいると。「観光活性化支援システム」というのが開発されたというふうになっていますけれども、3月ですから、まだ6月、これは順調に今のところは進行していますでしょうか。その後の経過だけ教えてください。

【佐古観光振興課長】長崎大学と、通信事業者で申し上げますとソフトバンクほかと連携をしまして、このプロジェクトを進めているところでございます。

平成29年度も引き続き取組を進めまして、成果品としては、例えば外国人の方が長崎県内に来る前に、どこから来たか、長崎県内をどう移動したかというようなデータとか、そういったものがWi-Fiアクセスログのデータを使って把握ができるというところまでは、今、移動の可

視化というところでシステムができ上がっておりますけれども、さらに細かいデータとか、今後もいろんな改善を加えていきながら、さらに使い勝手のよいシステムにして、例えば、どの国の方がどういう指向を持って県内を動いているのか、どこから流れて移動してこられているのか、いろんな情報を蓄積しまして、効果的なマーケティングに活用したいというのは考えておりますので、引き続き、長崎大学等とも連携をして取り組んでまいりたいと思っております。

【宮本委員】こういったビッグデータを使っていろんなものを分析するということは非常に大事かと思えます。やみくもに施策を立てることよりも、しっかりと、もちろんそれはされていらっしゃると思えますけれども、こういったところに興味があって、こういったものに関心が高いかというのをしっかり分析した上で講じていくというのも再度検証していただきたいと思っておりますし、長崎は今月末に世界遺産が2つになります。世界遺産を2つ抱えている非常に大きな県であろうし、海にも恵まれておりますし、食もおいしい、文化も豊富であるということからするならば、今後は非常にそういったものでは長崎としてはポテンシャルも、観光という面からしても高いということも再度認識をしながら、いろんな角度から分析をしていただければと思っております。

よろしく申し上げます。

【大場委員長】ほかにございませんか。

【大久保委員】この委員会が始まる前ぐらいですか、6月21日に観光振興課の方で「平成29年の観光統計について」ということで報告がなされました。

これを見てみますと、いずれにしても観光客

数が増えておりました、特に外国人の客も軒並み増えているということでもあります。そういう中でインバウンドについて質問したいと思います。

外国人、特に中国人を中心にして、例えば買い物や遊興費用を、あの人たちは現金を持たずに電子決済ということが多いと聞いておりますけれども、そこらあたりのモバイル決済というか、電子決済の状況が長崎県内含めて大体どんな状況になっているかお尋ねしたいと思います。【土井口国際観光振興室長】外国人観光客の観光消費拡大に向けたキャッシュレス決済のことのお尋ねだと認識いたしております。

中国では、よく言われるアリペイとか、ウィチャットペイという、まさにスマホで決済ができるシステムが、新聞紙上の情報でございますが、おのおの5億人以上の利用があり、今後もそれが増え続けていくのではないかと予測されているところでございます。

そんな中、地域経済におきまして、その重要な役割を果たします商店街とか、市街地においてもキャッシュレス決済システムの導入というのは非常に重要なことではないかと思っております。

私どもの取組といたしましては、クルーズ客船の寄港数の増に伴いまして、中国の観光客の消費拡大を図るために、昨年9月でございますが、佐世保市におきまして商店街の店舗等を対象といたしましたインバウンド対策セミナーを開催し、多様な決済手段の整備の必要性等について啓発を図ってきたところでございます。

それを受けてとお聞きしているんですが、今年2月に佐世保市の方で、アリペイ、そしてウィチャットペイの導入促進に係る説明会が開催されたとのこと。そのような経過を経て、

佐世保市の中心部の商店街におきましては、約30店舗がアリペイ、ウィチャットペイの決済システムを導入済みか、または今後導入予定だと聞き及んでいるところでございます。

また、長崎市内におきましても、浜の町商店街の大型店舗でも、昨年12月にアリペイとウィチャットペイのスマートモバイル決済システムを導入されたと聞き及んでいるところでございます。

そういった意味で、県内各地でも中国人観光客の取り込みを図っていらっしゃる段階かと思っているところでございます。

【大久保委員】中国あたりでは、アリババがやっているアリペイ決済というのは非常に主流になってきていると言いますし、日本のいろんな金融機関からも、全国的にもアリペイを導入したことによって非常に売上が伸びたという報告もありますので、その状況についてお尋ねしました。

もう長崎市内、それから佐世保市内においても勉強会をして、随時導入をしていくはずであるということですので、具体的に店舗数も今お聞きしましたので、ぜひ状況を見ながら、そういったことを進めていただきたいと思っております。

それから、文化振興課長にお尋ねいたします。先ほどの報告の中に、明治150年の記念特別展として、「写真発祥地の原風景 長崎」ということでイベントを開催されたということでありませ

長崎は、歴史もありますし、古来から海外に門戸を開いていたということもあって、長崎が発祥とか、長崎が初めてという、いわゆる事始めと申しますか、そういうことがたくさんありますけれども、例えば文化の面で言うと、写真

もそうでしょうけれども、ほかに何かありますか。思い当たるものがありましたら、文化面でこれが長崎発祥とか、長崎ならではとか、何かありましたら幾つかお答えいただきたいと思っております。

【本多文化振興課長】委員ご指摘のように、長崎は、長崎から発祥したものとか、海外から長崎に伝わってそれが全国に広まったものとか、そういったものがたくさんございまして、私が今思いつくところで、文化的な面だけではありませんが、例えば身近なところではスポーツでいきますとボーリングとか、バドミントンの発祥の地とか、食文化という部分では、中国から伝わった卓袱料理、それから隠元禅師をはじめとする黄檗宗の僧が伝えた普茶料理といったものがございまして、音楽では明清楽という弦楽器が伝わっております。

また、文化ではございませんけれども、近代化の礎となった、技術革新の礎となったという部分では、造船の技術でありますとか、炭鉱では高島炭鉱が蒸気機関を使った初めての近代的な様式の採炭方法を採用したとか、医学の面で西洋医学の礎を築いたということで医学伝習所が旧県庁跡地に設置されていたりとか、そういったところが、今、私が思い浮かぶところでございます。

【大久保委員】通告もなく、ぽつと質問したけれども、たくさん答えていただいて、文化面以外でも確かにスポーツでもたくさんありますもんね。調べたら、ボートはイギリス発祥ですが、日本で初めてのレースというのは長崎だということもありましたし、医学も、造船など産業もありますので、今後、2つの世界遺産を有しながら長崎をPRしていくということを考えた時に、長崎が発祥、「長崎事始め」というのは非

常に大きなキーワードになるんじゃないかなと私は思うんですね。今、文化振興課長がお答えされただけでも相当な各分野にまたがりますから、長崎の事始めだけを集めて、発掘して、そしてそれを展示したって一つの大きなミュージアムをつくっても足りないぐらいになるんじゃないかと。

ある方の指摘で、旧県庁舎の跡地あたりに「長崎事始め博物館」みたいなやつをつくったらどうかなんて、そういう意見を聞いたこともありますけれども、そういう意味で、今回、この写真ということも非常に歴史があるということで展示会をなされましたけれども、写真に関しても、もちろん写真そのものは文化かもしれませんが、その機材というのは産業になりますし、それから、それを撮る人というのは、これはまさに人材育成ということで、これは教育にもつながってきます。県の所管もかなり広がっていると思うんですね。そういう中で、写真とか、そういう文化の面の長崎発祥というすばらしい過去を我が長崎は有していると。その有しているものの現在と未来を考えた時の構想みたいなものは何かありますか。

【本多文化振興課長】そういった長崎が発祥とか、長崎の偉人、先人が築き上げた偉業とか、そういったものをきちんと県民の方、特に若い人たち、子どもたちに伝えていくことが大変重要ではないかと思っております。

一つの方法としては、これまでも「旅する長崎学」というガイドブックでそういった偉人の偉業を取り上げたりといったこととか、今回のような博物館での企画展を通じて多くの人に知っていただくという取組をこれまでもしてまいりました。

今後とも、特に若い人たちに、子どもたちに

ふるさと教育の一環として、教育庁とも連携しながら、こういった長崎の特色ある歴史、それから先人が築いた偉業について子どもたちにしっかり伝えて、学んでいただいて、同じような道を子どもたちが目指すというか、志すような機運とか、地元に対する誇りと愛着を持ってもらうことで、若者の県内定着にもつなげていくようなことを今後進めていきたいと思っております。

【大久保委員】今、文化振興課長が言われたように、郷土の若い人たちに、そういう長崎のすばらしい歴史とか、あるいは偉人を勉強していただいて、誇りを持っていただくということは非常に大事なことだろうと思います。

であるならば、過去にすばらしい歴史を有している長崎で、そういう偉人がたくさん輩出した長崎であればこそ、将来の長崎の子どもたちに、その偉人を目指しませんかというような、もう具体的に、例えば写真が発祥ですから、「世界の写真家を目指す若者、長崎に集まれ」みたいな、そういうキャンペーンというのもいいんじゃないかと思うんですね、長崎が発祥ですから。この長崎から写真家を育成していくというような発想も大事で、その具体的な取組をぜひ実行していただきたいと思うんですね。

ちょっと所管が違いますけれども、長崎には県立大学がありますので、ほかの私立や国立と差別化をするために、ありきたりの学部学科ではなくて、例えば、これは大久保私案ですけども、県立大学に写真を特別に学ぶ学科といたしますか、そして全国から、あるいは世界から写真家をを目指す人たちをこの長崎に寄せて、長崎から育てていただくというような、そういうふうな仕掛けも面白いのかなと思いますけれども、どうでしょうか、感想を聞かせてください。

【本多文化振興課長】最近の文化・芸術の推進、振興の流れとしまして、そういった文化をいろんな経済面、産業の育成にもつなげていくという考え方もございますので、委員のご提案のあったような産業を振興している部局、あるいは人材を育成する教育庁、大学の関係の方ともいろんな形で相談させていただきながら、さまざまな分野に文化が活用していただけるような方法を考えていきたいと思っております。

【大久保委員】ぜひ、所管が違うところもありますけれども、今日、部長もおられますし、各課の課長の皆さんもいらっしゃいますので、そういった発想をちょっと参考にさせていただいて、やはり長崎から第2、第3の上野彦馬を輩出していくというような人材育成も含めて、ぜひ全県的な取組をしていただきたいと思います。

【大場委員長】ほかにございますか。

【吉村(洋)委員】何点かお聞きしたいと思えます。同じ議案説明資料から質問させていただきます。

まず、県産品のブランド化と販路拡大についてというので「日本橋 長崎館」、運営事業者が30年から代わりましたね。4月1日にリニューアルオープンをして、新たに新鮮な旬の農水産物とか、取扱商品の拡大に努めているというところで、まだ何カ月かしか経っていませんが、まずは、リニューアル後の長崎館の状況についてお知らせをいただきたいと思えます。

【宮本物産ブランド推進課長】「日本橋 長崎館」についての質問でございますけれども、先ほど宮本委員からのご質問にお答えしたことでございますが、鮮魚や野菜、肉といった農水産物を今まではスポット的な取り扱いでございましたけれども、そういうものの常時販売を始めております。

先ほど状況をご報告いたしましたけれども、ちょっと言葉が足りなかったんですが、水産物に関しましても、今、漁連でありますとか、水産部と協議を重ねておりまして、どういったものが売れるのかということを決えず協議して事業を進めているところでございます。

あともう一つの変更点といたしまして、食材に県産品を使用したものでありますとか、長崎にちなんだお弁当の販売でありますとか、飲食コーナーでの展開を図っております。これはちゃんぽんでありますとか、トルコライス、レモンステーキとか、メニューをかなりたくさん提供しているような状況でございます。

商品でございますけれども、昨年まで1,500アイテムぐらいでしたが、現在は2,700アイテムということで、アイテム数は増加しております。

また、什器を白一色から温かみのある木調の什器に変更いたしまして、テラス席を配置するなど、きれいで上品なイメージのものから、ちょっとわくわく感のあるといいますか、居心地のいい空間を演出するというところで、事業者と話をしながら進めているところでございます。

次に、今まではスタンプカードでございましたけれども、ポイントカードを導入いたしまして、今日時点で1,927名の方にポイントカードをつくっていただいております。

それから、POSシステム、POSレジというものを導入しております。POSレジといいますのは、（販売時点での情報処理と訳されておりますので、）お客様と金銭のやりとりをした時点で販売の情報をシステムにつなぐというもので、ネットワークサービスに即時につながるものでありますから、販売の管理というものがとてもしやすいということで、ここからきちんと分析を行っていくような取組を今後詰めていき

たいと思っております。

【吉村(洋)委員】 先ほど、宮本委員からも質問があつておつたんですが、少し角度を変えてお聞きしたいんです。この長崎館というのは、一番根本的なコンセプトはどういうふうに組み立ててやろうとされているのか、お聞きしたいと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】 アンテナショップの果たすべき役割と申しますのは、地域のイメージアップでありますとか、観光の誘客や特産品のPR、県産品の販路拡大でありますとか、都市部の動向リサーチでありますとか、フィードバックとかいろいろあると思えますけれども、長崎県が目指しているものは情報の受発信の場ということをコンセプトとしてつくっております。

それで、発信という意味におきましては、観光物産を主とした本県全般の魅力を発信することによって、長崎に関心を持つ方々の拡大を図り、ひいては観光客及び県産品を求める方の増加につなげるということを一つ大きな柱に置いております。

もう一つの大きな柱でございますけれども、情報の受信ということで、県内企業のテストマーケティングの場とか、そういうことの活用によって県産品の販路拡大につなげるといった大きな2つの柱で考えております。

【吉村(洋)委員】 そうですね、私としましては、このアンテナショップの意義というところに主軸を置いてほしいというのが一つなんです。

それで、先ほどから聞いていると、取扱商品を拡大すると。それは2,700アイテムと聞くと管理がきちっとできるのかなと。増やせばいいというものでもないような気がするんですが、そこら辺、まだ4月にやって2カ月ちょっとという

ところで、分析の結果は出ないんでしょうが、この2~3カ月の間でそれだけ増やして、どういう感じを受けておられるか、お聞かせいただきたい。

【宮本物産ブランド推進課長】 商品のアイテム数のご質問でございます。商品のアイテム数に関しましては、公募の時点では1,500品目から2,500品目ということで提案をいただいておりますけれども、現在、結果として2,700品目になっているという状況でございます。

商品の選定に関しましては、基本方針を定めております。それで、県産品というのも一つの大きな要素なんですけれども、県産品でなくても長崎の情報を発信するに足りるようなものであるかということなどについて議論しまして、年に4~5回検討を行い、選定している状況でございます。

ちょっと商品が増えすぎているということに関しましては、私の方もどうなのかなということも事業者に聞きたいと考えておまして、月に一回集まって運営会議を開催しておりますので、今度確認をしてきて、委員のご意見も聞きながら、商品の構成でありますとか、そういったものを検討してまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員】 そうですね、そこら辺は間を置くことなく検討を加えながら深化させていただきたいと思うところです。

そういうところから、その次のページにあるんですが、長崎フェア、これを高級スーパーやデパート、ホテル、飲食店でやっておるんだということなんです。そこら辺は県産品のブランド化や販路開拓というところ、それから、長崎県へ観光に来ていただくというような、長崎館の発信機能というところと組み合わせ、相乗効果を出していくことなんだろうと思うんで

すが、そこら辺の動きについて、お知らせいただきたい。

【宮本物産ブランド推進課長】「長崎は、美味しい。」食のPR事業と日本橋のアンテナショップの取組の相乗効果のご質問でございます。

県産品のブランド化の取組につきましては、市町生産団体と連携をとりながらブランド化と販路拡大という大きな2つの視点で取り組んでおります。

こちらの方は、物産ブランド推進課の方で長崎フェア等々を開催しているんですけれども、その中で水産部でありますとか、農林部、生産団体の方たちと一緒に推進の母体をつくりまして取り組んでいるところでございます。

長崎館の相乗効果の部分でございますけれども、例えば、まだちょっとできていない部分ではございますが、長崎館の商品を見てもらうようなバイヤーを招聘する取組でありますとか、今度考えておりますのは、そちらの方で長崎フェアという形で、日頃、百貨店とかホテルでは扱えないような商品でのフェアを組んで、年に数回、取り組んでまいりたいと考えており、お互いに相乗効果が出るような仕組みを今後検討してまいります。

【吉村(洋)委員】そこら辺は有意義なつながりを持てるようなところで検討を加えていただきたいとお願いをしたいと思うんですが、そういう観点からもう一つ。

今年の2月、3月かな、T I C 東京、森トラストさんが行っている、無償で東京都の外国人向け観光窓口というような感じで、長崎館の近くに設定をしてあるんですが、そこで長崎県のイベントをちょっとやられていると思うんですが、その結果、それから今後の見通しというようなところがわかればお知らせいただきたい

と思います。

【宮本物産ブランド推進課長】T I C 東京についてのお尋ねでございます。

T I C 東京でございますが、東京駅日本橋口から徒歩1分のところにある日本政府観光局が認定した東京都認定の観光案内所でございます。こちらの方のPRでございますけれども、委員会の方からそういうこともやった方がいいとのご指摘があったかと思っておりますけれども、そういったことで昨年の2月と3月にポスターを貼ったり、リーフレット、パンフレットを配架したりという取組を行っております。

2ヶ月間で13万円ほどかかっていると確認しておりますけれども、結果については、観光案内所で長崎県のことを尋ねた方が、2月が9人、3月が15人で計24名しかいなかったということを確認しております。

私の方も行って見たんですけれども、レストランの入り口になっておりまして、通過する方はすごく多いんですけれども、なかなか案内所に立ち寄って観光のパンフレットを見るという方が少なかったように感じておりますので、4月からは契約を行っていないという状況になっております。

【吉村(洋)委員】とりあえず、ちょっと提案もあってやってみようかということでされたふしもあるんですが、あそこの話を聞いておると、長崎にもホテルを今度建設されるんですよね。それと、全国的に、特に外国人観光客の誘導、誘導と言ったら語弊があるかもしれないですけども、そういうのに長けているわけですよ。それもいわゆるクルーズ船とかで来るとかじゃなくて、個人で観光される方々をあちこちに紹介すると。そういうところでもう少し有機的に結びついていけば、その価値が上がっていく

だろうと。だから、とりあえず経験値として今持ちました。

あのレストランも地元の食材を使って食の長崎フェアみたいなことができるんですよね。だから、そこら辺は、今後とも、そういう長けた人たちとのつながりというのでも継続をしていくと結果に結びついていくんじゃないかなと思うので、今の話を聞くと残念だったというような感じが出てくるんですけど、そうじゃなくて、ただぽつと投げてやっただけなので、流れの中でそういう結果と。しかし、それをもう少し詰めていくと、例えばT I C東京のスタッフの人たちと話す場面を持って、今後どうすれば増えていくかとか、そういうアイデアはどんどん出てくるんだろうと思います。そういうことで、あんまり費用もかからない。あそこは特区指定で東京都から指定を受けて、いわゆる容積率の緩和をしてもらって、それでもうかっている会社ですから、あんまり細々金をたくさん取るというようなところでもないみたいなので、そういうことは活用を今後も考えていただければと思います。

それから、今、長崎県はこの「日本橋 長崎館」でアンテナ機能で受発信をするということなんですけど、今、商工会の長崎県連合会で埼玉県さいたま市に、これはあえてアンテナショップとは言わなかったんですよ。長崎の物販をする店舗を構えると。それで、「店舗を構えるということは、アンテナ機能ではなくて、その店舗で利益を上げていくという話になるんですね」と。そしたら、「そうです」という答えが返ってくる。3年間の補助期間があるんですよ。これは国の直接補助かな。それで、連合会が直接運営をするんですよと、そういう話になるので、大丈夫かなということ連合会の職員にも聞いた

んですけど、3年間補助があるからやりますが、その後、尻切れトンボで終わるといようなことで計画をされてはいかんのじゃないかなと思うので、そこら辺はしっかり取組をしていただきたいとお願いをしているんですが、そこら辺についての連携というのは進めようと、当然認識をしながら進めるんだとか思って考えておられるのかお聞きしたいと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】長崎県の商工会連合会が埼玉県に開設予定であるアンテナショップについてのお尋ねでございます。

長崎県の商工会連合については、中小企業庁の補助事業を活用いたしまして、埼玉県に直営のアンテナショップを開設するというところで聞いております。

それで、私どもの方のアンテナショップとの連携のことでございますけれども、商工会連合会のアンテナショップの開設については、県産品の認知度の向上でありますとか、首都圏への販路拡大に面としてつながっていくということで、大変有意義なものとして捉えております。

同連合会から県に対する要望もありましたが、「日本橋 長崎館」との連動ということはもちろんのこと、情報発信だとか、管理運営実績に基づく助言など、可能な限り協力を行っていきたいと考えております。

6月20日に連合会の方々がお見えになって意見交換会も開催しております。その中で、まだ場所がきちんと確定してないということもございまして、具体的な連動の中身というものは確認できていないのですが、今後、「日本橋 長崎館」との共同イベントの開催でありますとか、イベント出展者への情報の発信でありますとか、そういったものを取り組んでいくということを確認している状況でございます。

【吉村(洋)委員】 そこら辺は今からのことなんですけど、せっかくそういう取組をやるということですから、県としてもそこら辺は聞き置く程度のことでなくて、せっかく面的に関東圏で広げていくというようなことを今おっしゃったわけですから、連携をして、情報も共有しながら、それこそ有機的に結びつけるようにしていただきたいと思います。

最後にしますが、日本遺産は長崎県に幾つあるんですか。まずそれを答えていただきたいと思います。

【本多文化振興課長】 長崎県で既に認定されている日本遺産につきましては、3つでございます。

【吉村(洋)委員】 3つでしょう、日本遺産はね。この7ページを見てよ。下から9行目、3つなんだけど、3つしかないのよ。この7ページの下から9行目、日本遺産、何というかね、皆さん方にあんまり認識がないというふうな言葉がさっきもあった。だから、もっと取組をせんばいかん。そういう割には3つしかないのよ。ここに世界遺産や日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」等にくくってしまっているというのがどういうことかなと思うんです。3つしかないなら3つ書けばいいと思うんだけど、どうですか。ここの次のページにいっぱい空白があるのよ。ちょっと答えてください。

【本多文化振興課長】 失礼いたしました。そうですね、全て書くようにしておくべきだったと思います。

【吉村(洋)委員】 言った以上、そうしてねと言わないといかんのだけど、意識の持ちようですよ。あなたたちが、日本遺産が一般に知れてないと言いながら、こういうことをするから知られないとなるわけだから、そういう意味での意

識を高めてくださいよ。

ここに、この前持ってきてくれと言ったパンフレットをもらいました。ここに5つもあるんだね。よく集めていただいてありがたかったです。これも全部日本遺産、パンフレットね。焼き物、鎮守府と焼き物。これの発行元が、事務局等がばらばらで、いろんなガイドブック、パンフレットをつくってあるんだけど、これをいろんな人の認識を高めるというためには、まず自分たちが認識を高めていかないといかん。そのためには、こういうものをそれぞればらばらで出していたらどうなのかなと思うんだけど、そこら辺についての考え方というのをお知らせいただければと思います。

【本多文化振興課長】 それぞれの認定された日本遺産を紹介する、そういった情報発信のためのガイドブックでありますとか、パンフレット、リーフレット、それからPR映像とかを作成しているところもあるんですが、それぞれの認定された地域で、推進協議会という形で行政と民間の観光団体や、交通事業者等が入り、それぞれ発信をしているところでございます。

県全体の認定された3つの資産の全ての情報発信につきましては、県の方でホームページや、県の広報媒体等を通じて紹介をしておりますし、文化振興課の方で発行した「ミュージアム県長崎」という情報誌の中でも特集記事として取り上げるという形で、広く県民の方に知っていただくような取組は進めているところでございます。

【吉村(洋)委員】 もう最後にしますが、今のは私の質問にあんまり答えていないんだけど、ここに公式ガイドブックというのがあります。これは佐賀、長崎両県の事務局が書いている。こっちの「肥前やき物でおもてなし」というのは、

これは佐賀県になっている。肥前窯業圏活性化推進協議会、事務局は佐賀県と書いてある。中はほぼ一緒なんですね。

だから、もったいないなと思うのもある。これは国も悪いんだろうけど、それぞれ補助金を出したりするもんだから。使わんばというのでそうなるんだろうけど、さっきの国境離島の話でもないけど、使わんばというので同じようなのを幾つもつくったらもったいないなと。もっと中身を凝縮させて連携した、言ってみればもっと中身の充実したパンフレットなりガイドブックなりというのをつくっていただきたい。それが認識を高めるということにつながるんじゃないかなと思うので、今後は、これは長崎、佐賀連携の話にもなってくる。知事も、「長崎、佐賀連携でいきます」と言っているわけです。特に、このやき物圏、肥前窯業圏というのは、長崎と佐賀をまたいでいくわけだから、そういう意味でやりがいがあるというか、今後のいろんな展開につながっていくという期待をしているんですよ。

そういう意味で、今後、そういう取組を佐賀県とも一緒になってやっていただきたいと思いますが、最後、答弁をお願いします。

【本多文化振興課長】肥前窯業圏の取組につきましては、事務局を佐賀県が持っているということですが、長崎県と佐賀県と関係する市町が連携して取り組んでおりまして、私どもは直接その事業には携わっていないのですが、そういった佐賀県と連携した取組を今後一層、効率的かつ効果的に進めていただくようなことが必要かと思っておりますので、そういったことも推進協議会である事務局にお伝えしてまいりたいと思っております。

【大場委員長】ほかがございますでしょうか。

【宅島委員】私は別の観点から長崎館のことについて質問したいんですけども、今年4月から運営会社が交代したということなんですけれども、納入業者の数ですね、要は以前、3月31日までに運営をされていた時の業者数と今の業者数、これは把握していらっしゃいますか。

【宮本物産ブランド推進課長】以前の業者数が219業者、今の業者数は240業者でございます。

【宅島委員】なんで今の質問をしたかということ、長崎県を代表するお菓子を製造する経営者から、長崎館はどうですかと聞いたら、代わってから全くだめですと言われたんです。4月から全く、売上がぱたっと止まったんですよ。なんでですかと聞いたら、何か陳列が悪いのか何かわからないんですけども、その魅力がないという話ではないと思うんですね。長崎では結構売れているお菓子なんですけれども。

私が言いたいのは、やはり任せっきりにじゃなくて、やはりそれぞれの売上状況というか、県もよく納入業者の皆さんとも話し合い、意見交換の場を持ちながら、どうですかとか聞いてあげないと、運営業者の方ばかり追いかけていて、実際納入している長崎の製造業の方たちが困ったことになるといけないので、きちっとその辺は、課長は4月になられたばかりなので、部長なり、政策監なり、企画監もいらっしゃいますけれども、ぜひそこら辺はきちっと、よく実態調査をして、やっていった方が、何かこうおかしな雰囲気を受けたので、そこだけ意見を言わせていただいて、要望して終わりたいと思います。

【大場委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】いわゆる長崎空港をどうやって活かすかということは、もう常時、議論をやっているところです。特に、24時間空港化をはじめ

として、いわゆる国内線の乗降客は幾らかずつ徐々に増えていると。熊本地震で幾らか少なくなった状況が、今こうして盛り返してきているということで315万人とか、非常に伸び率がよろしいということで評価を受けているわけけれども、いわゆる国際線がいま一つどうも鳴かず飛ばずではないかというような、非常に恵まれた世界初の海上空港でありながら、なかなか活かしきってない。こういうところの取組について、一体どういう対策を打っているのかと、こんな話はいつもあるわけですよ。しかも、国際空港と言いながら、上海とソウル、わずかこの2つの路線についても、いつも休便であってみたりとか、乗降客が少ないとか、そんなような形の中で、本当に風前のともしびみたいな形の中で、何かがちっとした、世界初の海上空港にふさわしい、そういう国際的な路線が拡充しないとか、安定をしないとか、こんなようなことについて非常に寂しい思いをしているわけですよ。

今日、手元に日本経済新聞の5月27日号なんだけれども、要するに「地方の国際線週1,000便を超えた」と。地方のいわゆる空港で国際線を持っている空港が26あると。そこが、こうやって定期航空路線を国際線で拡充して行って、もう週1,000便を超えていると、こんなようなことが書いてあるわけですよ。後でまたご覧いただきたいと思っています。

私は質問はいたしませんけれども、こういう他の国際空港が置かれた現況の中において、しっかり頑張っているわけですよ。

しかも、福岡の空港は混雑空港と言われながらも、まだ増便をやっているわけですね。一番怖いのは、福岡空港がまさにそうやって混雑空港として、その使用の範囲が限定的になって

くると。じゃ、その代替空港は長崎空港、大村空港でではなくちゃいかんと、こう言っておったけれども、だんだん、だんだん北九州空港が非常に脚光を浴びてきて、福岡空港のまさに代替空港は長崎空港じゃなくして、こっちの北九州市の空港の方に移っているような状況で、ここも本当に失礼だけれども、これまではあんまり話題に上らなかったけれども、福岡空港が混雑空港ということで、距離の近さから、しかも24時間空港という一つの要件を満たしておって、だんだん、だんだんそこから増便が国際線に向けて増えていっているわけです。

そういう状況を見た時に、もう少し県として、土井口さんのところだけの問題じゃなくして、もうちょっと国際線の対策をやっていたかないと、今回、台湾にチャーター便を飛ばすとか、こういうことで、以前はチャーター便についてもかなりの便数が飛びよったけれども、最近では他の空港と比較してみた時に、あまり大したことはないと言われても仕方がないくらいの、実に昔と比べれば少ないということになっているわけです。

今言うように、これからは人口減少の時代で、もう国内線の便数が将来的にどうかと、こう考えていけば、やはり訪日観光客のこれだけの盛り上がりができる状況の中で、しかもオリンピックとかいうことを見た時に、もうちょっと何か具体的な取組があって、もうちょっと夢とか希望とか、そういうものが長崎空港を取り巻く環境の中においてあってもいいのではないかと、こういう感じがいたしております。

ぜひ、ご苦労いただいていることはよく承知していますけれども、結果を出していただかないと、なかなか評価は薄いと思うんです。

だから、まず上海路線、それからソウル路線、

これをしっかり堅持しながら、新たな航空路線をしっかりと一つ堅持しながら、やっぱり長崎空港、世界初の海上空港としての位置づけをもっともっと活かしていただかなければ、本当にローカル空港で眠ってしまっている、本当に国策上からも、また長崎県の発展からも、この空港の最大の経済基盤を活かしきってないと、こう言われても仕方がないわけだから、ぜひひとつ、これはぜひ文化観光国際部としてもしっかり取り組んでいただくように、これはひとつ要望しておきたいと思っておりますので、お願いをしたいと思っております。

クルーズ船のことについて若干お尋ねをしたいと思っておりますけれども、とにかくこの実績たるや、今、飛行機の方はあんまりぱっとしないとか言いながら、クルーズ船はおかげさまで、実にその回数が顕著で、しかも本当によくやっただけだと、こう思っているわけですよ。大体昨年度も、1年は365日だけれども、大体それぐらいの回数が毎日のように就航していると、こうやって寄港してもらっているというようなことでもあるし、また、今年の見通しについても、やっぱりそれと変わらないぐらい、いわゆる長崎県の港に立ち寄っていただくと、こういうデータも出ているような状態で非常にありがたいと思っております。

いつも言われているように、この365回とか、そういうようなことで、例えば1回立ち寄っていただければ、大体その1隻よっての消費金額は幾らかとなくなってくれば5,800万円と、こう言われているわけよ。5,800万円が1隻でと、こういうことになっているわけだから、365隻とか、そういうことで去年1年間の実績でいけば相当な金額になっているわけよ。

ところが、これがいつも言われるように、た

だ広がりがないというか、経済効果が非常に限定的であると。なぜかという、いわゆる免税店だけにしか案内をしないと。なんでこんな商品開発ができないのか。これだけの実績を、いわゆる長崎県の港を利用していただきながら、それがどうして商品開発につながらないのか。ただ、免税店に行って、そこだけが広がり、経済効果として何かあっているような、そんなようなことではいかなものかという話は、もう現実に出てきておって、そこはもうご理解をいただいていると思っておりますが、例えば、平均してどれぐらいの時間立ち寄っておられるのか。例えば、下船をして、民泊じゃないけれども、どこかに宿泊をしながら、長崎県のよさを最高に受け止めて帰ってもらおうとか、そんなようなことにもつながってないわけだけれども、もうちょっとクルーズ船の経済効果を高めるために、いろいろと答弁を見えますと、島原の方向にとか、温泉を一つの狙いとしていろんな商品をつくろうとか、いろんなことがあっているわけだけれども、もう少しこの辺の商品開発を本気になってやっていただかなければもったいないと思うんです。もっともっと、そういう消費金額を落とすことができる。この5,800万円で平均したら一人大体幾らぐらいの消費金額なのか、こんなのはあなた方でわかりますか。

【土井口国際観光振興室長】クルーズ船のお客様が落とす金額についてのお尋ねかと思っております。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

— 午後 2時46分 休憩 —

— 午後 2時46分 再開 —

【大場委員長】再開いたします。

【土井口国際観光振興室長】クルーズ客船の一

人当たりの単価ということでございますが、まず各国ごとに船、中国人を専用にしたクルーズとか、欧米人を専用にしたクルーズとかございますので、国によって若干異なっております。

韓国人が大体1万193円、中国人に至っては2万8,318円、欧米人が9,096円、日本人につきましては、長崎県の観光統計の日帰り観光客の結果ということで昨年8,170円という結果でございます。

【小林委員】よくわかりましたが、中国の方が約2万8,000円も使っているということ、相変わらずたくさん買っているという。あんまり好きな言葉じゃないけれども、爆買いみたいなそういうことがまだ続いているのかという感じがします。

しかし、これから一番大事なことは、先ほどから言っているように、どういう商品をつくって、この経済効果を高らしめるような対策をきちんと打っていただいて、そして、それを何度も言う、結果であらわしていただきたいと、こういうお願いをしたいわけですよ。

しかも、これは土木部の所管だと思いますけれども、川崎議員が本会議場でも取り上げておられました。大体365回ぐらいと、こう言うけれども、実際、長崎の松が枝埠頭だって本当はもっと入ってくる予定のところを、そこの港湾の整備ができてなくて、結局断ったと。断ったのが172隻もあると、こういうことも土木部長が答弁をしておりますよ。ここも172隻掛けることの5,800万円ということをやっていきますと、約100億円近くなるわけですよ。そういう点からしても、みすみす長崎県の港に入りたいと希望する船会社があっても、それを迎え入れることができない港湾の整備の不備、こここのところも対策が急がれるわけでありまして、土木

部の方でやっただけだと思っておりますけれども、こここのところについても長崎県としては非常に大事なこれから立ち向かっていかなければいけない問題だと思っておりますから、この辺のところもぜひひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

続けて、今度、文化観光国際部長は初めて就任されまして、なかなか論理的に鮮やかな人だということをお聞きしておりますし、また、前は奥様に大変お世話になって、みんなそれなりにお世話になって、本音が言えないから非常に言いやすくなったんですが、本当に部長、今、私は世界遺産の問題で、こうやって潜伏キリシタンの状況が、今、こうやって現地に行かれて、その秒読みのカウントダウンで、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が正式に世界遺産登録がいよいよ間近になってきたと、非常にわくわく、どきどきするような状態ではないかと、こう思っているわけです。

それで、構成資産の12という状態の中で、私はずっと、今、担当の課長とか、皆さん方にもいろいろと言わせていただいております、なんで大村が今度の構成資産の中に入らないのかと。大村はなんで入らないのかと。当然、ここに大村純忠という日本で初めてのキリシタン大名がいるんだと。この人がいなかったら、本当に潜伏キリシタンとか、長崎県のキリシタンとか、それはもう断じてあり得ないわけであって、そういう点から考えてみて、なんでこの大村純忠が、今回の潜伏キリシタンの一番の避けて通ることのできない人物なのに、それが構成資産として認められてない。いろいろと太刀打ちがまずかったのかどうかよくわかりませんが、ただ一つ言えることは、史実に基づいて、これは避けて通れないということはおわかりだと思

うんです。にもかかわらず、それが12の構成資産の中、長崎県では11ですか、そういう状況の中で、なぜそれが構成資産として認められなかったのかと。

私が質問をいたしました、あなたの前の部長さんは、要するにいろいろ識者の意見を聞いても、大村の流れは今回の潜伏キリシタンの世界遺産の目的とちょっと重みが違うというか、そんなような形の答弁をしておりましたが、ここは、部長がちょっとここところは答弁できるのか、担当の課長さんをお願いをしないといかんのかと思いますけれども、まず、あなた方の認識の中で、どこが要するに大村純忠という日本での戦国大名の洗礼を受けた第一人者で、いろんな史実に基づいて今回の潜伏キリシタンの世界遺産にまさに合致する内容が大村の中にはうずまっているのに、それが素通りされているということ、これは一体どういうことなのかということがどうしてもいま一つわからない。この際、新任の部長もお見えになったので、少しその辺のところを真剣に考えていただくために、また飛行機の中でもいろいろお考えになってもらって現場に乗り込んでいただきたいという希望を込めて、どうしてだめなのか、お尋ねをします。

【村田世界遺産登録推進課長】世界遺産に登録されるためには、世界遺産の価値を必要十分な構成資産で示すという完全性、それから真実性、そして法的保護が整っているかなど、世界遺産ならではのさまざまな要件を満たす必要がございます。

大村純忠の関連遺産につきましては、もちろん日本のキリスト教史上大変重要なものというふうに認識はしておるんですけれども、先ほど委員からご指摘がございましたとおり、文化庁

や専門家のご意見もいただいた上で、これらの世界遺産として求められる要件の全てには合致しないということで構成資産に含まれていないという状況でございます。

ただ、これは、この大村純忠関連の資産が価値を否定されたということではございませんで、価値自体は非常に重要なものと我々も認識をしております。こうした関連する資産を一体的に広く紹介するような形で、さらに、訪れた方々にも理解を深めていただくことにより、この潜伏キリシタン関連遺産の魅力もさらに向上するといえますか、充実していくと考えておりますので、引き続きこうした関連資産を含めて、それぞれの地域資源に光を当てて、登録の効果を県内に広く普及させていきたいと考えております。

【小林委員】私は、今、大村に住んでいて、大村出身だから、だから、大村が脚光を浴びるようにやってほしいと、そんなことを言っているわけではなくして、あくまでも今回の潜伏キリシタンというこの世界遺産の内容を見た時に、大村純忠を抜きにして長崎県のキリスト教関係を語られるのかと、この一番の何度も言う史実に基づいた話なんです。

文化庁とか、そういう識者の意見を聞いたら、今回の世界遺産の目的に大村の今の置かれている状況は合致しないと、こんなようなことを言うわけよ。だから、それが具体的にどんなことが合致しないのかと。どんなふうに、いわゆる構成資産から漏れるに足るだけの状況にあるかと。こここのところがいま一つわからんわけだよ。

言うように、何も私は難しいことを言っているわけではないんですよ。史実に基づいて、こうだ、ああだということ、もういろいろと細かく言わんでも、皆さん方はもう勉強していた

だいてわかっているはずだから言わないだけのことなんだけれども、どうしても今回の世界遺産の目的に合致しているから、むしろ入らないのが、構成資産から漏れていること自体が大きな過ちではないんでしょうかと、こんなようなことを言っているわけよ。だから、どこが要するに要件に満たないのか、その辺のところを語っていただかなければ、なかなか理解ができませんんですが、いかがでしょうか。

【村田世界遺産登録推進課長】先ほど、諸要件がございませうという答弁をさせていただきましたけれども、その中で一つは法的保護が整っていること、これは文化財保護法により保護措置が適切に図られているというのが一つの条件になってまいります。

一方で、今、大村純忠ゆかりの、例えば史跡の公園でありますとか、三城城でありますとか、仏の谷、放虎原殉教地等につきましては、まだその段階には至っていないという状況でございました。いわゆる国の文化財保護法の保護措置の適用を受けていないという状況にもございます。

そうしたことから、たくさん関係する遺産の中から文化庁や専門家との議論の中で、今の構成資産を選び取りしているという状況でございます。

【小林委員】だから、そういう何というかな、過去の手続の問題とか、要するに文化財的な指定を受けてないと。これが大きな、いわゆる今回漏れた理由だというようなお話ではなかったかと思うんです。

文化財とかのそういう手続をやれば文化財指定は受けることができる内容だと思うんです。だから、失礼だけれども、大村市関係者の方々はどう考えておったのかわからないけれども、

いずれにしても、もうとにかく、今回は潜伏キリシタンだけれども、こうやってキリスト教を前提とした世界遺産だということで、教会群だとか、あるいはそういう関連遺産とか、こういう形でスタートしてきて、今、潜伏という格好になったんだけれども、この一連の流れを見ましても、大村純忠を抜きにして断じて語ることはできないと思っている。

ただ、そうやって何といいますか、文化財の指定を受ける手続をとっていなかったということで、今、いろいろ言われている12の構成資産を上回るだけの構成資産が大村市の中に現在存在をしているにもかかわらず、それが素通りされるというような形で、あたかも史実が曲げてしまわれるようなそんな状況の中ではないかなものかと思っているわけです。

だから、今回、構成資産に今から大村市を入れてほしいとか、そんなできもしない無理難題は論外として、もう少しこの大村純忠ということの中に脚光を浴びてもらっても、私は世界遺産の要件をまさに満たすだけのものは十分あるのではないかと。むしろ、補完的ないわゆる厚みを加える大きな価値がそこにあるのではないかと、どうしても考えているわけですが、そういう考え方はございませうか。

【中崎文化観光国際部長】世界遺産登録の経過は、先ほど世界遺産登録推進課長が答弁したとおりでございます。

私も今回、部長に就任しまして、県内の構成資産を全て見てまいりました。そしてまた、現地の首長、それから関係者とも意見交換をしてまいりました。

そして、そういった隠れた信仰にあるということで、そういった集落をきちんと守って、世界の宝を後世に残していくということも大事で

ございますけれども、一方では、今回、世界遺産を契機に、やはり多くの方、国内外に長崎におけるキリスト教の価値を発信して呼び込むということも大事だと思っています。

そのような観点から考えますと、やはり長崎におけるキリスト教をお伝えするのは、禁教期にとどまらず、伝来期、そして禁教を経て復活、そういった一連のストーリーを発信することが、やはり多くの皆さんに感動を呼び込むものだと考えております。

そうしますと、やはり12の構成資産だけでなく、ほかに関連資産と組み合わせてそれを発信することが、多くの方に感動を呼ぶことと併せて、今の構成資産というのは点在しておりますので、既存の関連資産と組み合わせることによって非常に周遊もしやすくなる、あるいは、いろんな経済的効果も県内各地に波及できると考えております。

そういった意味でいきますと、キリスト教において、非常に重要な役割を果たした大村純忠の功績というのはきちんと検証して、先ほどから話に出ております空港の拠点となっている大村市でしっかり学んで、また五島に行ってくださいとか、そういうふうなツアーも組み立てていきたいと考えておりますので、今回の世界遺産の登録の意義をしっかりとかみしめて取り組んでまいりたいと思っております。

【小林委員】 部長がそういう考え方で、ただ、部長のこの間からのいわゆる本会議におけるところの、世界遺産におけるところのいわゆる経済効果という質問を他の議員の方々がおやりになった時の部長の答弁ですけれども、やっぱり構成資産12だけを考えて、そういう周遊対策を中心としてお考えになっていると。少なくとも今みたいな答弁は全くなかったわけですね。通

常、12の構成資産を、まずしっかり皆様方に見ていただくというところから始まることはわからんわけではないけれども、私が今言っているように、史実を、歴史の実際をこうして読んでみると、やっぱりこれは外せないなど。むしろ、先ほども言っているように、今回のそういう構成資産12のさらに厚みを加える一つの存在として、大村市の大村純忠を避けて通ることはできないのではないかと。

やはり歴史を見ましても、このキリスト教で繁栄をもたらすわけですよ。そこから禁教なんです。そして、その禁教の後に潜伏なんですよ。1865年の信徒発見というまさに歴史の偉大な事実に対して、まさしく250年も、宣教師も誰もいない状況の中でキリスト教がしっかり守られてきた、その背景の裏には、全部大村純忠公の存在がやっぱりあるわけですよ。そのところを語らずして、今の12の構成資産は構成資産としての価値は十分おありになるということは十分わかっておりますけれども、ここにもう一つ厚みを加えるという意味において、私は捨てがたいものではないかと。素通りさせては絶対にならないと。だから、準構成資産的なそういう立場の中で、やはりこここのところは、この盛り上がり価値あるものにするために考えていただきたいと、私はこういうふうに思っております。私は、県庁の方から、歴史博物館に行ったら大村純忠公の新たなそういう展開が資料のもとに出されていますよと、私も早く1回行ってぜひ拝見させていただきたいと、こういうようなことで、県の行政の方々もその辺のところについては十分お考えをいただいているということはよくわかっていますけれども、ぜひそういう意味で、これからの潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録は目の前という時に、さあい

よいよこれから、これをどう長崎県のまさに繁栄に活かしていくかというようなことになっていくわけだから、その点から考えても絶対に大村純忠は外すことのできない歴史上の人物であると。まさに、この世界遺産の正式登録にふさわしい第一人者であると、このことをぜひ強調して、今後、周遊対策についても、またいろんなそういう価値観のアピールについても、大村純忠を抜きにして語っていただきたくないと。ぜひ、厚みを加えていただきたいことを重ねてお願いしたいと思いますが、最後にこの私の考え方に対しての決意をひとつお願いしたいと思っています。

【中崎文化観光国際部長】 いよいよ世界遺産、明日、バーレーンに向けて出発するわけでございますけれども、暫定リストに載ったのが平成19年でございます。そうしますと、この11年の長きにわたって、大変多くの方がご苦労され、携わってきたわけでございます。そういった思いを持って、私も現地でこの登録の決定を迎えたいと思っておりますけれども、そういった意味からも、この12の構成資産はもちろんでございますけれども、関連する資産、大村純忠公の顕彰遺産も含めて、県内に123ございます。こういったところもしっかり組み合わせて、そして長崎県におけるキリスト教の歴史をきちんと発信する、そういったことがこの登録に際して、今まで携わってきた多くの方の思いに応えることだと思っております。しっかりと今後もしっかりと取り組んで、登録の効果を県内全体にいきわたらせることができるよう前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

【佐古観光振興課長】 私の方から、もう少し早いタイミングで申し上げればよかったんですけども、昨年の観光振興課の取組としまして、

関係事業者と一緒になりました、日本遺産と世界遺産、潜伏キリシタンの遺産をテーマに12本の企画商品を作成いたしました。これはもう昨年度末ぎりぎりにでき上がったものですが、その中の一つに「キリシタン紀行大村・諫早編」というのがございまして、こちらにつきましてはコース、行程で申し上げますと、スタート地点が大村純忠公の終焉地、ここをスタートいたしまして、首塚・胴塚、それから放虎原殉教地といったところを回るようなコースも作成をしたばかりでございます。

ちょっと私の方から部長に事細かにこれまで説明してなかったものですから申し訳ないんですけども、そういった企画商品もつくっておりますので、今年度はそういったものの販売促進にもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【大場委員長】 課長、もしよろしければ、その辺で出せる資料があったらいただければ、こういうふうな形で後でいただければと思いますので。

【小林委員】 せっかく観光振興課長がご丁寧な答弁をいただいたんですが、そのところは私も承知をしておったつもりです。

ただ、部として、県の一番の幹として、私はその認識を全員の方々に持っていただきたいと。当然知事をはじめとして、やっぱりそれぞれ関係の皆様方に、この大村純忠公の位置づけというものをきちっと据え置いて、今回のいわゆる潜伏キリシタンの世界遺産登録という形の中で、やっぱり位置づけていただきたいということを一番願いたいわけですので、こうやって観光振興課でもいろいろとやっていただいていることに感謝しながら、しかし、一番大もとのそういうところをひとつお願いしたいと。その決意を

先ほど部長から聞かせていただきました。ぜひその方針でよろしくお願ひしたいと思ひます。

【大場委員長】 ほかにござひますか。

【吉村(庄)副委員長】 大分時間が過ぎておりまして大変恐縮ですが、質問させていただきたいんですが、時間は端折りたいと、こういうふうに思ひます。

まず、世界遺産の問題です。先ほどからいろいろ話もあつておりますし、今も小林委員の方からかなり格調高く、基本的ないろいろご意見も出たり、ご要望も出たり、それから部長の答弁も聞かせていただきました。その点はそういうふうに思ひますが、ご同慶に堪えないと、ここまでこられたのに、あるいはきたのについて、そういうふうに思つております。

そこで、世界遺産については3ページにも書いてありますが、登録はゴールではなく、県内に広く、経済効果というものが中心にしておりますから、私もそれだけじゃないと思ひますけれども、地域の皆様と構成資産の歴史的価値を共有するという話を書いてありますね。そういうことで愛着を持ってまちづくりを進めていくんだと、活性化に結びつけていくと、こういうふうになっているんですね。

ここはやっぱりそれぞれの地域で少し差があるんじゃないかと思ひますが、それが理想的にいつておけば一番いいんですけれども、いわゆる今、構成資産になっている地域のAならAというところに、やっぱり世界遺産の価値があるようなものなんだということですね、結果的に言えば。そういうものをその地域の皆さん方ももちろん長崎県全体、全国もそうでしょうけれども、特に当該地域の皆さん方がそういう考え方をきちっと持つていかれることは非常に大事だと思ひますね。だから、共有するという意味では、まだまだというか、差がいろんな意味

で温度差が少しあるような気もいたしますから、一つひとつ申し上げませんが、そういうところについて十分配慮をしていただきたいと、こういうふうに思ひますが、そのところについての基本的な考え方、いわゆる共有をしていくということは、そういう地域を中心にして、とにかくそういう価値がある、その価値の内容について、やっぱり地域が認識をしていただく、こういうことが必要だと思つております。そのことで書いてあると、方針を立ててあると思ひますから、そのところについて、基本的な認識をお聞かせいただきたい。

【村田世界遺産登録推進課長】 委員ご指摘のとおり、地域の方々が世界遺産の歴史的価値を共有するというのは、その後の資産の保存管理の面も含めまして、非常に重要なことだと思つております。

そういったことで、今、私どももそうなんですけれども、関係市町と連携して、地域に入りまして、例えば地域の方々のご要請に応じて講座を開くとか、そういったことで出前講座などを開きながら、地域の人たちの認識を共有化しているということもあります。

それともう一つ、私どもで今、積極的に進めようと思つておりますのが、やはりふるさと教育、先ほどもちょっと出ていましたけれども、そういった中で若い世代の方々にもこの資産の価値をしっかりと理解をいただいて、その後の将来にわたつて資産を継承していかなければいけないわけなんですけれども、そういった担い手になる子どもたちに対しても、ふるさと教育の中で取り組んでいくと、盛り込んでいくということをお考へしております。

あらゆる世代の人たちにそういう歴史的価値をお示しいたしまして、価値の理解を深めていただけるような努力をしていきたいと思つてお

ります。

【吉村(庄)副委員長】 それはわかりました。当然そういうことで頑張っていたかと思えます。

それから、前段の3ページに、先ほども説明がありましたが、私は十分お聞きできなかったのかどうかわかりませんが、「世界遺産受入推進協議会を開催し云々」と書いてありますね。これは当然そういうことで取組を、今のことも関連して行われてきたことは理解をいたしますが、引き続き官民一体となって各種課題に取り組んでいくという書き方というか、方針、取組の仕方として書いてあるわけです。

この各種課題ということについて、現時点でどのようなことを考えておられるのか。全て100%ということではないだろうと思うんですが、これだけ方針を出しておられるということであれば、推進協議会等でこれから受け入れ万全、こういうことも当然考えながら、各種課題について取り組んでいくと、こういうふうにしていますから、今の段階でこら辺の問題について、課題をどういうふうに認識をしておられるのか、お聞かせ願います。

【佐古観光振興課長】 世界遺産の受入体制につきましては、まずは集落の中にある教会堂周辺の駐車場ですとか、トイレですとか、そういった便益施設につきましては、おおむね整備がなされております。

その上で、現在、私どもとして、課題として考えておりますのは、やはり潜伏キリシタンの関連遺産というのが、歴史的な価値というのをしっかりご説明する。その説明なしに、ただ教会の中を見るとか、集落を眺めるというだけではなくて、全体のストーリーの中での位置づけですとか、そういった価値をしっかりと直接ご説明をして理解していただくというのが大事だろうと思っています。

そういった意味で観光振興課におきましては、これまでも長崎巡礼センターへの補助という形で巡礼ガイドを育成してまいりました。今現在、84名の方が活動していただいています。ただ、ほとんどが比較的年配の方というのもございますので、今後、10年、20年を考えた時に、さらにすそ野の拡大といえますか、また次の世代にどうやって引き継いでいくか、そういったところをしっかりと考えていかないといけないというのが一つの課題だと考えています。

もう一つは、どうしても県内に点在をしておりますので、これはもう従来から二次交通対策の重要性というのは議会も含めてご議論いただいているところでもございます。私ども、今の当面の対応としましては、周遊対策、例えば定期航路が利用できないところは海上タクシーを使って商品化をすとか、そういった対応はしておりますけれども、やはり海上タクシーを使いますと、少し高額になるとか、いろんな問題もございます。

ただ、一方で定期航路を簡単に大型化とか、増便とか、これも国の補助航路になっていきます関係でなかなか簡単にもまいりませんので、それはちょっと少し別の重い課題として、できるだけ広域での周遊ができるような商品づくりといえますか、そういうところが課題になろうかなと思っています。そこにしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところです。

【吉村(庄)副委員長】 これで最後にしますが、ほかにもお尋ねしたいことはありましたが、時間の関係もございますから。

今おっしゃった中で、課題の中でそれぞれお考えいただいていること、十分わかります。ただ、ソフト的なこと、それからハード的なこと、いろいろあると思いますが、先ほどから話が出ていたところで、例えば私のところの佐世保市

の黒島あたりの教会、それと地域、これを考えてみますと、やっぱり観光客がたくさん来られる。そして、地元の人のお思いがどういうふうになるのかとか、こういうところを考えてみますと、やっぱりハード的な意味ではトイレその他の問題も含めて、それから、一番最初に世界遺産登録推進課長から答弁がありました、いわゆる地域の皆さん方が世界遺産にふさわしい価値を持った、黒島で言うと黒島教会であり地域なんだということをしっかり認識をされないと、やっぱりいろいろな問題が出てくるんですね。そういう意味で申し上げましたから、ハード・ソフト、しっかり頑張ってくださいたいと、このことだけを申し上げて、私の質問を終わります。

【大場委員長】ほかにご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時19分 休憩 —

— 午後 3時19分 再開 —

【大場委員長】再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、警察本部、出納局・各種委員会関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時20分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 6月27日

自 午前10時 0分
至 午後 3時12分
於 委員会室 1

監 察 課 長	山口 善之 君
教 養 課 長	平田 泰範 君
厚 生 課 長	内田 久子 君
留 置 管 理 課 長	黒岩 茂久 君
生 活 安 全 部 長	田尻 弘久 君
生 活 安 全 企 画 課 長	北村 秀明 君
地 域 課 長	近藤 邦生 君
少 年 課 長	宮下 直樹 君
生 活 環 境 課 長	山崎 博之 君
刑 事 部 長	森田 英孝 君
刑 事 総 務 課 長	永峰 一宏 君
捜 査 第 一 課 長	塚本 松一 君
捜 査 第 二 課 長	中根純一郎 君
組 織 犯 罪 対 策 課 長	宮原 哲朗 君
交 通 部 長	土井 隆 君
交 通 企 画 課 長	小松 浩幸 君
交 通 指 導 課 長	松岡 隆 君
交 通 規 制 課 長	植木 保 君
運 転 免 許 管 理 課 長	黒崎 誠 君
警 備 部 長	西浦 泰治 君
公 安 課 長	池園 直隆 君
警 備 課 長	鷺池 満治 君
外 事 課 長	船場 幸夫 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	吉村 庄二 君
委 員	宮内 雪夫 君
〃	小林 克敏 君
〃	橋村松太郎 君
〃	坂本 智徳 君
〃	下条ふみまさ 君
〃	大久保潔重 君
〃	吉村 洋 君
〃	宅島 寿一 君
〃	宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長	伊藤 健一 君
首 席 監 察 官	森崎 辰則 君
総 務 課 長	杉町 孝 君
広 報 相 談 課 長	犬塚 尚男 君
会 計 課 長	井手 孝志 君
警 務 課 長	宮崎 光法 君
装 備 施 設 課 長	佐藤 一春 君

会 計 管 理 者	野嶋 克哉 君
会 計 課 長	福田 修二 君
物 品 管 理 室 長	吉野ゆき子 君
出 納 室 長	櫻井 毅 君

監 査 事 務 局 長	辻 亮二 君
監 査 課 長	友田 卓志 君

人 事 委 員 会 事 務 局 長	寺田 勝嘉 君

職員課長(参事監) 馬場 直英 君

労働委員会事務局長(併任) 寺田 勝嘉 君

調整審査課長 山田 健 君

議会事務局長 木下 忠 君

総務課長 高見 浩 君

議事課長 篠原みゆき 君

政務調査課長 太田 勝也 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【大場委員長】 おはようございます。

総務委員会を再開いたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、3月の人事異動に伴う新たな幹部職員について紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部警務部長の伊藤でございます。

本日出席しております警察本部の幹部職員の中で、本年3月23日付けの人事異動で着任した幹部職員をご紹介します。

(各幹部職員紹介)

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【大場委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

警務部長より報告議案説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

これは、さきの3月定例会県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただきました平成29年度予算の補正を、3月30日付けで専決処分させていただいたもので、その概要をご報告いたします。

警察本部所管の補正予算額は、歳入予算が9,791万1,000円の増、歳出予算が3億5,545万8,000円の減であります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

財産収入につきまして、公舎等の敷地売払収入9,247万円の増であり、その他は記載のとおりであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

一般管理費につきまして、庁費その他一般経費5,227万9,000円の減であり、その他は記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

【宮本委員】 毎日の任務、大変ご苦労さまでございます。

1点だけ質問をさせていただきます。確認をさせていただきます。

先ほど説明がありました2ページで、公舎等の敷地売払収入9,247万円の増とありまして、相当な収入になっております。公舎等ということですので、何らかの建物だというふうに思っていますけど、これについて具体的に教えていただけますか。

【井手会計課長】 ご質問を受けました公舎等敷地売払収入9,247万円の増について、内容をご説明いたします。

まず、長崎市内の城栄町の公舎跡地は、面積的にも結構広い、整った場所でございます。これについては1億9,200万円ぐらいで売却できるものと見込んでおりましたところ、2億7,100万円での売却ができました。これに伴ってプラス7,900万円。

さらに東彼杵の駐在所の敷地跡地につきまして644万円での売却、さらに北栄町の警察官舎の跡地につきまして700万円での売却ができております。東彼杵駐在所と北栄町の官舎につきましては、平成29年度で売却予定ではなかったんですが、買い手が見つかった状況がございまして売却を決定いたしまして、これに伴いまして全体として9,247万円の増と、そういう状況でございます。

【宮本委員】 分かりました。売れたということで、いいことですね、今まで眠っていたところが売れたということでした。

今あったのが3つだったですかね。そのほかにまだ残っているものとか、もうちょっといけば売れそうなのか、活用できそうな見込みはまだあるんでしょうか。

【佐藤装備施設課長】 現在、県警で保有している売る予定地、未利用地という形でありますけれども、職員公舎の跡地、交番、駐在所の跡地を含めまして25か所を抱えております。

過去に売った時に場所が悪いとかという関係でなかなか売却できなかった土地も残っておりますが、平成30年度におきましては、大村市内の職員公舎を含めて5か所を更に売却する予定を組んでおります。

【宮本委員】 分かりました。こういった形で、いろんなものに利用できるのはいいことですから、さらにいろいろ尽力いただければと思います。

【大場分科会長】 ほかにございますでしょうか。

【下条委員】 私も9,247万円のことをお尋ねしようと思っておりましたら、宮本委員から先に聞いていただきましたので、了いたします。

それに関連してですが、県警の旧本部庁舎は、建物は耐震性がということでありますので、これから壊すことになっていくと思うんですが、あの土地の性質はどういうものですか。あれは県警の用地で、これを県の一般の管理の方に移していくのか、それから売ることなのか、有効活用することなのか、その次の段階ですが、どういうふうな性質として。今まで長く使っておりました県警本部庁舎の今後のことについて、お知らせをいただければありがたいと思います。

【佐藤装備施設課長】 旧警察本部庁舎の跡地につきましては県有地であります。

今現在、旧県庁舎と一体化して跡地活用について県の跡地活用推進室の方で、知事部局と一緒に、どういうふうな活用方法になるかということで検討中であります。

【大場分科会長】 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 よろしいですか。ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 9分 休憩 —

— 午前10時 9分 再開 —

【大場分科会長】 再開いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算にかかる報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定をされました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部関係の議案についてご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、事件議案1件でございます。

それでは、総務委員会関係議案説明資料、警察本部の1ページをご覧ください。

第103号議案は、平成26年9月28日、長崎市田中町の国道上において、警察本部の職員が、公用二輪車（白バイ）を運転中、反対車線を走行する交通違反車両を認めて再度確認する際、前

方不注視のまま進行したため右折待ちで停車中の普通自動車に追突するなどしたものでございます。警察側の過失が100%と認定されたことに基づき、賠償金920万6,064円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、議案外の報告事項についてご説明をいたします。

同じく資料の2ページをご覧ください。

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました2件及び損害賠償事案2件の合計45万7,782円を支払うため、6月1日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

このうち損害賠償事案2件につきましては、大村警察署の職員が押収して保管中の相手方所有のハードディスクが起動不能になった事案、及び相浦警察署の職員が交通事故処理中に誤って相手方所有の普通自動車のボンネットを損傷させた事案であります。

この損害賠償事案の賠償金合計9万4,476円は、全額県費から支払われることになっております。

公用車による交通事故を減少させるため、春の異動により不慣れな車両を運転することになった職員に対する運転技能向上を目的とした訓練のほか、各警察署等に指定した安全運転指導員に対する講習会を実施して事故防止体制の構築を図るなど、再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

このほか、犯罪の一般概況について、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について、

特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、交通事故の発生状況について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組につきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載したとおりとなっております。

以上をもちまして、警察本部の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより事件議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【下条委員】今、関係議案説明資料1ページで説明をいただきました長崎市田中町での物損事故ですが、賠償金が920万6,064円という大変大きな額になっておりますね。保険から全額支払われるわけですが、まず内訳をお尋ねしたいんです。

物損賠償で幾らなのか。それから、むち打ち的なものが生じられたのではないかなと私は想像するんですが、この車には何名が同乗されて、何名が病院等にかかられる状況になったのか。それから、将来後遺症が出ることも含めた中での慰謝料的なものが上乘せされていくと思うんですが、その内訳をちょっと詳しく教えていただければと思うんですが。

【山口監察課長】ただいま下条委員からお尋ねがありました内容についてご説明いたします。

まず、損害の内訳であります。人身賠償額が884万5,064円という形になっております。物損につきましては36万1,000円ということになります。

相手の車両には運転手、助手席、後部座席に

2人と4名乗車しておりました。それで、委員のお話にもありましたように全員が、分かりやすく言うとむち打ち、頸椎捻挫というふうなことで、かなりの期間、通院等をしております。ただ、相手の方たちは後遺障害を申し立てたのでありますけれども、後遺障害については認められずに終わっております。それで、最終的に先ほどご説明いたしました内訳になりました。

【大場委員長】ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

事件議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、事件議案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料についての説明を求めます。

【伊藤警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、2月から5月までの実績は、資料に記載したとおり8件となっております。このうち、長崎県警

察統合情報通信ネットワークシステム用端末装置の再リースなど2件を随意契約しているところであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

【大場委員長】次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うこととします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】それでは、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

しばらく休憩をいたします。

— 午前10時18分 休憩 —

— 午前10時18分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【小林委員】さきの委員会で、長崎県の迷惑防止等の条例の改正について意見を申し上げたところでありまして、また、一定のご答弁の中で方向性が見えたと思っております。この問題につきましましては、私の質問を先にやらせていただいて、その後にもまた論議をさせてもらいたいと思っております。

私が今日、第1番目に質問したいと思っておりますことは、改正道路交通法が去年3月頃に改正されました。この中で一番の大きな特徴というかポイントは、75歳以上のいわゆるご高齢のドライバーに対する認知機能の検査をしなければならぬと、こんなことが実は課せられたわけでございます。

新聞を見ておりますと、1年経過して、認知機能の検査を受けられた方が全国で210万人ぐ

らいいらっしゃると。そして、その210万人の中で結果として5万7,000人ぐらいが認知症のおそれと、つまり第1分類と判定されたと、こんなことが明らかになったところでございまして、そのことが大きく新聞等で報道されているわけでございます。

長崎県の交通事故の問題を考えてまいります時に、いわゆる高齢者ドライバーによるこの被害者、あるいは加害者というような形の中で、分けても加害者のそういう状況等を県警当局としても非常に重要視されていると思ひますし、何らかの形で対策を講じていかなければいけないと。その対策のポイントが、75歳以上のドライバーにつきましましては認知機能の検査だと、こういうようなことがずっと流れているところでございます。

第1分類の認知症のおそれがあるという判定の下った方が長崎県においてどれぐらいあるものかということは大事な問題であるし、私どもといたしましても非常に関心の高いところでございます。

長崎県の中で75歳以上のドライバーが何人ぐらいいらっしゃって、免許更新とか、あるいは信号無視など違反をした場合に認知機能の検査を受けなければいけないということでございまして、何人ぐらいが受けたのか。

その中で第1分類、あるいは第2分類、第3分類という3段階があることも承知をいたしておりますが、特に第1分類の認知症のおそれという状態の方がどれぐらいいらっしゃったか、まずその辺のところについてお尋ねをしたいと思います。

【黒崎運転免許管理課長】ただいまのご質問についてご説明いたします。

認知機能検査の受検者数については、昨年3

月12日の道路交通法改正後、今年の3月末までの間の統計でいきますと2万1,389件でございます。そのうち第1分類の判定者は、3%である656人であります。参考までに自主返納をされた方は、そのうちの36%に当たる236人でございます。

【小林委員】 自主返納が何人ですか。

【黒崎運転免許管理課長】 自主返納者は236人でございます。

【小林委員】 36%ですね。

【黒崎運転免許管理課長】 はい。

【小林委員】 2万1,389人の方が認知機能の検査を受けたと、その3%に当たる656人の方々が第1分類という判定が下ったと。そして、その中で自主返納をされた方が約36%の236人というご答弁をいただきまして、よく分かったところでございます。

第1分類につきましては、判定が下ってそれでいいかといえ、それでいいわけではなくして、必ず医師の診断をいただかなければいけないと義務化されていると思うんです。

そして、その医師の判断によって認知症だと診断がくだって、免許を返納するか、あるいは停止されるか、とにかく運転をしてはならないということになっていくのではないかと受け止めております。

そういう、自主返納以外で与儀なくされた方、本当は自分はまだ運転したいと思っていられる方も診断でそれができなくなったというような方がいらっしゃいますか。その辺のデータがござりますか。

【黒崎運転免許管理課長】 ただいまの委員のご質問についてご説明いたします。

まず、診断書の提出者というのがあります。要するに第1分類という判定を受けた後に、診

断書の提出命令という形があります。それでいきますと120人ほどおりました。

その中で取消処分者は10人、定期的に検査を受けなければならない人が85人、継続して運転できる方が23人で、処分の前に失効した人が2人です。以上、120人の内訳であります。

【小林委員】 要するに第1分類の656人の中で、自主返納をされた方以外に、免許を取消しとか、停止とか、そういうような形に余儀なくされたと、そこを言っているわけです。

656人のうちの36%の人は自主返納をされたと。それ以外の方々に、まだ運転は続けたいんだけど、認知機能検査で第1分類の認知症のおそれという判定で医師の診断を受けて認知症だと、これ以上車を運転してもらっては困るということで免許証の取消し、あるいは停止となった方がどれくらいいらっしゃるかとということでございます。お答えがあつて私が聞き漏らしたのかもしれませんが、その点のところを大事でございますので、重ねてお尋ねをいたしたいと思っております。

【黒崎運転免許管理課長】 先ほどの数値的なものからしますと、全部が全部、医師の診断を受けて、その後に取り消しとか停止という形の選択肢があるわけではございません。その中で自主的に返納される人、免許証を更新しない人がそれぞれおられまして、自主返納をした人が236人、免許更新をしなかった人が37人です。

かつ、分類変更。認知機能検査で第1分類となった方の中で、もう一度、認知機能検査をした場合に第2分類若しくは第3分類に分類変更をした方が144人ほどおられます。

最終的に、例えば免許証を返さなかったり自主返納をしなかったりという形で、かつ医師の診断により運転を継続するべきではないとなつ

た方について免許を取消しという処分、それが10人でございます。

【小林委員】要するに取消しを余儀なくなされた方が10人いらっしゃるということでよろしゅうございますか。

【黒崎運転免許管理課長】そのとおりでございます。

【小林委員】改正道路交通法で、今申し上げるように75歳以上の高齢のドライバーの方々については、第1分類、第2分類、第3分類と認知機能検査で3段階に判定されるということ。

そして、確認の意味で申し上げるんですが、検査で第1分類、認知症のおそれと認定された方は、まずドクターの診断を受けなければならないということ。診断を受けた結果、これ以上継続は難しいという形で、自主返納ではなくしてドクターストップがかかったというような方が10人いらっしゃるんだという認識の中で話を続けさせていただきたいと思います。

第1分類については、それだけ二重にも三重にもと。つまり、75歳を超えたら3年に1度の免許更新の際に認知機能の検査を受けなければいけない。同時に検査だけではなくして改めて講習も受けなければならないと義務化されていると、これが道路交通法の今回の改正だということでございます。

では、第1分類ではなくして第2分類、第3分類というのがあるわけですが、例えば第2分類については認知機能の低下のおそれというようなことで、まだ認知症になっていないけれども、認知機能が非常に低下してきているというような判定、第3分類については全然問題ないという判定だということなんです。

この第2分類、あるいは第3分類の判定を受けた方々は、医師の診断を受けなくてもよろしい

と、引き続き免許を更新することができるという決まりになっているようですが、それは本当ですか。

【黒崎運転免許管理課長】委員ご指摘のように、第2分類、第3分類については、その後の高齢者講習、高度化講習というんですが、その講習を受講することにより免許の更新は可能でございます。

【小林委員】そういうようなことで、第3分類は問題ないから、これは全然対象にならないと思いますが、第2分類のところは認知機能の低下のおそれと、いわゆる認知機能が低下していると判定されて、しかも医師の診断は受けなくてもよろしい、免許は継続して運転ができるというような状態になっています。

実は我々の記憶に新しいところ、全国的に75歳以上の高齢者の事故が、本当に枚挙にいとまがないようにいろんな事故が発生をして大きく報道されている中において、確か5月の後半、20日過ぎぐらいに、神奈川県茅ヶ崎市で4人をひくと、死傷者が4人になったというような大きな報道がなされておりました。

その事件を各紙が取り上げておまして、記事を読むと、実はこの方は、事故を起こしたのは5月20日過ぎだと、3月頃にはこの検査を受けておったんだと。免許更新に当たって認知機能の検査、講習も受けて、そして晴れて免許更新ができて運転ができるというようなことで、第2分類か第3分類だったと、つまり第1分類ではなかったと。

ところが、この女性の方が4人の死傷者を出すと。しかも、この事案の内容が、赤信号でありながら、まだ大丈夫であろうと過信をされたのか知りませんが、そしてこういう痛ましい事故になったということなんです。

そういうことから考えてみたら、第1分類は確かに問題が多すぎますけれども、第2分類については、いわゆる認知機能の低下のおそれというようなことで、医師の診断を受けなくてもいい、免許の更新ができる、継続して運転ができるということになっているが、たった2~3カ月前に認知機能の検査、あるいは講習を受けて、初心に戻って改めて運転をやろうとなった時に、こういう痛ましい事件があったということだから、第2分類だから、あるいは第3分類だからといって、すべからず安心するようなことではないのかもしれないと、こんなようなことが実は指摘をされているわけでありまして。私も、個人的にはそういう問題は十分注意しなければいけないのではないかと思っております。

実はこの事故を起こした方は女性の方で、年齢が90歳を超えていたと。しかし、検査で引っかけなければいいわけであって、当然そこについては何も、検査という面からいけば問題視はされないところでございますが、現実こういう事故が起こった。

家族は、免許を更新させるべきではなかったと、こんなようなことを言って悔やんでいるということでございます。何だかんだ言っても人の命は返ってこないわけでありましてから、どんなに泣き叫んで謝ったところで、人の命は返ってこない、こういうような痛ましいこととなります。

第2分類は認知機能の低下のおそれと、第3分類は全然問題はないと、こうなっておっても、現実こういう痛ましい事故が発生しているという事例を見た時に、大体どういう受け止め方を県当局としてなされているかと。第2分類とか第3分類について、最善を尽くして更新のいろんなことをなされているわけでありまして

ども、具体的にこういう事案が出てまいりますと、仕方がないと言うだけではいけないところもあるのではないかと考えるわけでありまして、県警当局として、この事案をどういうふうを受け止めておられるか、何かコメントがあればいただきたいと思っております。

【黒崎運転免許管理課長】 実際、私も新聞を見ました時に、第3分類若しくは第2分類であって免許の更新ができる中でこの事故が発生したということにつきましては、非常にいたたまれない思いであります。

現実に法的な規制でいきますと、第2分類、第3分類であれば、その後の講習の密度が若干、第2分類、第3分類の違いがあるんですが、更新できるのは事実でございます。

ですが、そういった高齢の方であれば、短期間でも認知的な症状が悪化する場合がございます。そういった時のために法的には、例えば安全運転義務違反とか一時停止違反とか、信号無視などの違反があった場合には即座に臨時認知機能検査を受けさせるようなシステムはございます。そういった形で、今回の場合は大変大きな事故に発展したわけですが、ちょっとした軽微な事故であってでも、人を傷つけるような安全運転義務違反があった場合、一時停止のような違反があった場合には、即座に臨時機能検査を受けさせ、その値が前回の認知機能検査を受けた時よりも点数が悪かった場合には、さらに臨時の講習を受けさせるシステムになっておりますので、今後、そのようなシステムを大いに活用し、かつ、例えば警察署からの事故の通報があつて、認知機能の衰えが感じられるような高齢者である時には、通報を受けるなどして対応していきたいと考えております。

【小林委員】 ありがとうございます。強い決

意の中で、交通事故が多発しないようにと、また、特に高齢者ドライバーの第1分類、第2分類の判定については重大な関心を持ちながら今後ともやっていくというようなことをごさいます。そういうことでひとつ、今後ともしっかり取り組んでいただくことをお願い申し上げておきたいと思うわけでありませう。

もう一つ、新たな視点から問題点として指摘されているのが、認知機能の検査を受けなければいけないが、この1年間ぐらいで全国で約210万人の方がこの検査を受けていまして、自分の免許の更新が近づいてきて認知機能の検査を受けなければならないが、教習所等の検査を受ける場所に予約をしようと思ってもなかなか順番が回ってこない、非常に長く待たされていると、これはもう全国的に大きな課題となっているということも問題点として取り上げられているところをごさいます。

長崎県においては、教習所で、あるいはそれ以外のところで認知機能の検査が行われているのかどうか、よく分かりませうけれども、免許更新の時期に認知機能の検査を受けなければいけないが、認知機能の検査を受けようと思っても予約が、ずっと長く待たされてしまっ、これがいかんともしがたいと、ひどい時にはもう更新に間に合わなくて免許を失うというような最悪なケースもあるのではないかと、こんなようなことも実は懸念をされているところをごさいます。

長崎県においては、この辺の待ち時間というか、待ち日数というか、平均してどれぐらい待たなければ、そういう認知機能の検査を受けることができないのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

【黒崎運転免許管理課長】小林委員ご質問の件

についてご説明いたしたいと思ひます。

いわゆる講習の受講待ち、認知機能検査の待ち日数の長崎県の平均につきましては、3月末の時点からしますと60.3日という形で、約2カ月待ちの状態になっております。

ちなみに全国と九州の平均でいきますと、全国は49.6日、約50日、九州の平均の待ち日数については50.1日ということで、本県につきましては非常に待ち日数の長い状況になっております。

【小林委員】さすが実態をよく把握していただいております、こういう実態もまた裏にはあるんだということをよく当局で理解をしていただいているし、実態をわかっているで非常力強く感じるわけでごさいますけれども、今言われました平均で60日を過ぎるといふ長崎県の実態は、ちょっと私は。

新聞情報でごさいますけれども、確かに全国平均が約50日ぐらいだと、49.6日となっているけれども、長崎県の60日を超える待ち日数というのは、実は九州でどれぐらいの状況にあるのかということをご指摘されております。

私が今見ているのは読売新聞の6月8日号でごさいますので、今月の一番新しいデータだと思ひます。福岡県で46.1日、佐賀県で47.4日、熊本県で58.6日、大分県で45.8日、宮崎県で37.8日、鹿児島県で48.5日、沖縄県で56.1日、そして長崎県が、今お話がありましたように60.3日ぐらいと、こういうような状況でごさいます、九州8県の中で待ち日数が一番長いのは残念ながら長崎県だということでありませう。これが明らかになった以上、この対策について何らかの手を打たなくてもよろしいのかどうかと。

今頃は教習所は、正直に言っ、て規模が削減されてみたり、あるいは縮小されていると。自動

車教習所が昔みたいに、俗っぽい言い方で恐縮でございますが、もうからないと、あまりうまくい仕事ではなくなってしまったと。つまり、まさに少子化です。若い方々が少なくなってきて、あまり自動車教習所が昔みたいに繁盛していないということ。しかも、今回の認知機能検査の個々の料金とか、その他の料金もあまり高くないというようなことで、教習所にとってはあまり喜ばしいことではないというようなことも相まってですね。

しかし、現実には75歳を超えたドライバーの方々は認知機能の検査を受けなければいけない。その検査を受けるところはいわゆる教習所だということです。この辺の60日を超えているような実態を打破するために、何か対策をお考えになっているのか、また別にお考え方があるのか、お尋ねをしたいと思います。

【黒崎運転免許管理課長】先ほど小林委員ご指摘のように、九州管内ではワースト1位となっているのが現状でございます。

この実態を精査しましたところ、やはり受け皿、自動車学校の数が少ない。それと、届け出自動車教習所、普通で言う教習所について他県と比べますと若干少ないという形でありまして、この数年間で3つほど自動車学校が閉校しているという現状もございます。

待ち日数が長いということは、イコール自動車学校が渋っているのではないかという懸念もされているわけですが、実際のところ自動車学校は、確かに繁忙期である3月、4月及び大学生が入る8月ぐらいについては、若者が入るために若干のコマ数の減少、そして若者の受験に向けたシフトをしている現状はございます。

ですが、これについては高齢者が免許を失効する前に確実に受講させている現状であり、今

までの長崎県警の調査の中では、受講待ちのために更新ができなかった人はゼロでございます。

この実態を自動車学校に聞き取り調査をしましたところ、受講待ちの日数にはちょっとした疑問があるところが判明いたしました。といいますのは、6か月前から受付はできるんですが、免許の更新ができる2か月前、この分の予定をされる方が結構いらっしゃる。要するに事前に予約して空がなく3か月、4か月後の予約をしていらっしゃる方がおられると、そのところで待ち日数が2か月、3か月膨らむという実態もあるかということで認識しております。

ですが、それだけが理由ではないと私たちも危機感を持っておりますので、私たちの試験場において認知機能検査だけでも、今現在は臨時認知機能検査と臨時高齢者講習は試験場でも実施しているんですが、プラス、認知機能検査の段階でも運転免許試験場で、週1度だけでも、体制的に可能な限り、自動車学校からの遅滞がないように試験場の方でケアしていこうかなということで、早速、7月の末頃から取り組めるように準備の段階に入っているところでございます。

【小林委員】ありがとうございます。きちっと問題点を確認された上で、その問題が起こらないように、特に、今のご答弁の中で更新時期に間に合わなかった事例は1件もないということと、そして7月から試験場で教習所の補助的な状況でやって、待ち日数を少なくしていこうという取り組みを考えておられ、しかもそれを来月から実行に移していかれるというご答弁を受けて、大変意を強くいたしているところでございます。

正直に言って、高齢者のドライバーの事故が多いといくら言われましても、自主返納をした

ご高齢の皆様方の足の確保をどう考えていくかということが、ある意味では高齢社会の中における新しい問題の視点になろうかと、こんなようなことを実は考えているところがございますけれども、この対策をいろいろ打っていくについては、県警当局は相当しっかりとした姿勢をもって受け止めておらなければ、なかなか言うはやすく現実には難しいと、こういう問題になりかねないところがございますが、あえて。

さすが長崎県警はしっかりされていると。こういう問題についてワースト1を、汚名返上というようなことでやっていこうとされているところに、心から激励をこめて、どうぞしっかり今後ともやっていただきますようお願いを申し上げますと、かように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひし、そして、高齢者の皆様方の被害者、加害者がもっともっと減少していくように、よろしくお願ひをしたいと思います。

【大場委員長】ほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

【下条委員】質問というか、委員長のさばきのお尋ねをしたいんですが。

迷惑行為の防止条例等の一部の改正する条例なんかきちんと書類が上がっていますね。この後、そういったことも含めて、今は議案が終わって、議案外の方に入ってきているんですよ、何でもどうぞという形の時間帯に入ってきたと思っていいですか。例えば迷惑条例なんかは、資料が上がっていますが、これを議題としましょうとかということにはならないんですか。

【大場委員長】それは参考資料というだけで、議題ということではございません。

【下条委員】まだですね。これが次の議会ぐらいに上がってくるということになるんでしょう

ね。（発言する者あり）

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

— 午前10時53分 休憩 —

— 午前10時53分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【下条委員】別の件でお尋ねをしたいと思うんですが、最近のおぞましい事件、例えば新幹線でのあの事件ですね。それからつい先般は、コンピュータ等で自分の考え方を発しておって、それが気に食わないということで、ある地区の講演に、それは先生クラスのものでしょうけれども、訪問するのを待ち構えておいて殺傷すると。それから昨日、富山では交番を襲った。交番にお勤めの警部の方を襲うのが目的ではなくて、凶器を取り上げるために事件を起こして、それでもって何が目的なのか分からないくらいの事件を起こし、2人の大変尊い命が犠牲にされたということなんです。

ここ最近の3つの事件を黙って見ていると、犯人に一つの共通性がどうもありそうだなと。いわゆる誰でもよかったみたいなの、むしろくしゃしたとかですね。こういったものを皆さん方は。

というのは、私たちは、明日は我が県ぞ、我が長崎市ぞと、そういう感覚を持って、いろいろな市民や県民の皆さん方ともこういった話をしなければならぬ。そういう場があれば、出さざるを得ないような日本の環境になってきているんじゃないかと思うんですが。

そういうことで、こうして委員会で皆さん方にお尋ねをしてもいいということですので、そういった誰でもいいんだというふうなものに関して、3つの事件の共通性を何らか私は感じるんですが、専門家のお立場でちょっとお話をい

ただいて、次の段階に入っていきたいと思うんですが、いかがですか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前10時55分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【田尻生活安全部長】 下条委員からの質問に関して説明させていただきます。

いずれの3つの事件とも大変痛ましい事件でございまして。現在、それぞれの県警において捜査中の事件でありますので、我々も詳細についてはわかりませんが、報道等で知る限りにおいては、一つはやはり無差別的な事件であるなど、いわゆる面識のない者が、いきなり犯行を犯している。それと、予兆がなくて突然的に犯行が起こっているなというところ等が考えられます。

犯人の動機については、まだ事件が捜査中ですので詳細はわかりませんが、報道等から我々も見ていると、やはり自己中心的な考えで犯行を犯しているのではないかなと思っております。

いずれも、今まで我々警察としても想定をしていないところでの犯罪だろうと思っておりますが、我々警察としては、国民の生命、身体、財産を守るという責務がございまして、そういうあらゆる場面について今後も対策をとっていきたくと考えております。

【下条委員】 他県の例でもありますし、まだ捜査段階、やっと捜査が手についた、特に昨日などは、これから着手されていくところで、犯人が、凶悪犯そのものが、果たして今日の時点で少しは意識が戻ってきているのかどうかという段階ですので、これからどういうことになって

いこうかと思うんですが。

少なくともこの3つの例では前科はなかったという前提ですよね。あとの2つの事件も犯人としては逮捕されているわけですが、取り調べを受けている最中でしょうけれども、前科的なものがないということも一つの大きな特徴。これだけの凶悪犯なのに、それらしき予兆で、ちょっとした傷害事件を起こすというふうなことですらなかったと理解しておっていいですか。

【田尻生活安全部長】 前科等の個人情報については、我々は承知しておりません。

【下条委員】 私たちも報道を知る限りであります。そういった報道はされていませんのでね。

大体、少しぐらいの犯罪を犯して、それからだんだんと凶悪になっていくと、精神に障害がない限りはそういうふうな形ではないかと思っております。全く想像ができないぐらいの大変な凶悪事件が、こうして近年、あるいはまた近日、直近に起こっているわけですが。

私は、PTAの市や県の会長、九州の会長が終わってほっとしていたら、今度は町の方に引っ張り出されて、地域の育成協会長とか、連合自治会長とか、社会福祉協議会の支部長とかといった役職をいただいて、地域の安心・安全というものを中心となって話をし、また語り。

数日前も、浦上署の皆さん方もたくさん来ていただきました。朝6時半ぐらいに学校で集まりました。7時ぐらいから現地を全部、子どもたちの安心、安全のために通学路点検を2回に分けてやろうということで、第1回目の西浦上校区をやりました。かなり専門的な皆さん方からご指摘をいただいて、長崎市も財政負担等を含めてご指摘がありました。これをこうやってくださいと、浦上署の交通課長を含めてですね。

そういったことをしょっちゅうやっている人間の一人なものですから、こういう話をしなければなりません。また7月1日には、300人ぐらい集まって、住吉の中央公園で会議をやって、私からまず最初の挨拶をして、それから安心・安全な地域づくりのためにということで、10カ所ぐらいに分散をしてパトロールで点検をしていく、そういうことをしょっちゅうやっているものですから、こういう話をしなければならない機会が多いです。

私たちは、どこをどうしたら子どもや私たち元氣な社会人の安心・安全を保つことができるかと、非常に頭を抱える時代ですので、専門職の皆さん方から何か情報が、こういったことに気をつけてくださいというものがありませんでしたら、ぜひ私たち議会の方にもしっかりと、議会事務局を通じて結構でございますから、ご指導をいただければありがたいと思っていますところで。ありがとうございます。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【宮本委員】 2～3、質問いたします。

まず、部長説明資料の5ページで、少年非行の概況についてとありました。別冊の補足説明資料、事件事故の推移というものもいただいております。前年度と比較すると減っているということでもあります。刑法犯の少年、特別法犯の少年、減少となっております。これもひとえにご尽力の賜であるというふうに思っておりますけど。

県警でいろんな取組をやっている中で、年齢に応じた非行防止教室、薬物乱用防止教室を実施しているということでもあります。これをまず確認をさせていただきたいんです。

関係機関、団体との一層の連携というふうな形で書いてありますけど、例えば県庁内におい

ては、薬物乱用防止教室をするに当たって、教育委員会とか薬務行政室との連携はとられていますでしょうか。そこをまず確認させてください。

【宮下少年課長】 まず、少年非行の概況というところからお話をさせていただきます。

全国同様で、非行の少年、刑法犯少年も減少している状況でございます。ちなみに、長崎県における平成29年中の刑法犯少年の検挙人員は293人で、統計が残ります昭和26年以降、過去最少となった平成28年に次いで2番目に少ない人員となっている状況でございます。平成20年には長崎県で947人の刑法犯少年を検挙していたわけですが、約3分の1程度ですかね、少子化と併せて刑法犯少年、少年非行をめぐる情勢については減少傾向にあるという状況でございます。

そこで、非行防止教室の関係は、非行が減少した理由の一つでもあろうかと思えますけど、私たちがさまざまな学校等を訪問して、学童も含めて非行防止教室に取り組んでいるところでございまして、平成29年中は303回ほど実施しています。

その中で薬物乱用のところも、薬務行政室等も含めて県と連携をしながら、乱用防止ということでまさに実施しているところでございます。

【宮本委員】 過去に一般質問でもさせていただいたんですけど、薬物乱用防止教室をするに当たって、講師の方の熱意、技量が問われると思います。小学校でする場合、中学校でする場合、高校でする場合、それぞれ対象年齢が違いますから、そういったところもしっかり関係機関と連携をとっていただきたいということです。

それと同時に、参加型で薬物乱用防止教室をやりたいという流れが、今年度からだった

ですかね、長崎県でもあっていると思うんですけど、こういったものも賛否両論あります。現場でもありますので、関係団体、関係機関とありますけど、薬剤師会とか保護司会の方々とも協議していただきながら、果たして参加型の薬物乱用防止教室がいいのか、どう訴えて、どこまで理解しているのかというのもしっかりと分析していただきたいと思っています。

ちなみに、県警で行う薬物乱用防止教室も参加型でされていますか。

【宮下少年課長】薬物乱用防止教室の状況でございますけど、学校の方から要請があれば、少年サポートセンターの補導職員が10名程度おりますので、これを派遣している状況でございます。例えば小学校は5年、6年生から、中学校、高校まで含めてやっている状況でございます。やはり専門的な知識が必要なところがありますので、その辺は十分、見識、知識はありますので対応しています。

なおかつ、あすなろう号という薬物乱用防止広報車というマイクロバスのタイプの車がありまして、そこにテレビで見られるようなシステムがありますし、また薬物標本もありますので、子どもたちが興味をもって、参加体験型ということで目で見ながら知識を覚えていただいて、将来に乱用しないようにと防止に努めているところでございます。この辺も県と連携しながらやっている状況でございます。

【宮本委員】しっかりと連携をとっていただいて、こういったものが有効なのか、そしてまた、それを行う指導員の方のスキルアップにも努めていただきたいと思っています。

日曜日にヤング街頭「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンに私も参加いたしまして、佐世保で一生涯懸命呼びかけをさせていただきましたから、

またそういった広報活動に私も尽力してまいります。

もう1点です。今月の新聞報道で、「女兒にわいせつ、容疑者1月に出所、92年、長崎で中学生殺害」という記事がありました。今月5日に女兒のスカートを引っ張ってけがをさせたとして強制わいせつ致傷の疑いで逮捕された容疑者がいます。実はこの容疑者は、1992年に長崎市で中学1年生の女子生徒を殺害して、15年の服役を終えて1月に出所したばかりで再犯しているというような記事でありました。

事前にいろいろやり取りをさせていただいて、個人情報がありますということで、詳しいことは聞けないということは承知しております。

この中で大事なのが、性犯罪、再犯防止は難しいという一文が載っていました。確かに難しいんだろうなと思います。

法務局も今、再犯防止プログラムを導入して再犯防止に向けた取組をやっている。一方では警察庁も、2005年から、13歳未満への性犯罪歴がある出所者については、再犯防止措置対象者としてしっかりと対応しているというふうな記事も載っていました。今回の事件の容疑者も対象になっていたと見られるということですがけれども、断定的なことは言われていません。

そこで、再犯防止措置の対象者における対応の仕方、例えば月に何回か行って様子を見てるとか面接をやっていると、行動をしっかりと監視しているといったものを、この方ではなくて一般的なものとして教えていただけますか。

【北村生活安全企画課長】再犯防止措置制度につきましては、平成16年に発生しました奈良県における女子児童誘拐殺人事件等をきっかけといたしまして、平成17年6月から開始されている制度でございます。

警察庁が法務省から、子ども対象暴力的性犯罪、被害者が13歳未満の強制わいせつとか強制性行等を犯して服役をした者の出所情報を得まして、再犯防止措置対象者と警察庁が登録をいたしまして、その通知を受けました各都道府県警察が、対象者の出所後の所在を確認するというようなことをやりまして、再犯防止と子どもを対象とする暴力的性犯罪等への迅速な対応を図るのが目的で始められた制度でございます。

この制度の非常に難しいところは、出所をされた方でありますから、再犯防止措置対象者と指定はされておりますけれども、この方々の更生、社会復帰等も大きく求められるところでございますので、先ほど言いました目的と社会復帰、更生、こういったもののバランスを図りながらやっているところでございます。

警察といたしましては、その方と面接を行うとかですね。また、対象の方の生活もありますので、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所、その他ボランティア団体等とも協力をいたしまして、その方が犯罪を犯さないように、生活の基盤をどうするのかといったものも含めまして対策をやっているところでございます。

【宮本委員】警察庁が登録するということですね。分かりました。

再犯防止は、おっしゃったとおり非常に難しいと思っています。もちろん更生ということから考えると、保護司の方々との協力、連携も大事になってくるかと思っています。

ちなみに、これは国のシステムでしょうけど、このような方々に長崎県独自に何かやることはできないんですか。されていませんか。それだけ確認させてください。

【北村生活安全企画課長】県独自というところ

はありません。先ほどの制度の目的に沿って、全国的な流れで対応しているところがございます。

【宮本委員】分かりました。記事にも最後に書いてあるんですけども、今後は社会復帰した後、いかに継続支援するかが大切であるということと、監視するだけで再犯防止になるのだろうかという疑問が投げかけられて終わっているんです。

国に対して、もうちょっと制度をどうにかならないかという要望もなかなか難しいところではあると思いますが、再犯防止というのは非常に今後も重要視されてくると思いますから、県警としても、登録された方を離すことなく、このような事件が二度と起こらないようにしっかりと注視、監視、対応していただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。何か動きがありましたなら、また教えていただければと思います。

最後に、前回の委員会でも質問いたしましたけど、長崎空港と本土を結ぶ箕島大橋について確認させてください。

9月30日、大村市で第2回目となります大村湾Z E K K E Iライド、自転車のイベントがあります。去年は251名が参加されたそうで、県外から88名参加であったということです。今回は、前回は踏まえて恐らくもっともっと多いと思います。

前回も確認しましたが、箕島大橋を自転車で通行できないものかどうか、時間で区切ってできないものかどうか。9月30日も迫っていますので、その進捗状況を教えてください。

【植木交通規制課長】3月定例会の総務委員会で、委員からご指摘があったと聞いております。

主催者が大村市でしたので、大村市と、その

件について一応協議をしております。しかし、この参加者からの要望もなく、そして、あの道路自体が、もともと歩道がないところに歩道をつくった道路でありますので、ちょっと狭いところがございます。車道もぎりぎりの3メートルの状況でございますので、主催者も、その危険性などを考えて今回は走行させる予定はないと聞いております。

【宮本委員】 走行させることはないということですね。そうですか、ちょっと残念ですね。

私の情報では、いい動きがあるのかなと思っておりますけど、継続審議、継続協議をさせていただければというふうに思います。

自転車イベントは、一般質問でも言いましたけど、推進計画を今年度、県でもつくられる予定です。先日、国会におきまして超党派の議員でつくる議連の総会があったと聞いておりました、石井国土交通大臣も、環境にやさしく子どもから高齢者まで利用する自転車の普及推進に国一体となって取り組んでいくというコメントもあっております。

ですから、閉鎖的でなくて、できる限り使いやすいような態勢をとっていくことが大事であると思っていますから、再度協議をさせていただいて、これで終わりではなく、しっかりとまた県も県警の方も協力いただければと思います。大村市の方と私も連携をとらせていただきますので、よろしく願いいたします。

再度、これで終わりではなくて、また協議させていただきたいと思っておりますけれども、どんなでしょうか、協議再開については。

【植木交通規制課長】 この件につきましては、また主催者と協議もいたします。今のところはそういう大村市の考えということは確認しております。

そういう申し出があれば、するとすれば通行を制限しなければいけませんし、条件もつけなければいけません。あるいは時間等も制限して、一時的に通すようなことになるとは思いますが、その辺も検討しながら協議してまいりたいと思います。

【宮本委員】 分かりました。非常に大事なところで、自転車活用については県としてもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っていますから、協議を継続させていただきたいと思っています。

昨日も事件が富山であってました。お亡くなりになった方は46歳、私と同年代です。非常に痛ましい事件が起きていますから、どうか今後とも気をつけて警備に当たっていただくことをお願いいたします。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【大久保委員】 私も、交通規制関係で質問したいと思います。

私も度々本会議一般質問でも質問してきましたけど、スポーツ振興と地域活性化ということで、長崎県で初めての日本陸連公認のフルマラソンを諫早市、雲仙市を中心にやれないかということで、有志の会を立ち上げて、本年1月にはいよいよ、この実行委員会を立ち上げる前の発起人会を、県の陸協やマスコミ、あるいは経済界も含めた7団体で構成して作りまして、いよいよ事務局体制を整えて、事業計画を作って、これから県や市、行政に働きかけをしていきたいという状況にあります。

そういう中に、県都長崎市においては、市長の公約でしょうか、2020年に長崎市内でピースマラソンをやるということで、市の予算付けもして、市の職員も専従で数名、事務局体制を整えて進捗しているというようなことを聞きます。

要は、コースといたしますか、警察との協議が今、どのような状況なのか、あるいは課題があればお示しいただきたいと思えます。

【植木交通規制課長】委員の質問、長崎市のマラソンについての現在の協議状況ということでお答えいたします。

長崎市が予定していますフルマラソンにつきましては、平成27年頃からお話がございます、主催者の長崎市から説明、相談を受けております。そして、必要な助言や情報提供を行うなどして協議を進めているところでございます。

【大久保委員】具体的にコースです。やはりこれは県警との協議が不可欠でありますので、そこらあたりがどういう感じなのか。2020年ということは2年後の11月を目標にされていますので、進捗状況、スケジュール感、それから課題等々、もう少しお示しいただけたらと思えます。

【植木交通規制課長】マラソンにつきましては交通に及ぼす影響がかなりありますので、それを上回る公益性を有しているか否かが問題になってまいります。競技の目的とか道路を通る周辺の住民、そこを利用される住民の合意の度合い、地域公共団体の関与、あるいは使用する道路の交通の状況。

路線でありますと、例えば火災とか急病人等がございましたら、救急車とか消防車が走る緊急路を確保しなければなりません。そういうところを確保するようにと主催者に申し入れて協議いたしまして、今のところはまだ仮のコースになっております。発表されているのも一応、仮のコースということで、そのコースも含めて検討している状況でございます。

【大久保委員】これは市の主催で、市の側から提案された仮のコースについての協議を開始したというような状況でしょうかね。交通規制課

長が言われたような課題等々がありまして、もちろん警察の方は規制をする側ですから、当然それを上回る公共性とかがないとそれはできないということでしょうからね。そういうことで進めて。

我々は、目標は長崎市のマラソンよりも早い段階でやろうとしているものですから、そこら辺のスケジュール感もお聞きし、ぜひ参考にさせていただきたいということで質問をしたわけです。

日本陸連公認のフルマラソンが長崎県にないんです。九州でも、ないのは長崎県だけなんですよね。九州でも2つやっているところもあるんです。まさに日本陸連公認のフルマラソンをですね。

隣の佐賀県のさが桜マラソンにしても、鹿児島県のいぶすき菜の花マラソンにしても、鹿児島の方は長崎よりもハンディキャップのあるところで、1万5,000人を超える出場者があって、非常にこの地域が盛り上がっているということでもあります。これは経済活性化、地域活性化、公共性に資するものだというふうに思っております。ぜひ我々も頑張りたいということで。

マラソンが無理なので、私たちも何か実績をつくっていかうと、諫早・雲仙ウルトラウォーキングを過去2回開催しまして、今年も9月2日に第3回ウルトラウォーキングということで、我々が想定するコースを歩きましょうということなんです。

ウォーキングですから、当然これは交通規制の対象にはなりませんのでいいんですけれども、我々が目指すのはマラソンなので、やはり警察の皆さんともしっかり協議をしていこうということで、ウォーキングの実行委員会の走路班、コース班の担当者と現場の諫早署、雲仙署の交

通担当とも何度か協議をさせていただいたので、非常に信頼関係はできているのかなと思います。

気になるのは、なんで長崎県で今までマラソンができなかったのかということです。いろいろな要因はあろうかと思うんですけど、やっぱり警察との協議が難しいと、そういうことを言われるんですよ、本当にね。

いやいや、そんなことはないですよと、我々はウォーキングの段階でも現場で話をしていますよと言うんですけども、非常にそれがネックだというような言い方をされる方もいらっしゃるね。よもや、そこがブレーキをかけて今までできなかったということはないでしょうけれども、そこらあたりをもう一度見解を聞かせていただきたいと思います。

【植木交通規制課長】委員の言われますとおり、そういう条件がそろえば、もちろん最終的には道路使用の許可を出すことになるということでございます。

諫早の方はまだ実行委員会がはっきりしていないということで、そちらができましたら早急にというか、早期に相談とか説明を行っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【大久保委員】交通規制をかけても、それを上回る公共性が得られると、地域の活性化。地域住民の合意をしっかりとれるように我々も頑張っていきたいと思っておりますので、長崎で初めてのマラソンに向けて、警察の皆さんとも一緒につくり上げていこうという思いでやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひご協力のほどをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

【大場委員長】ほかにございますでしょうか。

【小林委員】先ほどの質問の冒頭に、迷惑防止

条例の改正の必要性について前回議論をさせていただきましたと。その後の経過がどのようになっているのかということをお尋ねさせてもらいたいと思っているわけでありませう。

今回の事案は、迷惑防止条例の改正にまさに必要な内容ではないかと思っているわけでありませうけれども、その後、どういう経過をたどっているのか、そこをまずお尋ねしたいと思いません。

【北村生活安全企画課長】現在の長崎県迷惑行為等防止条例の改正の状況につきましては、県内の実態調査とか他の都道府県の条例の制定状況等の調査、また関係機関との協議を行い、慎重に検討を重ねまして、条例改正案を作成いたしました。

同条例に関しましては、県民等の日常生活に影響を及ぼす内容も含んでおりますことから、広く県民のご意見をいただく必要があると判断をいたしまして、本年5月22日から去る6月22日までの1カ月間、パブリックコメントを実施させていただきました。パブリックコメントにおきましては、改正に反対されるご意見等はございませんでしたけれども、県民の皆様のご意見を踏まえながら最終調整を図っておりまして、しかるべき手続を経まして、できるだけ早期に議会へ上程を図りたいと考えております。

また、議会において成立した場合には、県民の皆様にもお知らせをする必要がございますし、また、適正な運用を図るためには職員に対する教養も必要でございますので、条例の交付後、概ね2～3カ月の猶予をいただきまして施行をいたしたいと考えておりますので、ご協力、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【小林委員】今のご答弁を承りまして、非常に

適切な流れの中で進めていただいていると、そういう受け止め方をいたしております。

今回の条例改正に至る、いわゆる盗撮。場所によっては、盗撮であったとしても、それが全く罰則の規定にないということでもかり通るといような事案を、他県の状況等々もよくよく見ながら適切な条例改正につなぐことができればと、こういうようなことでやっていただいたと思っているわけでありませう。

まずは罰則が伴う条例改正であります。罰則が伴う条例改正は、やはり慎重の上にも慎重を期するという長崎県警の姿勢は、私は非常にありがたいし、また適切だと、こういう評価をいたしたいと思うわけでありませう。

したがいまして、まず広く県民の皆様方の意見を求めるということでパブリックコメントを実施されたと。その中に条例改正に反対する人は誰もいなかったという状況から、罰則という形もありますので慎重の上にも慎重に、この改正に向けての高まりを見せていかなければいけないと、こういうように感じませう。

これは言うまでもないことではありますが、本会議で県警本部長が、実に明解なご答弁をなされたと思っております。あれ以上のご答弁はないと思っせう。

何かといえは、条例というのは、憲法があり、あるいは地方自治法があり、それぞれの地域に一番必要な条例を作ることは可能なんだと。しかし、条例を作るにも、まず第1番目に正当性とか必要性というようにことを十分、しっかり勘案しながら、丁寧に事を進めていかなければいけないと、こんなようなことを本部長からおっしゃっていただきまして、この本部長の答弁がまさに県警の姿勢でありまして。

必要だから、やみくもに事を急ぐというよう

な、人を罪に陥れることが目的ではなくして、いかにしてこういう事案を再び起こさせないかという防止機能をしっかり果たすことがとても大事な意味があるのではないかと、私はこういうような考え方を持っているところではございませう。

したがいまして、改正案ができて議会にかけて、それが承認を受けて施行するにつきましても、やはり県民に周知徹底を図っていかなければいけない。さらに関係職員の方々も、この内容についてしっかりと勉強をしていただかなければいけないと。

こういうような冷静な取組の中で事が進んでいこうとしているということで、安心・安全なまちづくりの先頭に立つ県警の姿勢を、私は改めて高い評価をいたしたいと思っておりますので、今のペースで。

何も急げ、急げとか、早くやれとか、そんなような考え方は誰も持っていない。本当に県民の皆様方の納得のいくような形で、今、本部長並びに課長が答弁されたような姿勢で貫いていただくことを重ねてお願いを申し上げておきたいと。以上でございませうので、よろしくお願ひしたいと思っせう。

せっかく立たせていただきましたので。

先ほど下条委員等から、昨日起こった富山県の事案が、この場で論議を幾らかされたところではございませう。

交番、駐在所の警部補の方が、こういう被害に遭われてご逝去された。そしてまた、小学校でお仕事をされていた警備員の方までご逝去されたと。お二人の尊い命が、そういう考えられないような状況の中で奪われたということ、心からご冥福をお祈り申し上げたいと、こういうふうにお願ひいたします。

交番とか駐在所に勤務されている方々は、例えば私の住まいのある大村市でもそうでありますが、地域で交番に勤務されている県警の方々の日常の職務に対する姿勢は、地域の方々の安心・安全を体を張って守っていく、暮らしやすい平和な安全な地域を作りたい、まちづくりをしたいと、そういう思いがほとんど地域の皆様方に浸透いたしております、大村市においては、これは県下どこでも同じことかもしれませんが、いろんな地区の運動会、何かの催し、イベントに必ず駐在員の方が招かれて、皆さん方に紹介されて、そして大きな拍手が地域の皆様方から贈られている。日頃のご苦勞に対して大変な感謝をしていると、こんな感じがいたしまして、非常に奥ゆかしい、ありがたい存在感を改めて認識をいたすわけであります。

まじめに交番勤務に就かれている方に、全く不意打ちのような形の中で、何者かよく分からんけれども、ナタとか鋭い刃物を両手に持って襲いかかってくると。

しかも、朝のテレビで私はちょっと見たわけでございますけれども、その警部補は、20か所以上の刺し傷があつて血まみれになりながらも最後までその犯人を追いかけていると、こんな状態でございますですね。その職務に対する熱心な姿勢というか、自分の職務に対する責任の旺盛さ、このようなことを今日はテレビで拝見させてもらって、本当に頭の下がる思いがいたしているところでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、交番の勤務は、私も知りませんで申し訳なかったんですけども、いわゆるOBの方を駐在所の相談員という立場で再雇用しているということ。こういう相談員にOBの方を採用すること自体は間違っていない。まだ余力をもって退官された方がいっぱい

いらっしゃいますので、そういう制度、仕組みは大変ありがたいと思うんですけども、新聞等の指摘の中において、今、警察官の職員数が不足しているから、こういうようなこともあるのではないかと、こんなようなことが実は指摘をされている報道記事を読んだわけでございます。

現実に、決算の時とか、いろんな中で職員定数を何か遠慮しながらおっしゃっているような状況があるわけでございますけれども、地域の方々の安心・安全、暮らしを守るという中で定員が本当に充足しているのか、実際は不足しているのか、長崎県警の場合においてはどうかと、これをひとつあからさまに教えてもらえれば、私どもとしても参考にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございますか。

【宮崎警務課長】現在の長崎県警察の定員は、警察法施行令で定められておまして、政令基準数が3,030人であります。また、県の条例で3は,075人という定数をいただいております。

この定数にのっつて、現在、職務を執行しているわけですが、先般の5月8日の政府施策要望審査の場でもお願いしておりますけれども、定数増員を要求しております。ただ、これは本県独自の要求ではございませんので、全国の治安水準を確保するという観点から、警察庁の方で国に要求するということになっております。当県としましては、増員を毎年要求しているわけですが、限られた人数の中で職務を執行しなければなりませんので、現定員の中で仕事をしている状況であります。

【小林委員】国に対する施策の要望の中でいつも言っていますように、警察官とか警察職員の人数が不足していると。実際は警察庁の方で国に要求していただいているから、それに合わせ

て県警としても要望しているけれども、やっぱり不足しているということですよ。自衛隊も不足しているというようなことも言われているけれども。

実際に直接身近で我々の暮らしを守っていただけ。我々が枕を高くして眠ることができるのも、ひとえに警察官の皆様方が24時間の体制でいろいろとやっていただいていると、こういうようなことに重きを置くならば、やっぱり定数ぐらいはですね。

それは経費の削減とか予算の規模とか、かれこれ言われるかもしれないけれども、しっかりと盤石の体制をもって、我々県民、市民、地域の方々の暮らしを守っていただきたいと、こういうふうに考えておりますので、今後ともですね。

何も定数を増やすことによって権力を増大せしめるとか、そういううがった物を言う人もおるかもしれないが、そんなようなことではなくして、当たり前のことを当たり前のような形の中で、是非ともやっていかなければいかんじゃないかと、私はこう考えておりますので、我々総務委員会としても、また、県民の代表の一人の議員としても、こういうようなことには今まで以上に関心を高めながら臨んでいきたいものだと、こういう我々の受け止め方を明らかにさせてもらいたいと思っておりますのでございます。

それから最後にもう一つ質問は、今回の富山の事件は何か寝込みを襲われたような、もちろん寝てはいないんですよ。裏口からとか、もう本当に普通では考えられないような事案なんです。しかし、現実に交番が襲われ、しかも一番問題は拳銃が奪われて、その拳銃によって被害者が出た、亡くなった方が出たということ、実はこの点を軽視することはできないと思うわ

けであります。

これによって、拳銃の取扱いとか、管理のあり方とか、交番が今後とも健全で力強くあるために、今のままの交番でよろしいのかどうか。本当にこういうようなことをはねのけることができるような、もっと力強い交番をつくり上げなければいけないのではないかと、こんなようなことを考えるのでありますが。

この事案から、何も長崎県警だけでいろいろな方向付けをすることはできないのでありますけれども、今後の対策として、戒めとして、我々の長崎県警はもうちょっとこういうふうやっていきたい、これからこういうところにもっと力を入れたいと、これからの取組に何か変わりが生じるのかどうか、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

【田尻生活安全部長】小林委員ご指摘のとおり、国民の負託を受けて、国民を守るということで拳銃携帯が警察官には許されております。その拳銃が奪取された上で民間の方が被害に遭われたということについては、委員ご指摘のとおり軽視することはできないと思っております。

これまでも拳銃の管理、あるいは取扱いについては適正・慎重であるべきだということをお大前提として、警察官は、不審者に対する対応、あるいは拳銃奪取の防止訓練、装備資機材の整備、あるいは活用、そして勤務員には緊張感、あるいは危機感をもって職務に当たるということを指導してまいりました。

今回、そういう中でこういうような痛ましい事件が発生しております。まだ事件の詳細がわかりませんので、どういう再発防止対策が今後出てくるのか、警察庁から示される対策を踏まえこれから我々も検討するべきだと思いますが、今話しました大きくいいますと3つの点につい

て、引き続きしっかり勤務員に指導、教養を徹底してまいりまして、県民の生命、身体、財産を守ることを第一に、そして、警察官も自分自身の身を守るということも加えて指導していきたいと思います。

県民の安全・安心を守ることは、県警察に課せられた責務だと思っております。県民の信頼と期待に応えるべく職務に当たっていきたくと考えております。

【小林委員】今の生活安全部長の決意を聞きまして、とても力強く思っております。

かねてから長崎県警は、我々の誇るべき存在であります。検挙率も常に全国県警と比べて上位にあられるということ、非常にいつも頑張っていたいただいております、そういう点からも、県民の安心・安全を守るために、まさに体を張って皆様方がいつもやっていただいているということを受け止めまして、今回のこのようなことが県民にいささかでも不安を及ぼすようなことになってはならないと考えておりますので、引き続き、本当に大変でございますけれども、県民のために、地域のために、市民の皆さん方のために頑張ってくださいよう心からお願いを申し上げて終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大場委員長】ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

— 午前11時57分 休憩 —

— 午前11時57分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これを持ちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

しばらく休憩します。

午後1時30分より再開し、出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。

— 午前11時58分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新たな幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【野嶋会計管理者】 4月1日付の人事異動で、新たに出納局に着任いたしました幹部職員をご紹介いたします。

（幹部職員紹介）

よろしくお願いいたします。以上でございます。

【寺田人事委員会事務局長】 人事委員会事務局の幹部職員をご紹介いたします。

（幹部職員紹介）

以上でございます。

【木下議会事務局長】 4月1日付の人事異動で、議会事務局長を仰せつかりました木下 忠でございます。

同じく、今回の人事異動により着任いたしました議会事務局の幹部職員を紹介いたします。

（幹部職員紹介）

よろしくお願いいたします。

【大場委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

会計管理者より、報告議案説明をお願いいたします。

【野嶋会計管理者】出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。出納局関係でございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただき、3月30日付で専決処分させていただきました報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容でございますが、歳入予算の目、証紙収入で1,343万4,000円を増額しておりますが、これは手数料徴収のための証紙売払収入が見込みを上回ったことによるものでございます。

また、県預金利子で274万7,000円を増額しておりますが、これは歳計現金の預金利子収入が見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、歳出予算の目、一般管理費で77万7,000円を減額しておりますが、これは、物品の集中調達経費等の減によるものでございます。

また、会計管理費で365万7,000円を減額しておりますが、これは会計事務管理運営費の減によるものでございます。

以上をもちまして出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、監査事務局長より報告議案説明をお願いいたします。

【辻監査事務局長】監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容は、歳出予算の目、事務局費で296万円を減額しておりますが、これは職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、人事委員会事務局長より説明をお願いいたします。

【寺田人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の3ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容は、歳出予算の目、事務局費で149万2,000円を減額いたしておりますが、これは職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、労働委員会事務局長より説明をお願いいたします。

【寺田労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の4ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容は、歳出予算の目、委員会費で550万4,000円を減額いたしておりますが、これは委員会運営費の減によるものであります。

以上をもちまして労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、議会事務局長より説明をお願いいたします。

【木下議会事務局長】同じく資料の5ページをご覧ください。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容は、歳出予算の目、議会費で3,505万円を減額いたしておりますが、これは議会運営費等の減によるものであります。

また、目、事務局費で916万6,000円を減額いたしておりますが、これは事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

【下条委員】一番最後から、5ページの、私たちが属する議会事務局費でございますが、目の議会費で3,505万円の減額が計上されているわけですが、非常に大きな金額ですけれども、当初の見込みと3,505万円の乖離というのは、どのように理解したらいいですか。

【高見総務課長】この内訳につきましては、議会運営費の減が1,691万1,000円、議員費用弁償が1,596万円、議員報酬が217万9,000円となっております。

当初予算との乖離は、議会開催の実績等の減によりまして、当初予算で見込んだ分よりも委員会の開催日数等が若干少なかったこともありまして、こういった減になっております。

【下条委員】できる限りの予算を当初計上しておいて、例えば予備日等がほとんど使われなかったとか、そういった形ですと減額になったというふうに理解をしたいと思います。

あとの916万6,000円の方も、お話があれば聞かせていただいて、質問はこれで終わります。

【高見総務課長】事務局費の916万6,000円は、事務費等の執行の実績の減によるものでございます。

【大場分科会長】ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり

承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算にかかる報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定をされました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては委員会付託議案がないことから、関係局長より所管事項等についての説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

まず、会計管理者より所管事項説明をお願いいたします。

【野嶋会計管理者】 出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。

「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について。

長崎県行財政改革推進プランに掲げる出納局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

出納局におきましては、内部管理業務の見直しについて、地方機関で作成しておりました監査資料の一部について、新たに財務会計システムより出力できるように改修するなどの取組を行い、会計事務にかかる作業の省力化、効率化を図ることができました。

今年度も引き続き、職員からの要望や提案をもとに検討を行い、操作方法の改善等に取り組んでまいります。

今後も、行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【大場委員長】 次に、監査事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【辻監査事務局長】 監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じく資料の2ページをお開きください。

監査実施方針について。

今年度の実施方針として、監査の実施に当たりましては、県民と同じ目線で公正かつ実効的な監査に心がけるとともに、県の事務や事業について、正確性、合规性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からの検証に努め、監査の結果が事務や事業の改善につながるよう十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正・改善の取組状況などを継続的にフォローアップし、監査の実効性を確保するとともに、監査結果を県民にわかりやすく公表することとしております。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】 次に、人事委員会事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【寺田人事委員会事務局長】 同じ資料の3ページをお開きください。

平成30年度県職員採用試験について。

大学卒業程度試験については、1次試験を去る6月24日に実施しました。2次試験の実施予定及びその他の県職員採用試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】 次に、労働委員会事務局長より所管事項説明をお願いします。

【寺田労働委員会事務局長】 労働委員会事務局

関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の4ページをお開きください。

調整事件について。

本年度、現在までに取り扱いました調整事件は2件で、1件は解決により終結しており、現在調整中の事件は1件であります。

審査事件について。

不当労働行為に係る審査事件は3件で、現在審査中であります。

個別的労使紛争のあっせん事件について。

個別的労使紛争のあっせん事件は1件で、打ち切りにより終結しております。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【福田会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年2月から5月の実績は、資料記載のとおり1件となっております。

以上でございます。

【大場委員長】次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんでしょうか。

【吉村(庄)副委員長】まずは人事委員会関係で、関係議案説明資料に平成30年度県職員採用試験について報告がっております。

どこかの職種を特定したのかどうかわかりませんが、応募状況が減少している傾向にあるという報道があったように思うんですが、実際はどういうふうになっているのか。昨年あたりから、あるいは一昨年あたりから考えてどういう状況になっているのか。

もう既に6月24日に1次試験を実施し、7月中旬から下旬にかけて2次試験を実施とずっと進んでいるわけで、応募の実績はもう出ていると思います。

【馬場職員課長】先日、6月24日に大卒程度の試験を実施いたしました。

その前に応募状況を見たところ、行政もですが、警察事務等含めまして、昨年の同時期に比べまして若干低い状況でございました。新聞にもそういう状況を伝えて、できれば記事にしてほしいというふうに要望しまして載せました。それをご覧になっての質問かと思えます。

その新聞が功を奏してということなのかわかりませんが、応募状況が647名、去年が606名でしたので、結果としては去年を上回る応募状況ということでございます。

それから、受験者数が500名ちょうどと応募よりも少なくなっておりますが、去年の受験者が469名でしたので、これも去年を上回る結果となったということでございます。

【吉村(庄)副委員長】私はそういう報道を見ながら、一般的に全般的に言っているんですけども、特殊なところもあるかもしれませんが、少なくなっている傾向があるという話を聞きましてね。

県政というか県の業務に、あるいは行政に、

細かい行政という意味じゃないですよ、一般的な行政に魅力がなくなってきたのかどうかというあたりが影響してきているんだろうかと、こういうことを実は考えたんです。

それと同時に、長崎県内の雇用情勢とか労働情勢を考えた場合に、もちろん企業誘致その他は頑張っていたいておりますし、中小企業等の育成もそれぞれの担当のところで頑張っていたいていと思いますが、離島あたりの有効求人倍率を見ましてもいろいろと厳しい面がありますから、そういうところで何か影響があるのかなというふうに思いますが。

前段に、後で新聞報道等を活用されたような結果になっていますが、そういう傾向についてどういうふうに判断しているのか。結果的にはこういう状況だったんだから、中身的にそう影響はというか、私としては心配する向きがあったんじゃないかという感じは持ちましたが、そういうところについてはどういう認識をお持ちなのか。

【馬場職員課長】傾向としましては民間に流れる傾向はあるんじゃないかろうかという危機感を持っておりまして、そのために、今年だけではなくて以前からいろんな対策を打っております。

例えば民間の企業の経験をお持ちの方、あるいは海外での勤務、留学等の経験をお持ちの方の枠を設けるとか。あるいは、会場も以前から長崎のほかに東京会場を行っていたんですが、大阪会場を設けるなどです。

それから、行政の中でも特別枠というのを設けてまして、従来のように本当に専門の法律とか経済とか、そういうものを勉強しないとなかなか試験に合格することが難しいというものに対して、例えば教養試験については民間の方でも導入されているような試験にかえるとかですね。

そういうふうなことをやっておりますので、そうしたことも一定効果が出ているのかなというふうに判断しております。

【吉村(庄)副委員長】私としては少し心配な面があったんですけども、対応は一生懸命やっておられると思いますし、県の職員の応募がずっと減っていく状況がもし出てくれば、今は結果的に大体対応していても、県当局としては、そういう点についての原因分析をしっかりとさせていただきたいと思うんですよ。

それも、民間の景気がよくなって、日本全体としては一極集中というか大都市集中であっても、どんどん好景気が続いて雇用情勢がいい状態になれば、公務員全体としては非常にきつい状態にもなるし。

また同時に、長崎県のようなところでは、言い方は悪いですけど、地方という意味で非常に厳しい状況が出てきますから、対応策をいろいろ考えて頑張っていらっしゃることは聞きましたが、ぜひそういうところについても敏感に対応をしていただきたいと思います。

それから、労働委員会事務局関係で報告がありました。調整事件について、現在調整中の事件は1件、審査事件は3件、不当労働行為関係を現在審査中ということであります。

もちろん私も労働組合関係の状況はいろいろお聞きをしているんですけども、結果的に言って、審査、調整、こういうところで時間がかかり過ぎるんじゃないかと。どの件が具体的に何カ月かかって、これが遅いじゃないかという言い方ではございませんが。

もちろん審査案件などでは結果を出す、あるいは調整のところもそういうふうにしてやる、個別的労使紛争のあっせんは別にしましても、上の2つについては期間が一体どういう状況に

なっているんだろうかと。事件によっては和解を委員会側として両方に求めるとか、あるいは訴えられたところに求めるというのが当然出てきますから、時間がそれぞれの立場でかかるのは理解ができないわけではないですけども、例えば審査事件については、最近は平均的にどの程度、どういうふうにかかっているのか、ぜひお聞かせ願いたい。

【山田調整審査課長】 調整事件、審査事件の日数がいかほどかかっているかというご質問でございます。

まず、1番目の調整事件の方からお答えさせていただきます。

今、ここに2件上がっております。1件は解決ということでございまして、これは大体70日未満、ある程度早い解決をしているところでございます。調整の場合は、本当はもう少し短い方がいいのかなとは思っておりますが、そういうところでございます。

それから、ご懸念がある審査事件は、まさしく裁判と同様な手続を行ってまいりますので、ある程度の時間が必要になってくるものでございます。今の傾向といいますか、過去5年間、平成25年から平成29年度の数字で14件、終結をいたしております。そのかかった平均の日数は440日でございます。

先ほどご指摘がございましたとおり、和解ということになれば早く終わることもございますけれども、これが命令を出すという結果になりますともっとかかるところでございまして、平均が440日でございます。

私どもも、なるべくこれを短めにした方がいいということがございますので、見込といたしましては1年、365日を目標に立てて鋭意努力をやっているところでございますけれども、いか

んせん、平均として少し長いものもございます。それはケース・バイ・ケースでございまして、中には複雑な事件で審査に時間がかかるものもございます。

【吉村(庄)副委員長】 わかりました。私は申し上げようかなと思ったんですが、1年を超えるものがあるという話を聞いておりましたから、特に審査の方でしょうかね、最低1年ぐらいの間には解決しなくちゃいかんのではないかと言おうと思っておりましたら、調整審査課長からその程度ぐらいを目標にして頑張っているんだけれどもというお話がありましたからね。

やっぱり当事者にしたら、特に労働関係で審査ということになると不当労働行為あたりが最近は出てくるんですけども、それなりにいろんな要素がありますから、一概にと言ったらおかしいですけども、平たい言い方で言いますと不当労働行為を訴えた方としては、そういう状態を直ちになくしてもらいたいというところでしょうから、短い期間でと考えていただくのは当然だろうと思うんです。それぞれケース・バイ・ケースで手続もあるでしょうが、可能な限り短期間に解決が、和解でもできるような体制になる、あるいは審査結果を出すにしても、1年以内を目指して努力をしてもらおうと、こういうことを求めておきたいと思います。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【小林委員】 議案外の質問として、議会事務局にお尋ねをしたいと思います。

今回、テレビの報道だとか新聞各紙等におきまして、県議会議員の旅費の取り扱いについて、いろいろと報道をされているわけでありまして、

その時に、「なかなかわかりにくかった」というような話がコメントとして次々に出ているわけでありまして、参考のために、どう

いうところが旅費規程の中でわかりにくかったのかと。いわゆる判断を間違ったとか、そういう内容があるのかどうか、どういう点がわかりにくいのか、私どもはその対象ではないので十分勉強をいたしているわけでもないし、よくわからないわけでありませう。

したがいまして、よくわかるように、そういう間違いを起こさないように、やはり議会事務局で指導してあげなければいけないのではないかと、こういうようなことであるけれども、その指導のあり方が本当に十分だったのか、不足だったのか、とても大事なことだと思うんです。

報道でいろいろと議員の指摘がなされますと、来年は選挙もあるし、率直な話、品位の問題とか、いろんなことの中で非常に大きな問題を露呈してしまうわけです。

すべからず議会事務局に責任を押し付けるというような考え方はないのだけれども、置かれている立場の中で、議員のいろいろな活動に、私どもも含めて間違いがあってはならない、あるいは、正すべきところは正していかなければいけない。実は規程は、あるいは法律は、ルールはというようなことで丁寧に、間違いがあるとすればそれを正して、大きくならないようにきちんとその間違いを正すべく指導をするのがあなた方の役割ではないかと、そういう視点でお尋ねをしているわけだけれども。

どういうところが説明が足りなかったのか、どこが議員としてわからなかったのか、このところについてご答弁をいただければありがたいと思います。

【高見総務課長】今回、議員におかれまして不適切な宿泊料の受給ということが2件発生いたしております。

まず1件目は、議員が議会事務局に提出され

た宿泊届に記載した宿所に宿泊していないことがわかりました。認識違いと申しますのは、その議員は実際にマンションを、宿所を借上げていたんですけれども、そこに泊らずに、実際は長崎市近隣の自宅に宿泊をされていたということで、そういった認識違いもありまして返還ということになっております。

あと1件は、議員が借上げておられましたアパートの賃借料を、議員本人ではなくて、議員が支部長を務める政党支部が支払っていたということがわかりましたので、こちら議員から返納の申し出がっております。

こちらにつきましては、実際に宿所に議員は泊っていたんですけれども、支払いが政党支部の方と混同していたため、間違いがあったということで返納となっております。

【小林委員】今の総務課長の答弁を聞いておりますと、まず第一の案件で認識違いがあったということ、2番目で混同しておったと、こういうことを言っているわけだけれども、どういう認識違いがあったのか、どういうことを混同していたのかと、このところの具体的な内容を聞いているんだけど、何も話は答弁として出てこないわけです。

そのいわゆる認識の違いがあった、混同していた、そういう間違いがないように指導して、正すべきところを正してあげるのが議会事務局と議会側の信頼関係ではなかろうかと、私はそう思うんですけれども、あなた方の言うところの認識違いと混同というのが、どうもよくわからない。そこをもう少し具体的に教えてください。

【木下議会事務局長】経過は先ほど総務課長がご説明したとおりでございます。

認識違いの部分でございますが、1件目の分につきましては、実際に市内の賃貸マンション

に賃貸料を払っていたのでございますが、そこに宿泊されていなかったと。こちらの支給の要件としましては、賃貸料を払い、かつそこに宿泊したことで支給の対象になります。ところが、1件目につきましては実際は宿泊されていなかったということでございまして、その部分がご本人の制度の認識の誤りということでございます。この点につきましては、やはりこちらの方としまして、制度の周知が不足をしていたという反省点はございます。

2点目につきましては、実質ご本人の政党の関係から支払いが行われていましたが、そこにつきましてご本人に一定の負担があったということで、実質的には家賃が支払われていたというご認識があったんでございますが、ご本人から直接支払いがなされてなかったという点が、先ほどの制度上、これは支給の対象にはならないため、不適切という判断に至ったところでございます。これにつきましても1件目と同様に、この制度の支給要件につきまして、こちらの方の十分な制度の徹底といいますか、そのあたりに不足があったという点につきましては同じく反省すべき点で、今、改めているところでございます。

【小林委員】私は、あなた方を何もことさら追い込もうとか、あなた方のいわゆる責任を追究しようとか、そんなようなレベルの話をしていくわけではないんです。ただ実態を明らかにしてもらいたいと、その1点に絞りお尋ねをしているわけです。

今、議会事務局長から、あるいは総務課長からご答弁をいただきましたが、どうもその答弁が歯切れも悪いし。

いわゆる支給要件が満たされてなかったんだと、それについては、自分たちの指導とか、あ

るいは自分たちの知るべきことをもっとしっかり伝えておかなければいけなかったんだというように、議会事務局として議員各位、あるいはその対象の方に、それなりの支給要件がこうなっていますよということを十二分に伝えてなかったことが反省すべき点だというようなことで。

要するに1例でも2例でも、要件として、特に1例の場合においてはそれを満たしてなかったというような状況なんですね。

そこでお尋ねをしますけれども、その要件を満たしてなかったというのを、あなた方は知っておったのか、知ってなかったのか、それはどうか。

【高見総務課長】支給する際には、承知しておりますませんでした。

【小林委員】だからね、さっきから答弁していることと、知ってなかったとかという非常に無責任極まりない今の答弁と、全く実態が合わないわけだよ。

要するに支給要件を満たしてなかったと。私は正直に言って、この支給要件を満たしてない状態の中で、やっぱりこれは正していただかなければいけないのではないのでしょうかと、議会事務局が主体となって対象議員の方とお話をされて、そこを速やかに穏やかにやっていただいたのではなかろうかというような考え方であったわけけれども、全くもって支給要件を満たしていないということを今回初めて知ったのか。それまでに、いろいろな噂だとか、そういう話があなた方の耳に入ってきたのかどうか、あるべき姿ではない状態が耳に入っておったのかどうか、こういうような実態を知っていたのか、知っていなかったのか、どうですか。

【木下議会事務局長】ただいまのご指摘でございますが、総務課長が申したとおり、議員ご本

人からのお話があるまで、こちらとしては承知はしておりませんでした。

前段の、こちらのいわば確認的なものは、これまでは宿泊届、書類を提出いただければ、その書類を正とし宿泊料の支給をしていたという手続でございます。

【小林委員】議会事務局長は最近お見えになったばかりの方で、過去の経過は議事録だとか、その他のことでヒアリングを受けて、いろいろ勉強されたのかもしれない。

ましてや高見総務課長は、もう何十年も、まさにこの道の専門家のプロですよね。いろんな案件とか、いろんな事例をよくよく承知をされている、まさに議会側の思い、議会事務局については誰よりも一番、百も承知だという生き字引みたいな方だと、私どもはそういう目で総務課長を実は見ているわけでありませう。

そうしますと、こういう問題にならないように、ちゃんとふせをしなければいかんじゃないのか。身分に関わる、信用、信頼に関わるようなことについて、きちんとそれなりの間違いを正してあげるといことが、まさに議会事務局としてのサポート。そういう使命があなた方にはないかどうか、その点はどうですか。

【木下議会事務局長】ご指摘のとおりでございます。こちらとしても、今回のケースを検証し、少なくとも思い違いがあっても、まずそれがないようにしなければいけません。いわば物理的にそういう間違いが起こらないようにする手続を考えておきまして、現時点では、長崎市内にアパートを借りるというような場合には、その賃貸借契約書の写しをいただくとか、また、今議会から、宿泊費を支給する場合は必ず、その前に家賃の支払い証明書のもの、何らかの資料をいただくなど、今、そういう改正、手続

の修正をしたところでございます。

【小林委員】私が申し上げていることは、事前にいかなるものかというようなことが幾らかでも垣間見られたり、あるいはそういう動きが感じられれば。

議会事務局の皆さん方のおかげで、我々は議会活動ができています。本当に我々のそういう議会活動をあらゆる面からサポートしていただき、正直に言って議会事務局の皆様がいらっしゃらなければ、我々も議会活動が半減してしまうのではないかといいぐらい、議会事務局の皆様方は本当に熱心にその職務を全うしていただき、そして、基本的にはそうやって議員があまり痛手を被らないようにとか、議員として辱められないようにとか、いろんな形でサポートしていただいている。制度、仕組みだけじゃなくして、そういう個人的な非常にありがたいサポートもやっただいていて、このことを過去においてしばしば経験しているがゆえに、私は、そういうようなことの中で、もう少しあなた方の役割もあつたのではなからうかと思っているわけだけれども、その点について、いま一つ明確でないと思ふんです。

私が言うサポートというのは、勘違いしないでほしいんだけれども、事実を覆いかぶせて隠してしまえというんじゃないで、そういう問題があるのではないかといいような状況の時にきちんと正すべくサポートをしていただくというこで。

もう一度言わせていただくと、その実態を包み隠して、いわゆる公金のあるべき姿を、いやしくも公務員である議会事務局の方々が包み隠して見えないようにすると、そんなようなことをサポートと言っているわけではなくして、そういう大きな問題に至らない状況の段階におい

て、もう少し気持ちを、お互いの持つ心をむなしゅうして、しっかりと議員の方々と意見の交換をすべきではなかったろうかと考えるわけでありまして。

今後、こういうことを参考にしながら、あるべき姿に向かって十分な改善をされるでありましようけれども、そこのところについて、私はこういう事実を全く知らなかったと、ご本人から返還のお話があって初めて、その支給要件を満たしてなかったことを知ったかのような話をされているけれども、私はどうも決してそうではないのではないかと、事前にそういうようなことをご存じあったのではないかと、そういう意味でのサポートが足りなかったのではないかと、こんなようなことを申し上げているわけがあります。

まず、そこのところの感想として、自分たちは本当に知らなかったと、議員から実態を告げられた時に、あるいはマスコミ報道によってそれを初めて知ったということなのか、もう一回、その辺はどうですか。

【高見総務課長】今回2件ありましたけれども、2件とも、議員の方からそういった返還の申し出といたしますか、ご相談があった際に初めて内容を知りました。

【小林委員】そういうことであるとしても、ある意味では職務怠慢とは思わんとやろう。自分たちも、そういう指導というか、決まりとルールを知ってなかったというようなことで。

しかし、こういうルールを知ってなかったというのもちょっと理解しにくいんだけど、最初の段階において、きちんとした資料に基づいて対象の方に説明をする義務があなたたちにはあるわけだから、そういう点について、あなたの方の立場としての手を抜いたのか、ちゃんと

言ったけれども議員が守らなかったということなのか、そういうようなことになるかと思えますけれども。

そこで、本論に入りたいんだけど、費用弁償制度と応招旅費に関わる宿泊料について、1番目に、議員が本会議等に出席するために宿泊した場合の宿泊料の取り扱い、そして括弧して住所地から県庁までの距離が50キロメートル以上である議員が対象と、こういうことになっているけれども、ここで言う住所地とはどういう定義ですか。

【高見総務課長】これは、4年に一度、議員が改選されますが、その際に議員から費用弁償の基礎となります住所地の届けを議会事務局に提出してもらっておりまして、基本的にその住所地を起点として費用弁償を算定しております。

議会事務局では、届けられました住所が住民票の住所と相違していないか確認しまして、相違があった場合はその理由などを確認しております。

【小林委員】今の答弁はわかりにくかとかやけども、少なくとも公務員で県庁の公共の仕事をしている人の答弁としては、法的な根拠というようなものがあんまり見られないで、ただ行き当たりばったり言っているような、大変ご無礼だけれども、ご無礼だという前提をもってちょっと言葉が適切じゃないかもしれんが、そんじょそらの井戸端会議ばしとるとじゃなかとぞ。

住所地というのは、その対象議員がそういうようなことで申請をすれば、それが住所地ということになるのかどうか、そこはどうですか。

【高見総務課長】住所地の実態を個々の議員にそれぞれ確認することは、非常に困難であると思っております。費用弁償の支給に当たりましては、議員の住民票の住所も踏まえた上で、基

本的には本人から届け出のあった住所地を起点として算定しております。

【小林委員】何が困難なんですか。どこが困難なんですか、教えてください。（「住民票で確認するんでしょ」と呼ぶ者あり）

【高見総務課長】実際どこに住まわれているかを現場に行って確認するというのは現実的には困難なことだと思っておりますので、届け出と住民票とで確認をしております。

【小林委員】現場に行って確認をすることが難しいから、何をもってその住所としての位置づけをしているかと、それは住民票を指しているんですか。こちらから住民票だと言っているようだけれども、あなた方は住民票をもって住所地としていると。

【高見総務課長】基本的には議員からの届け出で、住民票も参考にしながら、届け出を基本としております。

【小林委員】住所地という根拠は何かというぐらいな、きちんと法的な根拠でやってもらわないと。その辺の会社がやるような話じゃないんだよ、君。

例えば小林克敏本人が、私は平戸に住んでいますよと、そういう申請をしてまかり通るか。

【高見総務課長】そういうことがないように住民票で確認をしております。

【小林委員】住民票がすなわち住所地と思っ

ているんですか。

【木下議会事務局長】総務課長の答弁のとおりでございますが、基本的に旅費などの起点とするために住所の届け出をしていただいております。その中で、まず第一に確認の目安とするところが住民票をもとにするという総務課長の説明でございます。

それで、今、小林委員が例を挙げた場合など

におきましては、その議員の地元があり選挙区があると思っておりますので、そこと違うような届け出がもしあれば、当然そこは事務的に中身を確認することになると思ひまして、最終的に妥当などいいますか、その届け出の住所が正しいかどうか判断します。

【小林委員】私が言った事例は突飛なことであって、そんなようなことは断じてまかり通らなし、また、そんなような申請をする人はいないと思ひます。私の今の事例は、あなた方の答弁に対して、あまりにも無抵抗というか、ただ申請があればそれに従うと、その裏づけはいわゆる住民票だと。

では、もう一回聞きますが、間違いなく住民票を取っているんですか。

【高見総務課長】議員が改選されます際は、選挙管理委員会が立候補者名簿を作成されますので、それに記載されました住民票の住所と照合しております。

【小林委員】その住民票がイコール住所だと、こういう判断は誰が決めたんですか。

【木下議会事務局長】今のご質問の点で言えば、住所とはどういうものかというような議論だと思ひますが、今、手続的には住民票を目安としておりますが、その住民票が世間一般に言う住所なのかということになれば、住民票がイコールその方の住所地ということにはならず、要は住所地という考え方はいろいろあると思ひますけれども、一般的にはその方のご自宅といい思ひますか、生活をしているところという考え方もあろうかと思ひますし、一方では、選挙人名簿登録とか何とか、そのあたりのためには住民票を基本にすると思ひますが、いろんな法律、手続の根拠になる制度でそれぞれの要件はあると思ひます。

もとに戻りますと、住所とは何かということに関して言えば、全て住民票ということではないと思います。

【小林委員】自分たちでどういう答弁をしているのかわかっていますか。あなた方は、最高の学校を出られて、それなりに法律に明るく、そういう一つのよし悪しの基準というのは、法的な判例だとか、過去の事例だとか、そういうきちんとした公金のあるべき姿はきちんとおやりになっているはずなんです。

なぜか我々議員に対しては、そういう届け出、申請を無条件で受け入れてしまうと。そんなような形でよろしいのかどうかというのが今回の問題だし、あなた方の姿勢に関わる問題だと思うんです。

今、議会事務局長が、いわゆる住民票イコール住所じゃないんだよと、こういうようなことを明快におっしゃいました。これは最高裁の判例を見ても、あるいは民法の総則を見ても、そういうふうなことがきちんと提示してあります。住所とは何ぞやと、明快に最高裁の判例、あるいは民法が規定するところの住所という解釈、ここがとても大事だと思うんだけど、そういう考え方に至らないのか、そういう考え方をもって住所地を記されているのか、そこはどうか。

【木下議会事務局長】今回の費用弁償に関する手続における住所の部分と委員がご指摘の住所とは、全く同じ考え方でいいのかどうか、住所そのものがどういうことかとなれば、先ほど申しましたようにいろいろなケースがあると思います。

【小林委員】どんどん深みに入っていきよる。何を自分で言っているかわからないと思います。自分が何を言っているかわからんと思います。

会計管理者とか会計課長、これは自分たちの問題と思ってよく聞いておいてくれよ。

私が言っている一番の問題は、住所地の規定は何かというところを曖昧にして、住所地から県庁までの距離50キロと。この住所地をどこにするかによって、50キロあるかないかというような、とても大事な始まりになるわけだから、そのところはきちんと根拠のある住所地でなければいかんわけです。

だから、民法で言うところの住所地、あるいは最高裁判例が示すところの住所地、こういうような形で、大体県の行政あたりは、そういう法令を中心としてやっていると思うんだけども。

ここについて、さっき議会事務局長は生活の実態というような表現をされたけれども、もう一度そのところを。住民票がイコール住所ではない、生活の実態がというような言い方で、そこも中途半端に終わっているけれども、そこを今日ははっきりしておきたいと思うんですが、どうですか。

【木下議会事務局長】申し訳ありませんが、はっきりと住所地はどういう規定だということは、いろんなケースがあると思います。住民票があるところが実際の住所であるということもあろうかと思いますが、仕事の関係で長くとどまっている住所である場合もあるかもしれません。それは住民票とは違っているかもわかりません。その方の生活の実態ごとに違うのではないかと私は思います。

【小林委員】どんどん深みに入っていると失礼なことを言っているんだけど、そういうふうにはしか見えないんです。あんな理解のよい、頭のよろしいあなた方のこれまでの活動の中で、

先ほど住民票イコール住所ではないと、こう

というようなことをきちんとおっしゃっておいりました議会事務局長は、この問題が生じてから、住所というのはどういうことを指しているのかと、民法の規定する住所、あるいは最高裁の判例、そういうものを調べられた上でそういう話をされているのかなと思ったら、また今の答弁は全くそういうようなことは関係なしに、自分のいわゆる気持ちでおっしゃっているというような感じがするわけです。

そこで、私はここに民法の総則をコピーしてまいりました。これを調べましたら、住所の定義とか、また住所に対する最高裁の判例がきちんと出ています。

参考のために、どういうことを言っているかということ、民法の総則の住所の定義は第22条、各人の生活の本拠をその者の住所とすると。つまり各人の生活の本拠、すなわち各人の生活関係の中心たる場所を住所と定義するというようなことで、形式主義を退けて実質主義をとった立法であると。第22条は、生活の本拠をもって住所とし、本籍地や住民登録地か、その地点における生活事実の存否、あるかどうかという存否を無関係に、そのまま住所になるのではなく、実質的な生活関係に基づいて住所を認定する実質主義を採用しているというのが民法の総則の考え方。

さらに最高裁の判例で言う住所とは、生活の本拠、即ちその者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かより決すべきものと解するのが相当であると、これが最高裁の判例です。

つまり、あなた方も先ほどから若干触れているように、生活の実態があるところ、例えば奥

さんと一緒に生活をしている、子どももそこに生活をしている、生活の実態がある、それがいわゆる住所としての位置づけになっていると、こんなようなことを指しているんだけど、この民法とか最高裁の判例というものを全然ご存じないことはないだろうと私は思うけれども、これをもって住所地だと、まさに生活の主たるその場所、このところが最高裁の判例も民法も、きちんとこうやって実質主義で法律の解釈はできているということ。

そのところから考えてみて、あなた方の言う住所地というのは非常におかしいと。これはひとつ生活の本拠地、これがイコール住所だと、こういうような解釈でいいのではないかと思います。いかがですか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時33分 休憩 —

— 午後 2時35分 再開 —

【大場委員長】 再開いたします。

【高見総務課長】 民法では、確かに各人の生活の本拠を、その者の住所とする…

【小林委員】 民法の何条で、あなたの調べたやつは。きちっと言わんばだめさ。

【高見総務課長】 民法の第22条では、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定されておりまして、今、小林委員が言われましたような最高裁の判例があることは承知しております。

そのほかにも、何ををもって生活の本拠である実態を具備しているかという判断につきましては、例えば家族と同居しているとか、居住日数が多いということもありますけれども、それ以外にもいろいろな要素、判例の中にはありまして、その判断は非常に難しいと考えております。

議員の費用弁償の場合、平成20年3月までは、この条例では、市町村の市役所または役場の所在地を起点として県庁までの距離を出しておりましたけれども、これが議会運営委員会などの協議によりまして、平成20年の4月から、現在のような議員の住所地を起点とすることに変更されております。ですから、議員間の協議によって議員の住所地ということで決められておりますので、このことを、ここをどうするのかということとは、基本的にはまた議員間で協議していただいて、生活の本拠とするのか、基本的に住民票とするのか、そういったことは、また議会運営委員会等で協議をしていただくことになろうかと思えます。

【小林委員】 実に詭弁を弄している。実に汚い答弁だよ。

これは委員会を再開しているんでしょう。

【大場委員長】 はい、しています。

【小林委員】 こういうめちゃくちゃな答弁をしてき、法律的な根拠も何もないと。

あなたが言うところの、さっき言ったような問題点としての、民法でも最高裁の判例でも、その他の判例とか、法律のいわゆる解釈はいろいろあって難しいんだと。何が難しいんですか。難しいというならば、その難しいところをちゃんと出せばよろしいじゃないですか。

しかもあなたは、平成20年にそうやって協議して議会で決めたことだと、こう言っているけれども、私はここに議事録を持っているわけだよ。あなたからもらったんだよ。

平成24年だよ。平成24年に、私も中に入って、議会改革の特別委員会をずっと続行して、通年議会の中でやってきた。その生き残りだよ、私は。その中で、議員のこういう旅費の制度については、高比良元議員が委員長として、彼が全

部くくって、そういうことが議事録に残って。

その彼と話をしてみても、費用弁償制度の住所地については、要するに生活の主たる場所というような形で、やはり本拠地だと、こういうような民法とか判例が言うところの内容になっていると、こんなようなことをちゃんと、県政改革特別委員会のこういう費用弁償制度を議論する中において、こんなようなことを何回も確認し合っていると、そういうことを言うわけです。

議会で決めればよかことたいじゃなくして。本拠地から、住所地から県庁までの距離が50キロメートルとか、あるいはそれを45キロメートルにするとか、40キロメートルにするとかというのは、また議会で、その実態に合わせて決めればいいことだけれども、住所地というのは、そんなにいいかげんに、その時によってころころ変わるような住所地ではないわけであって、法律の定めるところ、判例が定めるところ、そういうある一定の根拠のもとにおいてきちんと位置づけないと、これは大きな問題になりますよ。だから、そういうようなことを聞いている。

したがって、今の段階の中で住所地ということ曖昧にしながらやっておったと、こういうようなことが許されるか、許されないかと。これはひょっとしたらオンブズマンの人たちがいろいろと動き回っておられて、そのところで県が告発を受けるというようなこともひょっとしたらあり得るわけだから、我々としては、議会事務局がいろいろとそういう取りざたをされることを決してよしと思っていない。また、議員がそういうような形になることはよしと思っていない。

だから、そういう点から考えていけば、もう少しきちんとした整理のあり方をおこなけ

ればいけなかったわけだけれども、それができていないわけだよ。あなた方は、全く知らなかったとか、知っておったとか、知っておったということを言わんから知らなかったとか、こんなようなことで逃げまくっているけれども、本当に全く何も知らなかったのか、もう一度確認をしたい。

【高見総務課長】先ほどの件では、全く知りませんでした。

【小林委員】知らない、知らないで通しているけれども、あんまり言いたくないけれどもね、ちょっと現実の事実だから明らかにしたいと思うんだけど、例えば1番目のある議員は、今回自分が間違っておったということで自らがお金を返したというよりも、指摘を受けて返したということを新聞紙上で聞いている。

ならば、実際的にいろいろと同僚議員その他から聞くと、こういうことだと。そういう選挙区の方から通っているということで旅費規程に基づいてお金をいただいておったと。ところが、現実にはそうやって近くのある場所から通って来ておったと。

最初は、まさに通常どおり、この近くの20キロぐらいの範囲のところに住んでいるから、そこが住所地だから、そういうような形の中で申請をし、当たり前に行っておったと。ところが、半年か1年後、これがいきなり住所地が変わった。こういうようなことの中で今回、返還をされているということは、明らかに自分自身が、言うところの住所地のいわゆる間違いを自分で認められたということ。もらうべきではないお金をもらった、あるいは申請すべきところではないものを申請したというような反省を込めて、指摘を受けて、そうやってお金を返還されたの

ではないかと、ある意味での善意的な行為として受け止めておるんですけれども、あなた方がそこから見ると、何も知らなかったというようなことにはならんと思うんです。こういう、結局はうそ偽りとか、でたらめな、隠すというようなことの中で、結局は住所地というのが全くおかしい判断の中で。そのくらいの根拠はしっかりしておかないと、こういうような問題になるわけであって。

住所地は、法令に基づいて生活の主たるところから通うという考え方で、当たり前の論理でやるべきだから、そうじゃないような状態であるとするならば、そこはやっぱりきちんと正していかなければいかんじゃないかと思うんです。

どうですか、幾ら答弁を求めても、それ以上のことは返ってこないかもしれんけれども、例えば1番目の事例を見て、あなた方が知らんというようなことはなかったと思うんです。そこできちっとねじを巻くとか、あるいはやり変えてもらうとか、いろんなあなた方の役割がそこにあつたんじゃないかと思うけれども、どうですか。

【高見総務課長】事例につきましては、承知しておりませんでした。

住所につきましては、生活の本拠ということになっておりますけれども、その生活の本拠がどこなのかというのを、法令集などで確認しておりますけれども、本人の意思とか、そういったのも参考とすべきとなっております。

先ほど言われましたように客観主義と、「実質主義、実質」「形式、実質」と呼ぶ者あり）もう一つ、本人の意思を重要視することもありまして、法令集を読んでみましても、明確にこういうところが住所地だということが規定はされておられません。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時45分 休憩 —

(休憩中)

— 午後 2時55分 再開 —

【大場委員長】 再開いたします。

【小林委員】 私は、最後にちょっと、確実に指摘しておきたいと思います。

住所地に対するこのような曖昧な考え方で、届け出でよろしいんだと、届けたところを住所地とすると、この考え方は間違いないのか、もう一回聞くぞ。

【高見総務課長】 現在は、そういった運用をしております。

【小林委員】 ならば聞きますけれども、1番目のある議員は、ここから20キロ近くに住まいがあると。しかし、選挙区の方から通っていると途中で申請をし直して、それでまかり通って今日まで来たわけだ。あなた方も、何もそこは指摘しない。

しかしながら、現実に第三者機関から指摘を受けて、結局はそのお金を返しているということは、住所地という正しい認識ができていなかったというか、自分で間違いを犯しているということを認めるがゆえに、そのお金を返し。

では、あなた方はなぜそれを受け取ったのですか。どこでも住所がよければ、受け取る必要はないし、返す必要もないじゃないか。どうですか。ここが決め手だ。

【高見総務課長】 その議員からは、返納の申し出とともに、届け出ました住所地届けが間違いであったということで撤回をされております。それで、長崎市近辺の自宅から、費用弁償を算定し直しまして返納を求めています。

【小林委員】 1回登録した、申請した場所から、次なる申請をして、そこからいただいたお金を、第三者機関から指摘をされて、それでみんなお返しになったと。今あなたは、そのことについては間違いであったからと。この間違いであったという事実が、ここが問題なんです。

そうやって申請すれば全てよかじゃなくして、間違いだったというのはどういうことが間違いだったということですか。

【木下議会事務局長】 今のケースで言えば、地元の方に住所地を移し、長崎市内のマンションを借り上げるという形の変更申請の折に、地元での住所地ということは、地元で基本的には住まわれるのですかというような、そういう手続的なところは必要だったと思います。

要は、いわゆる生活の拠点は変更されておらず、もともとの長崎市に近い方のままであったにもかかわらず、地元の方に住所地を変更したということ自体が、今回のこのケースにおいては間違いでありましたので、その時点でこちらの確認をすべきだったと考えております。

【小林委員】 だから、そういう間違いをあなた方も認めているじゃありませんか、今の答弁でも。そういうように間違いであったと、生活の本拠地が中心として住所ということになっているから、その前提で考えているから、そこが間違いであったということになっているわけです。

住所地がどうなると、もう申請されたとおりと、こういうような格好の中で、その申請されたとおりがこういう問題を引き起こしているわけだ。もうちょっときちんとした姿勢をね。

住所地というのはこういうような考え方だと、あなた方から議会にきちんと示していただいて、その内容で50キロメートルという形で公費が

そこに充当されると、こういうようなことでなければいかんと思います。

私は、住所地というのはあくまでも、高見総務課長が言うような、そんな踊ったりはねたりするような話であってはいかんと思う。実に卑怯ですし、実に内容が許せないような発言が続いている。

この問題については、こういう答弁しか出てこなければ、我々も我々の顧問弁護士によく相談をしながら、こここのところはきちんとたどしていかなければいかん、というように考えていますから、県の顧問弁護士の方々もたくさんいらっしゃいますから、そこでよくきちんとして、二度と再びこういう間違いにつながらないように、議員の立場をよく考えて差し上げて対応してもらうことを重ねてお願いを申し上げて終わりたいと思います。

【大場委員長】ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】しばらく休憩をいたします。

— 午後 3時 1分 休憩 —

— 午後 3時 1分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

次に、入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議について、審議いたします。

ここで、改めて吉村(洋)委員より、決議についての趣旨説明をお願いいたします。

【吉村(洋)委員】お手元に配付をしてあると存じますが、「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議（案）」という題名をつけさせていただいております。「公用車の燃料調達にかかる契約方法の見直し」に

ついてということでございます。

中身といたしましては、平成24年に、県議会におきまして決議がなされているところでございますが、その折に「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」がなされております。これによりまして、県が発注するいろんな納入物について、公平性、透明性の確保という観点から、随意契約を排して入札制度に移行すべしというような決議であったわけでございます。

その当時おられた議員の皆様方はご存じかと思いますが、私はその当時おりませんでしたから、その経緯に関してはよくわからなかったわけですが、今般、特に公用車の燃料調達ということに関しまして。

小規模なガソリンスタンド等の事業者につきまして、非常に厳しい経営環境が続いているということでございます。このことにつきましては、皆様方もご存じかと思いますが。

1994年度末に全国で6万カ所程度の給油所があったわけですが、2010年末におきましては、それが3万8,000カ所にまで減少をいたしております。長崎県内におきましては、1994年末で830カ所だったのが、2013年末は543カ所というところまで減少をしているところでございます。

この要因といたしましては、規制緩和が何回も行われているわけです。87年、93年、95年、97年、98年、2001年、2002年と、数次にわたって規制緩和が行われております。それによりまして小売事業者のマージンが、それ以前の2分の1から3分の1に減少したという現状でございます。

それに加えてガソリン需要の減少。これは、PHV、EVといった車の普及によりまして、2020年度想定で全体の販売比率で50%、保

有比率で20%以上がそのような車両になるということでございます。

長崎県の特異な状況としましては離島が多いということもこれありで、543カ所の給油所のうちの136カ所が離島に存在しています。これは全体の24%程度になります。離島に給油所があることで、給油所1カ所当たりの人口が全国平均の4分の1から3分の1、輸送コストが原価を押し上げるというようなことがあるわけございまして。

また、消防法が改正をされまして、地下タンクの更新を余儀なくされております。この地下タンクを更新するに当たりましては数千万円の費用がかかる。現在、赤字状況がほとんどの給油所で、その更新がままならないと、よって経営を維持することができなくなりまして、自然と廃業をしていくということになっています。

新聞にもあるわけですが、給油所の存続で経産省が指針を出されております。これは2017年8月19日です。

全国で10数カ所、給油所がゼロの自治体があるそうでございます。これはまさに氷山の一角でございまして、平成の大合併をいたしておりますので、自治体がなくなったところがたくさんございます。

私は佐世保市に住いておりますが、旧北松浦郡の鹿町町は、現在は佐世保市なので出てきませんが、給油所がゼロでございます。その地域に住む方々は県民でございますが、この方々の生活の利便性の確保ということに支障を来しているのが現状でございまして。

国が毎年6月に出しております官公需報により指針、この文書にも書いてありますが、平成28年から明確になったわけですが、中小の石油販売事業者に特段の配慮を行うという一文

が付け加えられております。

こういういろんな周辺状況を鑑みる時に、この平成24年の県議会で行われました決議というのは全会一致でございましたので非常に重いものがあるわけでございますが、その折においてもただし書きが付けられておまして、緊急性、重要性、いろんなそういうことを勘案して必要と認められる時にはこの限りではないという条項があるわけですが、そこに適用させていただきまして、今回、公用車の燃料調達に係る契約方法の見直しという一点につきまして、長崎県石油協同組合、これは国が認める官公需組合でございますが、ここの随意契約を適用していただきたいということで決議を議会でしていただけないかという提案でございますので、皆様方におかれましては、ご高配をいただきましてご賛同を賜ればと思うところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

【大場委員長】 ただいま吉村(洋)委員から説明がありました入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 よろしいでしょうか。
しばらく休憩いたします。

— 午後 3時 9分 休憩 —

— 午後 3時10分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

質問等もないようですので、決議について採決を行いたいと思います。

本提案のとおり、決議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議については、提出することに決定をされました。

なお、文案の作成等については、正副委員長に一任をいただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】では、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかに質問はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時11分 休憩 —

— 午後 3時11分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時12分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 6月28日

自 午前10時 0分
至 午後 3時39分
於 委員会室 1

地域づくり推進課長 村山 弘司 君
地域づくり推進課企画監
(離島振興対策担当) 浦 亮治 君

スポーツ振興課長 本田 和人 君
スポーツ振興課企画監
(スポーツ合宿・
大会誘致担当) 野口 純弘 君

市町村課長 井手美都子 君

土地対策室長 山下 明 君

新幹線・総合交通対策課長 早稲田智仁 君

新幹線・総合交通対策課企画監
(航路・バス事業等担
当) 椿谷 博文 君

県庁舎跡地活用室長 鳥谷 寿彦 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君
副委員長(副会長) 吉村 庄二 君
委 員 宮内 雪夫 君
" 小林 克敏 君
" 橋村松太郎 君
" 坂本 智徳 君
" 下条ふみまさ 君
" 大久保潔重 君
" 宅島 寿一 君
" 吉村 洋 君
" 宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画振興部長 柿本 敏晶 君
企画振興部政策監
(離島・半島・過疎対策担
当) 廣田 義美 君
企画振興部政策監
(IR推進担当) 吉田 慎一 君
企画振興部次長 廣畑 健次 君
企画振興部参事監
(県庁舎跡地活用担当) 高宮 茂隆 君
政策企画課長 浦 真樹 君
IR推進室長 西村 一宏 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【大場委員長】 おはようございます。

分科会を再開いたします。

これより、企画振興部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の
人事異動に伴う新たな幹部職員について、5月
の委員会の際に出席していなかった職員の紹介
がありますので、これを受けすることにいたしま
す。

【柿本企画振興部長】 おはようございます。

4月1日付けの組織改正及び人事異動以降、今
回初めて総務委員会に出席する幹部職員を紹介
させていただきます。

[各幹部職員紹介]

以上でございます。よろしくお願いいたしま
す。

【大場委員長】 それでは、これより審査に入
ります。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行
います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といた

します。

企画振興部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）』」のうち関係部分であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、1,938万2,000円の増を計上いたしております。

この歳入予算の内容につきましては、地方創生推進交付金の第2次募集に対応するものであります。

次に、報告第2号「知事専決事項報告『平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）』」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、平成29年度予算の補正を、平成30年3月30日付けをもって専決処分させていただいたものであり、その概要についてご報告いたします。

歳入予算は、合計で2億6,447万円の減、歳出予算は、合計で6億5,237万8,000円の減であります。

歳入予算の減額の主なものは、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の1億4,300万

9,000円の減、地方創生推進交付金の1億2,210万2,000円の減であります。

歳出予算の減額の主なものは、総務管理費では、振興局運営費の188万4,000円の減であります。

企画費では、生活航路改善対策事業費の1億9,754万円の減、国境離島創業・事業拡大等支援事業費の1億41万5,000円の減であります。

市町村振興費では、長崎縣市町財政資金貸付費の2,071万3,000円の減であります。

選挙費では、知事選挙費の1億6,261万8,000円の減であります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宅島委員】おはようございます。

今、企画振興部長の説明がありました中で、特に、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金1億4,300万円の減とありますが、主な要因をお聞かせいただきたいと思っております。

【浦地域づくり推進課企画監】特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の減額についてのお尋ねでありますけれども、現計予算約18億6,300万円でありまして、最終補正後で約17億2,000万円となっているため、約1億4,300万円の減額補正となっております。その主な内訳としましては、雇用機会拡充事業への充当分として8,033万1,000円の減額、滞在型観光促進事業への充当分としまして4,082万4,000円の減額となっております。雇用機会拡充事業につきま

しては、歳出予算に当たります国境離島創業・事業拡大等支援事業費が約9億2,700万円から8億2,700万円と、約1億円の減額となったことに伴うものであります。これは3月補正予算時点では、国の交付決定額に基づく事業費を計上していたところ、市町からの実績報告に基づき減額を行ったものであります。もう一つの滞在型観光促進事業につきましては、観光振興課の関連歳出予算の減額に伴うものでありまして、主なものとしましては、しま旅滞在促進事業費が約4,600万円の減額となったことに伴うものであります。一昨日の文化観光国際部の審査の際にもご議論があったとおり、もともと1月末までの販売期間だったものを、より多くの方にしまを訪れていただきたいということで、2月末までに延長し、ぎりぎりまで予算を構えていたものを減額するものでございます。

【宅島委員】 わかりました。

もう一つ、国境離島創業・事業拡大等支援事業費1億41万円の減とありますが、これについても説明を求めます。

【浦地域づくり推進課企画監】 歳出のうち、国境離島創業・事業拡大等支援事業費の減額についてのお尋ねであります。先ほども申し上げましたとおり、現計予算約9億2,700万円に対して、最終専決補正後で約8億2,700万円となるため、今回約1億円の減額補正となっております。この事業は、市町が事業実施主体でありまして、負担割合は国2分の1、県8分の1、市町8分の1、そして事業者が4分の1となっております。3月補正予算時点では、国の交付決定額に基づき事業費を計上してありまして、今回、市町からの実績報告に基づいて減額を行っております。

これについて関係市町に事業費の減の主な理由を確認いたしたところ、大きく2点ございま

す。まず、1点目として、事業計画当初には想定していなかった諸事情の発生により、事業自体が取りやめになったことによるもの、2点目として、その他、事業によって雇用開始時期に遅れが生じましたり、設備整備等に係る経費の実績減などが生じたことによるものであります。

ただ一方で、今回、本県は340人という平成29年度の雇用実績が出ております。全国でいきますと、この事業による雇用者数としては464人となっております。本県の340人は全国の約73%を占めるという成果になっておりますので、引き続き、しっかり取組を進めてまいりたいと考えております。

【宅島委員】 わかりました。

全国で言えば、全体事業費の73%の雇用拡充をしたのでありますけれども、この予算をもっときちっと執行していれば、もう少し雇用ができていたのかもしれない。始まったばかりの法律だったのですが、できるだけこうやって執行残が残らないように、きちっと県、市一体となって取り組んでいただきたいと思っております。

それと、生活航路改善対策事業費ですが、この内訳について、説明をお願いいたします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 生活航路改善対策事業における県の補助金につきましては、航路事業者の欠損額から国が交付する補助金額を差し引いた額の範囲で交付をすることになっております。しかしながら、国の補助金の確定額が3月になりますために、それまでは県の補助金額も確定をしないといたこととなります。そのため、3月の補正額を算出する時点では、その後の国の補助金額の確定作業において、予定していなかった船舶の修繕費が補助対象となることで補助が増額したり、また燃料の増額分が出たりと、不測の事態にも対応する

可能な金額ということで、特に内訳は定めず減額補正をこの時点では行っているものでございます。今回の3月補正を終えた以降につきましては、先ほど申しましたような修繕費または燃油等の動きがなかったこともございまして、今回の1億9,754万円の減ということでの専決処分をお願いしているところでございます。

【宅島委員】修繕費等々が十分できた上で余ったと聞こえたんですが、県のご認識として、要は、事業者の上がってきた要望は全てかなったという認識でいいですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】航路修繕等につきましては、年度当初に計画を出していただきまして、その後、国のほうの認定作業を受けて確定することになります。年度内の動きであったり、いろいろな諸事情で、当然ながら修繕の要望、希望も変わってまいりますので、その全てに年度内において対応できたとは思っておりません。ここで補助金額が変わった分での修繕費等の補助対象になるという部分の表現でございますけれども、実際には、確定作業をする中で、当初予定をしていなかった項目、費目につきまして、国のほうで作業をする中で、改めて見直すと補助対象額に上がるといった動きも含めたことで、ご説明をしたとおりでございます。

【宅島委員】大体理解はできましたけれども、船舶のそれぞれの事業者の方たちも、一生懸命考えながら県に申請をされるけれども、なかなか通らないという事業者さんも中にはおられると聞いております。こうやって執行残が残るのであれば、県も一体となって、こういう執行残が出ないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【下条委員】今、宅島委員が、新年度はそうい

うことがないようにということでの指摘があったのですが、内容は厳しかったのですが、言葉が優しくなったものだから、あなたたちは甘く考えているようなことだなど。有人国境離島法というのは、特別にこれだけつくって、これからの長崎県の最大の人口減少というのは離島にあるわけでありますから、これを何とか食い止めていかなければならないということを前提として、日本の国防ということもあって、この新法がつくられていった、要するに、国民全体がご理解をいただいたということです。長崎県選出の離島選出の国会議員さんたちが中心となって頑張っていた法律ですけれども、その中の、また地方創生も含めた柱中の柱が、新しい雇用の創出、あるいは交流人口の拡大というものじゃないですか。この柱の2つが1年目からといいますか、これだけ使い切れてなかったというふうなことを出すということはどういうことなのかということ、基本的には、その関係する離島の市町が基本的なものの主なものを握っていくんでしょうけれども、あなたたち自身が一緒になって、どういう苦勞をしたけれども、どこの時点で若手が、採用しようにもできなかったんだと、あるいは逆に、雇用者がそこまでの準備ができなかったんだということなのか。それから、交流人口の問題でも、どこまで、どういう苦勞をされて、どこが今年はこれだけ満額を使えなかったんだと、新年度はどういうふうな形でそれを手を打とうとされているのかとか、そういうことをきちっと説明しないと、国境離島新法というのは長崎県にとってはとても重要な法であるし、重要な予算ですよ。そのところをどのようにあなたたちが真剣に市町と一緒にやっていくのかという、そこを見せてください。結果的にこうですよ、ぐらいで

終わってはだめですよ。いかがでしょうか。宅島委員も内容では厳しく指摘しました。あなたたちは本当にそれを感じているのかなど。それが使い切れなければ、新年度、予算が減らされていきますよ。どう思っていますか。

【廣田企画振興部政策監】 下条委員のご指摘、ごもっともだと思っております。これまでどのような取組をしたかというご質問でございますけれども、まず雇用機会拡充事業につきましては、各市町単位で行っているところでございます。それで、この有人国境離島法案が平成28年4月に成立し、平成29年4月から施行されたわけでございますけれども、各市町単位で、まず市役所そして振興局等の関係部課長によるプロジェクトチームをつくりました。そのプロジェクトチームの中に、これは分野が多岐にわたっておりますので、例えば、観光分野であるとか、商工分野、農林分野、その分野ごとにワーキングチームをつくりました。そして、それぞれのワーキングチームが市内、町内の各業界団体と事業者のほうに個別に入りまして、まず事業の掘り起こしを行ったわけでございます。その結果、全国で6割ぐらいの予算を執行するような事業の提案がございました。そういうことを踏まえまして、平成29年度に入りましてから、それぞれの事業者のほうから申請書を提出させ、それを審査し、採択を決定したところでございます。

昨年度におきましては、1次、2次、3次と3回に分けて交付決定を行ったわけでございますけれども、その中で、各事業者、相当の事業数がございましたので、事業者によりましては、事業の着手がなかなか計画どおりいかなかったということで、雇用の開始時期が遅れたというものが1点ございました。それと、諸事情がご

ざいまして、事業そのものが取りやめになったということもございました。そういったことから、先ほど申し上げたように、大幅な執行残が残ったわけでございます。

それで、このことについては昨年来もやっていたわけですが、掘り起こしだけにとどまらず、事業執行段階においても、きめ細かなフォローアップが必要かと思っておりますので、そのあたりは、これまでに引き続き、事業者に対する、きめ細かなフォローアップ、助言指導を行いながら、こういった執行残が出ないように努めてまいりたいと思います。

これは委員ご指摘のとおり、国から措置された貴重な財源でございますので、これを有効に活用して、離島地域の活性化を図っていくのが私たちの使命だと考えておりますので、そのところは強く意を用いて取り組んでいきたいと思っております。

2点目の滞在型観光促進事業の関係でございますけれども、これは文化観光国際部の関係ということもございますが、昨日の文化観光国際部の審査の中でもご議論がございましたけれども、事業の取組自体に当初予定よりも利用者が少なかったというところもございまして、こういった大幅な減になったということ承っております。

これも先ほどの雇用の分と同じように、国の貴重な予算を活用し、そして長崎県の離島に人を呼び込むということでの予算でございますので、これについては私どもも有人国境離島法の業務を処理する立場でございますので、所管の部局と一緒に、昨年のような執行残を残さないように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【下条委員】 滞在型観光の場合には、日本全体

が相手ということもあって、相手もあることで、すから、これは執行残が出たり、あるいは余剰の場合、新年度に回しますと言ったって、新しい年度で受け入れましょうなんていうのはできないのですから、余ったり、足りなかったりという形になるでしょうけれども、雇用あるいは事業の拡大とかいうものは、やればできることなんです。ですから、皆さん方は、もともとこの予算を使う時には、120%から130%ぐらいのものをくり上げていって、来年度にまで持ち越していかなければならないと、新しい年度で改めて拡充をやりましょうと。100%は常にクリアしていく、そして次の年度で新規採用していくと、そのくらいの意気込みを持ってやっていくべきだと私は思っています。

ですから、事業の拡大、あるいは雇用の拡大、両面、ぜひ100%で予定をして、事業が取りやめになった、あるいは人が来なかった、じゃなくて、120%、130%ぐらいをめどとして目標を立てて、それだけのものを仕掛けていくと。結果的に100%使って、残念ながらこれで予算がいっぱいになりました、今年の計画よりも、もっとそれをいいものにつくり上げて新年度を待ちましょうと、そのようなものにやって、何とか生き残り、国境離島の若い人たちの人口の流出に少しでも歯止めをかけていく、あるいはまた経済活性化にこの法律をしっかりと役立てていくというふうにやるべきだと私は思いますので、そのような気持ちで、市町と振興局、そして本庁と一体となって取り組んでほしいということを要望して、終わります。

【大場分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村(洋)委員】文化観光国際部のほうでもあったのですが、今の関連といたしますか、これは専決ですから、もう最終最後ですよ。だから

平成29年度の事業年度1年間を振り返って、どうだったのかなというのがある程度、頭の中に描かれているんじゃないかなと思うわけです。そういうこと最終的な結果として、専決処分でやりましたということになるだろうと思いますけれども、今、国境離島新法関係のご質問がお二方からあったわけですが、これはこれでやらなければいけないことだろうと。それは離島のいわゆる人口減少率が高いとか、そういうことで町自体がなくなっていくんじゃないかという危機感があるわけですから、それはそれで評価をしなければいけないと思うんですが、この予算の中を見てもみますと、しま振興対策全体は12億円ですよ。その中の約1割弱程度が残余として残ったと。この1割という幅が許容できる範囲なのか、通常でその振れ幅の中に大体おさまっているのかなというような評価というのはどういうふうに考えられているかなと思うところです。

それから、この財源内訳の中で、1億1,800万円が減額補正になると。内訳としては、国庫が8,700万円減額、一般財源で3,100万円です。この事業を全部やったとした時に、この一般財源をやっぱり3,000万円入れ込んでいかなければいけないわけですね。私は半島に住む人間ですけれども、その下の行に半島振興対策費というのがあつたわけですね。ここも150万円ですけど10分の1ですね、そういう減額になっている。そうしたら、県全体を眺める時に、その比率といたしますか、当然、離島も振興しなければいけない、国境離島新法もできた、それを活用してどんどんやるんだ。ただ、100%補助ならいいけれども、そこに自主財源も必要になってくる。それを推進せんがために、ほかの事業にしわ寄せがいくということがあるのかないのか。例え

ば、半島振興に影響を及ぼすというようなことがあるのかなのか、そういうところの検証というのはやられておれば教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【浦地域づくり推進課企画監】1点目のしま振興対策費で減額補正として1億1,800万円が計上されていることについての評価ということでございますが、内訳にも記載をしております。先ほど来質問がっておりますけれども、今回、その主な内訳としましては、国境離島創業・事業拡大等支援事業費の約1億円が中心となっております、これは今回初めて出てきた予算でございますので、昨年まではなかったというものでございます。評価というふうなお話でございますけれども、県の特定有人国境離島地域社会の維持に関する計画の中で、重要業績評価指数（KPI）ということで、雇用機会拡充事業と、その他の企業誘致等による雇用効果も合わせたところで、平成29年度において、400人の新規雇用者数の目標を掲げているところであります。そうした中の今回約1億円の減額補正とはなっているんですけども、雇用機会拡充事業による新規雇用者数だけで、先ほども申し上げたとおり、340人の雇用が実現できた状況であります。その他の企業誘致等による雇用効果については、現在、市町あるいは県の関係部署のほうから報告を取りまとめ中でございますけれども、今のところ、ほぼ目標に近い実績になるのではないかと考えております。また、340人のうち80人が県外、島外からの雇用でありまして、その他の移住の成果、この移住の成果と申しますのが、離島の5市町の合計でいきますと平成28年度、115名の移住だったものが、平成29年度には275名と大幅に増加しております。こういった移住の成果とも相まって、先

ほどの県計画の基本的な目標である社会減の抑制については、従来、約1,000人の社会減だったところ、平成29年度は640人の社会減にとどまっているということで、一定大きく改善しており、成果もあったものと考えております。

【村山地域づくり推進課長】半島振興対策費の150万円の減でございますけれども、これは平成27年度に、法改正に伴って創設されました国の補助事業でございます、広域的に実施します市町の取組について事業を実施したものでございます。専決額につきましては、事業の実施に伴います減額を補正の理由としたものでございますけれども、半島振興対策、しっかり取り組む意味で、こういった補助事業をしっかりと活用しながら、専決の額が少なくなるよう努めてまいりたいと思います。

【柿本企画振興部長】先ほど、吉村(洋)委員からのご指摘の中で、今回、有人国境離島法の施行を受けまして、その国の交付金を最大限に活用するというところで、県のほうにおいても、必要な一般財源を措置しながらこの事業を実施してきたということでございます。その実施に当たりましては、新たな一般財源の確保ということが当然必要になってまいりますので、そこについては県の全体的な予算の中で、その必要な財源を捻出していくということで、さまざまな努力をしながら、その財源を確保したということはあると思っております。

ただ、離島振興、半島振興というのは長崎県にとって、地域振興を図っていく上で非常に重要な最優先の課題だとも思っております。その中で、離島振興に必要な予算は、そういった形で県全体の予算を見渡しながら、しっかりと確保していき、そしてそれについて半島振興予算への影響が直接的にしわ寄せがいくというよう

なことはないような形で、半島振興の予算もしっかり確保をしているところだと私どもとしては考えております。

今後、離島地域、半島地域、本県にとって非常に重要な対策でございますので、それぞれについて、しっかり確保を図っていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員】今の企画監の答弁で、先ほどから宅島委員が聞かれる、下条委員が聞かれる、最初からそういうものを成果をパーンと出してやれば、金額ばかりじゃなくて、それは国会議員も頑張っただけで新規にこういう事業化をやった、予算化をやったと、だから頑張れというのは出てくるんだろうけれども、やっぱり事業をやるのは長崎県、それから市町、そういうところが主体になるわけだから、より主体性を持って事業に取り組んでいく、事業を構築していくというのを意識をきちっと持ってやっていかなければいけないのだろうと思います。だから、今の答弁を聞いて、なるほどと。だから、執行残が残るとか、専決で補正をやるとか、そこら辺の例えば振れ幅も、どこら辺までは許容できるのかと。それはこういう理由で、これぐらいの許容はできるんですよというような考え方をしっかりあなたたちが構築しておかなければ、聞かれてふらふらしていると、その効果がどうなの、となるのだから、そこら辺は今後、そういう意識を持って取り組んでいただくように。

半島振興は例示で言っただけだから、私が半島に住んでいるから、半島のものは減らすなどというわけじゃない。必要なものは、きちっとやらなければいけないというわけですから、そこら辺に、県の財政というのも一般財源がどんどん増えるわけじゃないわけですね。だから、それをどう振り分けていって効果を出していくか

ということになるわけだから、それが離島を否定するわけじゃないけれども、ほかのものも、県全体の地域を俯瞰しながら事業を行っていくということも一つの柱として持っておってもらいたいというのが希望なんです。

それから、もう一つ聞きたいのが、さっき諸事情とかそういったものは、具体を持って言ってほしいんです。こういう専決でやったとかいう話だから、それで諸事情って何だろうかとなるわけです。だから、よく言うのが、例えば農林で、有害鳥獣というのが補助金が決定するのが秋とか年末近くになって、年を越えて1月にどうだろうかと。もう事業が翌年度になってしまう。これをもう少し前倒しできないのかとかいう話があるじゃないですか。だから、国境離島関係も、予算はできたと。しかし、その事業を構築して、補助申請をやって、それから補助決定がなされてくる、それでようやく事業がスタートできると。そういうところ辺のふぐあいとか、国の補助決定とかがどうしても遅くなるとかいう嫌いがこれもあるんじゃないかと懸念するんだけど、そこら辺はいかがですか。

【浦地域づくり推進課企画監】先ほどの諸事情の発生について、例えば具体的を挙げますと、一つとして、事業拡大を計画していたところ、本業部門の経営が厳しくなったということで、事業拡大するにはリスクが大きいというような経営者のご判断があるとか、あるいは施設改修等を含むような事業計画を考えていたところ、適当な施工業者がなかなか見つからないという、これも経営者のご判断で、こういった理由により事業実施が難しくなったということで今回お聞きをしております。さらに加えて、初年度ということもございまして、国からの交付決定に

つきましても、昨年度は3度にわたって交付決定をするということで、遅い時期ですと、秋口ぐらいからの事業のスタートを余儀なくされた事業者もごさいますので、そういった諸事情があったものということで考えております。

【吉村(洋)委員】そこら辺もあったんだろうなと思います。だから、事業が取りやめになったとか、できなくなった、そういうものももうちょっと早い時期にできればできたのになとか、やっぱりどうしてもそういうものがいつも付いて回るので、県として、そこに商工会なんか伴走型、支援とか、言葉だけが進んでいくけれども、一緒になって進める一つの対応は、今度2年目、3年目になっていくわけでしょうから、なるべく早く交付決定がなされるように、いろんな側面からのバックアップをしてやるということをお怠らないようお願いしておきたいと思っております。

【大場分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】1点だけ確認をさせていただきます。横長の資料5ページです。歳入の寄附金のところで、総務費寄附金、企業版ふるさと納税に係る寄附金1,650万円ですが、この内訳と、昨年度に比べてどうだったのか、そして平成29年度の目標値に対してどうだったのかというのをお聞かせいただけますか。

【浦政策企画課長】ふるさと納税に関しましてのお尋ねでございます。

まず、1点目の専決処理についてのお尋ねですけれども、今回、専決補正で1,650万円増額補正をさせていただいております。企業版ふるさと納税につきましては、平成28年度から、地方創生を進める一環といたしまして、地方の取組を企業に応援していただくという趣旨で始まったものでございまして、平成29年度につ

きましては、専決補正をいたしましたのが12社分で1,650万円でございます。それまでに10社分、1,310万円につきましては、既に寄附のお申し込みをいただいていたということで予算を計上させていただいております。最終的な平成29年度の実績といたしまして、2,960万円のふるさと納税、企業からの寄附をいただいたという状況でございます。

ちなみに、平成28年度につきましては28社から3,280万円の寄附をいただいております。昨年度よりも寄附額の実績としましては若干少なくなっております。ただ、平成28年度につきましては、実績といたしましては、道府県の中では全国で一番多い寄附をいただいたということで、平成29年度分については、まだ国のほうからの実績公表等はないけれども、全国の中でも、引き続き、かなり上位のほうに入っているのではないかと考えております。

目標につきましては、平成28年度は2,600万円という目標を掲げておりましたので、それに対しまして3,280万円ということで、目標を2割以上上回る実績となっております。ちなみに、平成29年度につきましては、3,900万円の目標でございましたので、目標はちょっと下回っておりますけれども、このような実績ということで、引き続き、企業の皆様に本県の地方創生の取組、これは世界遺産の保全・維持、あるいは若者の人材育成・奨学金返済アシスト、それから県の水産業をはじめとする輸出戦略、この3つのプロジェクトを皆様にお示しして、それにご協力、賛同いただける企業の方に寄附をいただいているというところがございますので、引き続き、しっかりその辺をアピールしながら、企業版ふるさと納税という形でご協力いただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

す。

【宮本委員】平成28年度が28社からで3,280万円、平成29年度が12社からで2,960万円ということですね。28社から12社に16社減っています。金額も減っています。これは減った要因としては、PR不足というか、今までされていたところがという、その県の姿勢としてはどうだったのでしょうか。

【浦政策企画課長】平成29年度の実績といたしましては、22社からのご寄附ということになります。

実績が少し落ちている点でございますけれども、平成28年度につきましては、取組の初年度ということもございまして、企業の皆様方にも、もちろんこちらから丁寧にご協力をお願いに回ったところでございますけれども、初年度ということもありまして企業のほうの関心も一部高かったというところもあろうかと思っております。それが2年目に少し落ちついてきた部分はあるかと思っておりますけれども、継続してご寄附いただいたところ、あるいは1年、初年度で終わっているところもございまして、そういったところにつきましては、また改めて個別に訪問させていただいたりしながら取り組んでいきたいと思っております。

【宮本委員】22社ですね。いずれにせよ減っています。

先ほど言われました3つのプロジェクトの中で、産業労働部のところのアシスト事業、長崎に残っていただく人材を育てましょうというものにも、この寄附というのは使われているということですが、そのアシスト事業にもかなり影響が出てくると思っておりますが、それについてはどのような見解をお持ちでしょうか。産業労働部といろいろ協議をされたりとかある

んでしようけれども、ある程度の財源を集めなければいけないというアシスト事業の中で、こういった形で減額になってくると、非常に影響が出てくるものと思っておりますけれども、そこらあたりの考えについて、お聞かせください。

【浦政策企画課長】奨学金の返済アシスト事業につきましては、もちろん寄附の実績だけ、寄附いただいた限りにおいての対応ということではなくて、当然、一定県として、目指すべきアシスト事業の対象となる数についての予算というのは計上させていただいて、そこに一部、企業版ふるさと納税分を充てるということにしておりますので、ここの実績が少し減になったからといって、アシスト事業が縮小されるというものではないと考えております。逆に、これをたくさんいただければ、その対象者をまた増やすことも可能になってくるかと思っておりますので、若者の人材育成、あるいは県内への定着を増やしていくということの視点で取り組んでいる事業でもありますので、できるだけその対象が増やせるように、企業版ふるさと納税についても、できるだけ多くご協力いただけるように努めてまいりたいと思っております。

【宮本委員】また平成30年度も始まっていますので、平成28年度からではありますけれども、これが平成29年度よりも、さらに伸びるように、しっかりとまたPR活動もさせていただいて、企業訪問をしっかりとさせていただいて、このよさをアピールしていただきたいと思っております。

【大場分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村(庄)副会長】2~3お尋ねしたいんですけども、先ほどから国境離島云々での減額について説明がっております。それからもう一つは、地方創生推進交付金も歳入そして歳出と

もに減額、こういう形になっているんです。これは取扱いとしてはそういう状況で、先ほどからの説明の限りでは、私は納得をさせていただいておりますが、特に、国境離島の問題等のことに、ほかにも事業はいろいろあるんでしょうけれども、ここに年額1億円を超えてあるというところについて、先ほどから説明があつているように、そして委員からも話があつたように、県も一生懸命やる、それから地元自治体、あるいは事業のところもあるんですけれども、自治体で言うと市町ということになって、離島関係で言えば、そういうところが中心になる部分はあるのですから、そういう意味で、私は、あなたたちはそういうところは余り考えられないのかなと思います。結局、1億円以上減額をするという状況になったことについては、それぞれ理由があつて減額はされているんですが、これは平たく言う国の制度においての、あるいはそれを活用していく中での使い勝手の悪さとか、そういうものは何も感じておられないのか。国の事業があつて、メニューもあつてこうだからと、ほかのことも言えるんですけれども、特に、新しい制度について言えば、中身の運用その他については、例えば、県あるいは離島の市町の立場から言ったら、現場から言ったら、ちょっと使いにくいなというふうな点あたりは全然なかったのかどうか。そういうところについての実施をした中で、予算上はこういうふうなことで、中身としてはこういうことで減額になったと、こういうことなんです。使い勝手の悪さという言い方はちょっと語弊があるかもしれないけれども、こういうところがこういうふうになっていけば、もっと予算執行できたのにとかいうふうな点があつたのかどうか、そういう点については全然話はないんですけども、そうい

う点についての認識はどうですか。

【廣田企画振興部政策監】特定有人国境離島地域社会維持推進交付金については、国のほうで要領等を定め、それに基づいて執行をしております。それで、使い勝手の悪さがあつたかどうかというご質問でございますけれども、これが昨年度、制度ができて、初年度ということもございました。それで、制度の使いにくさというところでの今回の執行残が出たということではないと私は認識しております。

ただ、細かく実施要領を決めております。それを1年間やる中で、ここをこう見直せば、もう少し活用できるんじゃないかというご意見は市町からもいただいておりますので、そういったものについては、個別に私どものが内閣府のほうと調整をしながら、要領の見直し等についても協議をしていくということで考えているところでございます。

【吉村(庄)副会長】予算の問題については、今までもずっと企画だけでなく総務全体、財政で指摘した部分もあるんですが、予算が、例えば、12億円あつたものが1億2,000万円というのは1割という話もございましたが、こういうふうにとということになると、一番最初にとつた予算がどうであつたのかという見方は当然出てくるんです。先ほど吉村 洋委員からもありましたが、そういうところの内容によっては、それが許容の範囲かとかということになるけれども、一見したら、12億円なら12億円、その予算をとつたということは、それだけの事業をやるというふうと考えてとつたのだから、努力をしたけれどもなかなかと、いろいろあつただけけれども、しかし、それは県の予算としては、先ほどの話のように、国庫の部分も当然ある、県の財源も出さなければいけない、こういう状

況の中で、県全体の予算が非常に厳しい厳しいと言いながら、単独財源をそれだけ、この制度を運用していくには、その制度になっているからということだとするわけですから、予算の管理とか、予算の設定、予算目標というのがどうであったのかというのは、ある意味では問われるということになるんです。

しかも、そういう制度のところでは、今、答弁が予算執行との関係は余りなかったように聞こえるけれども、やっぱり新しい制度の時には、先ほどからあっているように、それが全てかどうかは別にして、現場の意見もあるので、そういうところについても考えてめぐらせるというのは私は必要だと思うんです。そういう感覚は私は全然聞こえてきませんでした。

結果的に言うと、やり方、例えば使い勝手というふうな意味で言うと、そういう点との関係は、予算の減額とは余り関係がなかったような話ですから、それはそれとして私は受け止めていきたいと思いますが、そういう視点というものも、先ほどからも意見があっているように、そしてまた特に下条委員からもありましたように、せっかくこれだけ厳しい中で予算確保した中で、どうだったのかというのが結果としてここに出ているわけですから、ここら辺は真摯に受け止めていただきたいと思うんです。

それから、平成29年度の繰越明許費繰越計算書をいただいております。この中に、航路対策で4億9,545万9,000円というのがあるんです。だから4億9,500万円、こういう数字が出ているのですが、どういう内容ですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 4億9,500万円につきましては、「フェリーあずさ」の繰越金でございまして、船舶リプレイス事業の建造費用になっております。平成28年支出

負担額の内訳としまして4億9,500万円ございまして、そのうち平成29年度に3億8,045万9,000円、平成28年度の支出負担額が8億7,545万9,000円となっております。

【吉村(庄)副会長】 繰越の問題について、内容はどうなっていますかというのは、金額の問題もありますが、なぜそんなに繰り越したのかという理由も当然説明はなされなければいけないと思うんです。要するに、4億9,500万円というとかかなりの金額です。5億円ぐらいを繰り越しているわけだから。新幹線・総合交通対策課長、きちっと答弁してください。中身は、今、大体金額的なものはわかったけれども、どういう理由で、だから繰越させていただいたんです、そして報告しているんですよと。書いてあるのだから。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 船舶の建造事業は3カ年事業で取り組んでおりまして、総事業費が約20億円となっております。今回、国の交付金の部分が繰越ということになっているんですけれども、これは毎年度、国のほうで社会資本総合整備計画に基づきまして交付金が参ります。船舶の建造年度は3年なんですけれども、国のほうの予算措置は単年度になっておりまして、来年度分も含めまして先行して予算をいただいて、その分を繰り越して、なおかつ債務負担行為を設定しまして事業を実施しているということで、国の予算確保という面から、今回、先行して予算をいただいて、それを繰り越しているという事情でございます。

【吉村(庄)副会長】 それから、補正予算と専決との関係ですが、地方創生推進交付金、補正予算では、1,938万円増額してあるわけです。国庫補助金の中で、これは歳入のところでは、そういう数字になっているんですけれども、地方

創生推進交付金、先ほどから話があっているように、平成29年度の専決では、かなりの金額をこの項目だけでも減額されていると。私が説明を受けた段階では、これは前段の今度補正を組んだ部分はこれこれの理由だと、こういうふうな説明を聞いていますけれども、一見して、平成29年度専決でかなりの金額、減額している、補正は平成30年度はまた組んでいると、こういうふうになります、その中身の違いとか、交付金の1億2,000万円は先ほどから話がありましたから、今度補正を組んでいるものについては、どういう内容であるのか聞かせてください。

【浦政策企画課長】 地方創生推進交付金の補正に関してのお尋ねでございます。

まず、専決で1億2,000万円ほど減額しているというのは、平成29年度の実績についての減ということでございます。

今回、6月補正で歳入のほうで増額をさせていただいておりますのは、地方創生推進交付金の事業につきまして、今年度、国のほうで2次募集がっております。それにつきまして県でも一定事業を組みまして国のほうへ要求をしていくということで、歳出予算につきましては産業労働部の事業になりますけれども、新産業創造課のスタートアップ集積拠点整備事業ということで、事業費3,876万5,000円を今回の6月補正で計上させていただいております。IoT等の技術を活用した革新的なサービスの創出に向けての出島交流会館での拠点の整備とかに要する経費ということで今回、予算を上げさせていただいております、それについてこの地方創生推進交付金を活用しようということで、あわせて歳入予算につきましても6月で計上させていただいたという状況でございます。

【吉村(庄)副会長】 だから、前段で専決補正をした内容は、それぞれ先ほどからあったような内容だと。今回のものは、書かれているように、新たな平成30年度の補正で第2次募集があって、出島交流会館の関係の云々と、こういうところで全く別物であると。これは見方によって、1億2,000万円減額して、今年なぜ3,000万円増額するのかと、こんな話になってきますから、そういう説明は、私は受けておりますけれども、そういう内容を確認させていただきました。

【大場分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

企画振興部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び、提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

企画振興部長より所管事項説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】企画振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

お手元の企画振興部の総務委員会関係議案説明資料をお開きください。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した3件につき、損害賠償金合計13万6,977円を支払うため、去る5月29日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（特定複合観光施設区域整備の推進について）

I R区域整備の推進については、I R整備法が、去る4月27日に国会に提出されたところですが、これに先立ち、4月26日には、長崎県・佐世保市I R推進協議会が設置した有識者会議から「長崎I R基本構想とりまとめ」が、知事へ報告されました。この取りまとめにおいては、I R導入のインパクトにより「独創性と先駆性に富む地域性を背景として新たな発展の機会を創出」することで「国際交流の歴史を踏まえて新たな人流を創出」すること、及び「豊かな海洋資源、個性豊かな離島、変化に富んだ大自然が与える「癒し」と「豊かさ」を保全し発展」させ、これら3つの取組により「持続可能な地域社会を実現」することをコンセプトとして掲げ、キャッチ・フレーズを「ユニーク・マリンI R」としております。

これは、英語で「団結」を意味する「United」の「Uni」に九州の「9」を組み合わせ、開放的で進取の気性に富む地域性を育ん

できた九州を取り囲む海「Marine」とつなげて、九州が一体となったI R実現の想いをこめたものです。

なお、4月から5月にかけて九州各県を訪問の上、「構想とりまとめ」について説明を行ったほか、去る5月23日に佐賀県で開催された九州地域戦略会議において知事が改めて本県の取組を報告するなど、オール九州としてのI R誘致の機運醸成に努めております。

今後とも、九州・長崎の地理的特性や質の高い観光資源を活かした国際競争力の高いI Rの実現に向けて、県議会並びに県民の皆様のご意見を伺いながら、第一弾の区域認定を目指して取り組んでまいります。

（新・ながさき暮らしUIターン促進プロジェクトについて）

UIターンについては、「ながさき移住サポートセンター」を核として、市町と連携しながら、移住者の視点に立ったきめ細かなサポートに取り組んでおり、平成29年度の移住者数は782人と、前年度を大きく上回る実績となりました。

移住希望者の相談件数についても平成28年度の4,187件に対し、昨年度は5,481件と約1,000件増加するなど、若者や女性を対象とした情報発信や相談体制の充実などに取り組んできた効果が現れてきたものと考えております。

引き続き、市町や関係機関と連携のもと、UIターンのより一層の促進を図ってまいります。（国境離島地域の振興について）

昨年4月に有人国境離島法が施行され、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路運賃の低廉化や滞在型観光の促進などに積極的に取り組んでまいりました。

このうち、雇用機会拡充事業については、市

町と一体となった制度周知や事業の掘り起こしに取り組んだ結果、358人の雇用が創出されるなど、移住者の増加とも相まって離島地域の社会減の抑制に一定の成果があったものと考えております。

今後は、雇用の継続的な拡大を図るために、都市部事業者による離島での事業展開を促すとともに、人材確保については、東京や福岡における採択事業者と求職者のマッチングに取り組んでまいります。

また、航路・航空路の運賃低廉化については、平成29年度の国境離島島民割引利用者数が、航路は約97万9,000人、航空路は約17万2,000人となっており、島民の皆様の負担軽減等につながったものと考えております。

さらに、対馬市においては、博多港と韓国・釜山港を結ぶジェットfoilにおいて、国際線と国内線の乗客が相乗りする「混乗」が認められ、7月23日から運航が開始されます。この「混乗」の実現により、対馬市北部の住民の利便性向上や交流人口の拡大など、地域振興に大きく貢献するものと考えております。

引き続き、国の関連施策を最大限に活用し、関係市町と連携を図りながら、国境離島地域の振興と人口減少の抑制に努めてまいります。

（2020年東京オリンピック等にかかる取組について）

事前キャンプ誘致につきまして、本県は既にベトナム、スペイン、フィリピンのホストタウンに登録されているところですが、先月、新たにポルトガルについて、長崎市、大村市と共同申請いたしました。

さらに、オリンピック・パラリンピック関連行事として、2020年の大会期間中、日本において、オランダ人によるウォーキング大会が開催

され、長崎市を起点にオランダとゆかりのある自治体を訪問しながら、東京をゴールとする日蘭交流イベントの開催が計画されており、去る5月19日から21日にかけてオランダ関係者による事前視察が実施され、知事との間で事業推進に向けた覚書を締結いたしました。

引き続き、各国との交流計画をもとに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致につながるよう、関係市や競技団体と協力して準備を進めてまいります。

このほか、東京オリンピックに係る聖火リレーにつきましては、4月11日に組織委員会から、本県での走行日数は2日と発表されております。

（ラグビーワールドカップ2019の公認チームキャンプ誘致について）

来年9月の大会開催を控え、去る4月20日に組織委員会から、公認チームキャンプ地の内定状況が発表され、長崎市がスコットランド代表チーム、島原市がトンガ代表チームのキャンプ地にそれぞれ内定いたしました。

今回の内定を契機に、チームの母国との交流促進を進めていくことで、交流人口の拡大を図ってまいります。

5ページの下から6行目をご覧ください。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進とJR佐世保線の輸送改善について）

去る3月30日に、国土交通省から、西九州ルートの整備のあり方に係る比較検討結果が示されたことを受け、4月27日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において、開業のあり方について、県への意見徴取が行われました。

県としては、フリーゲージトレインについては、安全性・経済性の課題が未解決であり、山陽新幹線への乗り入れもできないことから、西

九州ルートへ導入が事実上困難となっていること、また、ミニ新幹線については、長期間にわたる工事中の利便性の低下や、整備後のダイヤの安定性など、多くの懸念があることを訴えてまいりました。

その一方、フル規格での整備は、投資効果や収支改善効果、時間短縮効果が大きく、西九州地域の振興に大きく寄与するものであり、最善の選択肢であることを強く主張したところであります。

県としては、暫定的な姿である対面乗換方式が固定されることはあってはならないものと考えており、大きな課題である地方負担の軽減に向けた要望など、フル規格による整備が早期に実現されるよう、引き続き国等に働きかけてまいります。

J R 佐世保線の輸送改善については、平成27年度の基礎調査の結果を踏まえ、昨年度、県と佐世保市が共同で、在来線の高速化に係る課題などについて更に精査を行う深度化調査を実施いたしました。

本調査では、武雄温泉駅から佐世保駅間において、現行の線形を変えない範囲で、高速化のための曲線改良や駅構内の分岐器の改良などについて、4パターンの整備案を作成し、概算事業費や概算工期、そして現行の特急車両と振り子型車両が走行した場合のそれぞれについて、時間短縮効果を算出したところであります。

県としては、今回の調査結果を基に、県・佐世保市・J R 九州で構成する佐世保線等整備検討委員会等において、今後の整備の方向性に関する議論を深めていくなど、引き続き佐世保線の輸送改善に取り組んでまいります。

（国内定期航空路線の開設について）

航空路線は県内外を結ぶ重要な交通手段であ

り、快適で便利な空港を目指して、新たな定期航空路線の誘致等に取り組んでおります。

このような中、去る4月24日、ジェットスター・ジャパン株式会社から、長崎～東京（成田）路線の開設が発表され、本年9月6日から毎日1往復が運航されることとなっております。

県としては、6年ぶりの新規航空路線の開設であり、今回の就航を契機として、本県の魅力を幅広く発信するなど誘客促進に努め、交流人口の拡大や地域の活性化を推進してまいります。（J R 九州のダイヤ改正について）

本年3月、J R 九州において、減便等を含むダイヤ改正が実施されました。

県としては、ダイヤ改正に先立ち、J R 九州に対して、利用者の利便性に配慮等を求める要望を行っておりましたが、改めて、新年度に入ってから通勤・通学時間帯での列車の混雑状況等を踏まえ、去る5月25日、九州各県合同で、自治体との事前協議の実施や、混雑緩和、利用状況に合わせたダイヤの見直し等について要望したところであります。

また、5月29日には、九州地方知事会からJ R 九州に対し、「鉄道サービスの影響の大きさを改めて認識した上でダイヤ改正等の施策について広く住民等の理解を得ながら進めること」などの要望が行われました。

県としては、引き続き状況を注視の上、J R 九州との意見交換などを通して、利用者の利便性の確保等について努めてまいります。

次に、8ページをお開き願います。あわせて、本日お配りしております総務委員会関係議案説明資料（追加2）のご参照をお願いいたします。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、これまでの検

討経過を踏まえ、3つの方向性のうち、賑わいを創出する広場と交流・おもてなしの空間については、整備について具体的な検討を進め、昨年度の本委員会において、個別の機能についての利点や課題などについてご説明し、ご意見をいただいたところであり、引き続き検討を進めているところでもあります。

また、文化芸術ホールについては、平成29年2月県議会からの意見書を踏まえ、長崎市が整備を検討しているMICE施設におけるホールとの、機能重複に関する調整を確実に行う必要があるものと考えております。

こうした中、長崎市では、平成30年2月定例会議会において一旦上程が見送られたMICE関連議案が6月議会に上程され可決されました。

県としては、今後、市の新たな文化施設の検討状況等を確認しながら、適切な時期に整備に関する方向性を判断してまいりたいと考えております。

今後とも、県議会をはじめ関係者の皆様からのご意見をいただきながら、賑わいの創出につながる活用策となるよう取り組んでまいります。

このほか、第三期長崎県教育振興基本計画の策定について及び「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について、今回ご報告させていただきます。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【浦政策企画課長】 それでは、「政策等決定過

程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出しております企画振興部関係の資料について、ご説明をさせていただきます。

総務委員会提出資料の1ページをご覧ください。

市町等の補助事業者に対し内示を行いました補助金について、2月から5月までの実績を記載させていただいております。長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金に関しまして、壱岐市分で1件となっております。

それから、2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきまして、2月から5月までの実績は、記載のとおり6件となっております。そのうち競争入札に付した契約件数は1件でございます、その資料を3ページにお付けしております。

資料4ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、2月から5月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、佐世保市からの要望の5件となっております。要望事項への県の対応につきましては、資料の4ページから8ページまでにそれぞれ記載をさせていただいております。

続きまして、資料の9ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきましては、2月から5月までの実績といたしまして、長崎県スポーツ推進審議会など、記載の5件となっております、その内容を資料の10ページから14ページに記載をさせていただいております。

また、決議、意見書に対する処理状況につきましては、人口減少・経済雇用対策特別委員会分など3件ございまして、別冊にて報告をさせ

ていただいております。

以上がこの資料の説明でございます。

続きまして、平成31年度政府施策に関する提案・要望についてでございます。

総務委員会補足説明資料をご覧ください。

補足説明資料1ページでございますけれども、去る6月6日及び7日に実施をいたしました平成31年度政府施策に関する提案・要望につきまして、企画振興部関係の実施結果でございます。

企画振興部関係におきましては、1ページ、1に記載をしております重点項目といたしまして、九州新幹線西九州ルートを整備促進について、それから特定複合観光施設（IR）の導入についてなど、7つの項目について要望を実施いたしました。

2の要望実績でございますけれども、要望先は、自由民主党、公明党の2政党、それから内閣官房、内閣府など4省庁1機構でございます。各政党の幹部の方々、各省庁の大臣、副大臣をはじめ、計23名の皆様に対しまして、知事・議長並びに副知事・副議長にて要望を実施させていただきました。このほか、企画振興部独自の要望活動といたしまして、知事・議長等が要望を行わなかった省庁の課長の皆様方等に対しまして、重点項目並びに資料1ページの下から2ページにかけて記載をしております3番の一般項目について要望を行ってまいりました。

次に、4の特記事項といたしまして、要望時にいただきました主な意見を記載させていただいております。九州新幹線の関係では、新鳥栖～武雄温泉間のフル規格による整備、あるいは地方負担軽減のための制度の充実・創設等について、国土交通省に強く要望を行ったところでございますが、牧野国土交通副大臣からは、「知

恵を出しながら解決方法を考えていきたい。」とのご意見、またIRの導入につきましては、萩生田自民党幹事長代行から「大都市にない長崎ならではのIRを目指してほしい。」等のご意見もいただいたところでございます。

これらに対しまして今後の取組につきまして、5番に記載をしておりますが、引き続き、提案・要望項目の実現に向けまして、国等へ強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、平成31年度政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

【大場委員長】次に、地域づくり推進課長より、補足説明をお願いいたします。

【村山地域づくり推進課長】引き続き、総務委員会補足説明資料の移住実績関連の資料1をご覧いただきたいと思っております。

平成29年度の本県への移住実績について、補足してご説明申し上げます。

UIターンの取組につきましては、平成28年4月にながさき移住サポートセンターを開いたしまして、市町と連携して取り組んでいるところでございまして、市町や住まい、暮らしに関しまして一元的な情報発信と相談対応を行っております。

特に、無料職業紹介事業におきます就職支援によります就職・転職のきめ細やかな相談体制や市町におけます専門相談員の配置、各種支援制度の充実など、支援体制の強化が移住者の増加につながっているものと考えております。

平成29年度のUIターン者は782人で、平成28年度の454人の約1.7倍となっており、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標400人を大きく上回っております。

次に、資料2をご覧ください。

本県への移住実績は、平成27年度に増加傾向に転じまして、平成28年度のながさき移住サポートセンターの開設に伴い、大幅に増加をいたしております。

次に、資料3をご覧ください。

UIターン者の年代別の状況を見ますと、40代以下の若い年代層が約8割を占めております。また、移住者の前居住地別に見ますと、福岡県が171名と最も多く、次いで愛知県79名、東京都77名、大阪府74名となっております。このような結果も踏まえまして、今年度は、福岡県におけます転職・就職フェアの相談会の毎月の開催や子育て世代をターゲットといたしましたプロモーションなど、取組を強化してまいります。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。陳情番号が12、15番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】陳情番号の12番、愛知県安城市の一輪のバラの会という他県の方からの大手ウーバーテクノロジーズ社の日本進出に反対ということで、中身は、白タク営業と、こういうふうに書いてあるんですけども、これはどういう事情になっているのか、捉えていらっしゃればお知らせ願いたいし、それから私は、こういう点については、県内のタクシー業界、こういうところが反応があるのかなと思っておりますが、どういうふうな状況なのか。そして、この陳情を議長が受けているんですけども、

知事部局としては、どういうふうに認識し、それから対応のことを考えているのかどうか、そういうものがあるとするれば、そこら辺についての担当のところの見解を聞かせてください。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】ライドシェアの関係についてのお尋ねと思います。ライドシェアといいますと、乗用車の相乗りの需要をマッチングさせるソーシャルサービスの総称としまして、最近では、一般のドライバーの方が自家用車を使って利用客を運ぶビジネスといったものを指すことが多いように思っております。

実際には、自動車の所有者、運転者の方が、移動手段として自動車に乗りたい利用者とは結びつけるといった形になっておりまして、具体的な流れとしましては、利用希望の方がスマートフォンなどを使いましてアプリケーションを通じて配車を依頼される。次に、スマートフォンの端末のGPS機能を通じて現在の位置が発信されますので、それを受けて、地図上の近くを走っているライドシェア提供ドライバーを呼び出して有料で送迎をしてもらうといったようなサービス、ビジネスの流れになっております。

現在、新経済連盟というところがございまして、代表理事が三木谷楽天社長でございますけれども、ライドシェアは、インターネットを通して眠っている資産をユーザーによって共有されるシェアリングエコノミー、こういった新しい経済の成長を促すといったことで進める動きもございまして、県といたしましては、安価なサービス提供ということもございまして、タクシー事業の根幹を揺るがしかねないと思っておりますし、また安全・安心の確保及び利用者保護の観点でも問題が指摘されてお

りますので、慎重な対応が必要かと思っております。

基本的には、自動車による人の運送につきましては、道路運送法に基づくタクシー事業などが一般旅客自動車運送事業ということで行われていると考えておりますので、道路運送法における特例として、限定的ではございますけれども、自家用有償旅客運送において、過疎地等の地域住民や交通弱者など、こういった方の交通手段の確保という趣旨で一部取扱いがございすけれども、基本的には、先ほど申しましたように、一般旅客自動車運送事業ということで、こういった事業についてはタクシー事業で推進されるべきだと思っております、これにつきましてはタクシー事業者の集まる協会につきましても同様の意見をお持ちのようございすし、今後、いろいろな情報がまた出てくるかと思ひますけれども、基本的には、シェアリングエコノミーのもとで検討される可能性があるこのライドシェアにつきましては、安全・安心の確保及び利用者保護の観点の課題ということがございすので、極めて慎重な対応を図る必要があると考えております。

【吉村(庄)副委員長】 基本的な考え方はわかりました。

ただ、ここは米配車アプリ大手ウーバーテクノロジー社の日本進出に反対の陳情というふうに具体的になっているものだから、ライドシェアとかも関係は当然ありながら、こういうところについてどうなのかということをお尋ねしたのですが、そこら辺の具体的な取扱いについては、どういうふうに考えられているかわかりませんけれども、これはまた具体的にいろいろ担当のところと協議をさせていただきたいと思ひます。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】 所管事項のところでの質問でもよかったんですけども、せっかくここに報告がありますから。資料にあります離島基幹航路運賃対策協議会、それから次に新船建造費等検証委員会、こういうものがそれぞれ開かれているのですが、単刀直入にお尋ねいたしますが、佐世保～上五島航路のフェリーの問題あたりは協議はあつてなかったのかどうか、それに対する何か経過があつておれば、これと関連してお答えを願ひたい、このように思ひます。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 今回の離島基幹航路運賃対策協議会の中では、協議はなされておひません。

【早稲田新幹線・総合交通対策課課長】 今回のこの資料に載つておひます離島基幹航路運賃対策協議会それから新船建造費等検証委員会、この中におきましては、こちらに記載のとおり、「フェリーあずさ」、それから各船舶の修繕、建造の経過ですので、ここでは議論されておひません。先ほど新幹線・総合交通対策課企画監が申しましたのは、佐世保～有川のフェリーの部分については、昨年度、今年度におきまして、離島の運賃関係それから欠損補助関係を審議します協議会がございまして、その中で、欠損補助航路における補助ということの適用を受けまして建造するというので既に承認をいただいております。

まして、そのもとで作業は進めているところでございます。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】次に、「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【下条委員】所管事項の議案外説明をいただいたのですが、その終わりのほうに、一昨日、長崎市議会に上程されておりましたMICEが整備費の予算等を含めて可決をされたということでありまして、私は、できる限り議会が終わるまでは頭の中は真っ白にしておこうということで、その資料すら議会からもいただけないのですが、長崎市と市長との冷静な判断のもとに考えてほしいということを議会の関係筋にもお伝えしておりましたら、可決をされたということでありましたので、これからいよいよ県庁舎跡地の活用について俎上に上がってくるのではないかと考えておりますが、県庁舎跡地も、周辺住民の皆さん方が、お住まいの方はそうでもないんでしょうけれども、お仕事、営業あるいは店舗という人たちは、寂しくなったということで、何とか早くにぎわいのある町として再生をしてほしいということは、間違いなく千載一遇の気持ちで毎日待っている状況であると思います。

その前に、数日前に、跡地の本庁舎の前面の駐車場等のところを有効活用して、それまでの間に少しでも地域の皆さん方に寄与できるような場所づくり、活用をやっていきたいという説明があつておりましたので、よろしくお願いを

したいと思います。

その跡地の本格的な活用について、市議会に提案をされた時に、整備費と整備の内容、どういう施設にするかというものは、少なくとも、設計図等のいわゆる基本設計等が上がる中で議会が審議を進めていったと思いますけれども、まずは皆さん方、その分が手元にあつていますか。MICEのです。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

— 午前11時26分 休憩 —

— 午前11時27分 再開 —

【大場委員長】再開いたします。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】MICEにつきましては、県庁舎跡地とも密接に関連するところでもありますので、市の関係部署と連絡をとりながら、今回提出されたような資料については入手しております。

【下条委員】入手をいたしておりますということですので、それでは確認をしたいと思います。芸術ホールと言われる、いわゆる1,000席程度のもの、それから文化の薫りが高いもの、芸術性が高いものということで、今までの市民会館でありますとか、ブリックホール、そういったもの以上の非常に高級なホールをとということでもともとがスタートし、今日まで来て、ところがMICEとの重複を避けようということでも一旦足踏みをしているところですが、それとの重複がないかどうかということが基本的なものになってくるのですが、どうですか。重複はしないと理解していいですか。長崎県あるいは長崎市が一緒になってつくろうとする芸術ホールとは違いますということが言えますか。いわゆる展示場です、多目的ですということが言えますか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】6月定例会で可決されたMICE関連施設については、コンベンションホールとイベント・展示ホールというのが2つ計画されておりますけれども、いずれも平土間の3,000平米程度のホールとなっております。今回、私どもが県庁跡地で検討している質の高いホールとは重複しないものと考えております。

【下条委員】ありがとうございました。

そういうことであるということで、まさにコンベンション施設、MICE施設に特化したものが今回審議をされ、可決された駅裏での再開発の一部に占める、長崎市が建設するMICE施設がそうだということですので、そうであれば、県庁舎跡地に、これはもう長年にわたって専門家の皆さん方が審議、協議をされ、そして600席程度という長崎県が提案したものが、またそういった人たちのご意見を聞きながら、議会の意見も聞かれて、1,000席程度でなければ高級な芸術のものを呼ぶことができないのではないかとということで、1,000席程度ということで、そこまで進んでMICEの動きを待っていたという状況で今日を迎えたわけですので、ぜひ早目に3機能を中心とした、また時代が変わっていっていますので、勇気を持って変えるところは変えるようなものを研究し、議会にも提案をしてもらって結構でございますが、芸術ホールというのは皆さん、非常に楽しみに待っておられる施設の一つでありますので、早急に長崎市と詰め寄って、負担割合も含め煮詰めていって、長崎県民、市民に、そして江戸町周辺の皆さん方に、ほっとしていただくようなものを早く提示してもらいたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げて、ご意見がありましたら、お尋ねしたいと思います。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】MICEとの機能重複については、先ほど申し上げたように、ないものと考えておりますが、市のほうでは昨年2月に、新たな文化施設について、市庁舎跡地での整備を検討するというふうに申されておりますので、まずはそのところについての市の考え等を確認した上で、あわせて昨年2月の議会からの意見書の中でも、整備については、主体性とか、費用負担に関する長崎市の意向を明確にした上でというふうな意見もいただいておりますので、そこら辺を整理していきたいと考えております。

【下条委員】副市長が答弁をされたと思うんですが、私も当時の市議会の議事録を事務所には持っております。その中では、あくまでも新市庁舎が現在の公会堂跡地に移転をするという前提のもとに、どうしても公会堂的な施設、ホールが長崎市民は必要だということで、江戸町の跡を中心とするけれども、しかし場合によっては、あそこも第二候補地として確保をしますと。しかし、県のほうとの協議をしないということじゃありません、前向きにその点については今後、県庁舎跡地についても、そのような状況が来た時には、それを俎上に上げるということをやりますというふうな答弁が副市長からあっておりますので、あくまでも江戸町が第一候補として彼らは考えていくだろうと思いますので、そこをしっかりと確認しながら、私も、そのほうがいいだろうと思いますので、その当初の計画で進めていただけるような方向性になるだろうということを期待して、これ以上は言いませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【宮本委員】議案外と所管事項について質問さ

させていただきます。

まず、説明資料の1ページでありますけれども、「特定複合観光施設区域整備の推進について」というところで、いわゆるIR整備法について。IRにつきましては、一般質問でもさまざま議論がなされたところでもあります。いよいよの状況でありますよね。これにつきましては「ユニーク・マリンIR」という形で長崎県の基本構想も見させていただきました。ほかの手を挙げているところと優位を図る、地域の独自性を出すという面においては、豊かな自然、海洋資源とか、変化に富んだ大自然が与える「癒し」と「豊かさ」をアピールするという観点から非常に大事であると思っています。

地域の盛り上がり、各県民、市民の方々の盛り上がりというものを、いま一度出していく、アピールしていく必要があると思います。行政だけ盛り上がるのではなくて、もちろん、いろんな別の動きもありますから、それではなくて、もともと佐世保市そして長崎県、全体的に取り組んでいく、もちろん県民、市民、そこに住んでいらっしゃる方々も、しっかりと、こういった構想でいくんですよというものを伝えていく、そしてプラスになるということをもっともっと伝えていく必要があると考えています。

そういった意味においては、IR整備法がそろそろという状況でありますので、佐世保市もしくは長崎県において、決起集会とか、県民に、こういったものをやりますよというようなフォーラムとか、そういったものを開催する必要があると思っていますけれども、これについては、どういうふうに考えていますでしょうか。

【吉田企画振興部政策監】ただいま委員のご指摘がございましたとおり、長崎IRの推進に当たりましては、県民の皆様のご理解が最も重要

であると考えております。このため、ただいま委員のご提案にもございましたような決起集会あるいは県民大会といったようなものについて、IR整備法の国会での可決成立後、開催に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。その上で、委員のご指摘ありましたような長崎IRの推進に向けた、うねりとして盛り上げてまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。

私は佐世保に住んでいますけれども、IRという名前よりも、カジノという名前が先行している状況もあるんです。カジノから、マフィアということでも聞いています。地元に戻ると、やっぱりいろんな意見があります。これは確かに私が対応していることで、ほかの方々ももちろんそうであるかもしれません。非常に怖いというイメージ、いろんな外国の方々が来て、非常に荒らされるんじゃないかろうかというような懸念も地域住民の方はお持ちであります。

そうではないんだと、IRイコールカジノではなくて、複合施設なんだというのを県民の方々、市民の方々に強くアピールしていくためにも、成立後は速やかに開催をしていって、先ほどありましたとおり、広報誌に掲載するだけではなくて、住民、市民、県民の方々を巻き込んだ、そういったうねりのあるフォーラム、決起集会というのを強く望んでいるところありますから、これはしっかりと佐世保市そして長崎県協力して開催をしていただきたいということを要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2ページにあります「新・ながさき暮らしUIターン促進プロジェクトについて」について質問をいたします。

先ほど、別紙の資料1、2、3、の説明があり

ました。782名ということで、移住者については大きな流れが出ているということで、非常にうれしく思っています。しかし、この反面、出ていく方々は年間約1万人ぐらいということを見ると、まだまだということはあるんでしょうけれども、この中で、佐世保市、五島市、離島が移住者が非常に多いですね。これは前も見せていただきました、ああいっただ動画の配信であったり、いろんなところでの説明会が功を奏していると思っています。

ちなみに、佐世保市で見ると、平成28年度58名から170名、3倍ぐらいになっています。この要因は何か分析とかされていますか。

【村山地域づくり推進課長】ご指摘のとおり、平成28年度に比べまして平成29年度は大幅に移住者の方が増加しております。ご案内のとおり、離島につきましては、離島の魅力を発信してきたということはもちろんでございますけれども、国境離島新法によります雇用拡充事業と、そういった拡充事業の中で雇用を県外から求めるというふうな方々もおられて、離島については、本土の半島部分と比べると、結果として移住者の方が多く住まわれているというふうな状況かと思えます。

佐世保市につきましては、平成29年度に港の五番街のところに受け入れ窓口を設置されたということで、移住者の方々に、きめの細かい対応をするようなことが体制としてできましたものですから、そういったところで佐世保市が移住者を多く伸ばしている状況でございます。

【宮本委員】体制の整備ですね。こういった形で相談に来た方に丁寧に対応する、そうすることによって増えるんだということはやっぱり大事だということがわかりましたので、しっかりと今後も続けていただきたいと思っておりますが、

資料3を見ると、10代そして20代、非常に多いですよね。これは喜ばしいことですよ。今、少子化という流れの中、若い方々に来ていただくというのは非常にうれしいことです。

これを見てみますと、ご家族で来られた方が多いんじゃないかということが予想されるのですが、この資料は人ですよ。例えば、佐世保市で言うと58人が170人、長崎市で言うと75人が74人という捉え方で言うと、これは世帯、何世帯ですよというようなデータとかはあるのでしょうか。

【村山地域づくり推進課長】移住者だけではなくて世帯数についても数字がございます。ちなみに、県全体で申しますと、782名に対しまして、世帯数は419世帯でございます。佐世保市につきましては、170人の移住者に対しまして、世帯数は87世帯でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。世帯で言うと、全体的に419世帯ということですね。だから、2人家族ぐらいのイメージでしょうか。佐世保市も、大体1家族2人ぐらいのイメージでありましょうか。

こういった形で、しっかり世帯としても捉えていきながら、こういった方々、ニーズもしっかりと分析していく必要があろうかと思っております。

福岡については、私も以前、一般質問でも取り上げまして、福岡には事務所を構えるべきだというような質問もさせていただきました。それくらいやっぱり力を入れていかなければいけないと思っておりますが、前住所で言うと福岡県の方が多ということもありますので、福岡事務所についても、しっかり関係部局と再度、協議をしていただきたいと思っております。

これにとどまらず、また1,000人目指して、

一つ大きな山場であると思っています。出ていく方々が約1万人、UIターンが1,000人、約1割というところも目指していただきたいと思っていますから、体制強化をしっかりとされますことを強く望んでまいります。

それと、もう1点ですが、これは環境生活委員会でも議論になっているものであります。我が会派の川崎議員からも、3月の環境生活委員会の折、交通局との間で質疑が交わされたことでありますけれども、総合交通対策ということで1つ質問をいたします。

バスロケーションシステムということで質疑がなされております。バスロケーションシステム、このバスはもうすぐ来ますよというところをバス停のところにモニターをつけて、あるいはスマートフォンで、このバスが次、いついつ頃来ますよというようなもの、そういったものがバスロケーションということであります。こういったものも長崎でもしっかりと導入していく必要があると。観光県長崎県としても、そしてまた高齢者、障害者の方々に対しても、バスロケーション、いついつこのバスは来ますよ、しかも、このバスは低床バスですよ、車椅子にも対応いたしますよ、そういったものも導入することが大事じゃないかという質疑がなされた時に、バス事業者が単体、主体的に考えてもいいんだけど、行政の役割、自治体の役割というものも我々としてもきちんと考えていく必要がありますということで、行政も含んでトータルで議論すべきであるというふうに思っているという交通局長の答弁もありました。ですので、総合交通、全体として見ると、バスロケーションシステムというのはやっぱり大事だというふうに思っています。

3月の委員会で、今6月ですから、今までの

間でなされたかどうか、そしてまた今後、バスロケーションという問題に対して、交通局と総合交通対策という面では関係部局、連携をとりながらやっていく、そういった計画があるのであるならば、お聞かせいただければと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】バスロケーションシステムにつきましては、利用者がバスの位置情報の提供を受けまして、待ち時間の大体の目安がわかるということで、時間を有効に利用できるシステムであると認識しております。

バスロケーションシステムの導入につきましては、昨年の総務委員会でのご意見もありましたことから、県バス対策協議会を通じまして、県内のバス事業者へ導入をお願いしたところでございます。

その後でございますけれども、複数のバス事業者の皆さんに、バスロケーションシステムの導入につきましてご意見をお伺いしましたところ、検討すべき課題との認識はございますけれども、多額の費用がかかるといったところが1つ課題であろうかということでご意見を伺っております。そういったところでございまして、現時点では、段階的な取組が必要といったところでのご意見をいただいたところでございます。

しかしながら、県としましては、バスロケーションシステムは、バスの位置情報を提供することだけではなくて、バスの利用者の利便性の向上に資するということに加えまして、将来的にはバス利用者の減少にも貢献できるシステムではなかろうかと考えておりまして、引き続き、国の補助事業の活用なども含めまして、バス事業者への働きかけ、協力を含めまして、行っていきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。新幹線・総合交通対策課のほうでも指揮をとっていただいて、費用がかかるということは確かにあると思いますけれども、今後、世界遺産ももちろん登録も間近に控えております。多様な社会を認め合うという面でも、高齢者そしてまた障害者の方々においても、こういった仕組みづくり、システムは県としても非常に大事であると思っていますので、交通局長の答弁、そしてまた先ほどのバス事業者との協議を段階的に、引き続き行っていただきたいということを要望させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

【大場委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分より再開をいたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時47分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。
質疑を続けます。

ほかに、質問はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】 まず1つは、新幹線西九州ルートの問題についていろいろと議論があり、それから議会側も、特別委員会をどうするかとかいろいろ議論があって、このところについて十分な対応、対策を講じていくべきだ、急いでやるべきだと、こういうふうになっているのですが、報告にもあっていますが、従来、この問題とずっと関連してきたと私は判断しておりますが、佐世保線の問題です。佐世保線の高速化の問題、あるいはまた中身のそれに伴ういろんな対策について、一応報告はあっています。一定の調査をされながら、深度化とかという話もあっておりますが、私から言わせたら、この点

については全体的に、従来の経過から言うと、国のほうもいろいろ関係があるんですけども、「むつ」を受け入れた時の経過とかあるんですけども、全体的に言って、県も含めて、非常に遅れていると思うんですが、この調査内容、それから調査内容を受けた中でのこれからの取組は一体どういうふうを考えておられるか、まずお聞かせを願いたいと思います。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 佐世保線の輸送改善、今回、高速化に係る部分ということで実施をいたしましたけれども、平成29年度におきましては、平成27年度におきました基礎調査を、さらに現地調査を加えまして深度化ということで整理をしております。

今回、4パターンの整備案が出てきましたけれども、JR九州コンサルタンツから調査の成果報告を受けまして、今後におきましては、JR九州から具体的にその内容について意見をお聞きするなどの機会を設けまして、その協議を行った上で、整備に係る選択肢を絞ってまいりたいと考えております。また、あわせまして技術的な課題や事業スキームなどの検討、それから関係自治体との調整というものも出てまいりますので、それも並行して行いまして、事業内容を整理してまいりたいと考えております。

以上のような取組によりまして、鉄道高速化事業の概要の取りまとめを本年度を目途に行いたいと考えておりまして、今後の対応ということで考えております。

なお、県域をまたぐ対策も含まれますので、迅速に取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、関係自治体のご意見など、十分にお聞きした上で、設計などの具体的な対応も検討したいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 この説明資料でも、今お

っしかったようなことが書かれているわけです。私は、いろいろこの内容がどうだとかというのは、例えば、深度化とかいう話あたり、どういふことなのかよくわかりませんが、要するに、もっと精度を高めてやろうということでしょうから、そういうふうには理解しますが、私に言わせると、そういうことを含めて、新幹線西九州ルートは、長崎から武雄まではご存じのような状況になって、しかも、開通した折に、武雄から博多までか新鳥栖までかは別にしまして、本線との関係について、とりあえずは特急でつなぐと、こういうことでやろうということになっているんですけれども、しかし、佐世保線の問題について言わせていただくと、それと同じような速度でやっていただかないと、私は、従来の県の考え方や佐世保市、現地との約束から言うと、非常に片手落ちという言い方がいいかわかりませんが、やっぱり軽視をされているのではないかと思うんですよ。

私自身は、これだけ多額の金額を使って新幹線をどうだこうだということについては余りもろ手を挙げて賛成するものではございませんが、佐世保線の問題については、いろんな経過があるわけですからね。あなた方からいただいた、それから今までに約束されておいた問題の中でも、要するに、長崎～福岡市間にスーパー特急をする時はスーパー特急をやりますよ、それから将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになった時は、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行を可能とするように、その実現を求めると、これは平成4年11月に県が作成した基本的な考え方ということですが、こういう約束が地元とはされているという認識の上で、こういう方針をつくっていただいたと思うんですけれども、

それから言いまして、とにかく長崎～武雄はもう開通年度も決まって、先の問題はあるにしても工事も順調に進んでいる状況ですから、少なくとも、佐世保線の高速化あるいは整備、輸送改善、こういったところについては一定の方向が出て、これを具体的に予算化をどうするかということは、もう具体的な段階に上がっておかなければいけないと私は思っているんです。

ご存じのように、当初は、新幹線長崎ルートと言っていたかどうかは別ですけれども、より佐世保回りだったんですよ。それを佐賀のほうの意見などもあったり、あるいは県側の意見もあったのか知りませんが、長崎側の意見があったのも事実でしょう。そういう状況の中で、短絡化する、こういうことで武雄～諫早間を真っすぐ持ってきて、嬉野直通でやる、嬉野は、もちろん駅をつくる、こういう方針に変わったものを、そういう佐賀県の意向なんかもあった中で、現地が了解をしたわけですから、それに対する一定の措置は、三川内テクノパークなんかの立地といいますか、施策もありましたから、そういうものはそういうものでやっていただいていることは事実なんですけど、いわゆる高速化あるいは輸送改善、こういったところから言って、長崎に行った時にフルと言っている、佐世保線もフルと言っていたけれども、そこまでいくかどうかは別にして、少なくとも、今まで何の改善もあってないですから。線路の増強あるいは輸送改善という意味で、高速化をやる、スーパー特急みたいに130キロぐらいで行けるかと、こういうふうなところについて、何の改善もあってないですから。今、一生懸命、真剣に調査をしているという状況ですからね。

だから、私は、そういうところについて、県自体もしっかり認識を新たにして、そういう意

味でこれを行っていることは私は承知をしておりますが、この点について、企画振興部長、基本的な考え方というものを示していただきたいと思うのですが、いかがですか。

【柿本企画振興部長】九州新幹線西九州ルートに関しまして、平成4年に県が示した新幹線の整備の考え方の中で、佐世保線の輸送改善でありますとか、それから委員ご指摘がありましたように、長崎～博多間がフルで整備された場合には佐世保線も新幹線ネットワークへ直通運行の実現ができるよう努めるといった考え方を県のほうで示しているところがございます。佐世保市や県北地域に苦渋の決断をしていただいて、早岐回りルートから現在の短絡ルートに至ったということを考えると、このことについては非常に重い意味があると受け止めております。

現在、先ほど新幹線・総合交通対策課長が答弁いたしましたように、佐世保線の高速化について調査を行った結果で、一定の整備の選択肢が見えてきておりますので、これを踏まえてしっかりと議論を前に進めていくということで、まずは佐世保線の高速化の改良について、年度内にしっかりと方向性を出せるように進めていきたいと考えております。

そのような取組も行いながら、今後、さらに佐世保線の高速化、輸送改善に向けて、どのような対策が有効なのか、その点についてもあわせて検討を行っていきたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】今のことについては、一定の段階からそういう話があります。しかも、技術的なことも含めて調査をしっかりとやると、こういうことで来ていることは承知しております。

じゃ、整備の方針を今年度中なら今年度中に出してしまって、それから先の具体化をどうす

るかということはずっとしていかれるということになるのですが、一体具体的な施策までを含めて、いつ頃を目標にして計画とかを考えていこう、一定の具体的などころまで策も含めて方向を出していこうとされているのですか。今のところは、調査結果を見ながら、どういう方向がいいのかというのを、まずは方向性を出そう、それから具体的な対策として、どんなものが必要かということをもたしていこうと、こういうことなんです、ここ2～3年のうちに、そういうところの具体化まで含めて考えておられるか、どういうふうになっておりますか。そういう方向を出す、具体化をしていくのに、あと7～8年も時間がかかると思っておられるのか、そこら辺の具体的な見通しというものがあるのかどうか含めて、ご回答願いたい。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】JR佐世保線の輸送改善に関しまして、今回、調査を行いまして、その中で、一定の工期などについても概算で出しております。

今回、さまざまな工事手法の4パターンというのを出しているんですけども、その中で、調査それから詳細設計、工事などに関しますと、それぞれ調査、詳細設計で2年から3年、それから工事については2年から3年という形になっております。

それから、今後、この整備内容については、新幹線スキームとは別の鉄道スキームを考えなければなりませんので、その財源スキーム、JR九州との協議、それから関係自治体との協議などに関しまして、また一定期間要するということでして、工事が、設計、詳細設計で2年から3年、それから工事実施が2年から3年ということで、最短で大体5年、最長になりますと7年程度はかかるということで、その工事期

間というのを見据えながら、迅速に協議は進めていかなければならないものと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 私は専門家じゃないですけども、素人的に考えてみても、いろんな施策を考えた場合に、フルは相当な金額がかかるからということで、仮に、130キロぐらいの高速を出す、当面そういうふうなことで考えられたって、今の佐世保線では対応できないんですよ。トンネルがあったり、カーブがあったりということの中で、130キロをそのままでも出せる状況にないですから。130キロといたって、直線のところでも、しっかりした既設の線路、そういう構造上のところを考えたって、一番いい例は、常磐線でスーパーひたちがあります。平野の真っすぐのところを走りますが、130キロといたら、そのままだったら、ものすごく揺れるんですよ。乗っておって、がたがた。私は何回も乗ったことがあるんですけども、だから、そういうことを考えてみても、路盤、線路上、そういうことから考えてみても、多額の財源と、それから技術、こういうものを含めて、例えば、在来線を運転しながらどうするかとかいう問題を含めて、非常に困難な状況はあるわけですから、私は素人ですけども、今のような調子でいくと、今、新幹線・総合交通対策課長がおっしゃったような期間では、とてもじゃないが無理ではないかと思っているんです。

考え方は幾ら言っても、そういう考え方の上に立って頑張ってもらっているでしょうから、そのところをしていただくために、認識をさらに改めていただいて、新幹線の問題を長崎県としては重要課題としてやるんですよという時には、前からの約束から言って、佐世保線の輸送改善という問題を本当に真剣に、そしてフル

規格がどうで、佐賀のところはどうしていったって、新鳥栖に直結をさせてどうするかと、こういう大きな問題がありますから、それはそれで進めていただいて結構なんですけれども、佐世保線の改良について考えていただきたい。

もう何十年としているんです。佐世保線について言えば、早岐へ行ってスイッチバックみたいにして佐世保に行くと、この状態は変わっていないんですから。最初からじゃないかな。ということで考えられるような状況ですから、これで高速化をするというんだったら、三川内から大塔付近とか、佐世保に直結する部分が、少なくとも、超特急とかというところでは確保できるよとか、そういうことについても本当は検討が進んでなければいけないですよ。私はそういうふうに思いますから、特に求めておきたい。見解は、それ以上は聞かないで結構だと思います。頑張ってもらわなければいけないと思うんです。

それから、離島関係の地域活性化を含めてですけども、国境離島の問題で頑張ってもらって、今のような状況になっていることは承知をしておりますが、私は、それでも一つの問題としては、観光客がこちら側から五島、対馬に来ていただく時の航空路、航路の運賃です。ここは今の状況の中では、島民ないし島民に準ずる皆さん方の軽減措置というものが考えられているけれども、交流人口をどうするという意味で言うと、なかなかそこまできちんとされていない。ぜひそれはされていかなければいけないと私は思うんですけども、まず、この点についてはどうですか。

【浦地域づくり推進課企画監】 ただいま委員からご指摘がありました有人国境離島における航路・航空路運賃低廉化の対象範囲でございます

けれども、現在のところ、住民と準住民が対象になっておりまして、今お話がありました観光客については対象外とされております。

国の方と色々な協議を持つ中で、国の方からは、単純に観光客が島外からやってくるだけではなくて、さらに島内で一定の消費をしていただくことは非常に大事だということで、そこに対しまして、例えば、体験を加えていただくようなことを要件に、これは観光振興課の担当ではございますけれども、企画乗船券等、今年度からの導入について、今、国と協議、検討をされているものと聞いておりますので、私どものほうでも、有人国境離島地域の振興という観点から、国に対しては、航路・航空路運賃低廉化の対象範囲の拡大、あるいは滞在型観光の促進について、引き続き要望してまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 そういう状況については私はお聞きしております。しかし、雇用の問題その他を含めて、いつも企画部門あたりが中心になって、そのほかの施策も中心になっていくんですけれども、離島の状況というのは、移ってきてもらいたいとか、そういうものもありますし、そういう取組もされ、あるいは雇用の場も何とか少しずつでもと努力をしていただいている。それから、農水産物の問題、後継者の問題あたりを含めて一生懸命頑張っていただいているわけですが、最近の状況から、将来どういうふうに向かっているというのがありますけれども、人口が減少していく程度を低くするのかがどうかという問題はありますけれども、そういう傾向は変わらないと思うんです。

そうすると、ある意味で言うと、経済活性化のためには交流人口を増やす、皆さん方もそういうふうにご検討いただいておりますが、そういうとこ

ろにあると思いますから、私は、条件付きのところについて、こちらから離島のほうに、離島から言うと来ていただく部分のところについての対応を、今の航路・航空路運賃あたりについては、それは条件付きで取りかかろうというのは、取りかかり方としては私は悪くないと思いますが、基本的なところで、長崎県から言うと、そういうところを国のこととして抜本的に対策を講じて、沖縄、長崎だとか、離島があるんですが、例えば沖縄あたりは別の形での措置がありますから、後で申し上げるガソリン代あたりも出てくるんですけれども、特別措置というのが、長崎県もそういうものが別の形でできていて、しかし、離島で長崎県で適用になるということであれば、鹿児島、そのほかも当然していかねばいけないということになると思いますが、ぜひそのところを進めていただきたい。それは産業労働部、文化観光国際部も含めてしっかりやっていただきたいと思います。

私は、どうしてもそのところを解決していただかないと、今、本当に過疎化、人口減少というか、そういうものがずっと、いろんな施策で柔らかくなるということはあるかもしれないけれども、しかし、その傾向は変わらないと思うんです。だから、総務省におられた方が研究会で発表された限界集落だとかという問題に発展するような状況が長崎県でも出てくると思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

もう一つ、その問題と関連しているのは、燃料費、端的に言ってガソリン代。まだ車社会というのは変わらないと思う。それからもう一つは、離島ではバスだについて非常に厳しい状況があります。1日当たりの乗車がどうなのかによって補助がつくとかつかないとかという問題

もありますから、そういうところはまだ困った方向に進んでいくと思うんですよ。そういう意味で言うと、ガソリン代、燃料、それは重油、そんなものですが、燃料費について、今どんな状態になっていますか。例えば、五島、対馬、そういうところのしま、離島のガソリン1リットルが幾らになって、こちらのほうは幾らになって、どういう格差がある、こういう認識に立っておられますか。まず、そこを伺いたい。

【浦地域づくり推進課企画監】 ガソリンの状況でございます。離島地域におけるガソリンの状況につきまして、平成29年のリッター当たりの価格で説明申し上げますと、本土地域が、平均でございますが142円に対しまして、離島地域においては、それより20円高い162円となっております。

【吉村(庄)副委員長】 この傾向については、離島振興でどうだとか、こういう施策がずっとされたりしてきましたが、それでも依然としてこういう格差は残ったままなんです。じゃ、離島で事業活動をやろう云々というふうな時だって、今のような状況の中で、仮に、活動の中で同じ量を使うとすると、莫大な差が出てくるんです。これは程度は少しはあれだと思うんですが、ずっと変わっていないんです。ここら辺は現実的な特別措置だとか、あるいは特区、こういうふうなことの対応は国のほうはいろんなことでやっていますけれども、こういう部分についての対応はできないのかどうか、どういうふうにお考えですか。

【浦地域づくり推進課企画監】 平成25年に施行されました離島振興法におきまして、その法の目的の中に、人の往来及び生活に必要な物資の輸送に関する費用がほかと比較して多額であ

る状況を改善するということが新たに追加されております。さらに、平成29年に施行されました有人国境離島法に関する基本的な国の方針の中におきましても、今、委員からご指摘があった生活に必要な物資ということで、特に、離島におけるガソリンの流通コストは、島の大きさ、流通経路により本土と比べて割高となっていると。また、離島地域は石油製品の流通コストの高さに加えて、安定供給上の問題もあるとした上で、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化、安定供給対策の検討・策定の支援を継続し、このうち特定有人国境離島地域からの申請については優先的に採択するということが、今回の有人国境離島法の中でも基本方針としてそういうふうなうたわれております。

私どもとしまして、県から国への要望の中で、離島地域におけるガソリンの揮発油税等の減免措置、それと従来から国のほうで行われております離島ガソリン流通コスト対策支援事業、こういったものをまずは引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいということで、今回の政府施策要望の中でも要望させていただきましたし、今後も引き続き、そこについては要望してまいりたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 時間が来つつありますから多くを申し上げませんが、前段におっしゃった離島振興法のところのこと、有人国境離島法のところ、それから基本的な国の方針としての離島の問題に対する考え方、こういうものは私も十分理解させていただいているんです。それから、あなた方が今言いました要望、こういうところも含めて、県は今までもずっとやってきていらっしゃるんです。しかし、結果的に言って、今のような何も進まないという状況の中で、島民の皆さん、離島に住んで生活し、あるいは

働いていらっしゃる皆さん方のところは、事業者を含めてですが、とにかく頑張っていこうと思っておられるかもしれないけれども、実際には、それだけ不利な対応をさせられているという状況にあるのですから、それは皆さん方も深く認識をして、国との関係も含めて、考えてはいらっしゃると思うんです。私は、国の政治も含めて、もう少し考えていただかないと、本当に無人島がどんどん増えてくる、言い方はちょっと極端ですけども、まず二次離島の問題あたりがあるし、そういう非常に憂うべき状態が出てきつつあると思います。それはガソリン代だけじゃないんですけども、だから基本的なところについては、今おっしゃったような認識はあられるのですから、もっとしっかり頑張っていくとか、あるいは極端に言うと、ほかのところ補助という事業費を、単独費用を使わないでも、そういうところについては県自体が単独財源を使ってでも一定のことをしていくぐらい、お持ちになっていただきたいと私は思うんです。そのことを強く求めて、最後にこの辺について企画振興部長の基本的見解を求めて、終わりたいと思います。

【柿本企画振興部長】今議論がありました離島におけるガソリンとか油についての条件が本土と異なるということで、ここについてはこれまででもいろんな対策を実施してきましたけれども、それを行ってもなお、まだその格差が十分に埋めることができない状況にあるということ、まずしっかりと認識をしたいと思っております。

その上で、先ほど地域づくり推進課企画監も答弁しましたとおり、法の中では、そういった燃油の価格差について、しっかり国のほうでもそこを埋めていくというふうな基本的な考え方がうたわれているわけでございますので、そこ

をまずは国において、しっかりと対策を講じて、実質的に効果が出るようなことを行っていただくということを求めていく必要があると思っておりますし、その中で、県の施策として、また国の施策と連携しながらどういったことができるのか、そういったところは関係部局とも連携しながらまた検討をしていく必要があると考えております。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【小林委員】新幹線について、少しお話をしたいと思います。

まず、今、長崎新幹線、これからどういう戦略の中で攻めていくのかと、こういうようなことが一番重要ではないかと思っております。新幹線の問題を語る時に、いわゆる財源の対応について、長崎県の財源ももちろんのことでありまして、佐賀県側が一番この財源の問題でいろいろと取り沙汰をされているところでありまして、佐賀県の財源問題をどうするかということが与党PTの中でも非常に大きな課題になっておりまして、そこをどういう形で乗り越えていくかというようなことになろうかと思っております。

今、フリーゲージが、ある意味では断念という言葉だけでも、結局は失敗に終わったと。何ととっても、安全性とか、経済性、そういうような状況の中で、ましてや長崎県にとっては命綱であった関西方面まで山陽新幹線に乗り入れができると、こういうような契約であったにも関わらず、全然そんなようなことが頓着されずに、一体新幹線はどうなっていくのかと、全くゼロから出発みたいな形になってしまっていること、非常に遺憾千万だと思っております。

約40年ぐらいの歳月がたつけれども、整備5線の中において、実際は、佐世保の「むつ」の

問題等々もあつたりしながら、ある意味では、5線の中で長崎新幹線が一番最初に実現しなければならなかったのに、しかし、失礼けれども、どんなに遅くなくても北海道より遅れることはないだろうと、こういうような暗黙の了解のもとにおいて、いろいろと今日までやってきたわけで、しかし、もうおわかりのとおり、北海道新幹線がどんどん先に進んでいく。実際今、こういう状況からして見て、ひとり西の果ての長崎県の新幹線がこういう形になっているということは実に遺憾千万だと、こういうような考え方を持つわけでありませう。

そこで、財源の問題でありますけれども、これは今言ったように、佐賀県の財源も大事、しかし、本県の財源だって大事なんです。そういう意味からお尋ねしますが、この4月に、財務省の財政制度等審議会の中で、何と、今、工事をやっている長崎から武雄温泉までの66キロメートルが約2割ぐらい建設工事費が割高になると、こんなようなことが明らかになって、発表されたわけです。

長崎県としては、こういう状況について、しっかり把握をされているのかどうか、この内容をご承知いただいているのかどうか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【廣畑企画振興部次長】小林委員がおっしゃったように、長崎～武雄温泉間の事業費が1,200億円増嵩するという話が財政制度等審議会です。こちらについては県としても詳細な説明はまだ聞いておりませんので、早急に説明してもらおうように国のほうに求めているところでございます。

今でも財政負担は非常に大きいところがございまして、さらにそれが増えるとなると、また本県の財政事情は逼迫してまいりますので、コ

スト削減の努力とか、どういう理由でコストが上がっていくのかというのは、詳しく聞いてみて、納得できるまで詰める必要があるかと考えております。

【小林委員】実際は4月なんですよ。もうやがて6月も終わろうとしているわけです。4月に、いろんなところが言ったのではなくて、かなめの財務省が、今言われた審議会の中で、今まで我々は、長崎から武雄温泉駅まで、先ほど言ったように、66キロメートルぐらい、これは大体5,000億円ぐらいでできるのではないかと、こういうようなことで、この5,000億円に対して、長崎県と佐賀県がそれぞれ距離の割合をもって負担するとなっておったと思うんです。これが今の答弁では1,200億円。それならば、5,000億円プラス1,200億円、トータル6,200億円になるということであるわけですね。それを聞いていないとか、今からいろいろ問い合わせをしながら、どうなっているのかとか、何か佐賀県の財源についていろいろ問題視しているわけだけれども、本家本元の長崎県の5,000億円プラス1,200億円というような、こんな2割もアップする状況について、何の説明も受けていない、こちらから聞かなければいけないとかいうような話は一体どういうふうになっているののだろうかとか驚くと同時に、正直に言って怒りを感じるぐらいあるわけだけれども、何ですか、全く聞いていない、全く連絡なし、情報もなし、今から聞いてみようか、一体どういう要因なのかとか、そんなような話をあなたはしているのですか。

【廣畑企画振興部次長】申しわけございません、説明不足でありましたけれども、事業費が増嵩するというのは本県にとっては重要な問題でありますので、早急に説明するよう国に対して求

めているところでありまして、その日程調整なりを今進めているところであります。今、こちらが把握しているものは、おっしゃるとおり、財政制度等審議会の情報しかありませんので、詳細説明をきっちりやってくれという注文をしているところでもあります。

【小林委員】余り危機感が伝わってこないんだ。今言っているように、4月の話をしているんだ。財務省は4月に公表したんだ。もう6月は終わるんですよ。今、日程調整をしているなんていう話が出ているけれども、どこかの大統領に会うのか。あなたたちは、与党PTの会議とか、東京にはしょっちゅう行っているじゃないか。何でこういう重要な問題について、財務省に行って、1,200億円ということについて、本当にそれだけ2割もアップするならば、一体どういう理由でこの2割がアップするのか、そしてその財源の措置は一体どうするのかと、こういうぐらいのことについては、しっかり公表できるようにしていただかないといけない時に、隣の佐賀県のこと重要だけれども、本家本元の長崎県を置いてきぼりにされては困るんだけど、これは日程調整で、相手が合わないのですか、それとも長崎県が熱心ではないのですか、どうですか。

【廣畑企画振興部次長】4月に出てから、国のほうにずっと求めております。ただ、国のほうとしては、まだ詳細な説明できるだけの資料が整っていないとか、そういうことも言われるものですから、それを早く整えて、こちらに説明に来るように、また行っても聞かせてくれるように、それは再三申し上げております。なので、早急に聞いて把握して、コスト縮減の努力とか、どの程度できるのかというの聞いて、どういう理由で増嵩するのかというのは把握に努めて

まいります。

【小林委員】こういう問題は与党PTでも出てこなければ、どこの会議でも出てこないのですか。こういう問題が新聞報道で明らかになっている。これは1,200億円ですよ。もちろん、1,200億円の中において、国の負担、両県の負担とかいうものがあるわけだし、そういう財源の措置についても、法律に基づいた措置はあるのであろうと思うけれども、正直に言って、なかなか誰を信用していいのか、どこまで信頼ができるのか、今決まっていることが将来とも本当に間違いがないものなのかとか、こんなことが正直言って、信頼関係にひびが入るような状況の中に今、乗り上げてしまっているような感じがします。

私は、長崎県はよっぽどしっかりしないと、国のほうから、フリーゲージがだめ、1,200億円を上げる、長崎県は何も言ってこない、全然怒りの声も聞こえない、こんな状態だったら、なめられてしまって、長崎新幹線はまさに風前のともしびになってしまいかねないと。これだけ県民の皆様方が、この西の果ての西九州と言うけれども、長崎県的发展を新幹線にかける思いの中で、みんなが一生懸命やっている時に、こういうような話が今のような答弁みたいな形の中であるということは、とても残念に思うわけですが。

じゃ、この1,200億円の財源の措置はどうなっていくのですか。

【廣畑企画振興部次長】現行の新幹線スキームでありますけれども、1,200億円増嵩したとしても、通常の新幹線スキームのように、貸付料というものがあ程度、充当されて、残りを国と地方自治体で2対1の割合で負担するということになろうかと考えております。

【小林委員】それは制度で決まっている、要するに、従来どおりの話なんだけれども、例えば、5,000億円というのは、大体いつの時点の5,000億円ですか。長崎から武雄温泉までは5,000億円で大丈夫だと、こういうような話になったのは、大体いつの時点の何年頃の話ですか。わかっていますか。

【廣畑企画振興部次長】長崎から武雄温泉までが約5,000億円というふうに決まったものが、平成24年に認可着工されておりますので、その前段階で5,000億円というふうに決まっていると承知しております。

【小林委員】確かに私の記憶でも平成24年です。その時点で、大体5,000億円だろうと。今、あれから3~4年たっているわけです。その中で、結局、資材の高騰だとか、熊本の地震によって、いろいろと人が不足をしているとかというような形の中で人件費が高騰していると。これはどこでも同じようなことだし、新幹線とて変わりがないわけです。だから、いつまでもその4~5年前の財源スキームの状況の中で出てきた工事費が本当に堅持されているのかといえ、決してそうではない。だから、武雄温泉から新鳥栖までの間も、5,000億円ぐらいでできるかといえ、もう6,000億円を超えるのではないかと、こんな話にもなっているわけでして、そういう状況からいけば、この1,200億円がアップして6,200億円になっていると、こんなような話なんですね。

そうすると、お尋ねしますが、まず5,000億円の時の長崎県の負担金が幾らだったのか、佐賀県の負担金が幾らだったのか、これはとても大事なことだけれども、全然質問通告をしていないわけだけれども、そういうようなことについては、おわかりでございますか。

【廣畑企画振興部次長】平成24年に約5,000億円と総事業費が見込まれたうち、箇所別の事業費は、まだその時点ではわかりません。距離の延長で推計するしかありません。また、貸付料も幾ら入ってくるかもわからない状況でありますので、当時も、仮に貸付料ゼロと置いて試算をしております。その場合であれば、交付税措置を加味した状態であれば、長崎県668億円、佐賀県247億円と当時試算をしております。

【小林委員】私がずっとあなた方から聞いてきた数字とは全然違う。いずれにしても、そういうふうに例えば5,000億円の中で、長崎県の負担金は幾らかと。答弁をやり直しますか。

【大場委員長】しばらく休憩します。

— 午後 2時13分 休憩 —

— 午後 2時14分 再開 —

【大場委員長】再開いたします。

【廣畑企画振興部次長】現在、5,000億円相当の長崎県の負担額、これは過去の実績をもとに、将来も貸付料約19%充当されると試算した上で、5,000億円に相当する事業費のベースで1,017億円、これが事業費ベースであります長崎県の負担額と試算しております。

【小林委員】いわゆる線路のリースの貸付料を今、19%という格好で見ているという話でしょう。そうすると、地方交付税はどうしているのか。

【廣畑企画振興部次長】先ほど申した1,017億円といえますのは事業費ベースでありますので、実際に県が負担する分には、ここに交付税措置が加味されてまいります。事業費に占める45%分が交付税として充当されます。なので、そこから計算しますと、1,017億円の残り55%

を県が実質負担しますので、試算ですと559億円です。

【小林委員】 わかりました。

そういう数字を聞いているのも、長崎県の今現在、工事が進捗しているところの長崎から武雄温泉までの66キロメートルで1,200億円高騰するということの前提に立つならば、5,000億円で幾らだったのかと。じゃ、1,200億円アップすれば、その1,200億円について、国が大体どれくらい、長崎県がどれくらい、佐賀県がどれくらいと、こういうぐらひの話が出てきて、長崎県の財政負担が増えるということは、すなわち長崎市も諫早市も大村市もやっぱり今の予定よりもアップしていくというようなことにもなるのではないかと思うんです。

ですから、まずやっぱり1,200億円アップするということについては、うわさ話みたいでは聞いているけれども、全くもってそれについて一体どういうような内容で、どういうふうな形になっていくのかと。佐賀県も大事、しかし、何はさておいても、まず長崎県の財源の措置をしっかりと把握していただきたいということを言いたいわけです。こここのところをまず基本的にお願いしておきたいと思います。

次に、来月7月ぐらひに与党PTのほうで大体整備方式が決まるのではないかとと言われておりますね。国土交通省の意向からしてみても、長崎県の中村知事が与党PTで力強く、やっぱりフル規格でなければならないと、ミニ新幹線ではだめだと。フル規格は、投資効果、収支改善効果、そして時間短縮効果、この3つの効果が何はさておいても断トツですばらしい、これが最善の選択肢なんだと。だから、ぜひとも与党PTにおかれましては、これをひとつ国土交通省の方針として乗せてもらいたいと、こういう

ようなことの中で、恐らく、今の常識からいって、まさに長崎県の中村知事が強く訴えられたフル規格に、ほぼ決定をするのではなかろうかと、こういうようなことが期待されますよね。そうすると、ここは7月でフル規格で整備方式が決まったと。整備方式が決まるまでは、なかなか我々も動きがとりにくいと。あとは与党PTにこのフル規格を認めていただく、そして国土交通省に上げていただいて、国土交通省、国が決定をすると、そこまでを我々のまず一つの大きな課題としておたわけです。

それが、最終的にどう決まるかわからないが、しかし、常識として、今や、もうミニ新幹線じゃなくて、ミニ新幹線だったら、貸し付けのリース料もないわけだから、財源から考えていけばフル規格しかない。では、フル規格に決まったという整備方式。そこから長崎はどうやってこれから戦略を立てていくのかと、こういうようなことではないかと思うけれども、何か戦略はお持ちでございますか。

【廣畑企画振興部次長】 委員もおっしゃっていただいたように、4月の本県のヒアリングの際には、知事から、フル規格は最善の選択肢であると、ミニについては課題が大きいというのを強く訴えてきたところであります。そこについては一定理解をいただいたと感じております。

ただ、一方で、通過する沿線であります佐賀県のほうは、いまだフル規格については、負担の問題その他、また並行在来線の問題というもの出てきまして、議論はできないということを引き続きおっしゃっているところでもあります。そういった状況にもあるということから、まだ与党PT検討委員会のほうで、フル規格に決まりそうということでもなっていないものだと考えております。

また、先日6月8日の与党PT検討委員会では、貸付料についてJR九州と国で協議をして、また長崎県とも協議をする、その上で、佐賀県ともまた協議をしていくということも方向性としては出ておりますけれども、こちらのほうもまだ進んでいないようにも感じるところであります。

なので、県といたしましては、委員がおっしゃったとおり、フル規格しかないということは当然我々の強い主張でありますので、その主張を国のほうにも再三再四これからも申し上げていく必要があるかと考えております。

【小林委員】とにかく落ちついてお話をしたいのですが、もうフル規格は間違いないと。ミニ新幹線と比較対照した時に、先ほどからも言ったように、ミニ新幹線はリース料だってないわけです。また、今言うように、収支改善効果も、時間短縮効果、投資効果についても、まさにB/C等々を見ましても問題にならないわけだし、そして踏切ばかり多くて、実際に工事中は稼働できないというような決定的な要因がそこにあって、これはどうしてもJR九州だって、ミニ新幹線はやる気は全くないと、こんなようなことも明らかになっているわけです。

そこで、整備方針はフル規格、これが決定した場合において、次はどういうような動きになっていくかという時に、一番大事なことは、佐賀県の負担軽減のために、JR九州と長崎県においては、フル規格を実現するために、この佐賀県の負担軽減をどうやっていくかというものの協議をこれからやっていきたいと。まさに、長崎県とJR九州に対して、佐賀県の負担軽減について、これから協議を求めたいと、これを確認したと、こういうようなことになっているけれども、ここはどうですか。

【廣畑企画振興部次長】負担の軽減の協議というところをお尋ねでありますけれども、すみません、国からまだ特段協議がなされているものはございません。

あと、知事も本会議の答弁でございましたけれども、これまで西九州ルートの整備というのはフリーゲージトレインで進めてきたけれども、それが難しくなっている、山陽新幹線乗り入れも難しくなっているという状況がある中で、当然国の責任において、しっかり議論をしていただきたいというふうにこれまでは申し上げているところであります。

ただ、新幹線の地元負担につきましては、現行スキーム、関係法令で定まっているところでありますので、その枠組みを超えて、その法律制度とは別のスキームで負担するということがあり得ない、また県民の理解も得られないということでございます。

なので、先ほど申したように、国において負担のあり方というのは当然議論をしていただいて、その結果として、本県に新たな負担スキームですとか、整備方策というものが示された場合には、こちらで検討するというのも知事も申し上げているところでありまして、なので国において、負担の新たなスキームとか、あとそもそも整備方針についても十分議論をいただきたいと考えているところでありまして、これもまた主張をしていくということになります。

【小林委員】私が先走りしているのか、あなたが遅れているのか、どっちかというところの話なんだけれども、もう新聞報道は、与党PTの山本委員長は6月7日、どういう発言をしたとか、8日の新聞を見てみろよ。山本委員長の談話がいろいろ載せられておりますよ。それも1紙だけじゃない。堂々と山本委員長は、そう

いう各紙に向かって、報道に向かって、これから整備方式を7月までに決めると。その前提に当たって、要するに、もうこれからは佐賀県の財政を負担軽減させるために、長崎県とJR九州と一緒にこの負担軽減の協議を求めたいと、こういうようなことを発言していること。そういう方向の中で与党PTが協議に入るとかというようなことについては、あなたは全くご存じないのですか。整備方式については、先ほども言っているように、フル規格でなければならないということについて、それは与党PTは議論をするかもしれないけれども、そういう方向はもう見えてきているじゃありませんか。

これからは、佐賀県の負担軽減のために長崎県も一部肩代わりができるかと、こんなような話の中で、新聞報道によると、中村知事だって真剣に検討しなければならないと、一部肩代わりができるものだったら、しなければいけないかもしれないと。しかし、全体のスキームがはっきり見えなければ、これはやっぱりその後の話だとかいうようなことだけれども、中村知事は山口知事とは違って、長崎県の知事として、真剣に検討するに値するという状況の話的前提付けでなされているではありませんか。だから、そのことをもって、長崎県が佐賀県の肩がわりができるということについては、一体何ができるのかと。

あなたがおっしゃるように、全国新幹線鉄道整備法があります。要するに、地元負担ということは、肩代わりなんかできるような仕組みになっていないわけだ。そういう状況の中で、JR九州と長崎県が力を合わせて佐賀県の一部負担を軽減するために、どんなことができるんですかというようなことについて、ちゃんと山本委員長は方向性をきちんと話をされていると思

うんだけれども、そういうようなことについても長崎県としては把握していないのですか。

【廣畑企画振興部次長】当然ながら、6月8日の委員会において、山本委員長はぶら下がり取材において、整備方式はまだ決まっていないと思いますけれども、これからJR九州、また長崎県とも、佐賀県の負担の軽減策というものを協議するというをおっしゃっているというのは、当然理解して、把握しております。

その上で、ただ本県といたしましては、これまでも述べておりますけれども、現行スキームでは、そういった肩代わりというものはありませんので、じゃ、どういうスキームならば、どういうことができるのかというのは、まず国において、こういうスキームが考えられるということは提案してもらわなければ、こちらも議論はできないということでありまして、そういう提案は実際に具体的にあるかといったら、まだないわけでありまして、そういう点もなしに、肩代わりしますということはありませんので、ごぞいます。

そういう意味で、これから協議はなされると思っておりますけれども、こういったことができるかというのは、国の提案も見ながら、こういった提案がなされるかということも踏まえて検討していかなければならないと。

【小林委員】企画振興部次長、あなたは新幹線の担当で国から来ていただいているわけだ。新聞は読んでいるのか。全然新聞を読んでないみたいで、失礼だけれども、情報が遅れている。例えば、「肩代わり」という表現については余り偏っているけれども、しかし、実際どういうことが例えば長崎県に期待されているかといえば、1つは、リース料について、佐賀県と長崎県の負担については、佐賀県に多目にリース料が行

けるようにできはしないだろうかとか、それから例えば、大村の車両基地だとか、そういう長崎県と佐賀県が双方で負担しなければいけないとかいうような共通の経費というものが出てきているじゃないですか。そういうところをフィフティー・フィフティーじゃなくて8対2にしてくれとか、7対3にしてくれとか、できるとすれば、そういうようなことがどうだろうかというようなことを山本委員長が話をしているじゃないですか。あなたは直接自分が聞かなければ承知しないのかな。ほかの人からの話だったら絶対に俺は聞いていないという話になるのかな。どうもそういう感じがする。

【柿本企画振興部長】少し補足をさせていただきます。

まず、与党PT検討委員会での議論の中で、整備方式については、私ども県としては、当然フル規格ということをしっかり訴えているわけですが、現段階では、与党PT検討委員会の議論の中では、ミニ新幹線も含めて検討ということで、そこは両方がまだ残っている段階です。ただ、私どもとしては、先ほど小林委員からありましたとおり、投資効果も時間短縮効果も収支改善効果も高いので、フル規格という方向に向かっていくということを期待しているところでございます。

一方で、6月8日の与党PTの山本委員長の記者からの取材の中であった話としまして、小林委員ご指摘のように、キーワードとして2つございまして、JRが負担をします貸付料を今後どのように見込んでいくのかという点と、それから全体事業費が6,000億円となっておりますけれども、その中で、共通経費と言われるような長崎、佐賀両県が負担するような経費も含まれているということで、その2つのキーワー

ドが出てきております。

そして、この貸付料ということについては、国とJR九州が交渉をして最終的に決まってくるといふふうなものになっておりまして、ただ、その参考になりますのが収支改善効果ということで、年間88億円という収支改善効果が比較検討の中で出ていますので、その中で最終的にどうなっていくかというのが貸付料の議論でございます。

この貸付料の議論がどうなっていくかということで整理がついていきますと、全体で6,000億円の事業費の中で、まず貸付料が当たるところが先に見えてくるということで、そうすると国や地方団体が負担するところの部分というのが当然そこで圧縮されていくということで、まずはその貸付料について、JR九州と国が話をしながら、そこをどう詰めていくかということが進められて、そして先ほど申し上げた共通経費というところも、国のほうにおいて検討がなされた上で、そこが本来はどういうふうな共通経費というのが見込まれるのか、そこを長崎と佐賀がどう負担していくのかということ国を国のほうが整理をした上で、また長崎県にそういった話があるであろうと、そういうところの流れが6月8日の山本委員長の発言の中から見えているところでございまして、正式に長崎県のほうにそういった話がまだ来ている段階ではございませんので、そういった中身を示されることがあるとすれば、そういったところは長崎県としては、しっかり話を聞いて、その中身を精査するということが必要になると考えているところでございます。

【小林委員】だから、今言っているように、2つ言われている共通経費とリース料についての佐賀県と長崎県のもらい分を佐賀県に重くとい

うような話はあるわけです。

ただ、それが正式にきているか来ていないかということよりも、そういう前提条件ではあるけれども、そういう問題については真剣に検討しなければいけないと、前提条件の中で、財源のスキームを国のほうでどうするかというような方針に基づいて、今のような2つの案について、これも検討をしなければいけないと、こういうようなことを中村知事は、新聞の記事では、そんなふうにおっしゃっているわけです。

だから、そういうことについて、むしろ反対に、企画振興部次長が言っているように、そういう話がたとえ仮にあったとしても、新幹線の整備の法律については、これはできない仕組みになっているから、たとえそう言われても、それはできないのではないのかと、こんなようなことを言っているのではないかと思うけれども、違うのですか。先ほどからそういうことを言っているんだらう。あなたは前提が壊れて、そこだけは言っているけれども、企画振興部長は、そういうような談話があったということ、しかし、長崎県に正式には来ていないと、こう言っているわけです。あなたも、正式には来ていないと言っている。じゃ、新聞は読んでいるのかと。企画振興部長は読んでおったけれども、あなたは読んでなかったと。

そういう状況の中から、中村知事はその点について、それは検討をしなければいけないと。頭から否定をすとか、全然そんな話は知らないとかいう話じゃなくて、少なくとも、定例の記者会見の中の8日の新聞に、長崎の新聞をはじめとして、中村知事が記者会見でおっしゃった内容をきちんと載せていただいているわけだ。だから、全くもってあずかり知らないということじゃなくして、中村知事は、そういう前提条

件を付けながらも検討するということもおっしゃっているじゃありませんかと、そういうようなことについては、まずどうですか。中村知事がそうやって検討するとかいうことも言っていないとか、全然それについて中村知事は聞く耳を持ってないとか、こんなような話でいいんですか。新聞がミスリードしているのですか。

【柿本企画振興部長】知事の記者会見での発言の趣旨といたしますのは、今の法律の中で負担の制度が決まっているということで、その考え方の中で、佐賀県がその規定の中に基づいて負担する部分を単純に長崎県が肩代わりをするというふうなことは今の制度上もできないということで、それについては否定をしているものでございます。

ただ、長崎県としては、国において、まずフリーゲージトレインが開発が進まなかったということに起因して、こういった状況になっているということで、国において、しっかりとした財源の確保でありますとか、新たなスキームの検討とかいうことを含めて、幅広い財源の確保をお願いしているわけですので、それについて、そういう国のほうでのさまざまな検討がなされて、先ほど話がありましたような貸付料の問題でありますとか、そういったところが国のほうで整理をされて、それについて提案があった場合には、そこはしっかりとお話を聞いていく必要があるということでお答えをしているという、そういう趣旨でございます。

【大場委員長】ほかにご質問はありますか。では、引き続き。

【小林委員】だから、今、私が言っているようなことは、結局は、遠回しであろうが何であろうが、そういうことを正式に言ってきた場合とか、あくまでも私が前提条件と言うのは、国で

きちんと方針を決めてからという形の中で話があればとか、前提があつてのことだろうけれども、検討をしなければいけないだろうという、その検討という、受け入れるというようなそんな結論じゃなくして、そういうことについては検討するということの中村知事の発言は、これは要するに、間違いがないのだろう。検討しよう。国で財源のスキームがきちんとすればと、こういうような一つの前提があつての話をしてるんだけど、そこはもう一回、短くきちとってください。

【柿本企画振興部長】検討ということは結論がありきということではないと思っておりますけれども、提案があれば、それについてはしっかりと中身を検討させていただくという、そういう趣旨でございます。

【小林委員】私は今日、新聞の記事をノートに書いてきたんだけど、費用負担の新たな枠組みが示された場合、佐賀県の負担の一部肩代わりについて検討の余地があるとの認識を示したと、これが中村知事の6月8日の記者会見に対する、こういう新聞の記事なんです。これはほかの新聞もそういうような意味合いのことを考えて、全くもって話にならんとかというような中村知事のコメントはどこにもないわけです。

私は、あくまでも今言うように、費用負担の新たな枠組みが示された場合ということは、国の財源スキームが、フリーゲージ等々のいろんな問題があつて、こういうツケを長崎県にとか、佐賀県にひとり持ってくることはいかなものかと、こういうような前提に立って、しかし、こういう佐賀県の負担について、長崎県のことで、長崎県でできることがあるならばと、こういうようなことについては検討の余地がまだあるよというようなことを記者会見でおっしゃっ

たと。ただし、企画振興部次長も言っているように、全国新幹線鉄道整備法というのがあつて、ほかの北陸だとか、あるいは北海道だつて、まだやっているわけです。こういうようなことが他のルートと西九州ルートと比べて、長崎だけ、西九州ルートだけこういう方式が認められるかといえば、そこはかなり問題が出てくると思うんです。それはわかっているわけです。ただ、そういうような提案があつているとか、そういうような山本委員長の話があつているということに対しては、我々は聞いてないとか、我々は無関心であつていいはずはないじゃないですか。それを言っているわけだ。

具体的にリース料の佐賀県と長崎県の取り分の分け方と、そして共通経費についても、こういう形の中で考えてもらったらどうだろうか。与党PTの委員長が言っているものを長崎県は知らないなんていうことは、あなた方は言えますか。これは企画振興部長も、そのところは新聞で読んだのか、聞いているみたいな話だけれども、その先の結論はまだだけれども、実際的にそういう話が今、動き出しているということをよくよく承知をしてもらいたいと思います。

そこで、さっきの話が続けますが、佐賀県の新しい財源が要求されている負担額が2,408億円ぐらいとか、そういうようなことを佐賀県の知事がおっしゃっている。長崎県については1,100億円ぐらいだと、こういうような話になっている。佐賀県の負担の2,400億円というのは、ちょっと大き過ぎるんじゃないのかと。これについては与党PTの中でも、結局は、先ほどあなたが言った19%の問題、いわゆる収支改善効果の中でのリース料、この辺が大体19%ぐらいあると。その金額は毎年88億円ぐらいに

なっていくんじゃないかと。そして、先ほど企画振興部次長が言ってくれたように、交付税措置が55%。こういうような形でいけば、佐賀県はもっと少なくなっていくんじゃないかと。あなた方は、フル規格になった場合に、佐賀県の今回の新たな費用負担が真水でどれくらいと読んでいるのですか。

【廣畑企画振興部次長】委員のおっしゃるように、貸付料が当然、整備財源に充当されます。佐賀県さんのヒアリングで提示した資料の数字2,400億円、佐賀県の負担というものは、貸付料の充当は加味されておられません。かつ、交付税措置も加味されておられません。

まず、交付税措置は、県の負担の事業費の先ほど申した45%分が交付税措置されますので、残りの55%が地元負担となります。

ただ一方で、貸付料が幾ら充当されるかというのは、ここがまだ見えないのでございます。先ほど申した19%と申しますのは、今の長崎から武雄温泉の間の事業、それで着工から今までで、どの程度貸付料が入っているかと見ますと、19%ぐらいになります。それが平成34年度、完成まで同じ額で充当されるとすれば、本県の負担が先ほど申した1,017億円と計算できたわけですがけれども、武雄温泉～新鳥栖間の貸付料がまだ見えないものですから、幾らになるかというのはわからないところではありますけれども、ただ、当然ゼロではありませんので、そこは地元負担をぐっと抑えられる数字になるかどうかと、佐賀県さんがおっしゃっている2,400億円ということよりも、もっと抑えられる額になるだろうと見込まれております。

【小林委員】例えば、知事が本会議場で、佐賀県の負担は、リース料的なもの、貸付料的なもの、こういうものが収支改善効果の中で、今あ

なた方が言っているような19%と言っていて、その金額は88億円と答弁しているじゃありませんか。だから、そういうようなところを踏まえて、実質的な真水の佐賀県の負担は大体幾らと皆さん方が読んでいるのかというところを聞いているわけで、2,408億円というのは、今あれも入っていない、これも入っていないというようなことの中で、ちょっと数字が大きいような感じがするわけです。今言ったように、交付税措置もできていない、そして88億円も入っていない。88億円といっても、これは1年間、毎年だからね。だから、そういうようなことになっていけば、19%だとしても、かなりのすごい金額だと私は思っているんです。

そういうことからいけば、2,400億円は少し大き過ぎるのではないかという感じの中で、長崎県として、佐賀県の本当の真水、実質負担は、そういう制度資金も入れて大体幾らぐらいという見通しが立っているのかと。私は、いろいろ別の資料を見ておきますと、佐賀県側は実質の負担は大体1,100億円ぐらいではなかろうかと、こういうようなことの記事とか、あるいはそういう資料を見ておきますけれども、そういうような考え方はどうですか。佐賀県の負担が実質的に幾らぐらいになるかということは計算してみたことはないのですか。

【柿本企画振興部長】貸付料の考え方なんですけれども、貸付料は、フル規格で整備した場合に、国の試算の中で、年間88億円の収支改善効果が見込まれるということが示されているわけではあるんですけれども、このうち88億円がそのまま貸付料の財源になるのかどうかというところは、国とJRが協議をして決めていくということになってまいります。ですので、今の時点で、最終的には貸付料がどの程度見込め

るかというのは、長崎県において明確に試算ができる段階ではないというのが実情でございます。そういったこともありながら、今、国のほうは、山本委員長の発言にもありましたように、JRとこの貸付料をどういうふうと考えていくのかというところを協議をしようとしているという状況にあるということでございます。

【小林委員】中村知事が本会議場で、その19%、88億円は答えているんですよ。あなたはそれは否定するわけにいかないだろう。あなた方が書いた答弁だろう。県の方針だろう。今みたいな答弁はおかしいぞ。だから、その88億円について、具体的に数字も19%も明らかにされていて、佐賀県の負担金額は大きいのではなかろうかと、こういうようなことを明快に答弁されているわけだから、あなたの今の発言は、そういうようなことを否定するような発言に聞こえてしまったが、どうですか。

【柿本企画振興部長】19%ということ知事が答弁申し上げた数字は、長崎～武雄温泉間の今現在行っております整備、これに対して、これまで10年程度事業を行ってきておりますけれども、その中に国のほうから貸付料として配分がされた額、これをもとに実績として計算した場合に18.9%という数字を積算をしているということで、今後、「88億円は」と呼ぶ者あり）88億円については、武雄温泉から新鳥栖間を今後整備するという時に国が試算として出したものが88億円ということで、その貸付料というのは、最終的にまた、先ほど申し上げたような形で国とJRの協議の中で決まってくという形になっているものでございます。

【小林委員】今言っているように、佐賀県の負担、実質的な真水は幾らかと。だから、19%、88億円ということを見込みとして、前提として

答弁されているわけだから、その前提の6,000億円なら6,000億円の中で、地方交付税の負担率も決まっているし、そして今言う88億円も、見込みであるけれども、大体国の試算の中で出ているわけだから、佐賀県の負担金、真水については、長崎県としては一切知らないということでもいいのか。

【廣畑企画振興部次長】先ほど企画振興部長から答弁させていただいておりますけれども、実際に貸付料は幾らになるかというのは、今後のJRと国の協議になりますし、また今、貸付料の配分といたしますのは全国のプールで、全国の整備新幹線の整備箇所配分されております。なので、国の試算で、年間88億円という収支改善効果がある路線ではあるんですけれども、それをどの線区の事業費に充当されるかというのは、毎年各線区、日本全国の整備箇所ごとに決まっておりますので、そこも見込めない部分であります。それを与党PT検討委員会のほうで検証していただいていると考えておまして、その検証の結果で出てくるのではないかと見込まれているところでございます。

【小林委員】特別委員会まで特化したものをつくって、長崎新幹線をフル規格で着工するために、議会は議会なりに一生懸命これから取り組んでまいると、その決意のあらわれが、溝口議長のご提案であるこの特別委員会です。総務委員会とか、総合交通対策特別委員会がありながら、今回、特化した特別委員会をつくるということは並々ならぬ決意でありまして、ほとんど議員の方々が賛同しながらこれをやるわけですから、それくらい熱心にやるわけです。

そして、佐賀県対策が何だかんだ言っても一番の大きな課題であることは、もう否めない事実です。そういうことを考えてまいりますと、

本当に実質的に佐賀県の負担は、真水は一体どのくらいになるだろうかとか、こういうようなことを、ある程度、見込みとか推測の域は脱しないかもしれないが、そのくらいのことをきちんと我々は踏まえて、その上に立って、いろいろと国にもお願いし、佐賀のご協力もいただき、もし仮に法律が許し、環境が許すならば、長崎県で幾らか支援することができるのかどうかとか、いろんなことを考えていかなければいけないんです。

そのためには、前提として、佐賀県がどのくらいの真水で今回の負担が要るのかと、こんなようなことは当然知っておかなければいけないし、我々も勉強したいし、あなたたちも勉強しておかなければいけない。それについて全く触れようとしない。もういろんな資料の中で2,408億円ということは、山口知事が正式な与党PTの中で話し、それは貸付料だとか地方交付税、そんなものが全く算出されていないとか、そういう批判を受けているんだけど、あなた方でよく調べていただいて、大体どれくらいの実質的な真水が佐賀県の負担金額だと、こんなものをやっぱり我々にある程度、教えてもらうような、何も隠すことじゃないんじゃないかと思うんです。

企画振興部長、最後に聞きますが、全く佐賀県の負担については、あずかり知らない、何も知らない、こういうようなことで答弁ができないということではよろしいんですか。

【柿本企画振興部長】 まず、今回の新幹線の整備方策の検討の問題で、佐賀県の実質的な負担がどうなるのかということが一番大事な問題であるということは、私どもも十分認識をしております。

そこをまず、どういった形で国のほうが考え

方を整理していくのかということ、そこがまさに今議論がありました貸付料の問題が、収支改善効果88億円と言われておりますけれども、実質的に貸付料がどういうところで落ちついていくのかという、その議論になっているところだと認識しております。

そういう意味で、その数字がどうなのかということ、私どものほうで試算をするということ、現時点で、そこは国のほうで検討されている内容ということがありまして、明確にそこを長崎県だけの試算としてお示しするということがなかなか難しいと、現状はそういった状況でございます。

【小林委員】 そうような姿勢だったら、何であんな答弁を具体的に知事にさせるのですか。見込みとして88億円とか、19%というようなことを知事の言葉から、いやしくも本会議場の我が会派の中村政調会長がやっている質問に対して、それだけのきちんとした答弁をなされているわけです。その見込みが相当当てが外れるかのような、そんなでたらめな数字を知事に答弁させたんじゃないのかと、こう疑われるような答弁の仕方はやめろよ。

だから、88億円、19%を前提として、大体総額の中でこうこうだから、佐賀県の実質負担は大体こういうような金額ではなかろうかと、こんなようなことを言うこと自体が問題になるのか、そこだけははっきりしてもらわないと、知事が答弁している88億円、あなたたちがきちっと知事に、お答えができるように協議をされているんじゃないのか。19%、88億円、見込みであるということはわかっているわけだよ。それをあたかもここで否定するかのような、何か見込みが大幅に違うような、そんなようなことを前提として君は言っているんだぞ。それで

本当にいいのか。そういうようなことであるならば、我々もその答弁の信憑性について考えなければいけないじゃないか。どうですか、それは。88億円、19%、これが確定しているものであるという答弁はなくして見込みだということについてはおっしゃっているわけだよ。だから、君たちも見込みという形の中で、19%、88億円、毎年と、こういうものが佐賀県のいわゆるリース料として入る見込みであるというような、そんな知事が答弁されたようなことを、あなたたちがここで答弁ができないというようなことについては、非常に不可思議で、その信憑性にちょっと疑いを持つわけだけれども、どうですか。きちんとした答えを出してみなさいよ。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時59分 休憩 —

— 午後 3時 9分 再開 —

【大場委員長】 再開いたします。

【小林委員】 私は、先ほどから、実際佐賀県の支援をしなければいけないと。本当に佐賀県の財源問題は今回の新幹線の、仮にフル規格であったとしても、ここの財源の措置については並々ならぬものが佐賀県としてはあるというようなことは十分承知をいたしております。

我々としても、先ほどから言っているように、これから特別委員会をつくって国にお願いをしなければいけない、あるいは佐賀県側に行って、またいろいろとお話をしなければいけないし、またご協力をいただかなければいけないと。その上に立って、長崎県としても、できることはないのだろうかというような前提に立って協議をしていく中において、実際的な佐賀県の負担金額はどのくらいなものだろうか、そこに焦点を当てるということは、基本的には間違いじ

やないと思ったりします。

しかしながら、今、まだ不確定要素がある中において、今大体どのくらいと、見込みであるとしても、その言葉、その数字がひとり歩きをしまして、佐賀県に誤解を与えるようなことであっては断じてならないと、こう考えますので、そここのところは十分理解をしながら、やはり佐賀県に対するそういう私どもの支援のでき得る限りのお願いを国、そしてそれぞれ関係のところにしていかなければいけないと、そういうようなことで、私の質問を終わりたいと思います。しっかり頑張ってください。よろしく申し上げます。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【橋村委員】 今朝からのいろんな交付金について、まだ執行残があったというようなことでご指摘を受けたり、また執行するにおいては、適正なる執行をしなければいけないということで、厳格に執行したがゆえに執行残が残ったという面もあったろうと思います。しかし、それなりに執行額に対しては、ある程度の目標は達成できたという答弁であったろうと思っております。したがって、先ほどからのご意見を十分踏まえて、今後は、さらなる事業効果が発揮できるように。

と同時に、今、事業をいろいろメニューを組み立てているけれども、十分それで適用するにつけても、使い勝手が悪いというようなこともあり得るのではないだろうか。そういうことで、先ほど副委員長もそういう意見を述べられたかと思うんです。

いずれにしても、長崎県の特に離島においては、人口減少著しい、あるいは若者の定着がない。これは全県下的にだけれども、そういう中であって、特に、平成29年から、地域社会維

持推進交付金が制度上つくられてきて、それをいかにもうまく活用して、県が目指す政策を実現していくかが課題だと思っております。

特に、本会議でも言ったわけですが、これから離島のほうの人口流出はそれなりに認めざるを得ないにしても、また人口がリターンするUターン、Iターンというような形で長崎県のほうにということも企画、計画をされているわけですね。それが実ればいいんですけども、数値面から言うと途方もない数値だと。1万人に対して1,000人未満というようなこと。だから、あとはやはり交付金の制度自体についても、今まだスタートしたばかりだから、まず国境離島の中で制度をつくるのが一番大事だと私も思っておりました。よくぞこういう制度を財務省も認めたなという思いがあるわけです。だから、余りにも担当の皆さんたちは無理は言にくいという思いがあるかもしれないけれども、されど、例えば、離島振興法だって平成25年に改正されて、交付金というのも制度化されたじゃないですか。だから、そういう地域の要望というものは絶えず発信していかなければいけないという思いです。だから、あなたたちが、思いはあるけれども、まだ制度がスタートしたばかりだからと周辺におもんぱかって、あえて訴えないというのは大変もったいない話だという思いです。だから、せっかく制度がつくられた以上は、いかに運用面で、ある程度、自由裁量権を確保するかということが大事だと思っております。

私は本会議の中で、子どもたちの遠征というのを見た時に、一日がかりで本土に来ている、そして本土の移動もと。離島から本土に上がるまでに相当な時間と、そして経費もかかっているわけです。だから、そういうことを考えると、

私は、今さらそういうことをこうやって意見を述べることすらためられるわけですが、離島の人たちは切実であつたろうと思うわけですね。

そういうことを踏まえれば、あなたたちも、せつかくこの制度がスタートしたのだから、一刻も早くその制度の効果を発揮させることが問題だと思っているわけです。したがって、執行残がないようにと。しかし、厳格な運用は当然としてやっていかなければいけないけれども、しかし、予定額以上に積み残しがいっぱいあつて、来年度、今年度は採択できないというぐらいな感じでランニングしていくようなことを考えていかなければならないし、また制度的にも、そういう運用ができるような、不備なところは整備してもらおうということも要望していく必要があると思うんです。

したがって、いろんな今度の国境離島の場合の地域社会維持推進交付金なんかにしても、適用範囲が限定されていると。それはスタートの時点では当然だと思うんです。しかし、それを少しずつ拡大していく。あるいは子どもたちの教育の機会確保のためにも、いろんな分野で、いろんな経費負担をしているわけですね。だから、そういうものに対しても補助として適用できるようにしていくことこそが、子どもたちがすくすく育ち、そして郷土愛のもとで、また将来においても、たとえ一時期は離島から本土に就職をしたとしても、やはり防人として離島に戻ってくるような形で愛郷精神が生きるといふ思いもあるので、そういう人材育成こそが最大の将来にわたっての離島維持につながっていくんだという思いがあるんです。

したがって、あなたたち、現時点で、そこら辺で雇用機会の確保とか、目の前の政策ではな

くて、そういう雇用機会があつて、しかも、そういうところに地元出身者が就職して、そして地域を守っていくというような長い政策の視点から取り組んでいただきたいと思っているので、とりあえずは離島活性化交付金あるいは地域社会維持推進交付金、地方創生交付金とか、いろんな交付金制度が用意はされているわけですが、そういう中であつて、何があなたたち企画振興部の中で、こういうことであればという思いもあるだろうと思います。地域社会維持推進交付金についても、そういう意味で、例えば、離島活性化交付金あるいは地域社会維持推進交付金、そういう面について、こういうことをもっと活用していければという思いがあれば、お聞きしておきたいと思います。

【廣田企画振興部政策監】橋村委員のご質問については、離島の活性化をどうやっていくかと、そういった中で今回、新法ができたわけでございますので、それを最大限に活用して離島振興を図っていくべきだというご意見だと理解しております。

私どもも、従来、離島振興法に基づきます交付金、あるいは地方創生推進交付金などを最大限に活用しながら離島振興を図ってきたわけでございますけれども、今回、有人国境離島法という新たな法律ができたわけでございます。それで、私どもとしましては、いろいろな制度を最大限に活用し離島の活性化を図っていくということは従来と変わっておりませんが、今回の新法につきましては、法律制定過程の中で、対象範囲をどうするかということも含めまして、いろんな議論がされております。それで、そういういろんな議論がされた中で、今の制度をつくるということで法律がスタートということでございます。

そういったことから、法律が制定して1年余りということ、私どもとしましては、最大限現行制度を活用し、事業を実施していくということを主眼として置いております。

ただ、この法律、できたばかりでございます。1年たちまして、いろんな市町からのご意見等もありますし、それを実際受益されます事業者の方からもご意見を聞いております。そのものについては、その意見を酌み取りながら、必要に応じて国のほうと協議をし、よりよいものとして作り上げていくことは当然やっていきたいと思っております。

そのようなことから、今後とも、有人国境離島法あるいは離島振興法に基づく離島活性化交付金、あるいは地方創生推進交付金などさまざまな制度を最大限活用して離島の振興を図っていきたく考えているところでございます。

【橋村委員】特に、市町の要望等もよく意見交換しながら、当然やっていると思っております。負担金についても、今度、県と市町と折半して負担をしているというような補助残については、そういうこともあろうと思うけれども、要するに、執行残が出てくるというのは、せっかくの制度があるにもかかわらず、無駄遣いをしろではない、それは十分わかっている。適正に、厳格に運用しているとは思いますが、こういう事業をうまく適用して事業効果を上げる、それこそがまたこの制度の維持・継続にもつながっていくわけですし、執行残を出してしまうと、君たちは幾ら準備しても使いきれないかというようなことになってはいけません。だから、今では、あなたたちがどれだけ知恵を出していくかということにひとえにかかっているわけです。

そういうこともあるので、制度がある以上は、オーバーフローするように、「また来年度。ちょ

っと待機しておってください」というぐあいな執行ができるように頑張ってもらいたい。これは全職員一丸となって、一体として、あなたたちが頑張らないとしまは消えてしまうというぐらゐの強い覚悟で臨んでいただきたいと思います。なんです。

今日の委員の皆さん方、全く同感。午前中からのそれぞれの発言を聞いておってもそうだと思います。したがって、私は離島でないけれども、たまたま個人的に離島と関係が深まったものだから、そういうものもあって、本当に深刻だなという思いをしたわけです。だから、外部から見ておったのと、本当の実態との乖離というのはすごいなと思ったわけです。

そういうことで、坂本(智)委員は、今までにないものができたのだからという思いで、満足とは言わないけれども、過去を振り返れば、まあここまで来れたな、という思いだろうと思いますけれども、やはりはたから見ると、例えば、運賃でも同じですよ。離島航路について、フェリーがJRの普通並みと。フェリーに乗れば4時間から4時間半かかるわけですよ。在来線で4時間かかって誰が乗りますか。そういう思いもあるんです。料金だけ比較すれば、一番グレードの低い普通とフェリーだということだけでも、4時間も乗れ、そこにとどめておくというようなことを常識として受け入れること自体が今日どうだろうかという思いもあるんです。したがって、少なくとも2時間ぐらいで。普通そうでしょう。長崎や諫早から鈍行で行くとしても、佐世保ぐらいまで1時間半ぐらい。それ以上、鳥栖、博多まで鈍行、鈍行はないだろうけれども、それを乗り継げなんて、とてもじゃないですよ。しかし、離島ではフェリーが常識みたいな感じになっている。

そういうことも踏まえながら、制度の運用あるいは充実ということに取り組んでいただきたいと思います。と思っておりますので、どうか企画振興部長はじめ、それぞれの担当部署で交付金もありますけれども、どう使えば、これをどう運用がもう少し緩和されれば、ここが適用できる、ここが適用できる、こうすれば、もっとここまで適用できるんだけれども、あるいは教育面についても、なかなか配慮がされてなかった。あるいは、この法律をつくる時にも、いろいろ議論の中で、教育分野が欠落しているじゃないかという指摘もあったけれども、とりあえず、これをまずスタートさせてくれというような、制度のそこの不備ということはもちろん認識しながら、とりあえずスタートをということであったと承知しているわけですので、どうかそういうことを踏まえて、今後も積極的に制度改正に取り組んでいただき、そしてこの制度がよりよい効果を発揮できるようにと要望しておきたいと思っておりますので、改めて、企画振興部長の決意のほどをお聞きしておきたいと思っております。

【柿本企画振興部長】 離島振興については、本県の重要課題でありますし、私も直接携わってきた中で、離島の置かれた現状、厳しさというのは十分に認識をして、しっかりとした対策を行っていく必要があると思っております。

そういった中で、今回、有人国境離島法が施行され、地域社会維持推進交付金というすばらしい制度が設けられたということで、それを最大限に活用するというので取り組んでいくわけではございますけれども、今回、その交付金の活用の中で執行残が生まれたようなところがあるということで、そこについては、しっかりその活用がさらにやりやすいような制度にさらに磨きをかけるといいますか、その制度を

活かしていくために必要な制度の充実、そういったところを私どもがしっかり認識して提案をしていく必要があると思っておりますので、そういった考え方で、今後、さまざまな財源を最大限有効に活用できるように取り組んで、離島振興を図ってまいりたいと考えております。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【小林委員】2020年8月ですから、オリンピックまで、ちょうど2年ぐらいになったと思います。今、長崎県として、事前キャンプとか、あるいは事前のトレーニング、そういうような形の中で、いろんな取組をそれぞれ当局の課長や企画監たちが一生懸命やってくれているというようなことをよく聞くわけでありませう。

今、オリンピックを目指して事前キャンプあるいは事前のトレーニングキャンプ、こういうようなところで外国から、いろいろ施設の見学とか、大村のほうにもお見えになっているわけでありませうけれども、大体どのくらいの実績になっているか、まずその点からお尋ねします。

【野口スポーツ振興課企画監】オリンピックのこれまでの取組状況に関するお問い合わせということでございませうけれども、まずオリンピックの誘致に関しましては、キャンプの誘致の対象となる国々の本県視察を前提として取り組んでまいりました。

実績でございませうが、平成28年4月にベトナム、平成29年3月にモンゴル、それから平成29年4月にスペインのハンドボールチーム、同5月にスペインのレスリングチーム、同じく5月にフィリピン、そして11月にポルトガルから、おのおの視察がございました。あわせて平成29年10月には、ベトナムのフェンシングチームが諫早市でテストキャンプを実施しております。このうち、ベトナム、スペイン、フィリ

ピンにつきましては、議案説明のとおり、国の特別交付税措置が受けられるホストタウン登録がなされている状況でございませう、現在、ポルトガルについてもホストタウン登録申請中という、このような状況でございませう。

【小林委員】今の答弁で、いろんな国から事前の視察が行われているということが明らかになりました。ベトナムとか、モンゴル、スペイン、それからフィリピン、ポルトガルと、こういうような形で、率直に言えば、かつてないぐらい多くの国々から事前視察が行われているような感じを受けます。

こういう取組の中で、アジアの国とか、そういう国々を選定するに当たって、やっぱり何らかの長崎県の将来につながる戦略はあつてもらいたいと思っておりますけれども、そういう視点で事前視察をなされる国々との関係強化、そんなようなことを戦略を持ってやっていただいておりますか。

【野口スポーツ振興課企画監】キャンプ誘致における戦略論についてでございませう。まず、進め方としましては、キャンプの受け入れ地のある市町と、それから各競技団体の意向を十分に踏まえてスタートいたしました。進め方としては、本県と歴史的なつながりがあつたり、それから世界遺産登録による観光客誘致の観点等から、ヨーロッパ諸国がまず対象であろうと。もう一つ、本県のアジア・国際戦略の観点から、アジア各国への誘致、この2つを中心に進めてまいりました。その結果が、先ほど申し上げたとおりでございませう。

【小林委員】特にアジアに、国際戦略というような形で、ベトナムだとか、フィリピン、そういう国々との連携をとりながら、これをただ単なる事前キャンプということだけじゃなくて、

その以前のトレーニングキャンプと、そういうようなところから関係を深めていくということについては、キャンプなり、トレーニングという一つのオリンピックの事前の備えを長崎県でやったというこの関係は、非常に長崎県に対する好印象になっていくだろうと思っているわけです。

それで、我々が聞いてまいりますと、長崎県の方々が非常に親切であるとか、おもてなしが非常にありがたい、関係の県の方たちが非常に行き届いてやってくれる、そんなようなことを聞いているわけでありまして、だからこそ、こういう質問をいたしておりますが、事前キャンプなり、トレーニングをやっていた国々と、これから長崎県との友好親善、友好関係が非常につながっていくということを心から願いたいと思います。

それと、もう一つは、事前に視察をされた方々の意見を聞きますと、長崎県の特色として、歴史的な特色はもちろんのことであるけれども、スポーツの施設とかがかなり完備されていると、自分たちが、事前のトレーニングにしても、あるいは直前のキャンプにしても、長崎県を選ぶかというような話が多いというわけです。そういう長崎県の特色を、あなた方がよくアピールしていただいているのですか。

【野口スポーツ振興課企画監】長崎県の特色としまして、ベトナムの例をとりますと、ベトナムは柔道、空手、フェンシング、バドミントン、陸上、競泳と、実は、6種目の多種目にわたって長崎県を候補地として考えております。これは事前視察にベトナムのスポーツ総局の方がいらっしゃった時に、長崎県内のいろんな施設をご覧になられて、十分満足がいけると、彼らの目的はチーム強化でございますので、長崎であ

ればチーム強化をするためだけのインフラがしっかりしていると。それと、長崎県の受け入れ態勢も十分であるというようなご評価をいただいたところでございます。

こういった実績をしっかりと受け止めて、今後、トレーニングキャンプで7月9日から7月31日までベトナムの空手チームのキャンプを受け入れますけれども、私どものほうで、長崎県の中でかなり力を持っているコーチを3名選定させていただいて、しっかりとトレーニングをしてもらおうと思っています。こういった受け入れ実績を通して信頼関係を構築していく中で、今後の国との交流の礎になるように頑張っていきたいと考えております。

【小林委員】ベトナムが6種目を長崎県で、事前トレーニングという状態であるけれども、必ずや事前キャンプにつながっていくんじゃないかと、こういうことが期待されているわけです。実は、私もベトナムとの関係強化を非常に願っている1人であるし、また今、アジアの国々の中で、本当に発展著しい状況にあるベトナムとの関係強化は長崎県にとっても大事なことであります。こういう戦略の中で、オリンピックの事前トレーニング、事前キャンプ、こういうような実績の中で、お互いの関係がさらに高まり、深まっていけば、非常によい信頼関係につながり、それがひいては大きく花が開くんじゃないかと、そんなようなことを期待いたしております。

それと同時に、今も少しお話があったが、施設が充実をしていることと同時に、指導していただくコーチを長崎県できちんとそういうことも考えて配置して指導をしていただくような、そういうすばらしいコーチの方々をちゃんと用意してくださっていると。それから、もう一つ

は、練習相手というか、力をつけなければいけないので、長崎県の選手で、それぞれ力のある方、そういうところもあなた方がよく配慮をして、いろんな立派な経験また実績を持つ、そして本当に力を持つ選手の方々を事前の練習試合とか、そういうような相手にして、そこもちゃんと考えていただいていると。

私が実際話をしまして、ベトナムのスポーツ省の方々は、そういう地道な長崎県の取組を非常に高く評価してくださっているんです。だから、今お話があっているように、6種目を長崎県でやるとかいうことについては、例えば、議会のほうでは、八江議員を会長として、ベトナムとの関係を本当に高めて、深めていっております。また、知事自らも、そういうところについてはご尽力をなされていると思います。

そういうことで、今回の事前キャンプをぜひしっかり物にして、こういうものを一つのきっかけとして、さらに深まっていけばいいと思います。ぜひ今後とも、これがオリンピックのまさに事前キャンプとして、ホストタウンとして、立派なそういう思いの中でベトナムの方々の好成績につながるができるように、さらに頑張ってください、さらにご尽力をいただきたいと要望して、終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、企画振興部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時38分 休憩 —

— 午後 3時38分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、企画振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、危機管理監及び、総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時39分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 6月29日

自 午前10時 0分
至 午後 時 分
於 委員会室 1

秘書課長	伊達 良弘 君
広報課長	田中紀久美 君
人事課長	大安 哲也 君
新行政推進室長	大瀬良 潤 君
職員厚生課長	三田 徹 君
財政課長	古謝 玄太 君
財政課企画監	門池 好晃 君
管財課長（参事監）	赤尾 聖示 君
管財課企画監	太田 昌徳 君
税務課長（参事監）	萩本 秀人 君
情報政策課長	山崎 敏朗 君
総務事務センター長	大串 正文 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	吉村 庄二 君
委員	宮内 雪夫 君
〃	小林 克敏 君
〃	橋村松太郎 君
〃	坂本 智徳 君
〃	下条ふみまさ 君
〃	大久保潔重 君
〃	吉村 洋 君
〃	宅島 寿一 君
〃	宮本 法広 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【大場委員長】分科会及び委員会を再開いたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新たな幹部職員について、5月の委員会の際に出席していなかった職員の紹介がありますので、これを受けることといたします。

【古川総務部長】おはようございます。

4月1日付の人事異動に伴い、交代があった職員のうち、今回初めて総務委員会に出席する幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【大場委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監	豊永 孝文 君
危機管理課長	近藤 和彦 君
消防保安室長	宮崎 良一 君

総務部長	古川 敬三 君
総務部次長	神崎 治 君
総務文書課長	荒田 忠幸 君
県民センター長	峰松美津子 君

います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

危機管理監より、報告議案の説明をお願いいたします。

【豊永危機管理監】おはようございます。

それでは、危機管理監関係の議案についてご説明させていただきます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の危機管理監の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

はじめに、さきの3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただきました平成29年度予算の補正を3月30日付で専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳入予算は、合計で1,069万円の減で、内訳といたしましては、国庫支出金の減であります。

歳出予算は、合計で1億8,230万5,000円の減で、内訳の主なものといたしましては、防災指導費の1億8,143万5,000円の減であります。

次に、「平成29年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告」のうち、関係部分の原子力災害対策整備事業費7億100万円でございますが、これは壱岐市内の既存の避難所のうち2カ所に、放射線防護機能を付加する工事を実施する予定でしたが、入札不調による着工の遅れや冬季の海上時化で、建設資材の運搬等に不測の日数を要し、年度内の完成が困難になったことから、事故繰り越しに至ったものであります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【古川総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の「総務部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、報告第9号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第13号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、繰入金2億6,381万5,000円の増、県債10億8,830万円の増、歳出予算は、総務管理費3,089万2,000円の増となっております。

補正予算の補正の内容は、新別館の整備等に要する経費の増額によるものであります。

平成31年度の債務負担を行うものについてご説明いたします。

新別館の管理等に要する経費として、4,760万1,000円を増額いたしております。

次に、さきの3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただきました平成29年度予算の補正を3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

報告第2号平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）のうち関係部分については、これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

歳入予算は70億9,908万7,000円の減、歳出予算は10億9,990万2,000円の減となっております。

歳出予算の補正の主な内容は、県債元利償還金の実績見込みの減、庁舎の建設工事等に要する経費の減であります。

次に、報告第9号平成29年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）については、庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額が確定したことに伴い、歳入予算、歳出予算ともに3,892万1,000円の減となっております。

この主な内容は、文書集中収受発送費の減であります。

次に、報告第13号平成29年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）については、歳入予算、歳出予算ともに3億1,000円の増となっております。

この補正予算は、元利償還金の増であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、危機管理課長より、補足説明を求めます。

【近藤危機管理課長】先ほど危機管理監からご説明した内容のうち、原子力災害対策整備事業の事故繰越し案件について、補足して説明をさせていただきますと思います。

お手元に、危機管理課長補足説明資料というA4横の図面が配付されていると思いますが、

そちらをご覧くださいと思います。

玄海原発から30キロメートルの範囲、いわゆるUPZ圏内は、原子力発電所で重大事故が発生した場合、状況に応じて避難が必要となる場所であり、本県では、対象となる4市で避難対策を実施しているところでございます。

避難に当たっては、特に離島である場合には、天候状況や時化などで船の出港ができない場合、孤立する恐れがありますので、その際の一時的な屋内退避施設として、放射線を通さない防護工事を実施しているところでございます。

工事内容は、裏面にイメージ図を記載しておりますが、放射性物質を取り除く除去フィルター装置の設置や、窓枠の二重サッシによる放射性物質の侵入を遮断するような工事を実施しております。

表面に戻りますが、現在、松浦市の鷹島、福島のほか、離島の地区で工事を実施しまして、現在、8カ所で工事が完了し、残る壱岐市の長島、原島の2カ所を新築工事中でございまして、合計7億100万円の事業が事故繰越しとなるものでございます。

これは、平成28年度、国の補正予算で予算措置がなされ、平成29年度に繰越しをし、年度内の完成を目指しておりましたが、入札の不調による遅れ、そして、発注後の冬場の時期による悪天候のため、資材の搬入が遅れるなど不慮の日数を要し、年度内の完了ができなかったものでございます。

本事業は、全額国の補助金で賄っており、事業主体は壱岐市で、国から県を通して市へ補助金が出る形となっておりますが、国におきましても、このような理由から、繰越しを認めていただいておりますので、今回、県といたしましても、事故繰越しとして対応をしている

ところでございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【下条委員】短くお尋ねをしたいと思いますが、今、危機管理課長のほうからの補足説明の中で、7億円の2カ所の繰越金の説明が補足的にございました。それはそれで、補足をしていただいたのでよくわかったんですが、私の経験上からのことでアドバイスをしたいと思うんですけれども、私は、このUPZに入っている鷹島の阿翁出身ですが、私たちが小さいころには、よく赤痢とか疫痢が、コレラもあったと思うんですが、発生してまして、そのころはそういった施設がなくて、公民館的なものを一時的に借り上げて、立ち入りを禁止にして隔離をされていたわけですが、ある時に、少し経済がよくなったなというぐらいの時に、俗に「避病院」と、私たちが子どもの時に言っていたものが、山の中にすばらしい施設ができました。

ところが、それは、私がそこにいるころは使ったことがないんですが、私たちの子どもの時の遊び場、中に入って非常に楽しく、広くて部屋も幾つもあって、そこで勉強したり、遊んだり、そのようなものにして、相当荒らされた。窓ガラスが割られたりとか、そういうことも含めてやったことがあるんですが、ですから、言わんとするところは、こういった原子力の一時避難所ができた時にも、恐らく、一度も使わないで済むようにあるべきだとは思いますが、そこには、どうぞひとつ、建物だけじゃなくて、外側の施錠まできちんとされて、通常は中に入

られないような施設にしていただかないと、せっかくきれいなものをつくって、万が一という時に使用する時には、私たちのような子どもが、子どもはそういうことなんでしょうから、おもしろがって中に入って遊んで、散らかしたり、破ったり、壊したりしますので、そういった点は十分に気をつけてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

【近藤危機管理課長】委員ご指摘の放射線防護施設の管理でございます。

これは国の補助金で、原子力の補助金の交付金というような性格上、使用につきましても、通常の使い方というよりも、やはり原子力防災対策というような形の使われ方にしてくださいというような、国からの強い要請もあっております。

ただ、いざという時に使えるためには、通常の使用というようなものも、訓練等も含めて、やはり一定必要なのかなと。そういうようなところで、地元の方で管理をしていただくというふうにお願いをしております。

いざという時にしっかりした、外から放射性物質を中に入れないという建物の性格上、やはり管理はしっかりしないといけないと思っておりますので、そういう中の管理、施錠等も含めた形で、地元の方と協議を、市を通じて行っていきたいと考えているところでございます。

【下条委員】私が言わんとするのは、私たちの子ども心に、私たちが小さい時にできた隔離施設も立派な建物で、施錠もきっちりされていたんですよ。それを、子どもなりに入り道がわかっているんですよ、やり方があるんです。

ですから、できたら、建物の施錠だけじゃなくて、周りを囲って、そこでの施錠をしっかりして、中には、基本的には一般の人は入れな

いようにしなさいよと。中にも、いろんな防護服を含めた、携帯食品も含めたものも入っていると思いますから、子どもはそういったものに非常に関心がありますよ。私が子どものころに帰ればね。そういったものを食べてみたり、着てみたり、持ち出してみたりということがありますので、一重じゃなくて二重的なものでしょうかと管理をしてくださいよということを申し上げているんです。意見として申し上げて終わります。

【大場分科会長】ほかにございますか。

【宮本委員】私も原子力災害対策整備事業費の7億円の分について、確認だけさせていただきます。

先ほど下条委員からもあったとおり、いろいろ説明で、また、課長補足資料もありまして、一定の理解をしましたけれども、これに反して、玄海原子力発電所は再稼働しているわけです。ただ、地元の方々にとってみると、こういった防護施設がまだできていないという現状を考えると、早くやってくれよというような思いは、恐らく十分大きい、高いのではないかということが予想されるわけです。

入札による着工の遅れ、もしくは時化とかで、これがなかった場合、このまま順調にいけば、どれくらいでできる予定であったのか。そして、また、今、事故繰越し対象施設2施設となっていますけど、今後これは、下にも工事の実施内容が書いてありますけど、どれくらいをめどにできるものなのか。順調にいけばもうできていたものなのか、それとも、いつぐらいにできていたものなのか。そしてまた、今回の繰り越しになったことによってどのくらいでできるのか、その差というのはどれくらいでしょうか。

【近藤危機管理課長】この2施設の件なんです

けれども、平成28年12月に国の交付決定を受けまして、そこから入札というのはなかなか難しゅうございましたので、翌年度繰越しをして、そして、平成29年度中に入札等を行って、平成29年度中に、3月までには完成するというスケジュールで、当初進めておったところでございます。

しかしながら、先ほどご説明しましたように、入札の不調、そして冬季の時化というようところで不測の日数を要したというところで、事故繰越し、今年度中への繰越しにならざるを得なかったということで、約4カ月遅れというような形で、7月末までには完成するというようなスケジュールで、今進んでいるところでございます。

【宮本委員】今年の7月末を完成予定ということで、3カ月から4カ月の遅れということですね。

私も、下条委員と同郷の鷹島でございまして、やっぱりこの問題については非常に敏感であります。地元に戻ってももちろん敏感でありますし、島民としては非常に大事な問題であります。これが遅れることがないように、7月末を目標に、県としてもしっかりと取り組んでいただくことを強く要望いたします。

【大場分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分、報告第9号及び報告第13号は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定をされました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

危機管理監より所管事項説明をお願いいたします。

【豊永危機管理監】 危機管理監関係の所管事項について、ご説明させていただきます。

お手元に配付しております「総務委員会関係議案説明資料」及び「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の危機管理監部分をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、玄海原子力発電所の安全対策について、平成30年度長崎県総合防災訓練の実施について、平成30年度長崎県防災会議の開催について、平成30年度長崎県消防団大会についてでございます。

説明資料「危機管理監」の1ページをご覧ください。

まず、玄海原子力発電所の安全対策についてでございますが、玄海原子力発電所の再稼働行程に関し、本年3月に3号機の脱気器における空気抜き管の蒸気漏れ、5月には4号機の1次系冷却材ポンプの不具合が発生しました。いずれも放射性物質の放出はなく、九州電力は安全対策を講じ、公表していることから、安全上深刻な状況とは考えておりませんが、九州

電力の相次ぐトラブルに対し、安全対策には万全に万全を期すよう重ねて申し入れをしたところでございます。

現在3号機は通常運転を行い、4号機も6月16日に再稼働いたしており、県といたしましては今後も九州電力の対応や動向を注視してまいります。

また、原子力発電所に係る安全対策や離島地域などの避難対策の充実、地域住民の理解促進などの重要な課題について、昨年度、国並びに九州電力に対し、申し入れを行っておりますが、去る5月8日に関係4市から改めて要望を受けたところであります。今後とも関係自治体と十分に議論・協議を重ねつつ、国に対しては積極的な関与・支援を求めながら、諸課題の解決に努めてまいります。

続きまして平成30年度長崎県総合防災訓練の実施についてでございますが、去る5月20日、諫早市において、風水害や地震・津波災害等を想定した平成30年度長崎県総合防災訓練を実施いたしました。

防災関係機関が連携した大規模な防災訓練を実施することにより、防災体制のさらなる強化を図るとともに、改めて県民の皆様の防災意識が高揚することを目指すもので、当日は、防災関係69機関から約1,200名が参加され、また、航空機6機が参加し、情報収集伝達、救助、消火等の各種訓練を実施いたしました。

今回の訓練におきましては、九州北部豪雨を受けて、大雨によって発生する崖崩れや河川の氾濫等の豪雨災害による被害想定を強調し、ドローンによる情報収集や応急仮設橋の設置、越水防止の土のう積み、氾濫した河川に取り残された要救助者の救助を訓練項目とし、あわせて地震による被害を想定した訓練も実施しており

ます。

また、新たな訓練項目として、臨時災害放送局の開設、要配慮者の避難訓練や消火訓練への参加を追加いたしました。特に要配慮者の訓練参加につきましては、作業療法士によるサポート体制を整え、避難の際に車椅子の行動範囲と速度を向上させる資機材を使用するなどの取組を行いました。

このほか、ヘリコプターによる上空からの救助訓練や、低所からの救出、中洲救助訓練、倒壊家屋からの人員救出訓練、空域における訓練も実施いたしました。

今回の訓練により、本県の地域防災計画に基づく防災対策の実効性の確認や防災関係機関の連携の強化、地域住民の防災意識の高揚が図られたものと考えております。

今後ともこうした防災訓練を通じて、防災体制の強化に取り組んでまいります。

次に、2ページ目の平成30年度長崎県防災会議の開催についてでございますが、去る6月6日、長崎市において、平成30年度長崎県防災会議を開催し、市町の代表、国の地方機関、防災関係機関、指定地方公共機関に指定されている民間機関、自主防災組織や学識経験者などからなる委員の方々にご出席をいただき、事務局から提案した長崎県地域防災計画の修正案についてご審議いただくとともに、災害時の取組について、関係機関からご報告をいただきました。

今回の県地域防災計画の主な修正点といたしましては、新県庁舎の移転に伴う災害対策本部の配置や班の組織を見直すとともに、災害廃棄物処理など国の計画、法改正等に伴う修正を行いました。

また、新たに締結した6つの応援協定を追記するなどの修正を行っております。

県としましても、地域の安全安心確保のため、各関係機関と連携を密に、地域防災計画の推進に取り組んでまいります。

最後に、説明資料（追加1）の危機管理監部分の1ページをご覧ください。

平成30年度長崎県消防団大会についてでございますが、去る6月10日、島原市において第71回長崎県消防団大会が開催されました。この大会は、地域防災の担い手である消防団員の士気の高揚と消防防災意識の一層の啓発を図るため、毎年度開催しているところであり、県内の消防団員等約700名の参加を得て、消防功労者や消防団協力事業所に対する表彰を実施するとともに、消防職員・消防団員による意見発表が行われました。

今後とも、地域防災の要である消防団の活性化を図り、地域における防災力の向上に取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【古川総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

「総務委員会関係議案説明資料」の「総務部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、報告第16号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第96号議案長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、この条例は、平成30年度税制改正等による地方税法の改正に伴い、本県税条例について所要の改正をしようとするものであります。

内容といたしましては、県たばこ税の税率を3段階に分けて引き上げるとともに、旧3級品に対する特例税率の適用期間を半年延長するものであります。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第16号 知事専決事項報告長崎県税条例の一部を改正する条例、この条例は、平成30年度税制改正等による地方税法の改正に伴い、本県税条例について平成30年4月1日から施行すべき所要の改正をしたものであります。

内容といたしましては、住宅または土地の取得に対して課する不動産取得税について、税率を4%から3%にしている特例を平成32年度まで3年間延長したものであります。

また、自動車取得税の課税対象とならない免税点特例が1年半延長されたことに伴い、自動車の取得に係る報告義務の特例期間を延長したものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

平成29年及び平成30年に発生した県の管理瑕疵による事故などの和解及び損害賠償額の決定2件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたのであり、その内容については、記載のとおりでございます。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、長崎県行財政改革推進プランに基づく取組について、カズ

オ・イシグロ様への名誉県民顕彰状等の贈呈、旧県庁舎新別館の活用、新県庁舎への来庁者の状況について、綱紀の保持についてであります。

まず、長崎県行財政改革推進プランに基づく取組についてであります。平成28年3月に策定した「長崎県行財政改革推進プラン」については、目標の達成に向けて鋭意取り組んでいるところですが、平成29年度の取組状況を取りまとめましたのでご報告します。

平成30年4月の全体的な進捗状況としては、5年間の取組をもって判断する項目も多数あるため、具体的な63の取組項目のうち目標を達成した項目は2項目となっておりますが、その他の項目についても、目標の達成に向けて着実に見直しを推進しております。

特に、数値目標を掲げて取り組むこととしております収支改善と職員数削減につきましては、収支改善効果額が平成28年度から29年度の目標額約130億円に対し約177億円、知事部局等の職員削減数が5年間の目標100人に対し62人となっております。

また、総務部関係の実績としては、平成28年7月から取り組んでいる「長崎県庁働き方改革」において、従来の働き方を見直し、政策の質やサービスの向上を図るため、組織内ミーティングの励行による時間管理の徹底やICTの活用などに取り組むとともに、業務見直しの効果的な優良事例の紹介なども行い、さらなる働き方改革の推進に取り組みました。

財政運営においても、歳出面について、総合計画の施策の下に位置づけられる事業群単位での事業評価を実施し、中核となる事業の見極めや類似事業の整理・統合及び新たな事業構築などに活用し、平成30年度予算編成において重点化等を図りました。歳入面については、県税

徴収率が7年連続で向上し、平成29年度は、平成に入ってから過去最高の98.6%以上が見込まれるなど、歳入の確保にも積極的に取り組みました。

今後も、長崎県行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、カズオ・イシグロ様への名誉県民顕彰状等の贈呈ですが、平成30年3月定例県議会において、ご同意をいただき名誉県民に選定いたしましたカズオ・イシグロ様の顕彰式について、これまで調整を進めてまいりました。

カズオ・イシグロ様は、現在、執筆活動中であり、当面、来日は難しいとのことから、バーレーン王国で開催中の世界遺産委員会への出席に併せて、知事、県議会議長、長崎市長及び長崎市議会議長がロンドンを訪問し、7月3日に市内のホテルにおいて、名誉県民及び名誉市民の顕彰状等を贈呈することとしております。

なお、今後來日される際には、本県での記念講演の開催などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、旧県庁舎新別館の活用ですが、現在、空き庁舎となっている長崎市万才町の旧県庁舎新別館については、平成7年の建設から23年が経過し、施設や設備の一部に老朽化が見られることから、今年度、火災報知機や照明設備の更新、屋上の防水工事などの改修工事を行うこととしております。

新別館については、当初、改修工事完了後の平成31年度からの活用を予定しておりましたが、耐震性がある新別館の早期活用を図るため、分散庁舎となっている長崎振興局のうち、勝山町の税務部について、平成31年1月までに前

倒して移転を行うとともに、国分町の長崎港湾漁港事務所を平成31年8月を目処に移転し、集約する予定としております。

今回の移転により、県民の皆様の利便性の向上を図るとともに、災害時における業務の継続性を確保してまいります。

次に、新県庁舎への来庁者の状況についてですが、「県民が親しみを感じる庁舎」として整備した新県庁舎については、今年1月の開庁以降、多くの県民の皆様に来庁いただいております。

新県庁舎では、1階の情報発信エリアにおいて、県産酒や伝統工芸品などの常設展示のほか、季節に合わせた県産品等の企画展示や世界遺産登録に向けた取組などの県政情報を発信する展示を行っており、エントランスホールにおいては、パブリックビューイングや各種イベントも実施しております。

また、県庁見学案内につきましては、5月末現在で約3,300人の参加があり、大変好評いただいているほか、食堂においては、オープン以来、1日平均で700人以上の方にご利用いただいております。

そのほか、8階展望テラスについては、新たな夜景スポットとして多くの皆様楽しんでいただくため、4月18日から開放時間を21時まで延長しております。

新県庁舎が、情報発信の拠点として、また、県民の皆様のお憩いや交流の場として、さらに多くの皆様に親しんでいただけるよう、今後とも努めてまいります。

次に、綱紀の保持についてですが、先般、公用車の交通事故にかかる示談に関して、必要な決裁を受けず、公印を不正に使用し、示

談書の作成等を行った職員に対し、5月31日付で減給3月の懲戒処分を行いました。

職員の綱紀の保持については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、関係法令の遵守や公印管理など適切な事務処理の徹底、風通しのよい職場環境づくりに努めるとともに、職員一人ひとりが、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、再発防止と綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】第96号議案です。たばこ関係の税金で、こういう内容については、私はあまり異をとらえるものではございませんが、この結果、通常年度といいますか、段階的にやるわけですけれども、財源、収入はどういう状況になっていくのか、結果的に歳入がどれだけ上がっていくのか、こういうものについてお尋ねします。

ただ、全国的な傾向としても、禁煙の問題とかいろいろ動向は、法律の問題を含めて、あるいは、これは該当市中心でしょうか、どうでしょうか、国のほうに聞いてもいろいろ、議論されている飲食店あたりでの禁煙の問題とか、ちょっと広がり、禁煙との関係とかいろいろ見

えてきています。

こういうことから予想されると、値上げはやったけれども、税収としてはどうだということがあるかと思うんですが、まず単純に、税収の見通しについて、年度でどうだということを教えていただければと思います。

【萩本税務課長】吉村(庄)副委員長のご質問に回答いたします。

今回の税制改正は、税率は上がるんですけども、ここ数年、健康志向の高まりによりまして、販売本数は毎年減少しております。大体95%前後で減少してきております。

今回、税率引き上げで、長崎県では大体3,100万円ぐらいの増収になるんだろうと思っているんですけども、ただ、それ以上に、たばこ離れのほうが激しいと見込んでおります。

その結果、平成29年度当初15億8,900万円、これに対しまして、平成30年度は15億2,400万円を見込んでおります。

【大場委員長】ほかにございますか。

【大久保委員】同じく税務関係です。不動産取得税です。平成30年度の税制改正によってということで、地方税のですね。

この不動産取得税が、本則4%ですけど、税率の特例で3%ということで、1%の特例が、あと3年延長ということでありましてけれども、これも4%と3%でどれぐらい県税の収入見込みというか、どれぐらいありますか。

【萩本税務課長】今、不動産取得税の税収は年間約24億円です。住宅と土地が3%、事務所とか店舗関係が4%になっております、詳細を今持っておりませんので、後ほどご説明させていただきます。

【大久保委員】この3%の特例が3年延長ということでありましてけれども、これは国における

税制ですよ。この意図するものというのほどいうあれですか。

【萩本税務課長】 本則の4%を3%に軽減しているという理由は、不動産の流通の活性化や住宅を取得しやすくするなど、政策面での軽減措置だと認識しております。

【大久保委員】 不動産の流通の活性化とか、取得しやすいと、そういうことを県として、今、県内の不動産の取得状況とか、あるいは流通の状況とか、そういったのはどうですか。この特例によって、いわゆる好転しているというふうに見ているのかどうかですね。

【萩本税務課長】 この軽減税率だけの話ではないんですけども、ここ数年、個人所得も、長崎県でも若干ずつですけど増加していますし、今、住宅需要も増えてきているのが事実であります。

【大久保委員】 住宅需要が増えたり、不動産のそういう取得が頻繁にあると、その分はまた、別の税で、県税としても収入増収を見込めるというような、そういう捉え方をされているということではいんでしょうか。

【萩本税務課長】 住宅需要が活性化しますと、それに伴う資材、あと人件費、そういう形でいろんなところに波及効果が大きいたちころありますので、住宅需要が好転することによって県民所得も上がってきますし、その結果、税収も上がってくるというふうに認識しております。

【大場委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案及び報告第16号議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決・承認すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【近藤危機管理課長】 それでは、危機管理監関係の「政策等決定過程の透明性等の確保」の関係及び「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」につきまして、ご説明いたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料をご覧ください。

本委員会に提出いたしました危機管理監関係の本年2月から5月までの実績に関する資料についてでございます。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接、間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきましては、該当ございません。

次に、1,000万円以上の契約案件につきましては、資料1ページから2ページに記載のとおり、平成30年度長崎県防災行政無線施設保守業務委託、平成30年度長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託の2件となっております。

決議・意見書に対する処理状況につきまして

は、該当ございません。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、本年2月から5月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、佐世保市からの要望が3件となっており、それに対する県の取り扱いは、資料3ページから10ページに記載のとおりでございます。

附属機関等の会議結果報告につきましては、該当ございません。

続きまして、去る6月6日、7日に実施いたしました、平成31年度政府施策に関する提案・要望について、危機管理監関係の要望結果をご説明いたします。

1枚物の資料、「平成31年度政府施策に関する提案・要望について（危機管理監関係）」をご覧ください。

危機管理監関係におきましては、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について、雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について、原子力防災対策についての3項目の重点項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が、防衛省、外務省、内閣府など6府省であり、防衛省整備計画局 西田局長ほか40名に対し、副知事、副議長、危機管理監により要望を行いました。

このうち、「佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について」は、前畑弾薬庫の早期移転・返還が、佐世保港の有効活用を図る観点から、非常に重要であることから、防衛省地方協力局次長に対し要望を行いましたところ、「十分に認識しており、針尾弾薬集積所へ早期に移転したい」とのご意見をいただきました。また、前畑崎辺道路の整備促進につきましては、既存の市

道が狭隘で、市民の安全・安心が懸念され、また、自衛隊による崎辺地区の利活用上も重要であることから、地方協力局次長、陸上幕僚長に対し強く要望を行い、「防衛省としても、既存道路が狭隘で危険であることは認識しており、防衛省として、佐世保市に対し、きちんとお手伝いさせていただきたい」とのご意見をいただいたところでございます。

以上が危機管理監関係の要望結果であります。今後とも、本要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

【荒田総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。

平成30年2月から5月までの実績は、計22件であり、1ページから4ページに、各契約の内容を一覧でお示ししております。

また、5ページから18ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

19ページをご覧ください。附属機関等会議結果報告でございますが、2月から5月までの実績は、長崎県公益認定等審議会など計6件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、20ページから25ページまでに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明は終わらせていただきます。

引き続きまして、去る6月6日及び7日に実施いたしました、「平成31年度政府施策に関する提案・要望」について、総務委員会所管の総務

部関係の要望結果をご説明いたします。

1枚物の資料をご覧ください。

総務部関係におきましては、「地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実について」、「地方一般財源総額の確保について」の2つの重点項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、総務省の野田総務大臣ほか3名に対し、知事、議長、総務部長から要望を行いました。

このうち、「地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実について」は、本県は多くの離島を有しており、振興局、警察等への人員配置が非効率となるなど、特別な財政需要が発生していることから、地方交付税の算定におけるへき地補正の拡充について強く要望いたしました。

また、「地方一般財源総額の確保について」は、これまでもかねてより要望しているとおり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保について、強く要望いたしました。

これに対し、「引き続き安定的に確保できるよう配慮したい」、「地方一般財源総額の確保は最重要課題として考えており、しっかり取り組んでいきたい」とのご意見をいただきました。

このほか、中ほどに記載しておりますけれども、一般項目「高度情報化施策の推進について」の項目について要望を実施し、総務省3名に対し、総務部長、情報政策課長から要望を行いました。

以上が総務委員会所管の総務部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております「陳情書一覧表」のとおりに、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

対象番号が、15番、16番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質問がないようですので、陳情につきましても、承っておくことといたします。

次に、議案外事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】次に、「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について、質問はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】危機管理監、政府施策に関する提案・要望というのがございますが、1番に重点項目はそれぞれありまして、それは結構なんです。2番に要望相手のところで、特に防衛省整備計画局長ほかと書いてあるんです。要望者は副知事、副議長と、もちろん危機管理監も同行ということで、特に①のところについて、防衛省整備計画局云々と書いてあるところだろうと思うんですね。雲仙関係とか原子力災害は、またちょっと別のところでしょうから、上に書いてありますので、文部科学省とか、原子力規制庁だろうと。

お尋ねですが、こういう時は、佐世保市と一緒に同行するということではやらないわけですか。もちろん、長崎県の要望ですから、それはそれなりに理解しますがね。佐世保市は佐世保

市で、またそれに対する要望を、県にも言っている分と重なっている分があるかもしれませんが、それぞれの関係は関係でやっていると思うんですが、こういう場合は、佐世保市と一緒に、特に「佐世保港におけるすみ分けの早期実現」というのは、ずっと前からの課題でございましたし、それに関連して、下にありますように、いろんな施策をしていく場合の問題の中で、具体的なこととしては、道路の整備と関係があって、實際上、非常に狭隘で危険であると、こういうものもあるわけですが、これはもちろん現地のほうからきています。

多く言うことはないんですが、結果的に言って、こういう場合に、市と一緒にやらないのか、やれないのか。あるいは、通常、今まではやってないからやらないのか、どういうことですか。

【豊永危機管理監】 お答えいたします。私も、昨年から政府施策要望という形でやらせていただいておりますけれども、昨年も、今言ったような形で、県と議会とまず行きまして、それから、7月の末に佐世保市が要望に行かれる時に一緒に行かせていただいております。

それは、通常といたしますか、そういう形でやって、波状的にやるのかなというふうに思っております。今年も、実は、8月に入ってから一緒に行くようなことで調整をしておりますけれども、私どもが行っている時に一緒に行くという発想といたしますか、考えというのは、ちょっと至りませんでしたけれども、現状としては、そういったことでございます。

【吉村(庄)副委員長】 この時に行っておられたかどうかということもですが、私としては、機会を捉えて一緒にやっていただくとか、同一歩調でやっていただくことが、ほかのところでも

あると思いますが、ここら辺のことについて言うと、特にすみ分けというところで、前畑弾薬庫の移転問題かれこれを含めて言いますと、非常に政治的な状況で、その内容から言いますと、日米の政府、日米のそれぞれの機関、合同委員会とかですね。こういうところにも非常に重要なところがあるわけですが、そういうところに対するものとしては、やっぱり県と市、行政体としての現地と、それから、現地を管轄する県、こういうことで一緒にやられていくことも効果あることではないかと思っておりますから、今からもやられる場合もあるというふうに伺っておりますので、検討して、効果ある陳情をやっていただきたいと思っております。

【大場委員長】 ほかにございませんか。

【宮本委員】 1点だけ、確認させてください。

危機管理監関係の政府施策に関する提案・要望について、副委員長からもありましたけれども、①の佐世保港におけるすみ分けの早期実現ですが、前畑弾薬庫の早期移転・返還、これも先ほどあったとおり、ずっとずっと言われているんですけど、さきの委員会でも言いましたけれども、佐世保市が平成30年3月に、「前畑弾薬庫跡地利用構想」というのを策定しておりますけど、これもきちんと提示しての要望だったのか。そしてまた、これについての国に対するご意見とかがあったならば、お聞かせいただければと思います。

【近藤危機管理課長】 私のほうから、お答えさせていただきます。

委員のご指摘の佐世保港におけるすみ分けの実現の要望の中の、佐世保市のほうが策定いたしました「前畑弾薬庫跡地利用構想」の件につきましては、今回の要望書の中に、その項目も少し盛り込んでおりまして、佐世保市がこうい

う構想も策定しているものですから、ぜひ一日も早い、早期実現というようなものの返還を要望しているところでございます。

これにつきましても、国への説明の中で、佐世保市も跡地の利用というものを現実的に構想を出して、それでそういった返還を求めているというようなこともご説明いたしまして、強く要望しているところでございます。

前畑弾薬庫の移転というのも時間がかかることではございますけれども、市の総意でもっての構想でございますので、できるだけ速やかな返還を求めてまいりたいと考えているところでございます。

【豊永危機管理監】直接行った者として説明をさせていただきますと、防衛省と外務省に参りました時に、当然この構想についてはお話をさせていただきましたし、資料にもございます。

その中で、防衛省にいたしましても、外務省にいたしましても、現地の佐世保のほうで十分に伺っている話だということで、認知もされておりますし、佐世保市民の方が、前畑弾薬庫の跡地について、せっかくいい土地ですので、しっかりと利活用していきたいという趣旨も伝わっているというふうに感じております。

【宮本委員】わかりました。これが平成30年3月からの構想ですので、今までになかったことがプラスアルファでなっておりますから、少しずつ、違った角度から動きも出てくるんじゃないかというふうに、私も期待しておりますものですから、またしっかりと要望のほうをしていただくようお願いいたします。

【大場委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】次に、議案外事務一般について、ご質問はありませんか。

【宅島委員】危機管理監のほうにお尋ねをしたいんですが、日ごろから危機管理の行政に関して、常に頑張っていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

去る6月6日、長崎県の防災会議、私も出席をさせていただきましたけれども、ここはトップの集まりで、国の機関やマスコミ関係、また自治体の長が集まって会議をされた。会議は会議で成果があったと思うんですが、私が質問したいのは、いざ災害が起きた時に、一番大事になる非常食と申しますか、災害が起きられた方たちが食べられる食事に関してなんですけれども、非常食が、今、長崎県において常備している数がわかれば、教えていただければと思います。

【近藤危機管理課長】非常食の関係でございます。地域防災計画の中で、それぞれの所管に応じて、その規定がなされているところでございます。

今年度、備蓄対策の強化を行うということで、今年度の防災会議に提案を一つしたのは、本土地区しか、そういう県としての備蓄対策を行ってなかったわけなんですけれども、やはり離島等であった場合の対策も含めて、4カ所から9カ所に備蓄基地といいますか、備蓄倉庫を増やしたというようなところでございます。

非常食の中身につきましては、申しわけありません。今、手元に資料がございまして、所管としては、福祉保健部のほうでしているところなんですけれども、後もって、資料を準備したいと思います。

【宅島委員】そこが縦割り行政というか、ここが危機管理監なんですよ。やっぱり非常食のことまでに関してきちんとこちらが責任を持ってやるのが、食事に関しては向こうですからとかという話では、県民の安全は守れないと思

ますので、ぜひそこら辺はきちんと把握をしていただきたいと思います。

また、別個の質問ですけれども、この新県庁舎内に非常食は何食分完備してありますか。

【近藤危機管理課長】 すみません。県庁の倉庫にも、一応職員用というような形で非常食、水等も含めて準備はしておりますが、今、手元に数字としてございませんので、あわせて資料を提出させていただきたいと思います。

【宅島委員】 何食とかなんとかじゃなくて、やっぱりきちんと、この県庁には何食分をきちんと常備していますよというぐらいの、県庁マンの人たちはみんな認識をしていただいて、県庁マンだけの避難場所じゃないんですよ。この地域の方たちが避難してくる場面も想定されているので、ぜひそこは、この県庁内には、各エリア、エリアで何万食は準備していますよというぐらいの把握は、やはりきちんとしていただきたいと思います。

ここに書いてあるように、「防災意識の高揚が図られるよう」とありますけれども、せっかく新県庁舎の広いロビーがありますので、例えば一定期間、防災グッズの展示とか、非常食の展示とか、あるいは、非常食の試食会とか、そういったこともぜひ危機管理監として取り組んでいただきたいと思いますし、例えば県庁の防災緑地において、1日テントを張って、避難生活の体験プログラムというか、非常食を食べながらとか、簡易トイレを使いながらとか、そういった模擬体験をしていくのも、県民の防災に対する意識を高めていく一つじゃないかというふうに思いますので、ぜひその辺も含めて、危機管理監のほうで検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【豊永危機管理監】 今委員おっしゃったとおり

のことだと思っております。

それから、この間、大阪の北部地震が発生した際に、まだ国のほうから詳細な反省・教訓事項でありますとか、対策とかきておりませんけれども、危機管理監の中で、うちで発生した場合はどうなるのかなというシミュレーションをした中で、大阪の地震の発生も通勤時間帯であったことから、まさにこの県庁というのは、通勤途上の方の1次避難場所になると。

その中で、本当に県庁の中の避難場所の区域の指定でありますとか、誘導案内でありますとか、それから、非常食の支給でありますとか、情報発信等々検討いたしましたけれども、その中の詰めをまだやってなかったということで、今後しっかりとやっていきたいと考えております。

【宅島委員】 それも含めてしっかり、今後対応をしていただきたいと思います。よろしく願います。

それと、県民センター長にお尋ねいたしますが、毎日、毎日、一般の方たちが新県庁舎の見学に来られて、大変心地よくというか、気持ちよく見学をされて帰っている姿を見て、私も大変嬉しく思います。私個人も、県庁見学を申し込んだんですが、予約がどうしてもとれなかったもので、案内をしていただけませんかと地元の老人会の方たちから頼まれて、いいですよということで案内をするんですけれども、1日限定といたしますか、案内する件数というのは何件でしょうか。

【峰松県民センター長】 委員おっしゃるとおり、ただいま県庁見学、かなりご好評いただいております。今のところ1日2件、午前と午後、1件ずつ受け付けをしているところでございます。

【宅島委員】 今、県民センター長がお答えされ

たとおり、午前に1グループ、午後に1グループ、1日2グループということで、大変予約がとりにくい状況となっているのは理解するんですけども、県庁ができて初年度なので、ぜひそこら辺は、もう少し拡充していただければ、もっともっと多くの県民の方に見学をしていただくことも可能かなと思います。

私は、自分が県庁の見学の案内をした後に、必ず県警本部のほうにもお願いをして、管制センターとか、実際、110番を受けるところを外から見させていただくんですけども、やはりセットですれば、ものすごく感動して帰られるんですよ。県庁の行政棟とか議会棟だけよりもね。やっぱりそういったことも含めながら、県庁と県警とのそういう見学コースの造成というか、また、増やして案内をしていただくようなことは考えられないのか。人員の増というか、人員を増しなくても、例えば午前2グループ、午後2グループとか、そういったのはできないのか、お尋ねをしたいと思います。

【峰松県民センター長】 今、1団体、大体20名ぐらいに2人職員をつけております。今、高齢者の方が多いものですから、どうしても案内に2人職員がつかざるを得ないような状況でもございます。

予約を3カ月前から受け付けておるんですけども、3カ月前に受け付けていた時と、直前になると、やはり事情が変わってこられまして、予約の時間をちょっとずらしたりとか、あと、人数も急に増えたりとかということがございまして、それに柔軟に対応していくためには、どうしても午前、午後、1団体ずつしか受け入れられない状況でもございます。

あと、こちらの県民センターの職員も限られておりまして、私もたまに案内に入っていると

ころでございます。あと、臨時職員も入れておりますけれども、それで、今、ぎりぎりの状態でございます。見学のための専任の職員がおりませんので、兼務しながらやっておりますもので、今精いっぱい対応をさせていただいているところでございます。

【宅島委員】 わかりました。苦勞されながらご案内をさせていただいているのは、本当に感謝をしたいと思います。

実際、9月の半ばの県庁見学、私にも相談があったり、それでもとれないんですよ。基本的に約1時間あれば終わるんですね。行政棟の特別展望台のところと議場等々、大体1時間で終わるんです。だから、上手に時間配分をしていただければ、午前2回、午後2回ぐらい、それじゃなくても1日3回ぐらい、もう少し県庁のことを県民の方たちに知ってもらったり、興味を持ってもらったりしていただくように、総務部長、ぜひ担当の部長として、そこら辺のこと、ご所見を伺えればと思います。

【古川総務部長】 県民の方に開かれた県政でございまして、新たな県庁ということで、見学者が多く来訪していただいているというふうなことは、非常に喜ばしいこととございます。

一方で、県民センター長が申し上げましたように、どうしても案内するに当たって、それだけの人が割かれる。しかも、安全面にもしっかり気をつけないといけない。県民センターもほかの業務も持っているということもございまして、なかなか厳しいところでございますが、できるだけ多くの方に来ていただいて県庁を見学していただけるように、何か工夫といいますか、体制の問題も含めて検討させていただきたいと思っております。

【下条委員】 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

す。今、議案外で説明をいただいた中で、2点ほどです。

宅島委員の防災広場の話がありましたけれども、今、防災広場の件で投げかけている、研究させている分があるんですが、それは別として、防災広場として緑地を整備したわけですから、やっぱりそれなりに、今、危機管理監は、これから考えます、一生懸命取り組んでいきたいという積極的な答弁があったから、それは了としたいと思うんですが、県庁の職員のみでなくて、一般の県民、あるいは市民の皆さん方の防災広場として整備をしたことは間違いないわけでありますので、そういったものに対応するような備品、あるいはまた、食料品というものはしっかりと備蓄をしてほしいというふうに思っております。

それでは、2点ほどです。

まず、1点が、旧庁舎の新別館という表現になったんですが、教育庁舎等として中心に活用されていたあの分野に、勝山の県税事務所、国分町の港湾事務所が移転をするということで、しかも、もう少し時間をかけて再整備をしてからということが、幹部の皆さん方の、この県庁舎周辺の、今、本当に昼間人口が、県庁職員等がないわけですから、そここのところを何とかにぎわいのあるものに少しでも戻そうということで、大至急始められていっているということはいく耳に入ってきますので、心から敬意を表します。

その内での話になるんですが、現在の大橋にある長崎振興局、私たちはずっと、市会議員のころからもそうですが、住民の皆さん方が、あるいはまた、私たちを通じながらもですが、お世話になるのは、土木の道路維持管理・補修業務が一番多いんですね、窓口として使われるの

が。そういったものの機能を、私たちの長崎地域では、長崎振興局が担っていているわけですが、あそこももう長年、これ以上はということで、振興局の上に、いわゆるアパートがあるわけですが、これは入居者をずっととらずに、今、3世帯か4世帯ぐらいが残っていると思うんですけれども、ということは、いずれはあそこも整理をされ、もう老朽化していますので、新庁舎ができたなら、そのようになっていくんだなというふうに、私なりに思っておりました。また、振興局が移転しますよねという話も聞いておりました。

ところが、現時点においては全く動きが、国分町の港湾事務所、あるいは県税事務所は動くことが決定したわけですが、振興局がどうなっていこうとしているのか、いかがでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま下条委員のほうから、振興局等が、今後どうなっていくのかということでご質問がございました。

平成20年3月の時点におきまして、県の「地方機関再編基本方針」というものを策定させていただいております。そこで、今おっしゃられたのは、本土地区の部分だと認識しておりますけれども、本土地区につきましては、最終的には、県北、県南の2機関へ集約をしていこうという方針を出させていただいております。

そこで、これまで、大橋を含めてでございますが、全体的にどうしていくかということは今検討中でございます。これにつきましては、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。検討を進めた上で、またいろいろご報告等ができる段階になりましたら、ご報告等をさせていただければと思っております。

【下条委員】私は、県庁舎が移転をする、この地に新しくできると、その時点から、その前か

らかもしれませんね。振興局問題が、今、平成20年という話がありましたから、随分と前から再編の話があったんだなということは、今わかったんですが、随分と前から聞いておりましたので、私は、長崎振興局の土木は、本庁舎のほうに移るんだなと、いわゆる新しくつくったところですので、そういうふうには思っていたんですよ。そういう話が一切こない、これから考えます。

私たち長崎の土木の維持管理業務をよそまで、特にこれからは高齢化社会ですよ。自治会長さんたちは、ほとんどはもう65歳以上の職業を終えられた方がされて、今ちょうど長崎市内に980ぐらいの自治会長さんがいらっしゃるんですよ。市内から諫早、佐世保に行っていってこいと言われていたらだめですよ。私たちは行くことはできませんよ。私は本庁舎に入ると、これだけのスペースはつくられるという前提のもとに、今からできて、10年前に新県庁舎はあるんですよと、15年前からあるんですよという問題を論じるなら別ですよ。つい先日移転してきたばかりでこの構想を出して、基本計画ができて、やっと今、完成をしたわけですから、そのような直近のことに、この中に長崎振興局の土木の一部分は本庁舎のほうに入ってまいりますとか、そういうふうな答えができないというのはどういことですか、総務部長。この計画段階でどうだったんですか、本庁舎をつくるという上においては。

【古川総務部長】新庁舎の整備に当たってでございますが、こちらは平成23年2月に、「長崎県庁舎整備基本構想」というのをつくっておりますが、その時の整理といたしましては、新しい庁舎の規模は、現況面積を基本として最小限の面積とするとされておりまして、地方機関の

集約に必要な面積の確保は、そもそも構想には含めておりませんでした。

という形の中で、地方機関を新しい県庁舎の中を含めるというふうなことは、そもそも新庁舎を考えるに当たっては、そういう考えでの建設ということには至っていないということでございます。

【下条委員】しかし、それはなくても、たこ足状態を解消するということがあったわけですよ。長崎県庁に来て、大波止に行かなければならぬ、あるいは別館に行かなければいかん、あちこちに行かんば、振興局というのは独立していますから、土木事務所に行こうと思えば、県庁舎に来てから土木事務所に行く人はいないわけですから、それはわかっております。

しかしながら、そういったものの構想ぐらい、諫早に行けなんて言われたって、どうにもなりませんよ。県庁で一番お世話になるのは、道路の維持補修予算が一番多いんですよ、住民のお世話になるところ。あるいは、少し穴があいたぐらいは自治会長さんや住民だけでも対応してくれますけれども、道路を改良してもらいたいとか、橋を付け替えてほしいとか、そのくらいになったら、必ず議員が紹介議員として同行するんですが、それでも、そういったものすら、一番多いですよ。

ですから、そういったものは、長崎市の地から遠く離れていくということはまかりならぬという前提のもとに、ぜひこの話を早めに、長崎振興局をどこにするのか、あるいは一時、仮事務所をつくって、あそこにもう一つこぢんまりとつくりかえをするのかどうか、そういうことも含めて、早く私たちにお知らせをしてほしい。結構問い合わせがきますよ、「どうなるんですか。新庁舎ができたから、そちらのほうに移る

んですか」というような話も含めて、自治会長さんたちが非常に活用が多いものですから、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、もう一点、原子力発電所の安全対策についての所管説明があったわけですが、今議会に出されている各事業の、佐世保とか松浦からの陳情書の中にも、松浦市からは、防災に関して2点ほど、原子力発電所に関しての陳情が文書として届けられております。

まず1点ですが、友田市長も、県議会議員として最後の時に、どうしても玄海原発の3号機・4号機が再稼働する時には、鷹島の大橋を通過して避難をする、唐津、伊万里、川棚まで行かなくちゃいけないんですが、この曲がりくねった狭い道路の改良のめど、あるいは改良の着工までぐらいはやってくださいよと。そうしないと、再稼働は認めないというぐらいの強い口調で、現在の松浦市長の最後の県議会議員としての質問があったわけですが、その点については、県としては、いわゆる圏域は佐賀県内ですけども、どのように中央省庁のほうには働きかけをし、どのような反応が現在あっているのかをお聞かせください。

【近藤危機管理課長】 委員ご指摘の避難道は、佐賀県道の筒井万賀里川線というものでございます。鷹島大橋を渡って、そして東彼杵のほうに避難するわけなんですけれども、少しでも時間的に短縮し、日ごろ住民の方は生活道というような形で使ってらっしゃる道路を、いざ緊急の時にも使いたいということで、そこが佐賀県道の筒井万賀里川線でございます。その部分につきましては、やはり佐賀県道というところもございまして、佐賀県への要望、そして、その財源というようなものにつきましては、やはり避難道というようなところで、国のほうの

一定認定といいますか、了解もいただいているものですから、内閣府のほうに要望をして、何とかここにめどをつけさせてくださいというような形でお願いをしているところでございますけれども、やはり内閣府につきましても、避難のための道路財源というようなものを持ち合わせていないということで、事情は十分わかるけれども、予算としてはなかなか、財源がないというような回答をいただいております。

ただ、それでも何とかならないかというようなところで、国もある程度十分認識もいただいている、その対策というようなものは何とかならないかという協議はずっとやっているところでございますけれども、具体的に目に見えるような形で進んでいるというような状況ではないというのが、今の現状でございます。

【下条委員】 もっと佐賀県と一体となって、同時に上京すべきですよ。

鷹島大橋が建設されて、私たち県議会議員も呼ばれて祝賀会が、佐賀でまず式典があって、橋を渡って鷹島で披露パーティーがございました。あの時に、私は帰られなかったんですよ。もう車が混雑してしまって、入りもできない、出もできないというような状況で、3時間待ってください、5時間待ってください、私は5時間ぐらい待ちましたよ、あの橋を渡るのに。たった大橋ができたよというだけでそれだけなのに、これが万が一という時は、あそこに詰め込んでしまうわけですから、みんな伊万里に向かって、原子力発電所に向かって行くんですよ。しかし、その道路は進まないという状況ができた時に、どうなりますか。

これは、電源三法という電源マネーで、佐賀県と玄海町は札東で頭をなでているわけでしょうが、いい意味で。それだけの莫大な金が、電

源三法から交付されているんですよ。

そういったものの中から、佐賀県と知恵を合わせて、一緒になって方法はないのかというようなことをやっていく必要があると思うんです。もちろん、国の基本的な土木の予算が出ますから、6割～7割はですね。それ以上のものの地元のもの、そういったものから負担をしていくというぐらいの腹でやってもらわないと、どうにもなりませんよ。内閣府とよく話を、佐賀県と一緒にやってください。

伊万里市はやったでしょう。伊万里市は電源交付金がきてなかったんですよ、この原発に関して。だから、徹底して伊万里市長は、この再稼働反対をやりましたよ。そうしたら、どうなったかといいましたら、伊万里が交付金を今ももらっています。一定の交付金をもらっている。これは、玄海町と佐賀県がもらう。佐賀県の分を伊万里市にやるように、佐賀県の知事がしたんですよ。あなたの言うのも本当だと、伊万里市も本当にそばなのに、特に伊万里市は町村合併をして近づいていっていますので、旧伊万里市は、鷹島よりもうんと原発から遠かったんですが、今拡大をしていっていますので、近づいてきていると思いますので、そういう事情もあって、佐賀県がやっていると思うんですが、鷹島には1円たりともおりません。しかし、毎年、毎年、避難訓練をせろ、危ないぞという危機意識だけはだんだん植えつけていくんです。もう目の前で見えているわけですから、私のところから、あの白い丸いドームが見えておりますから。そこで、どんどん、どんどん危機感だけ植えつけていく。

道路の問題と、もう一つやらないかと何回も言っているんですが、万が一の時の風評被害のための基金をつくるべきではないかと思ってい

るんです、九電に働きかけをさせていただいて。そうしたら、皆さん方を通じて言われるのは、この災害が発生すれば、弁償します、賠償しますということなんです。今まで何回もあったんですよ、福島の事故がある前に、第2次冷却水の漏れが、相当回数ありましたよ。しかし、これは新聞に載りません。あるいは、載ったとしても、隅っこにちょっと載るだけです。

風評被害に対する基金をつくれというのはどういう意味か、わかりますか。2次冷却水の漏れがあって、これを何とか止めましたということになってくると、その後に調べて、実際の農業とか漁業に被害は生じませんでしたということになるんです。ところが、それが、これからは新聞に大々的に載るようになりますから、まず、魚価にぼんとそれがあらわれてまいります。安くなります。そうなりますという、そこは自動的に損害賠償が、その基金から、第三者機関の審査委員を置いておいて、そこからぼんといくようにしないと、1年かかりました、3年かかりましたぐらいでやられたって、またかなわんし、基本的に水で薄められましたので、鷹島でやっている養殖場までは届きませんでしたみたいな形になってくるだろうと思います。

長崎県が、原子力発電所に最も近いところの鷹島の、いわゆる玄海原発の沖に、沖防波堤の大きいのをつくっているんですよ。ここで養殖をやってくれと、今、1社か2社がやっているでしょう。あれは、5～6社以上が入りますよ、あの両側に。そのぐらいに沖防波堤を外につくって、ここで養殖をせると、松浦原発の目の前につくったんですよ、長崎県が。いいですか、そのようなところがありますので、私は、農業被害、漁業被害、特に養殖は日本一でしょう。ここが養殖フグの日本一をやっているわけですか

ら、鷹島と佐世保も、九十九島も含めてですけども、一番盛んな養殖場でしょう。

ですから、そういった点において、基金をきちんと設けて、実質被害があったら、九電がやりますと言うんですよ、賠償します。しかし、風評被害で終わった場合の時の魚価、あるいは農業の単価にこれがぼんとはね返ってまいりますよ。そういったものの時にする基金をつくっていくということについて、どうでしょうか。危機管理監でしょうか、総務部長でしょうか。

【近藤危機管理課長】委員ご指摘の風評被害の対策でございます。

まず、原子力の対策というようなところで被害が発生しましたら、先ほど委員も冒頭ご説明がありましたように、これは明確に国のほうの法律と申しますか、発生したところの原因というようなところで、そこが賠償責任を負うとなっていることもありまして、国のほうでは、改めてその基金を設けるというよりも、そこは法律のほうで担保されているから、賠償のほうでやっていくというようなことで、私どもは話を確かに聞いているところでございます。

一方、確かに、漁民の方だとか、地元の方の基金の必要性みたいなものも、十分理解するところでございますので、そういった委員のご指摘も踏まえて、もう一度、国とか九電のほうに、私どもは少し働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

【下条委員】8キロであっても、5キロ以下でなければ、行政区域が違ったら1円たりとも、あるいは一言なりとも聞く必要はないと、そういう態度じゃないですか。松浦市だって、事前に同意を求めてくださいよと、うちにもと。できたら、30キロ圏まで、UPZが今度指定されたわけですから、30キロ圏内まで事前に、少な

くとも了解を求めてくださいよということがありましたけれども、一切そういうことはしませんということですから、本当に原子力行政というのは冷たいんです。

被害だけは平等に受けてくださいと。被害だけは平等に受け、万が一の時の分はやらないと。もし損害が生じた時にはやります。これは九電から、私は、今の社長ですか、前任の社長ですか、直接聞きましたよ。被害が生じたらやります、賠償します。しかし、被害が生じないのがいっぱい、今まで起きているんですよ。私たちの子どものころから現在まで、一回止まるまでは何回も冷却水漏れがありましたよ。それによって風評被害が起きて、養殖業なんて、水面の上に、10メートル～20メートルのところまで泳いでいるわけですから。目の前でやっているんですよ、養殖場を。そういったところの被害というのは、絶対に生じますよ。

しかし、それはもうすぐ止まったし、海水で鷹島までは被害はありませんでしたみたいな形で、私は結論が出ると思うんです。そうしたら、市場で競られる、あるいはまた、出荷する、こういったものが魚や野菜に影響が生じた時には、その差額はきちんと面倒見ますと、速やかに、1週間～10日で面倒見ますと。そのためには基金を積み上げて、その基金を崩せと言っているんじゃないんですから。第三者で10億円か20億円の基金をつくっておけばいいわけですから、常にですね。そして、その中から運用するような方法はあります。

県が違う、市域が違うから、一切面倒見ませんと、冷たい態度では、私たちは、漁師の皆さん方が、農業の皆さん方がむしろを立てたり、あるいはこの前だって、船を200隻ぐらい動かして、「再稼働反対」をやっていましたね。そ

ういったことをやめろということは、私は言いきれませんよ。何とかやめさせてくれないかという要望は私にもありました、中央のほうから聞こえてきました。しかし、私はやりきれないと、止めきれないと。何か一つぐらい要望を言った時に、さすがだなと、やってくれたなというものがあれば、飛び込んで行って、漁協に行って、漁師の皆さん方に説明ができますよ。しかし、私は止めきれませんでした。この前の船が百何十隻ですか、「再稼働反対」の旗を掲げてデモンストレーションをやった時は。

そういうふうな状況でありますので、ぜひ皆さん方も同じような気持ちで、長崎県民ですから、また、30キロ圏内が非常に拡大をして、3市、4市がやっているわけですから、皆さん方も一緒になって考えてもらいたい。

そして、上京した時の報告はしてください。内閣府だったら、私は安倍事務所にまず行きます。個人的に、安倍事務所にしょっちゅう行って遊んでおりますから。いいですか、その説明をしてください。議会が終わったら、行きますから。いいですね。どここの程度までやっている。どこを、じゃ、こう出そうということをやりますので、内閣府が窓口となって、土木を動かしていくことにもなるんでしょうから、いいですね。約束してくださいよ、必ず上りますから。ある時は、部長たちがついてくるじゃないですか、私が三役とか安倍事務所に入ると。いいですか、やりますので。あなたたちができなければ、政治的に動くしかないということを申し上げながら、進んでいきたいと思えます。

【豊永危機管理監】今の下条委員の思いというのは、本当に4市の方の思いを代弁しているのかなというふうに感じております。

今おっしゃったように、いろいろと国のほう

へ要望していくという予定もございますので、再来週には、私のほうが内閣府、原子力規制庁、資源エネルギー庁のほうに、政府施策要望という形で行きます。

昨年、関係4市のほうから要望が出ておりました、それを県のほうから国のほうにお伝えをしましたけれども、再度、今年の5月に、4市のほうから同じような要望をいただいております。その中で、県が先頭に立って、4市と一緒に国のほうに行ってくれというような話もございまして、これも具体的に、8月になろうかと思えますけれども、一緒に行くような段取りをしております。

そういったやりとりの中での結果について、ご報告をさせていただいて、よりよい方向にいくように、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【下条委員】終わろうと思っておりましたが、答弁がありましたので、ぜひ行く前に、その文案ができ上がりましたら、私まで届けてください。いいですね、前に行くか、後に行くかは私が考える。あなたたちは、どちらなんでしょうかね。私が前に行ってさばいてきちんとしておくか、やりますので。文書ができたなら、まず見せてください。いいですね。

【小林委員】下条委員の玄海原発についての今の質問に関連して、私のほうからも少し意見を申し上げたいと思えます。

玄海原発についていろいろとお尋ねを若干いたしますけれども、ただ、原発に反対なのかとか、どうなのかとかというようなことについては、現時点においては、原発やむを得ないと、こういうようなスタンスをとっているし、しかしながら、安全・安心の対策は、断じて怠ってはならないと、こういうような考え方を持って

お尋ねをしたいと思います。

先ほど危機管理監のほうからご説明がございました。3月に3号機が再稼働いたしました。そして、6月16日に4号機が再稼働いたしております。再稼働したばかりなのに、直ちにそういうトラブルとか、あるいは不具合が生じたと、こういうようなことが言われているわけでありませ

ず。3号機については、配管から蒸気が漏れているとか、あるいは4号機については、こうしてポンプに不具合が生じているとか、こんなような状況の中で、先ほどの危機管理監の説明では、直ちに安全性を求めて九電なりに申し入れを行ったと、こういうようなお話ではなかったかと思いますが、その点の確認と、お尋ねをしたいと思います。九電側から、そういう不具合が生じたとか、あるいは、若干稼働上においての大変な問題が生じた時に、県のほうなりに、あるいは少なくとも30キロ圏内のところに、九電側なり関係者が出てきて、いわゆる事態の説明とか、謝罪とか、そういうようなものはないのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

【近藤危機管理課長】小林委員のご質問にお答えいたします。

再稼働時のトラブルということで、3号機・4号機それぞれ不具合等が発生しております。若干ご説明させていただきますと、3号機につきましては、今年の3月23日に再稼働いたしまして、出力を上げている途中、2次系統といいますが、放射性物質とはちょっと違う別の箇所の2次系で、脱気器というところから蒸気漏れが発生したというようなトラブルが発生しまして、一度発電を停止し、そして、蒸気機の配管というようなものを再発防止策という形ですべて交換をしまして、4月18日に運転の再開というよ

うなことで、それ以降、今現状としては、特に問題なく稼働しているところでございます。

4号機につきましては、再稼働する前の準備ということで、核燃料を装填して、実際再稼働する前の段階、5月3日だったんですけども、それは放射性物質が混じっている1次系で、まだ動く前なんですけれども、そのポンプを整備している、点検をしているさなかに、想定以上の流量以上のものが少し流れたということで、そこは、原子炉内の配管の中での量の調整だったものですから、そこで放射性物質が漏れるということは全くございませんで、その部品のすべての交換と調整を行って、そして、再稼働工程に基づきまして、今月の6月16日に再稼働をしたというようなところでございます。

いずれにしても、安全を確認しながら段階的に進めていくという中でトラブルだったというようなことで、大きな事態には至っていないということで、再稼働したというところでございます。

九電からの説明につきましては、その都度、発生した時に、一度電話でまず連絡等がありまして、後日状況の説明、そして、その対処が終わった後、その対処の説明と再発防止策の説明ということで、九電の担当、上の方も含めて危機管理課のほうに来られまして説明を受けております。

あわせて、4市につきましても、同じように九電のほうから担当者が出向きまして、それぞれの市に対して説明を行っているというような形で、私どもについては、その都度、安全点検というようなものを申し入れをして、そこは九電のほうもしっかりやられているのかなというふうに感じているところでございます。

【小林委員】不具合の状況が、今のご答弁でよ

くわかりました。

ただ、一番大事なことは、九電側の対応だと思います。やはり事故あるたびごとに、事故というか、不具合が生じたたびに、きちんとした報告はしていただかなければいけない。そして、どういう前後対策を講じたかと、こういうようなことは、やっぱり義務的に責任を持ってやっていただかなければいけない。

そうやって県のほうからも、もちろん4市からもそれなりの抗議というよりも、どういう不具合の状況かとか、そんなようなことについてお尋ねもあるかもしれないけれども、やっぱり九電が主体的に、そういうトラブルの内容については、しっかりと今までより以上に、やっぱり真剣性を持ってやっていただくことをぜひ要望していただきたいと、こういうような気持ちでございます。

調べてみますと、3号機なんかは7年3カ月ぶりに再稼働だ。要するに、7年以上も3号機は止まっていたわけです。その間に、いろいろと不具合が生じて、万全の体制で再稼働をやっているというような認識でみんなおるわけだけでも、結局は、再稼働したばかりのあまり日にちがたたない時に、そうやって、一時稼働を停止せざるを得ないとか、やっぱり不安をかき立てるような、安全性に問題があるかのような、そういう不安を与えてしまうということは、やっぱりいかなものかと思うわけでありまして、再稼働は、現時点においてはやむを得ないという立場でありますけれども、やっぱりきちんとした体制をとっていただくことを重ねて強く要望しておきたいと思っております。

それで、もう一つお尋ねをしますけれども、ご存じかどうかわかりませんが、今、九電は、鹿児島川内の1号機・2号機、それから玄海原発

の3号機・4号機、これで大体稼働していると思うんです。そこでもう一つは、玄海2号機がこれからどうなるのかということについて、何か事前に説明があっているかどうか。ここに非常に関心を持っているわけでありまして。

原発の運転期間というのは、規制の上では、大体40年ということが言われているわけです。この40年というところで、この2号機がいつごろ賞味期限を迎えるかというようなことになってまいりますと、あまり期間がないのではないかと思っております。要するに、この2号機が再稼働をまた果たそうとしているのか、それとも、もう廃炉とするのか、こういうようなことでもございますけれども、どうするのかということについても日にちがながいと、こういう状態でもございますが、この2号機について、何か今後の動向についての情報は入っておりますか。

【近藤危機管理課長】 玄海原発2号機の件でございます。

2号機につきましては、昭和56年3月に運転再開というようなところで、当初やっております、平成23年に停止をして、現在に至っております。

今の新しい規制基準で申し上げますと、それは委員のご指摘のとおり、40年の一旦の期限というのがございまして、40年以上の稼働をする場合には、新規制基準に、新たな安全対策というものを施した申請というのが必要でございます。その申請の中で、原子力規制庁の確認なり了解がもらえないと、そこは廃炉というような形になっておりまして、現状、今現在、37年が経過した2号機となっております。

ですので、この数年来には、もう40年に達しますので、この2号機をそのまま40年以上の延長という形で申請を出すのか、それとも廃炉に

するかというようなところは、九電のほうが、今検討を重ねているということで、九電側から報告を受けているところでございます。

出力規模で申し上げますと、今の玄海の3号機・4号機の約半分の出力だということでございますので、今から新しい規制基準に見合うような投資、そして、それに見合う効果というのがどういう状態かというようなところを踏まえて、この1～2年のうちには結論を出さないといけないというような形で、九電側からは話を伺っているところでございます。

【小林委員】 原発2号機の動向については、今、詳しくご答弁をいただきましたので、よく承知をいたしました。

ただ、今言うように、再稼働イコール不具合、こういうようなことでは困るわけです。と同時に、原子力規制委員会というのがありますけれども、その許可をいただくことができれば、40年の正味期限が切れたとしても、その許可があれば、20年間だけ、1回だけに限って稼働ができると、こういう規定になっていると思うんです。そういうところも、よくよく我々も勉強しながら、やっぱりきちんとした体制を踏まえて、やはり責任のある安心・安全を目指していただきたい、このことを特に要望しておきたいと思えます。

それから、先ほど下条委員のほうからお話ありがとうございました。下条委員は、確かに松浦の鷹島出身ですよ。ああいうところでお育ちになったんですね。今や長崎県を代表する大政治家になられて、安倍事務所に行く。どこの安倍事務所かと思ったら、総理大臣の安倍事務所みたいなことを言っている。三役のところも行くんだと、すごいじゃありませんか。ぜひお願いをして、お力添えをいただきたいと思えます。

そこで、電源三法とか立地に関する交付金というのが、先ほど下条委員からご指摘がありました。この交付金については、まず基本的に原発というのは、今、佐賀県ですから、佐賀県と玄海町だけの同意をいただく。半径30キロについては、同意は全然関係がないわけです。いわゆる立地する場所、佐賀県と玄海町だけ、まず同意をいただければ稼働ができるということ。そして、国や県は、特に国は、30キロ圏内については、避難対策とか安全対策をしっかりとやれと、こういうようなことになっているんですけれども、じゃ、いろいろと体制をつくるための交付金が30キロ圏内にそれぞれ、いわゆる距離とか、そういう置かれた状況の中において、交付金の金額が決定されて、交付金の金額の差はあるかもしれないけれども、そうやって、全体30キロ圏内の方々に、等しくそれなりの手だてがなされているかということ、調べてみると、どうもそうではない。

今言うように、例えば、伊万里は知らなかったけれども、糸島とか、唐津とか、そういうようなところかなりの交付金が流されていると思うんです。大体どのくらいの距離があれば、今回の交付金の対象になっているのか、そのキロ数をどれくらいと規定しているのか、ご存じですか。

【近藤危機管理課長】 委員お尋ねの電源三法につきましては、電源立地地域対策交付金で、県の所管であれば産業労働部の部分でございますので、私も詳しい内容まではよく承知してないところでございますけれども、まず、隣接及び隣々接まで対象になりますが、隣々接の場合は、同じ都道府県内のもとに限るというようなことでございますので、長崎県はそういった対象にはなっておりません。

あと、もう一つございまして、水域を隔てた場合には、6キロ以内の市町村に限るというようなことがございます。しかしながら、鷹島町につきましても、8キロ以上離れているところでございますので、一応、今回の対象とはなっていないというのが現状でございます。

【小林委員】今、課長のほうからお話があったとおり、陸続きじゃなくても、要するに海をまたがっていても、それは6キロというようなことになっていると、こういうようなお話ですね。

大体、この玄海原発から、下条委員の出身地の鷹島、あそこはどのぐらいあるかという、8.3キロです。わずか2.3キロ違いだけで、全く交付金等が、実はないわけです。こんなの、下条委員、頑張らないと。そういうような形で、わずか2.3キロだけで交付金がないわけだよ。

こういうことを考えてまいりますと、同じリスクを担いながら、どうしてそれだけの格差があるのかと。こういうところにもっと力を入れていただいて、安全・安心の対策をそれなりに、半径30キロ内の方々はやらなければいけないわけです。全く無手数の中において、そうやって計画は立てることは立てるけれども、絵に描いた餅のような計画ではいかんともしがたい。防護施設についても、十分ではない。あるいは、いざ原発が事故を起こした時に、放射能漏れ、放射線漏れがあった時にどういう対応をするかと、全くもって無手数ではできないわけだ。

しかも、私が思うことは、原発が近くにあるがゆえに、鷹島みたいな、松浦みたいな、平戸みたいな近いところは、どういうようなリスクがあるかと。今、移住とか、それから企業誘致、働く場の確保、本当に一生の、まさに心地よい住まい、快適な、こういうような形の中で移住の動向が、今、地方創生の中で相当動いてきて

いる。

じゃ、原発の近いところに移住するかと、こうなっていけば、やっぱりリスクが出てくる。そういうことから考えていけば、企業だって、地震のあるようなところとか、あるいは原発があつて、ひょっとして事故が起きたらと、こんなリスクを考えるわけです。

ですから、そういう点から考えていけば、6キロで一つの基準をつくっているというのが、どうもわからんわけだけれども、なぜ6キロなのかということとは調べてみたことはあります。

【近藤危機管理課長】国の交付金の通達の運用のルールで6キロとなっているということで聞いております。その根拠となる6キロの正当性みたいなものにつきましては、申しわけありません、私は承知してないところでございますけれども、やはり委員ご指摘のとおり、ここの部分につきましては、やはり改善すべき案件ではなかろうかというようなこともございまして、県におきましても、今度の政府施策要望の中に、対象地域の拡大ということで、半径30キロ以内、いわゆるUPZ圏を対象とするような形で、要望の中に盛り込んで、国のほうへ強く訴えているところでございます。

こうしたところで、いざ避難となると、かなり多くの住民の方の不安もそうですし、具体的に行動も示さないといけないというようなところについては、何らかの対処が必要になるところに考えているところでございます。

【小林委員】そういうようなところで、我々の勉強というか意識の中で、認識の中で、例えば原発立地のための関連交付金が玄海町にどれくらい毎年流れているのか、あるいは唐津市だとか、そういう6キロ圏内のところでどれくらいの交付金が充てがえられているのか、この交付

金の数字を教えてください。

【近藤危機管理課長】実際の交付金の金額ですけれども、実際、国のほうに調べたというわけではないんですが、一応、新聞記事を拝見しますと、玄海町で約17億円、そして、唐津市については約1億7,000万円になっております。（「佐賀県は」と呼ぶ者あり）すみません。佐賀県は、資料を持ち合わせておりません。

【小林委員】佐賀県はわからないんですか。新幹線と絡むんだよ。

【近藤危機管理課長】申しわけありません。佐賀県については、今、承知しておりません。後もって、調べてお答えしたいと思いますけれども、数字としましては、2017年度…、（発言する者あり）

【小林委員】それじゃ、佐賀県については、関心が高いところですから、これも後で教えてください。

今、玄海町で17～18億円、約18億円近いと思います。唐津市においても、約2億円近いと思います。こういうような大きな金額が、6キロの距離という形の中で交付金が、これは毎年ですよね。これだけの交付金が流れている。

しかしながら、今言ったように、鷹島のわずか2.3キロしか離れてない状況の中で、その2.3キロがゆえに、わずか2.3キロで何ひとつそういう対策は打てないと。こんなような状況は、先ほども言ったように、非常に私は問題があると思います。

この辺のところについては、先ほど産業労働部等々と経済産業省、そういうようなところにご要望をされているような話も聞いておりますけれども、その辺の不均衡の是正は、ぜひともお願いをしたいと、こういうような感じで申し上げておきたいと思います。

それと、前回、私は質問をいたしました、長崎県の避難対策とか、避難計画とか、そういうようなものが絵に描いた餅であっては困ると、こんなようなことを指摘しながら、なかなか進まない状況の中で、特に道路とか、あるいは港の港湾とか、耐震の岸壁をつくらなければいけないとか、そんなような形で話があっていましたが、道路については、いざという時に、やっぱり逃げなければいけないわけです。逃げる時の、いわゆる避難の道路、この辺が大体何カ所ぐらいあって、幾らぐらいの改良費、それぞれの工事費がかかるのか、また港についてもどれくらいかかるのかと、こういうようなことを一回、参考のために積算をしておいてもらいたいと要望をいたしておりましたが、いかがでございますか。

【近藤危機管理課長】3月の議会の時に、委員のほうから、そういうご質問をいただきまして、関係機関、関係各課と協議をしたところでございます。

一応、4市のほうからインフラの整備という形で避難道路、そして、大型船が着岸できる岸壁の整備というような要望がございまして、箇所数で申し上げますと、道路関係は、市で整備する市道を除きまして10カ所、そして港は、港湾と漁港を合わせて12カ所上がっております。

実際の金額でございましてけれども、実際の測量等設計も行われていないところですので、概算は幾らというのは、はじくのはなかなか難しいというところでありましてけれども、委員の、あくまでも大ざっぱな要望の枠というような形での額というところで少し試算をしてみたところ、同じような場合で、いわゆるメーター当たりの単価みたいな形ではじいて、実際のところに当てはめるといような形で考えますと、道

路の10カ所を合計しますと、1,000億円を超えるような感じで、港につきましては200億円を超える、これもあくまでも大ざっぱな計算ですので、その数字というようなものは、ちょっと信用するには、まだまだ妥当性が足りないというような感じでは思っているわけなんですけれども、かなり多額の金額がかかるというのは間違いないかと思っております。

【小林委員】 道路で1,000億円を超える可能性がある、あるいは、港で200億円を超える可能性がある。しかし、大ざっぱな計算であるかもしれないが、それだけの多額な予算がやはり必要になってくるということだけは変わらないかと思っているんです。

だから、この予算の確保と、こういう道路とか港を、安心・安全の避難対策を充実させるためにどこまでできるかということについては、これは県とか、あるいは30圏の4市でできるわけではないわけですね。ですから、そのところで、内閣府に対する要望がずうっと繰り返されているわけですね。

それで、私はこの間、3月定例会の委員会の中で、他県も、同じような環境の中に置かれている、そういうところもあるではないかとか。あるいは、長崎県においても、先ほど危機管理監が、県と4市、今度は合同で陳情に行きたいと。今まで県と4市が一緒になって合同で陳情するようなことがなかった、要望するようなことがなかった。今回は力を入れて、それをやっていきたいと、これは非常にありがたいと思うし、ぜひやってもらいたいと思います。

やはり他県と同じ歩調をとるといようなことについては、私はとても大事なことだと思うんです。だから、その辺のところについては、関係の県ともきちんと調整をされまして、関係

の県の知事が何人か一緒にそろって内閣府に行って、この要望を強くお願いすると、こういうようなことについても、やはりやらなければいけない、こういう次元ではないかと思うんです。ぜひそれは実行してもらいたいと思います。

それと、今、1,000億円、あるいは200億円を超える道路と港の原発対策の金額、ここは、こういうものが出たということが、ある意味では、ちょっと身近に感じるわけです。今まで、何か目標がないとか、どれくらいのお金が要るんだろうかと、全く試算がなかったわけだよ。こういうような試算ができてきたことは、それなりの目標という形になってきたかと思っておりますので、この辺のところは、もう少し精査をしながら国にも届けるように、そういう形の中で要望活動をつなげて、実りのある、そういう結果につなげてもらいたいと、こども強く要望しておきたいと思っております。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 5分 休憩 —

— 午後 零時 5分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

【下条委員】 電源三法と言いますが、それぞれの内訳、佐賀県内の市、県別に、それから、新しく玄海町が、搬入・搬出税というものも町条例か何かでつくっているのがあるんですよ。だから、稼働中の時の分を出してください。この税金は、今、稼働してないでこれだけ金がきているんですよ。動いてないのに。だから、動いている時の分も出してください。いいですね。（「佐賀県のほうもお願いします」と呼ぶ者あり）

【大場委員長】 小林委員の佐賀県の補助金、下条委員の要望に対する書類については、準備は

大丈夫ですか。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 6分 休憩 —

— 午後 零時 6分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

午前中はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後1時30分より、再開をいたします。

— 午後 零時 7分 休憩 —

— 午後 1時 分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【萩本税務課長】 午前中、大久保委員からご質問がありました不動産取得税の1%軽減による影響額ですけれども、平成30年度の当初予算について試算した結果、当初予算を24億6,000万円見込んでおりますけれども、仮に軽減措置がなかった場合は29億5,300万円と約4億9,300万円の影響額が出ているという形でご報告いたします。

【近藤危機管理課長】 午前中、説明しました部分について何点か補足及び修正を行いたいと思っております。

まず1点目、事故繰越しの説明をした際の説明資料をA4横図の表、裏と申しあげましたが、配付しました資料が2アップにしておりましたので、表面の上と下という形で訂正をさせていただければと思っております。

2点目としまして、電源立地交付金と使用済核燃料税の数値の件でございますけれども、産業労働部の所管と今協議をして調整しているところでございます。お昼の間には資料として提出が間に合いませんでしたので、大変申し訳ありませんが、後日、整理をしまして提出をさせ

ていただきたいと思います。

あわせて、小林委員の私の答弁で港の整備の概算額で合計大よそ200億円を超えるような感じと申しあげましたけれども、この前提としましては、自衛隊等の大型船舶をつける港の整備というよりも、既存の岸壁を耐震化として整備をした場合というような形で概算をしておりますので、大型船舶という形になると、また大きく額が変わることが予想されますので、補足して説明をさせていただきます。

あと、宅島委員の備蓄の関係につきまして申し上げますと、2つございました。まず、県下全域の県としての備蓄でございますけれども、73品目5万2,307点で、食料、飲料水、簡易トイレ、毛布、下着等々の備蓄を県下9カ所で行っております。あと、県庁舎の中の備蓄でございますけれども、県庁舎の備蓄につきましては、災害対策本部要員ということで250名を想定した3日分の備蓄ということを5年間で整備をするということで、水、乾パン、レトルト食品等を準備することにしております。

【大久保委員】 税務課長から午前中の質問の返答をいただきました。具体的に県税における不動産取得税の減免措置の3年間延長ということで、その1%が約4億9,000万円ということであります。

それで、結局、この減免の意図というのが、いわゆる不動産取引の活性化に伴う経済の向上を意図しているということでもありますから、そういう意味では、この減収分に相当する、あるいはそれを上回るような県内の不動産の売買によって、さらに不動産取得税の増収が見込まれると見ておられるのかどうか。

それから、それに付随して経済が活性化すると、当然、県民の所得が上がって、それに伴っ

て住民税とか法人税とか、そういうものの増収も見込めると県として捉えておられるのか、そこをお答えいただきたいと思います。

【萩本税務課長】 この3%の軽減措置については、随分古くから続いている制度ですので、それに見合うものがどうこうというのは、なかなか判断できないところです。

ただ、午前中も答弁させてもらいましたけれども、経済が活性化すると不動産の取引も活性化します。今、右肩上がりです。税収は増えてきており、3年連続して1,100億円をキープしております。こういう軽減措置制度が直接税収に反映していることではないんですけれども、景気回復によって、賃金とか、あと商取引の活性化によってあらゆるところに影響が反映されてきているのが現状かと思えます。

【大久保委員】 わかりました。自主財源の少ない我が長崎県においての減免措置というのは、今の課長の答弁によると、減税政策による、まさに政策効果が十分に出ているという判断でありますから、この議案に関しては了としたいと思います。

【宮本委員】 それでは、議案外所管事項について質問をいたします。

まず、危機管理監の方からです。

午前中から気象警報がいろいろ出ておりまして資料もいただきました。警戒本部において情報収集に努めていただきたいと思います。と思っています。

説明資料の1ページでありますけど、午前中から質問がございました。玄海原発の件です。これは質問というか、要望という形になりますが、資料に書いてありますが、5月8日に関係4市から要望があったということで、私もこの要望に同席をさせていただきました。壱岐市、平戸市、松浦市、佐世保市の4市が集まって副知

事に対して要望がありまして、私もその場においていろんな状況をしっかり聞かせていただきました。副知事からは、地域防災計画に基づく住民避難をさらなる実効性のあるものにしていくための国の関与であったり、そういうことについて副知事から回答があったわけです。

この中で1つ、平戸市長が代表されて4市の総意ということで言われていたことが、今までボールを投げていたけれども、なかなかそれが返ってこなかった、キャッチボールが全然できていなかったから、今度はしっかりキャッチボールをしてください、しっかり県としても入ってくださいということを要望されておりました。

そういったことを聞いて、午前中、危機管理監から、「8月に」という話もあっていましたから、そういうことで関係4市としっかり協議をなされて、県も一緒に国に対して、今までもされていらっしゃったかもしれませんけれども、さらに強化してそういった対応を、各4市からもいろんな意見を聞かれて、どういった課題があってということをしっかり把握された上で要望活動を、また、関係4市と県との協議会というものを年に数回、何回になるかわかりませんが、立ち上げていただきたいと思います。ことを再度申し上げます。

私は、午前中に申しましたとおり、鷹島で7月にはヨウ素の配布を薬剤師会が協力して行うということもあります。ヨウ素の配布についても、関心はまだまだ高くないんじゃないかと思っています。いただかれていないところもありますから、そういったところも危機管理課は薬務行政室とタイアップして取り組んでいただきたいと思います。この要望をさせていただきます。

それと、3月定例会の委員会の折に申しました木場スマートインターチェンジにお

る救急車の通行についてということで質問させていただきました。その後の経過、進捗状況を教えていただけますか。

【宮崎消防保安室長】 まず、木場スマートインターの件でございますが、現地に行きましていろいろ検証させていただきました。

一つは、E T Cがある場合、それからE T Cがない場合の利用の仕方ということで検証したところです。このスマートインターにつきましては、出る方も入る方も制御バーが2カ所ございます。まず、E T Cを利用する場合、その制御バーの1カ所目で一旦停止をしまして、そしてE T Cカードで制御バーが2つとも開きまして、そこを通行できることとなります。

次に、救急自動車の場合ですと、ご指摘のとおり、E T Cを搭載しておりませんので、サイレンを鳴らしながら赤色回転灯を点灯させながらスマートインターに進入するというイメージになります。この場合も2つの制御バーの前で一旦停止をいたしまして、そこにインターフォンがございますので、インターフォンを押して係員に緊急走行である旨、それから、消防本部の所属、車両番号などを伝えまして、それを受けまして係員が遠隔操作でバーを開けて通行するということとなります。

この2つの場合を検証しましたところ、E T Cを利用しない方が十数秒から20秒ほど時間がかかる、E T Cカードを使った方が早いということでございました。

その後、消防の方からいろいろ事情をお聞きしましたところ、E T Cを使って通行しますと料金が請求されます。一般的に救急自動車、それから消防車もそうですけど、緊急走行する場合に高速道路を利用した場合には道路整備特別措置法に基づきまして料金がかからないという

ことになっているわけですが、E T Cを使うと料金がかかるということなのでE T Cカードを付けていないという回答がっております。

そのため、E T Cカードで通行した場合でも料金がかからないような制度がないのか、西日本高速道路株式会社にお尋ねしたところでございますけど、現在のところ、そのような制度がないということ。また、他の地域でそうした要望が今あっているということも把握していないということでございました。

県といたしましては、今後、各市町消防とこれらの検証結果、それから、西日本高速道路株式会社との協議の結果を受けまして、再度、市町の消防と話をいたしまして、E T Cの導入について協議をしてみたいと考えております。

【宮本委員】 いろいろ検証されたということで、E T Cがない場合、10秒から20秒、もうちょっとかかるということですね。

ちなみに、今までここを救急車が通ったという報告がありますか。

【宮崎消防保安室長】 実際、利用されておりますけれども、回数などはまだ把握しておりません。

【宮本委員】 その辺もしっかり把握していただきたいと思っています。これができるという前提は、先の議会でも申したとおり、医療センターに近づくという、命のスマートインターという意味合いもありますから、その意味合いをもう一回踏まえていただいて、E T Cを通行した際に料金が発生しない制度はないという西日本高速道路の見解ではあるかもしれませんが、ほかの地域でもないということではあります。やっぱりあるのと、ないのとでは大きな違いが出てきます。今後においても、これは

重要なところですよ。

ですから、市と県、消防、そしてまた、西日本高速道路と協議を継続していただいて、何とかこれができる方向で、できない理由よりも、できる理由を捉えていただきたいと思います。1秒でも2秒でも早い方がいいわけであって、10秒、20秒、ない場合は恐らくそれ以上かかるということだから、そこで1秒、一刻を争うというものが、まさに救急車であります。そういったことを考えると、これはいち早く導入すべきであると考えております。

今後の協議について、近々される予定はありますか。

【宮崎消防保安室長】 まず、仮に無料のETCが導入された場合に市町の消防がどういう対応をするのか、そのあたりもございますので、来月7月には県下の10消防本部の担当課長会議もございますので、その場に提案する予定にいたしておりますので、そこで意見を交換しまして、その結果も踏まえてNEXCOと協議を重ねていきたいと思っております。

【宮本委員】 NEXCOにも、今後、こういったスマートインターが設置されることが考えられますから、ある程度、NEXCOの方にも必要だということは意見としてしっかり言っていたきたいと思います。そうでないと、せっかくいいものを導入したにもかかわらず、この運用が時間がかかるということになりますならば何のためのものかとなってしまいますから。それ以外でも利用に関しましては多いということも聞いておりますし、市民の方々からも喜ばれているという声も聞いておりますから、非常に大事な命のスマートインターチェンジ、そして、県民、市民の方々のためのスマートインターチェンジでありますから、利用価値を高めるとい

う議論を詰めていただきたいと思います。県が前向きにならないと、なかなか市町もついてこないことが多いと思いますから、もうちょっと県が主導的になって国を揺さぶるぐらいの勢いでやっていただきたいと思います。

私は佐世保から来る時には高速道路を使います。この場所も通ります。通行されている車も多数見受けられますし、きれいな道もできています。皆様方の総意、そして、国立医療センターについても大事なところですから、しっかりと協議を重ねて、議論を重ねて、救急車のETC導入に向けて、長崎県が第1号でもいいじゃないですか、全国初のETC搭載の救急車というぐらいのイメージでしっかりと対応していただきたいと思います。最近、高速道路を救急車が走っていることがよく見受けられますから、そういったこともしっかりと現場感を持っていただいて対応いただきますようによろしく願います。

もう1点、総務部関係で質問をいたします。

この時期に1つ確認をしておきたいことがあります。補正予算の組み方についてちょっとだけ確認させてください。

今まで補正予算は、6月、9月、11月、2月と見てきましたけれども、この補正予算の組み立て方というか、ポイント、今回の6月補正でいうと、健康長寿日本一の長崎県づくりに向けた環境づくりに要する経費であったり、スタートアップ企業等による革新的サービス、交流拠点の整備に要する経費などの大事なものがあります。緊急性を求められるものが補正予算として上がってくるというイメージが私たちはあるんですけれども、補正予算の組み立て方について再度確認させてください。

【古謝財政課長】 補正予算の計上内容の組み立

て方でございますけれども、補正予算につきましては、基本的には災害復旧事業など緊急的な対応が必要なもの、それから、国の経済対策補正に伴うもの、その他当初予算編成時には想定できなかった環境や情勢の変化等に伴い、新たに予算措置が必要なものなどを想定しておるところでございます。

当初予算との違いということで言いますと、財源というところがございます。県の一番大きな財源であります税収は、当初予算に計上して、それプラス国庫等を踏まえて歳出をどれぐらいに抑えていくかと検討をするのでございますけれども、補正予算においては、新たな税収というのは当然ないところでございますので、一般財源が発生すれば、それ以外の財源を確保しないといけないということで検討が必要なものと考えております。

【宮本委員】当初予算では組めなかったものであったり、緊急を要するもの、ざっくり言うと、そういったものが補正予算で上がってくるんですよということ。ただし、一般財源、それ以外の財源も必要になるので、もちろんですけども、長崎県として財政状況が厳しい中、難しいということもあるということも承知しております。

過去2年間の補正予算、6月、9月、11月、2月といろいろ資料をいただきまして確認させていただきました。こういった形で補正予算は組み立てられて事業が確立していくんだなということを確認させていただきました。

私が今回、一般質問で申しましたことについて、非常に緊急性、重要性を要するものだと思いますので、あえてこの質問をさせていただきました

医療体制については、非常に緊急性があろう

と考えています。てんかん地域診療連携体制整備事業というものがあまして、これにつきましては医療体制が今までないものだったので、これをしっかりと確立することによって、今までなかったものが確立できる。しかも、多くの方々が苦しんでいらっしゃる状況の中、非常に緊急性を伴うものであると認識しております。もちろん、担当部局が違いますからなかなか難しいかもしれませんが、医療体制における補正予算との関係性はどのようになっていますか、確認させてください。

【古謝財政課長】個別に医療体制だとどうかということでは、なかなか答弁しづらいところでございます。どの事業も補正予算の計上の必要があるかということをしつかり見ていくということでございます。

一般的に申し上げますと、まずは事業担当部局におきまして、先ほど申し上げました補正予算計上の基本的な考え方を整理していただきまして、事業の背景にある現状、課題の整理・分析、事業の必要性、ニーズに対応した内容になっているか、効率的・効果的な手法かどうかなどを十分に検討していただいた上で要求を行っていただくこととなります。

また、その要求を受けての財政課での査定においては、事業の必要性、緊急性、そもそも県がどこまでやるかといったところの必要性等に加えて、先ほど申し上げました財源の問題も検討を行いまして、十分に議論を重ねた上で予算計上の可否を判断することになるかと思いません。

【宮本委員】私自身も担当部局、そしてまた、補正予算、当初予算の意味合いを踏まえながらしっかりと議論を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【吉村(庄)副委員長】 大変ご苦労さまです。

まず、午前中にいろいろ議論がありました玄海原発に関する問題です。私も過去の一般質問等で特に避難の問題についてずっと求めてまいりました。そういう中で3号機、4号機の再稼働という問題がありました。

一つは、避難計画等が十分でないのに知事は再稼働を容認せざるを得ないという態度を示されましたが、なぜそういう状況になるのかということ。

もう一つは、先ほどから出ていますように、UPZの範囲について、30キロ未満のところには属する長崎県の問題について、それぞれのところで、佐世保市を除けば、あとは全部、異論があると、こういう決議がなされているにもかかわらず、そのところをどうして慎重に配慮しないのか、こういうことをお尋ねしました。

それで、避難の問題について言えば、先ほど、いみじくも答弁がありました。かなりの問題が残っているなど思ったのは、道路の関係、あるいは港湾の関係です。

私がいつも申し上げてきた中では、避難の問題としては、やっぱり病院、医療関係、それから介護、特別養護老人ホームのような施設の避難計画を一体どういうふうに進めているのかということや、それをずっと言ってきたわけですが、

前段の道路あたりについては、先ほど一定の見解を示されましたが、私からは、今、医療機関、それから特別養護老人ホーム等を含む、それからまた、介護施設といったことで避難計画を当然立てなければならぬ、あるいは訓練もしなきゃいかんと、こういうふうには防災計画でなっているところについて、県としては今までも示されましたが、何カ所対象があつて、そういう計画が立てられているのが全て終わって

るのか、終わっていないのか。終わっていないとすれば、どういう時点までに終わろうとされているのか、まずそのところをお聞かせ願いたい。

【近藤危機管理課長】 県内のUPZ圏内における医療機関、そして、社会福祉施設の避難に係る原発の避難計画の策定状況についてでございます。

まず、医療機関につきましては、21施設ございまして、個別の医療機関の避難計画は策定が済んでいると認識しているところでございます。

あわせて、社会福祉施設でございますけれども、66施設ございまして、これも施設ごとの避難計画というものは施設ごとに策定しております。

ただ、いざという時に、例えば、医療機関が、じゃ、どこの施設に避難するのかというようなお話が県の方に依頼がありましたら、県の医療部局で受け入れ先確保のマッチングを確実にやって避難を確実にやっていくと。これは社会福祉法人も同じでございます。

【吉村(庄)副委員長】 これは早くつくらなければいかんじゃないかということですね。

それともう一つは、計画をつくったならば、やっぱり一定の条件のもとということになるんでしょうけれども、防災訓練、避難訓練をやっていくということが求められていると思います。避難訓練について言えば、先ほどの避難所というところも関係が出てくるでしょうけれども、どういう状態ですか。一部分じゃないけれども、一応満足できるような状態で実施されているのか。つまり避難対策がこういう部分について一応できているのかどうか、こういう点についての評価というか、実際はどうですか。

【近藤危機管理課長】 実際の訓練のお話でござ

いますけれども、毎年1回は3県が合同して、同じ条件下で原子力防災訓練を行っております。その中には全てというわけにはなかなかまいりませんが、地区地区を設けまして医療機関だとか福祉施設をお願いをしまして一定の訓練への参加をお願いして、実際に避難先まで避難していただくというような訓練もあわせて行っております。

ただ、それが全てかということとは十分ではございませんけれども、順次やっていきたいと思っております。

【吉村(庄)副委員長】 そのこの部分に限って私もお尋ねしていますから、そういう点では一定の条件のもとで訓練その他を行っている。それは見方、評価にもよるでしょうけれども、十分かつ全般的にきちっと完璧にやられているということでもないだろうと、こういうふうに思います。だから、そういう意味でも課題はまだ残っている状況だと私は思います。

そういう中で、4市からは、30キロ圏内のところでは、松浦市を先頭にして、3市、4市、それぞれあるわけですから、その中でいろいろ意見が出てきている中で、言われているように、松浦市、平戸市、壱岐市については、そういうところは十分でない、そういうことで住民の不安が払拭されていない。こういうことについて現段階はという条件がある程度ついていところもあるかもしれませんが、とにかく再稼働反対だと、こういうふうに議会等で決議がされているわけです。

ここについて危機管理監、知事は、そういうものはちゃんと承知をしておりますが、しかも、避難の問題については、かなりまだ時間を要すると私の答弁にあったんですけれども、そういう状況であるにもかかわらず、再稼働はやむを

得ないと判断しているというのは、知事の姿勢としては問題があると私は思いますが、危機管理監としてはいかがですか。

【豊永危機管理監】 国の捉え方といえますか、考え方ですが、まず、避難計画につきましては、玄海地区の避難計画ということで策定したところでございます。それについて国の判断としては、避難計画の中身については、これでいいんじゃないかと。それから、原発の安全性については、原子力規制庁等々、専門的な話になると思っておりますけれども、そこが安全であると。国の考えとしては、安全・安心が確保されたということで再稼働を認可、許可したと思っておりますけれども、実際、地元住民の方の安心感というのは非常に揺らいでいる部分があるのも事実であります。

ただ、再稼働というスケジュール、国の施策については、やはり進んでいくというやむを得ない面もあろうかと思っております。それに伴って、先ほど申しましたように、住民の方が本当に感じている不安な気持ちをいかにして届けていくのかというのが私どもに課せられた非常に重要な仕事じゃないかと理解して、先ほど来、話しておりますように、いろんな方法、手段を使って、国の方にそういった思い、要望を届けていきたいと私は思っております。

【吉村(庄)副委員長】 それは後からまた触れませんが、危機管理監としては、最近、東海第二原子力発電所について、これは日本電源という会社ですけれども、30キロ以内にある市と特別協定を結んであるんですね。これは一定の条件がついている、限定的な条件がついているというように私も理解をしております、再稼働問題についてですね。これは承知しておられますね。いわゆる原子力発電所があるのは東海村、

2号機があるんですけどね。その隣がひたちなか市とか、常陸太田市とか、それから水戸市も入っているんですけども、こういうところについて5市と協定を結んであります。いわゆるいつも問題にしておりました自治体の東海村と、それ以外の30キロ以内の市について結んであるんですが、このことと現地の松浦市を含めたところ、伊万里市あたりもそうですが、九電側としてはやっぱり結ぶべきじゃないか、県と玄海町と同じレベルでやるべきじゃないかという意見が今まで出てきておりました。そういう点については、どういうふうにお考えですか。

【近藤危機管理課長】日本原電の東海第二原発の再稼働に係る事前同意の件でございます。

これまでも原発の再稼働の同意というのは、そこに立地している自治体と、その県というような形で同意ということをやっておりましたけれども、この東海第二原発につきましては、茨城県と東海村に加えて、その周辺の、委員おっしゃったように5市と同意の協定を結んだというようなことになっております。

その前提としましては、この東海第二原発というのが40年を超える延長の申請というのが第1点。そして、この同意に当たっては、立地自治体の東海村が自分たちだけでは、その同意を担いきれないということで、周りの自治体に協力を求めた。特に、隣接市以外の、その県庁所在の市である水戸市にもその協力を求めたということで、UPZの全部の市町を求めたというわけではなくて、隣接の市プラスその県庁所在の市というようなところが大きく違っております。

そして、これも通常の新しい原発だったら自分のところと県だけでいいよと。ただ、今回は40年延長の1回限りの再稼働の同意についてだ

け、ほかのところの自治体の同意権を付してくださいということで東海村からのお願いで、日本原電がそれを了承して、同意権が広がったというような形で認識しておりますので、そこは、それ以外の原発のところとは違うのかなと認識しております。

【吉村(庄)副委員長】私は細かいことは申し上げませんが、一定の条件のもとにというのは当然理解をした上で話をして、今のような状況であることは私も承知いたしております。水戸市も入っていますからね、県庁所在地ですね。

そういう中で、危機管理監、これは再稼働を待ってもらわなくていいのかと、玄海原発の2号機、3号機の直前でございました。あと4号機の問題も出てきたんですけど、その時に、知事は、避難計画がまだ十分でないのを承知しているようなニュアンスの発言をされながら、避難計画と云々、さっきの話じゃないけれども、道路だってなんだって考えてみたら相当の日数がかかる。こういう時に国のエネルギー政策の云々ということの中で私は判断せざるを得ない、容認せざるを得ないと、こういう話を実はされたんです。

そこで、もう一步違うところで、知事はやっぱり県民の皆さん方の大多数の意見というのものもあるけれども、少数意見も尊重してやるべきじゃないかと言ったら、それはそうだと、大多数が言うから、そこで決めていくということばかりじゃなくて、少数、そのほかの意見も県政を進めていく場合にはあれですよと、こういうふうな言い方を知事はされたんです。それはそうだと私も思って聞かせていただきました。

そういうことからいうと、少なくとも、6キロの話もありましたが、8キロ前後のところにある松浦市、そして、30キロ圏内にあるあとの

市、ここら辺の意見の中で、県内でいえば平戸市、松浦市、壱岐市については、まず再稼働ということについては、今の時点でという条件付きのようなどころもあるんですけども、いや、やっぱり反対だと。こういうふうなところは、それだけ議会も、それから行政も、そのこのところについては出てきているわけですから、知事は、あの時点で一步、歩みをとめて考えられるべきだと、知事の姿勢からいっても、そういうふうにするんです。

しかも、私がいつも言っているように、大橋を渡って渋滞をするような時期に、例えば、波佐見まで、川棚まで、佐世保まで来た時に、板山トンネルの話も今されていますけれども、そういうことを含めて考えてみた場合に、それはとてもじゃないが、本当の意味での避難ということでは間に合わないじゃないか、こういうことをずっと言ってきたんですね。それから、風向きによる放射線、万が一の時の、放射線漏れの時の放射線の飛散状況というんですか、こういうことを考えてみた場合に、やっぱり県民の安全・安心、命を守るという意味でいうと自治体の長としての県知事の責任は大きいということがありますから、そういうことの中で、条件つきではあるけれども、同意を求めたところもあって、いろんな経過があるけれども、そういうところを結んでいる。そういうところについて結んでいけないということはないわけですから。だから、玄海原発の場合は、いろいろ協議をする時に原発が立地している玄海町や佐賀県と同じような説明とかなんとかというのは、事前、事後を通じてやっていこうと、こういうところまではきいていると理解していますから、全然ないのとは違うと私は思っていますけど、ぜひそういうところを担当部局として考えていた

だくことが必要じゃないか。それ以上のことを知事が言っていますから、それ以上のことを危機管理監に求めることは無理だと思いますので、意見として申し上げておきます。

それから、財政の問題について幾つかお尋ねをします。

ここに、「平成30年度長崎県予算編成方針」という資料が次年度予算をつくる前に財政課から出されております。私は時々申し上げておったんですが、県の単独事業、あるいは単独事業に要する単独費用、こういうことについてここ数年絞られてくるという状態になっておりまして、それは例えば福祉関係の補助金でも、ほかの関係の補助金でも、使命が終わって、そして、政策的に考えてもっと違うところにつければいいということと考えられた部分もあると思いますけれども、県の単独事業の見直しということの中で、「特に普通建設事業については他県が縮減を進めている中、一定規模を維持している状況を踏まえ、徹底的に検討すること」という方針をあなた方は出しております。

これに影響を受けているのは佐世保市からも陳情があった、ほかにもあると思いますけれども、端的な例を挙げれば、佐世保市から急傾斜地崩壊防止事業について県の単独予算がずっと減らされてきているから、佐世保市では、従来は5年か6年待っておけば事業がやれたんですけども、やっぱり10年近くかかるようになってしまったんですよと、こういうことがありますけれども、この辺について一体どういうふうになっているんですか。

【古謝財政課長】 予算編成方針における普通建設単独事業の件でございますけれども、一定規模を維持してきたということは、本県の財政事情が非常に厳しいという中で、他県においては

基金を取り崩さずに、むしろ積み上げているところもあるということで、決算を性質別に分析したところ、普通建設単独事業について、九州の他県については、かなり削減をしてきたところ、本県は一定維持しているという数字上のものが見えましたので、そういう表現をさせていただきまして、そこは一定、見直しをしなければならぬということ考えているところでございます。

それを踏まえまして、平成30年度の当初予算編成においては、普通建設単独に限らず、全般的に厳しいシーリングを設定させていただいたんですけれども、普通建設単独事業費についても10%のマイナスシーリングということにしたところなんです。平成29年度は20%のマイナスでしたので、それよりは緩和しておるんですが、いずれにしても10%のシーリングをかけさせていただきました。

ただ、これは個別に、例えば、急傾斜地崩壊とか、それぞれの事業について10%という意味ではございませんで、普通建設単独事業費枠全体、部局全体の普通建設単独事業に対するマイナスシーリングとなっております。まずは急傾斜地崩壊でいえば土木部におきまして単独事業費全体の中でどうやって選択と集中を図って10%を捻出するかということで判断されたものということで、それぞれの事業費が決まっているものと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 そういうふうに答弁がくるのはわかっていたんですが、問題なのは、単独補助事業の見直しも次の項目にあるんですよ。当然あってしかるべき、先ほど言ったように目的がどうだということもありますから、財政も厳しいからね。のべつ幕なしに補助を従来どおり、ずっと同じような考え方だけで続けるとい

うことについて見直されることは、私は十分わかります。

ただ、今申し上げたようなところが具体的に佐世保市の予算なんかでは影響が出てきて、しかも、急傾斜崩壊防止事業などというのは、予算がどうだというのは具体的に事業を進めてもらってもいいという手続が終わった中で、しかも、この辺は人の命にかかわるということがあるでしょう、急傾斜地崩壊防止ですから。これがそのまま今日のように集中的に云々とか、こういう状況になっていくと、いつ、どういうふうに変化していくのかわからない、集中豪雨は十分あり得ると。こういうところに影響があるような形で考えられたら、これは方針にあるのは、少なくとも個別ということだけを考えていらっしゃるのではないということは先ほど説明があったとおりですからわかります。

例えば、佐世保市では、そこのところに関連するものとして、平成28年度は県の予算を1億6,500万円つくっていただいて、ちょうど2倍の事業、つまり2分の1を県が負担してもらおうということですから、3億3,000万円の事業ができておったのが、今年は1億円程度ぐらいしか県からもらえないからと、佐世保市からいったらですよ、そういうあれではない部分はあると思いますが、事業が2億円。

そして、この前、陳情があったのは、土木も財政も聞いておられると思います。この中で、例えば、県の場合は、国費と県の事業は少し大きい事業ですけれども、国費と県費、こういうことの中で待ち年数は2～3年だと。こういうことで手続が済めば、用地等の問題もありますから手続するのに時間がかかるんですけど。

ところが、佐世保市では今のような状態でいくと、平成28年度ぐらいでいきますと6年か7年

ぐらいで何とかやりくりしてやっておったんだけれども、今のような状態になって、平成30年度の予算みたいになると10年かかるというんですよ、事業を採択してから。これは法律の中でもそうですし、災害防止事業の中でも一定認められていますから、そういう事業に採択されたところは、少なくとも最も危険なところについては仮設防護柵をつくるなどの対策は認められています。だから、一定の雨量で危険な状態が直ちにくるとは思いませんが、最近では集中豪雨、短時間の雨量が非常に大きいからです。

こういう状況になってきますと、過去に財政課を中心に総務部で編成方針をつくって、これは知事の考え方も入っていると思いますが、これも、そういう状況の中でやっている普通建設事業の、単独事業の縮減が、そういうところに影響していると現場では受け取らざるを得ないというのがあるんですね。こういうところも是正をしていただきたいと。ほかのこともあるかもしれないけれども、命にかかる部分とか、それから、単独事業の中では県道とか道路予算だけとって、もう本当に生活に密接する部分があるんですよ。そういうのが財政緊縮の折から削られていくということになったら危険な状態というのが大なり小なりずっと続いていくということになりますから、やっぱり私は財政当局、総務部としては、そういうところについては現場の土木なら土木のところもしっかり考えていかなければいけないと思いますけれども、県全体として考えていただくということをぜひしていただきたいと思いますが、この件について財政課長なり総務部長の見解を求めます。

【古謝財政課長】 委員ご指摘のとおり、県民の生命、財産を守る安全・安心という視点は非常

に重要な要素であるということは認識しております。

ただ、ご案内のとおり、財政状況が非常に厳しい中で、一方で、今の時点でも基金取り崩しに頼らざるを得ない財政運営をしている中で、将来的にも社会保障が毎年伸びているという中で、一定のシーリングで財源を捻出しなければ、貯金がなくなるという状況においては、必要性だけでは、もはや判断ができないと考えております。

必要な事業というのは、それこそたくさんあるんですけれども、それだけではなくて、緊急性とか選択と集中をしっかりつけていかなければならないと考えております。

また、そういった選択と集中の中でも予算編成における判断基準の一つとして、そういった安全・安心というところはしっかり重視をしてみたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 多くを言うことはございません、時間がないですから。ただ、例えば、事業が採択されても7年、10年待っている人、老齢世帯とか高齢者がいるんですけれども、雨が降るたびに命の縮まる思いをせずずっと待っているんですよ。事業として採択されているから、それは待ちましようということになるんですけれども、現状は厳しいですよ。

だから、そういうことを含めて総務部長、きちっと見解をお願いします。

【古川総務部長】 本県の財政状況は非常に厳しいという点につきましては、今、財政課長から答弁をしたとおりでございます。

そういう中で限られた財源をいかに有効に、また、事業に充てていくかという点におきましては、どうしても厳しい状況の中では、先ほども申し上げましたように、単独事業というのが、

他の県よりも高い水準で維持されている状況にあるという問題があるかという点で、その部分にシーリングをかけているということでございます。

ただ、安全・安心の部分について削れということではなくて、優先順位をいかに考えていくかということであろうかと思っておりますので、ただいま財政課長が答弁申し上げましたとおり、予算編成方針の中でも、その辺の取捨選択において安全・安心の部分は重視するような形で事業を組み立てていくように、予算化するように、考えているところでございます。

【大場委員長】 ほかにございませんか。

【橋村委員】 吉村(庄)副委員長に関連でありますけれど、急傾斜地崩壊防止事業は県単事業ですけれど、それは自然災害防止事業債を原資にしていると思うんですが、自然災害防止事業債の事業費の充当率と交付税措置率をお尋ねしておきたいと思います。

【古謝財政課長】 単独事業における自然災害防止事業債でございますけれども、100%、地方債を発行することができますが、その交付税算入率については、28.5%から57%の間で措置されるということでございます。

【橋村委員】 先ほどの吉村(庄)副委員長と同じような考え方を私も持っておったんですよ。単独事業費を抑えなければいけないというのはわからなくてもない。全てを単独事業費として縛ってしまうのか、単独事業費だけでも、原資が交付税措置されるような、しかもまた、100%の充当率であると、この制度を利用せんわけにはいかんという思いがあるんです。

したがって、単独事業、一般財源だけで賄う事業であれば、それはある程度のシーリングというのわかるけれども、後々、交付税措置が

なされるということを念頭に置くならば、一般の単独事業と同じような、同列な扱い方をして査定に当たるというのは、これは少し問題あると。私は財政課の担当職員に過去にも申し上げたことがあるんです。

したがって、道路とか河川の維持管理みたいなもので自然災害防止事業債みたいな有効な起債措置、あるいは有効な財源を使えない、一般財源のみに頼らざるを得ないものがあるならば、その限りではないけれども、そうではない、財政措置が後年度で行われるということであれば、その辺のところは十分考慮しながら査定に当たっていただきたいということ。

私は、こういうことを、こういうところであんまり言いたくなかったのでじっと聞いておたけれど、あなたたち、通り一遍の、財政課長であった総務部長もよくわかっておるはずだけれども、やはりそのところはきちっと、どこまで説明するか、しないかは別としても、きちっと、この事業は、あるいはこれは財政措置もあるし、また、57災の時には非常に危険箇所、急傾斜地の対応をしなければならぬ箇所が何千カ所とあった、それをずっとやってきた。そして、公共事業で10戸以上の採択基準のところやれないから県単で5戸以上のところをやるということでも市町村ではやっているんですよ。その採択基準に合わない、しかし、危険度が高い、ゆえに5戸以上、国の制度に馴染まないけれども、急いで仕上げてやりたいと。

例えば、諫早市にしろ、まだ10カ所ぐらい待機させているというような言い方なんです。だから、毎年、卒業生が出てきたとしても、まだまだ5年、10年先にならんと採択できないと。だから、もう受益者、あるいは地区の代表者の人たちも、もう県に言うても、市に言うても、

もうこれは取り扱ってもらえんというような諦めムードなんです。ところが、これは人命、財産を尊重するという防災事業だから、何よりも優先的に対応しなきゃならん。ゆえに、国としても自然災害防止事業債、そして、充当率100%、後に交付税は28から57と。昔の地総債の制度と同じような感じで交付税措置をなされるんだから、そこら辺のところを一般の単独と同列の扱い方をしちゃならん。

そこまで財政課長がこうやって査定の時に目を通しておるかどうかは私はわからん。担当者レベル、あるいはシーリングをかけて、そして河川課、あるいは砂防課からもってこいということやられておるであろうと思うから余り言いたくなかったんだけど、そこら辺のところは上司の財政課長とか総務部長なんかが、そういう査定の場合に、この事業だけは別枠でというような配慮をした対応をやっていただきたいと思っております。もう答弁は要りません。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時27分 休憩 —

— 午後 2時28分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【小林委員】 消防保安室長、今、宮本委員から質問があっただけで、大村の木場スマートインターチェンジ、今年3月中旬に開通いたしました。評価が大変高いと思います。大変ありがたいスマートインターチェンジでありまして、関係の皆さん方にお礼を申し上げたいと思います。

木場スマートインターチェンジの、消防車、あるいは救急車がETCを登載していないということは、3月の委員会であなたは質問を受けたと思います。そこについてまた同じような質問をされて、そして、その答弁が3月の答弁と

何も変わらない。

私は、今、あなたがどんな答弁をしたか、議事録を読んだんだけど、消防関係は10ぐらいあるのかな、そことこの問題を取り上げていろいろ協議をしないと。救急車にETCを登載していないというような形の中で、救急車が高速道路を通るということについては余りないんだとか、いろいろなことを言いながら、基本的には県内の10消防本部と話をさせていただきたいと思っていると。話をした結果、どうだったのか。3月22日のことだよ。今日は6月29日だ。先ほど聞いていたら、消防本部にもって行って話をしたいとか、近く皆さん方と会うからと。ということは、3月22日に、あなたがここで答弁をした、県内の10消防本部とも話をさせていただきたいと。こういうことを2度も3度もあなたは言っているんだよ。また今同じような答弁をしているじゃないか。ということは、何もやってないということだな。どうですか。

【宮崎消防保安室長】 宮本委員から3月にご意見をいただきまして、その後、現場に出向きまして、まずは木場インターの出入りにどれぐらい時間がかかるのか、そして、（「消防本部と話をしたのかどうか」と呼ぶ者あり）その後、そういう現状を踏まえて、どうして今使っていないのか、ETCを導入していないのかという意見を長崎市消防局に話を聞いたところです。

そうしたところ、ETC搭載であればお金がかかるというお話があったものですから、ETCのお金のかからない制度ができればいいのではないかと考えまして、今度はNEXCOに行ってNEXCOと協議をいたしました。そうすると、今のところ、そういった制度がないというお話でございましたので、そういうことであれば、お金のかからないETCの制度があれば、

今度は消防本部としては導入できるのかどうかということを経済局と話をしたんですけど、そこはほかの消防局の意見もあるということでございましたので、今度、消防本部の担当課長会議がございまして、そこで意見交換なり、それから、先ほど宮本委員から県として積極的に主導的という話もございましたので、あわせて消防本部と話をしようというスケジュールで考えていたところでございます。

【小林委員】今言っているのは、あなたのご答弁を確認して、要するに、せっかく宮本委員から貴重な意見が出た。確かに、宮本委員がおっしゃるように、今回の木場スマートインターチェンジは、言うまでもなく長崎医療センターのすぐそばです。

それで、木場スマートインターチェンジができたからということとは別としても、これまでも相当、池田インターチェンジというところがあって、遠回りになるだけけれども、そこでおりて医療センターに緊急に救急車が行っていることは、たくさん例があるわけです。

しかし、木場スマートインターチェンジができて、今回の木場スマートインターチェンジの優位性というか、特徴のすばらしいところのいろんな項目の中の一つは、やっぱり1分1秒を争う救急体制において、木場スマートインターチェンジで乗り降りができることが大変大きなプラスだということで、これが一つの柱になっているわけです。

私も地元におりながら、前回、3月に宮本委員が質問をされるまで承知してなくて、なるほど、こんな問題があったのかということで、今回、大村市議会でも話題になっておったわけです。

委員からこういうような話があって、あなた

も何もしてなかったわけではないと、現場にも行ってみたと、そういうようなことで実際やっているわけです。それだったら宮本委員なんか、言っただけだったというぐらいのこととか、委員長にも言ってくれたり、あなたがそれだけのことをやっておいて、その結果を知らせてもらおうというような、それぐらいの気の使い方はやっておいた方がいいと私は思うんだよ。あたかも3月22日から全く何もやらなかったかのような状態で、たまたま昨日、6時過ぎぐらいに、私はありがたいことに木場スマートインターチェンジを利用させていただいて、その帰りにETCを搭載していない普通の車がそこを通過して、結局はずうっと渋滞ができたというようなこともあっているわけです。

それで、池田インターチェンジに人がおられて、そこから遠隔操作をしてどうこうということで問題はないと。こう言っているけれども、実際はNEXCOの方の問題と、救急車とか消防車にETCを搭載した時に幾らぐらいの金額になるのかとか、そんな話し合いはあなたもまだしてないと思います。

私は、総務部長、委員会でいろいろ質問があって、そして現場に行っているいろいろと協議をしなければ出ない答えというのはいっぱいあると思うんです。そういうことについて、いろいろ行動した結果とか、いろんなことについてはもうちょっと真剣に、前向きに途中経過なりを教えてくださいながらやるぐらいの姿勢を持っておかれてもよろしいんじゃないかと。ぜひ今後そういうことをお願いしたいと思います。

それで、実は総務部長に質問するために立ち上がったんです。

それで、総務部長、議会の活性化について、いわゆる理事者の窓口は総務部長だと思って質

問をしたいと思っているんですけども、以前、我々が連立会派というものをつくったりしながら、その中で通年議会というものを導入し、いつでも、1年365日、議会の開会ができるんだと、議長が招集権があるんだというような格好でいろいろ今までやってきた経過があったわけです。

そこで、本当にしょっちゅうのごとく、県政改革特別委員会とか、そんなようなことと通年議会とかやってまして、ほとんどしょっちゅうのように委員会をやったり、議会をやったりしながら、今思えば、少しよかった点もあったかもしれないが、なかなか理事者側の皆様方に通常の仕事ができないというようなことの中で大きな批判を受けたことも、よくよく身にしみておるところでございます。

その時に、しょっちゅうのごとくこうやって委員会等をやるものだから、今までは、ここに今日いらっしゃっている方は、部長、あるいは答弁ができる人、課長クラス、参事監、それに同等の立場の人か、あとは総括課長補佐ですか、総括の方がお見えになっていて、ほとんどあの方の方は、これまでは委員会に出席をされて、委員と理事者の皆さん方のやりとりをいろいろ、テレビでも見ることができるけれども、生の状態で見ておられたと思うんです。

私は、今、こういう平常の状態の常任委員会になりましたので、何といいますか、皆さん方を拘束して仕事ができないような形になるということはないと思っておりますので、またもとに戻して理事者の皆様方に、これからの県庁を担う、県政を担っていただく、例えば、現実が一番忙しいというか、現場でご苦労いただいているわけでございますけれども、班長クラスの方とか、そういうもうちょっと間口を広めて議

会にできるだけ参画をしていただいて、テレビじゃなくして、生の状況の中でやりとりを皆さん方にいろいろと経験していただくことは、また、県政推進の上においてもとても大事なことでないかなと、こういうような考え方を持つわけでございます。

私は、個人的にそういう考え方を持っておりますので、自由民主党・県民議会派の総会の際、吉村議員のご理解をいただいて、私は挙手をして、そのお話を皆様方にしたところがございます。長老の宮内議員も、それは非常によろしいことだと、そう言わなかったかな。

そういうような話もあったりして、いずれにしても、ぜひ私は検討していただきたいと思っております。これは議運等できちんと正式にやるべきではあるかと思いますが、基本的にそういう考え方を持つということの中で、議会の活性化、同時に理事者と県の職員の方々との、本当に両輪という形の中で丁々発止、議論もやり、そんなようななかプラス要因を高めていくために必要ではないかと思っておりますが、そういう考え方に対してのご見解をいただければと思います。

【古川総務部長】今、小林委員の方から議会の活性化というふうなことでお尋ねがございました。

委員会への出席者は、通年議会の前は、傍聴席まで占めるような形で委員会がなされておりました。今、ご提案といいますか、お話になりましたことは、基本的に私は望ましいといえますか、理事者としてもありがたい話ではないかと私は思っております。

お話しいただきましたように、通年議会を平成24年に導入されまして、私、その時は財政課長をしておりましたけれども、年じゅう、議会が開催されて委員会の日数も長い。ただ、一方

で、そこの部分の理事者へのご配慮をいただいた点は、委員会でも通告制を入れていただいて、課長であっても質問通告がないところは出席をしないというふうな形で理事者の負担軽減も一方では図っていただいたというふうな状況であったかと思っております。

ただ、おっしゃいましたように、議会と理事者は車の両輪でございまして、委員会の場というのは、委員のご意見とかお考えを聞く非常に重要な場であろうかと思っております。県政を推進していく上で実際に担っていく班長以上といたしますか、その辺のポストでございまして、できましたらそういう形で出席ができるような形にしていいただければと思います。

また、どうしても私も、資料を持っておっても、なかなか緊張するこの場で、資料がどこにあるか、すぐに見つけることもなかなか難しいことあるかと思っておりますので、そういう意味でもすぐに資料とかをもらうような形になれば運営も、よりスムーズに運ぶこともできるのかなと思っております。

いずれにいたしましても、これから県政の重要なポストを担っていく方々にも、人材育成という点からも、ぜひこの場に参加して生の議会の、委員会の状況を実際に見聞きしておくことが今後のためにも必要なことかなと思っております。

ただ、一方で、以前はテレビ中継とかなかったものですから、ユーストリームでの放映もございましたけれども、県庁の個々のパソコンでは見れないという状況がございまして、実際に新庁舎になってテレビで見れるようになったということもございまして、広げていくということもあります。ただ、以前のようにあふれんばかりのという、そこまでは必要ないとい

ますか、求められるものでもないのかなと思っておりますので、その辺は、私ども、人材育成という観点も含めて、どういう形で出席をさせていただくのがいいのかというのは、私どもも考えさせていただければと思いますので、ございます。

【小林委員】再三申し上げますように、これはあくまでも私個人としてのご提案でございます。議会運営委員会を通じながら、各会派の議員各位がどういう思いを持っておられるか。議会改革とか、県政推進とか、議会の活性化について考えてない人は誰もいないと思うんです。そういう視点からやって、一番効率がよくて、目的が一番身近に近づくというようなやり方がどうなのかと。やっぱり委員会とか本会議だとか、そういう議会と皆様方とは、やっぱり県民の代表として県民の声を代弁して皆様方にぶつけていく。また、皆様方も県政運営をなされている当事者でございまして、皆さん方のご意見もいただくと。

そういう中において、まさに部長からお話がいったように、これからを担う、ある意味で若手の方々が、やっぱり議会と理事者の関係とか、県政推進上の問題点というのは、確かにテレビでは見られるかもしれないが、テレビは音を大きくしたり、小さくしたり、なんかくすんで見えます。それで、私なんかの声は、あえてボリュームをあげとってもらおうと、ひたすらがなっているように見られて、ちょっと心なしの状態もあるわけですが、いずれにいたしましても、ぜひここは議会運営委員会で議員がどういうふうに思われるか。また、理事者の方からも積極的に、もしそれを望むようなことがあれば、議会運営委員長とか、あるいは議長とか、そういう方々にお申し入れをさせていただいて、効率の

いい、しかも、将来につながるようなやり方にもっていただければいいと。

ただ、人数の制限とか、人数が何名でなければいかんとかいうのは皆さん方でお考えになることであって、会場に入らんように、それだけふさわしい人が来るんだといえ、そういう状況でもあるし、いろんなことは皆様方が十分お考えいただければいいと。明日につながるようなやり方をやられたらどうかと、このように思いますから、ひとつご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、これより、会派提出の意見書の審査を行います。

今回、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派から、「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」の提出の提案、改革21会派から「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」提出の提案がっております。

【吉村(庄)副委員長】 今、皆さん方のお手元に両方の意見書案を出させていただきましたが、事前に調整をさせていただきました、自由民主党・県民会議と自由民主党の共同提案の意見書案で、中身的に私どもの言っていることも含まれておりますし、同時に、今回、来年に向けた県の地方財政確立に対する政府要望ですね、こちら辺も長崎県が抱える問題、そういうところについて合致をしているようなところがございまして、大方、了解できますので、私たち改革21会派から出しておりました意見書案の提出をここで撤回をさせていただきたいと思います。

【大場委員長】 ただいま、改革21会派から意見書の提案を取り下げる旨の説明がありましたので、自由民主党・県民会議並びに自由民主党

会派提案の意見書について、審査をいたします。

ここで、意見書提出について趣旨説明をお願いいたします。

【吉村(洋)委員】 ただいま、改革21の方からありがたいお言葉をいただきまして、取り下げをしていただきまして、まことにありがとうございます。

ご覧いただければおわかりと思いますが、書いてある趣旨は、ほぼ同じベクトルでございまして、2つ一遍に決められないということからご協力をいただいたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

それでは、「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」ということで、自由民主党・県民会議及び自由民主党の共同提案ということで説明をさせていただきたいと存じます。

お手元に配付しております意見書（案）をご覧いただければありがたいと存じます。

冒頭の文章は、お目通しをいただければありがたいと思います。

また、番号を振っておりますが、そのようなことで、先ほど副委員長からも話がありましたように、「平成31年度の政府施策に関する提案・要望書」の11ページに「地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実について」という項目がございしますが、その内容とシンクロいたしておるところでございます。

基本的には、国というのは、地方が集合して成り立っておるという構成になっておりますが、地方が衰退すれば、すなわち国の発展は望めないことになるわけでございまして、平成30年度の予算の執行及び平成31年度の予算案を作成するという時点に当たって、我々の考え方を国に対して申し述べさせていただくという長崎県議会としての対応でございます。

中身といたしましては、国は、地方との協議

の場を十分に確保すること。また、今後、不可避な継続的社会保障がまいるわけですけれども、それについては現場である地方の声をもとに地方負担の財源を確実に措置するということ。地方交付税の算定については、僻地補正の拡充等に意を用いること。また、合併算定替の特例措置の終了に伴い、非常に厳しくなる地方財政について、また、新たな財政需要が発生することに鑑み、その対応を怠らないようにやっていただくこと。また、平成31年改正の地方法人課税の見直しにつきましても、地方間に偏在性が見受けられることから、その是正措置をとっていただくこと。特に、長崎県は離島を抱えており、県の負担額と僻地の補正措置額、この2点につきまして大きく乖離いたしております。長崎県特有の事象でございますので、ここにも配慮していただくことというような内容をもって国に要望するというので、意見書の提出をさせていただきたいと存じます。

皆様方のご高配によりましてご賛同いただきますように、よろしく願いいたします。

【大久保委員】 今、会派の吉村(洋)委員から、この意見書の趣旨説明がありました。まさに我が長崎県は、離島・半島を抱えて地理的にも地形的にもハンディキャップを持っている、なおかつ、自主財源が少ないという状況下にあつて、県民の皆さんの行政サービスをより身近なところでやる地方自治体、そして、社会の多様化によってさまざまな行政サービスを求められる地方自治体でありまして、地方財政の安定的な確保というのは大事であります。

さらに、目の前には人口減少という課題が突きつけられており、人口減少にどう歯止めをかけて地方創生を成し遂げるかということも大きな課題であります。国におけるプライマリーバランスの黒字化、財政健全化も非常に大事であ

りますけれども、それ以上にやはり地方財政の強化というのが求められると思いますので、ぜひこの文案の意見書を提出して、国に地方財政の充実強化を求めていくということに賛成を申し上げたいと思います。

【大場委員長】 ただいま、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派から説明がありました「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時55分 休憩 —

— 午後 2時55分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたしますいたします。

ほかにご質問等もないようですので、意見書の提出について、採決を行います。

自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派提案の「地方財政の充実・強化を求める意見書」を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よつて、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派提案の「地方財政の充実・強化を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員長にご一任を願います。

それでは、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時56分 休憩 —

— 午後 2時56分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

なお、6月27日に決議いたしました「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議」については、議会運営委員会へ提出することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では、そのようにいたします。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時57分 休憩 —

— 午後 2時58分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、7月4日の予算決算委員会における分科会長報告及び7月6日の本会議における委員長報告の内容について、協議を行いたいと思います。

審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時59分 休憩 —

— 午後 2時59分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、総務分科会長報告、総務委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時 0分 休憩 —

— 午後 3時 0分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見等はありません。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午後 3時 1分 閉会 —

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年6月29日

総務委員会委員長 大場 博文

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 96 号 議 案	長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 103 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
報 告 第 16 号	長崎県税条例の一部を改正する条例	承 認

計 3 件 (原案可決 2 件・承認 1 件)

委 員 長 大 場 博 文

副 委 員 長 吉 村 庄 二

署 名 委 員 小 林 克 敏

署 名 委 員 下 条 ふみまさ

書 記 馬 場 雄 志

書 記 濱 本 美穂子

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分

であります。

本年3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております平成29年度予算の補正を、3月30日付けで専決処分させていただきましたので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	52万	5千円の減
財産収入	25万	9千円の減
寄附金	119万	千円の増
繰入金	88万	7千円の減
諸収入	1,768万	9千円の減
合 計	1,817万	千円の減

歳出予算では、

企画費	8,875万	5千円の減
生活対策費	449万	7千円の減
商業費	1,590万	7千円の減
観光費	1億2,784万	3千円の減
社会教育費	283万	7千円の減
合 計	2億3,983万	9千円の減

であります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

寄附金の主なものは、

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」基金への寄附 132万 千円の増
であります。

諸収入の主なものは、

しま旅滞在促進事業市町負担金 1,036万 7千円の減
であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

企画費の主なものは、

国際定期航空路線維持・拡大事業 3,618万 5千円の減
であります。

生活対策費の主なものは、

地域発「ながさき文化のちから」創生事業費 345万 7千円の減
であります。

商業費の主なものは、

「長崎は、美味しい。」食のPR事業費 478万 3千円の減
であります。

観光費の主なものは、

しま旅滞在促進事業費 4,607万 4千円の減
であります。

社会教育費の主なものは、

「潜伏キリシタン関連遺産」世界遺産登録推進事業費 279万 4千円の減

であります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分

であります。

これは、さきの3月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております平成29年度予算の補正を3月30日付けで専決処分させていただいたもので、その概要をご報告いたします。

警察本部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	50万	円の減
国庫支出金	33万	9千円の減
財産収入	9,846万	3千円の増
諸収入	28万	7千円の増
合 計	9,791万	1千円の増

歳出予算では、

警察管理費	2億 3,235万	7千円の減
警察活動費	1億 1,799万	5千円の減
災害復旧費	510万	6千円の減
合 計	3億 5,545万	8千円の減

であります。

これらは、いずれも収入額及び支出額が確定したことに伴い、所要の調整を行った

ものであります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

(使用料及び手数料について)

使用料及び手数料の減額の主なものは、

パーキングメーター等作動手数料 101万 3千円の減

であります。

(国庫支出金について)

国庫支出金の減額の主なものは、

警察活動費補助金 96万 3千円の減

であります。

(財産収入について)

財産収入の増額の主なものは、

公舎等の敷地売払収入 9,247万 円の増

であります。

(諸収入について)

諸収入の増額の主なものは、

期間満了県帰属拾得金 526万 8千円の増

であります。

次に歳出予算の主なものについてご説明いたします。

(一般管理費について)

一般管理費につきましては、

庁費その他一般経費 5,227万 9千円の減

であります。

(給与費について)

給与費につきましては、

職員の給与費及び退職手当

1億

518万 3千円の減

であります。

(装備費について)

装備費につきましては、

警察車両、舟艇の維持費等

2,042万 7千円の減

であります。

(警察施設費について)

警察施設費につきましては、

警察施設の改修費及び維持補修費等

3,513万 5千円の減

であります。

(運転免許費について)

運転免許費につきましては、

運転免許試験等に要する経費

1,862万 5千円の減

であります。

(一般警察活動費について)

一般警察活動費につきましては、

一般警察活動に要する経費

3,978万 円の減

であります。

(刑事警察費について)

刑事警察費につきましては、

犯罪の予防及び捜査に要する経費

3,334万 5千円の減

であります。

(交通指導取締費について)

交通指導取締費につきましては、

交通指導取締り及び交通安全施設整備等に要する経費

4, 487万 千円の減

であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月30日付けで専決処分させていただきました、

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分

であります。

歳入予算で、

(目) 証紙収入 1, 343万 4千円

を増額いたしておりますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入が、見込みを上回ったことによるものであります。

(目) 県預金利子 274万 7千円

を増額いたしておりますが、これは、歳計現金の預金利子収入が、見込みを上回ったことによるものであります。

次に、歳出予算で

(目) 一般管理費 77万 7千円

を減額いたしておりますが、これは、物品の集中調達経費等の減によるものであります。

(目) 会計管理費 365万 7千円

を減額いたしておりますが、これは、会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月30日付けで専決処分をさせていただきました、

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

(目) 委員費 6万 円

を減額いたしておりますが、これは、委員運営費の減によるものであります。

(目) 事務局費 296万 円

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月30日付けで専決処分させていただきました、

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

（目）委員会費 8万 円

を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

（目）事務局費 149万 2千円

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月30日付けで専決処分させていただきました、

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

(目) 委員会費 550万 4千円

を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

(目) 事務局費 88万 円

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月30日付けで専決処分させていただきました、

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で

(目) 議会費 3,505万 円

を減額いたしておりますが、これは、議会運営費等の減によるものであります。

(目) 事務局費 916万 6千円

を減額いたしておりますが、これは、事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分
報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」の
うち関係部分
であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち、
関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、

国庫支出金	1,938万2千円の増
合計	1,938万2千円の増

を計上いたしております。

この歳入予算の内容については、地方創生推進交付金の第2次募集に対応するもの
であります。

次に、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第
9号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置する
ことについてあらかじめご了承いただいております、平成29年度予算の補正を、
平成30年3月30日付けで専決処分させていただきましたので、その概要をご説明
いたします。

企画振興部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

国庫支出金	2億 8,143万 4千円の減
財産収入	6千円の減
寄附金	1,650万 円の増
諸収入	47万 円の増
合計	2億 6,447万 円の減

歳出予算では、

総務管理費	458万 4千円の減
企画費	4億 2,365万 9千円の減
市町村振興費	2,592万 5千円の減
選挙費	1億 9,402万 8千円の減
都市計画費	418万 2千円の減
合計	6億 5,237万 8千円の減

であります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	1億 4,300万 9千円の減
地方創生推進交付金	1億 2,210万 2千円の減

であります。

寄附金は、

企業版ふるさと納税に係る寄附金	1,650万 円の増
-----------------	------------

であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

総務管理費の主なものは、

振興局運営費

188万 4千円の減

であります。

企画費の主なものは、

生活航路改善対策事業費

1億 9,754万 円の減

国境離島創業・事業拡大等支援事業費

1億 41万 5千円の減

であります。

市町村振興費の主なものは、

長崎縣市町財政資金貸付費

2,071万 3千円の減

であります。

選挙費の主なものは、

知事選挙費

1億 6,261万 8千円の減

であります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」
のうち関係部分であります。

はじめに、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております平成29年度予算の補正を3月30日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	1,069万	円の減
合計	1,069万	円の減

歳出予算は、

防災総務費	87万	円の減
防災指導費	1億8,143万	5千円の減
合計	1億8,230万	5千円の減

を計上いたしております。

これらは、歳入における国庫支出金及び歳出における年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容は、原子力災害対策整備事業費の減

1億1,434万 7千円の減

であります。

次に平成29年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告のうち関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

原子力災害対策整備事業費 7億 100万 円であります。

これは、原子力災害時に、速やかな避難が難しい住民のための屋内退避施設の放射線防護対策に要する経費に対し交付する補助金であり、壱岐市内の既存の避難所のうち2箇所、放射線防護機能を付加する工事を実施する予定でしたが、入札不調による着工の遅れや冬季の海上時化で、建設資材の運搬等に不測の日数を要し、年度内の完成が困難になったことから事故繰越しに至ったものであります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第95号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分

報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分

報告第9号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」

報告第13号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」

であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

繰	入	金	2億	6,381万	5千円の増
県		債	10億	8,830万	円の増
合		計	13億	5,211万	5千円の増

となっております。

歳出予算は、

総	務	管	理	費	3,089万	2千円の増
---	---	---	---	---	--------	-------

であります。

この補正予算の内容についてご説明いたします。

(財産管理費について)

新別館の整備等に要する経費として

3,089万 2千円

を増額いたしております。

(債務負担行為について)

平成31年度の債務負担を行うものについてご説明いたします。

新別館の管理等に要する経費として

4,760万 1千円

を増額いたしております。

次に、報告議案について、ご説明いたします。

さきの3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。平成29年度予算の補正を3月30日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第2号 平成29年度長崎県一般会計補正予算(第9号)のうち関係部分について、ご説明いたします。

これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

歳入予算は、合計で、
70億 9,908万 7千円の減
となっております。

このうち主なものは、

地 方 譲 与 税 14億 7,271万 2千円の減

地 方 交 付 税 3億 6,882万 円の増

繰	入	金	48億	3,197万	3千円の減
諸	収	入	5億	4,758万	3千円の減
県		債	7億	6,082万	1千円の減

であります。

歳出予算は、合計で、
 10億 9,990万 2千円の減
 となっております。

このうち主なものは、

総	務	管	理	費	6億	395万	円の減
企	画			費		6,825万	円の減
公	債			費	3億	4,117万	9千円の減
利	子	割	交	付	金	2,259万	7千円の減

であります。

この補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(職員退職手当について)

職員退職手当の減 7,742万 1千円

を計上いたしております。

(県庁舎建設整備費について)

庁舎の建設工事等に要する経費の減 1億 4,168万 3千円

を計上いたしております。

(国庫支出金等返還金について)

国庫支出金等返還金の減 8,300万 円

を計上いたしております。

(元利償還金について)

県債元利償還金の実績見込みの減 3億 500万 円

を計上いたしております。

(電算管理運営費について)

電子化の推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費の減

6,634万 3千円

を計上いたしております。

次に、報告第9号 平成29年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額の確定に伴い、歳入予算は、

諸	収	入	3,892万 1千円の減
合		計	3,892万 1千円の減

歳出予算は、

庁	用	管	理	費	1,342万 1千円の減
文	書	管	理	費	2,550万 円の減
合				計	3,892万 1千円の減

となっております。

この補正予算の主なものは、文書集中收受発送費の減

1,660万 円

であります。

次に、報告第13号 平成29年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

歳入予算は、

財 産 収 入		1千円の増
県 債	3億	円の増
合 計	3億	1千円の増

歳出予算は、

公 債 費	3億	1千円の増
合 計	3億	1千円の増

となっております。

この補正予算は、元利償還金の増であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

総務委員会関係議案説明資料

文化観光国際部関係の所管事項についてご説明いたします。

(世界遺産登録の推進)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、去る5月4日、国際記念物遺跡会議（イコモス）から世界文化遺産にふさわしいとして、「記載」勧告がなされました。

平成28年2月の推薦書取下げ以降、イコモスの助言を受けながら「禁教期」に焦点を当てた見直しを行い、名称や構成資産を変更して推薦書を再構築するなど、関係者が一丸となって取り組んでまいりました結果、登録実現に向けて前進することが出来ました。

ここに至りましたのも、ひとえに、本県選出国會議員及び県議会の皆様をはじめ、資産所有者並びに関係自治体、県民の皆様方のお力添えの賜物と、改めて深く感謝を申し上げる次第です。

そして、いよいよ世界遺産の登録の可否を決定する世界遺産委員会が一昨日6月24日からバーレーン王国で始まっております。新規登録案件の審議日程に合わせ、私も委員会へ参加し、知事並びに溝口県議会議長とともに、確実に登録が実現するよう、最後まで全力を尽くしてまいります。

(文化の振興について)

子供から大人まで県内どこにいても、良質な芸術に触れることのできる機会の提供に取り組むとともに、本県ならではの歴史文化資源の魅力を、さまざまな媒体やイベントを通して県内外に発信するなど、文化・芸術によるまちづくりに取り組んでおります。

そのための拠点施設である長崎県美術館は、昨年度、約34万7千人の入館者があり、長崎歴史文化博物館は、昨年度、約61万8千人の入館者がありました。

今後とも、より多くの県民の皆様が文化芸術を身近に楽しむとともに、県内外の人々が集い賑わう地域づくりに取り組んでまいります。

(観光の振興について)

世界遺産本登録を間近に控えている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の受入体制については、これまでも関係市町、観光関連団体、民間事業者などと連携しながら、世界遺産の価値を伝えるガイドの育成、ガイドンス施設の整備、二次交通対策、地元ならではの食や土産品の充実など、観光客の受入体制の整備にソフト・ハードの両面から取り組んでまいりました。

去る6月5日には、県、市町、関係団体、交通事業者等で構成する「世界遺産受入推進協議会」を開催し、観光客の受入に万全を期すとともに、引き続き官民一体となって各種課題に取り組んでいくことについて認識を新たにしました。

世界文化遺産への登録はゴールではなく、登録による経済効果を確実に県内に広く波及させていくことが必要となることから、地域の皆様と構成資産の歴史的価値を共有することで、それぞれの地域に誇りや愛着を持ち、住民主体の魅力ある「まちづくり」を進め、地域の活性化につなげてまいります。

構成資産の周遊促進対策については、県内旅行会社や交通事業者、観光関係団体等が参画する「長崎めぐり旅ビューロー」と連携し、スムーズに周遊できる着地型旅行商品を造成し、WEBサイト等で販売しているところであり、引き続き、旅行商品の充実や、販売促進に力を注いでまいります。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、昨年7月末から従来の宿泊と交通機関を組み合わせたパッケージ商品に地元の体験プログラム等を加えた旅行商品の企画・販売を市町や旅行会社と連携して取り組んでおり、今年2月末までで延べ11,680人泊を送客したところであります。今年度はさらに助成対象をグループ旅行等の受注型企画旅行にも拡大するとともに、県内中小旅行会社も制度を活用できる

き、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信し、県産品のブランド化・販路開拓や、本県への誘客に結びつくよう、運営事業者等とも連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

また、県産品のブランド化の推進については、重点PR商品を中心に、首都圏・関西圏の百貨店をはじめ、パートナーシップ等連携協定締結企業などの高級スーパーやホテル・飲食店において、県産食材などを使った「長崎フェア」の開催や店頭でのプロモーション活動を実施しております。「長崎フェア」においては、生産者による店頭PRも実施し、直接消費者の声を聞いていただくことにより、生産意欲の向上や商品改良のきっかけなどにも役立てていただいております。引き続き、「長崎は、美味しい。」食のPR事業として、「長崎フェア」などの重点マーケット対策を行うほか、県産品のPR動画作成やSNSなどを活用した情報発信、県内企業の長崎フェアへの参加や商品PRなどの営業力を強化するためのセミナー開催など、市町、関係団体と連携強化を図り、更なる県産品のブランド化の推進と県内企業や生産者の所得向上に努めてまいります。

県産品愛用については、「長崎県県産品愛用運動推進協議会」を設置し、民間団体や行政関係者、消費者団体や生産者団体等が一体となって、県民へ広くPRすることにより、県内における県産品の優先利用の推進と消費拡大に取り組んでおります。5月12日には、V・ファーレン長崎のホームゲーム会場において、観戦客を対象に県産品や県の観光・文化のPRを行うイベントを実施したところです。特に6月と11月を「県産品愛用運動推進月間」と設定しており、テレビCMの放映や懸垂幕を掲出するなど、今後も市町や関係機関と連携しながら、県産品愛用の普及・啓発に努めてまいります。

(中国に対する取組について)

本年は、日中平和友好条約締結40周年の記念の年であることから、この機をしっ

お招きし、経済成長著しいタイの経済状況や観光客誘致、販路開拓の方策に関する説明や個別相談会を実施し、県内企業からは具体的な商談の相談などもありました。

今後とも、関係部局と連携し、海外における事業展開の参考としていただくため、情報提供に努めながら、県内企業の海外展開の支援に努めてまいります。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

第三期長崎県教育振興基本計画の策定につきましては、現計画の終期が今年度末となっていることから、昨年11月に設置した県民各界各層の有識者等からなる「第五期長崎県教育振興懇話会」における6回の協議を経て、去る5月14日に意見等を取りまとめた報告が提出され、今回素案を策定いたしました。

この素案は計画期間を平成31年度からの5年間としており、文化観光国際部の関係部分は、「主要施策の展開」の中に、「文化財の保存・活用と伝統文化の継承及び世界遺産・日本遺産の情報発信」、「県民の文化芸術活動の推進」として整理しております。

「文化財の保存・活用と伝統文化の継承及び世界遺産・日本遺産の情報発信」については、まもなく世界遺産登録の可否が決まる「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」等の情報発信及び周知啓発に取り組み、地域における講座や博物館等での展覧会などを通じて、県民や子どもたちが世界遺産や日本遺産を身近に感じ、その価値・魅力の理解や保護意識を醸成できるような機会を提供します。

また、「県民の文化芸術活動の推進」については、県美術館・歴史文化博物館を活用し、歴史文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、地理的に不利な条件から芸術文化の鑑賞機会が少ない離島地区においても、県美術展覧会の開催や子どもたちに対する体験指導等を実施するなど文化・芸術活動を推進します。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等を踏ま

総務委員会関係議案説明資料

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第103号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

であります。

それでは、事件議案について御説明いたします。

第103号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

この議案は、平成26年9月28日、長崎市田中町の国道上において、警察本部の職員が公用二輪車（白バイ）を運転中、反対車線を走行する交通違反車両を認めて再度確認する際、前方不注視のまま進行したため右折待ちで停車中の普通自動車に追突するなどしたものであり、警察側の過失100パーセントと認定されたことに基づき、賠償金920万6,064円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、議案外の報告事項について御説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件及び損害賠償事案2件の合計45万7,782円を支払うため、6月1日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

このうち損害賠償事案2件につきましては、大村警察署の職員が押収して保管中の相手方所有のハードディスクが起動不能になった事案及び相浦警察署の職員が交通事故処理中に誤って相手方所有の普通自動車のボンネットを損傷させた事案になりま

いる「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく3ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、自治体等の関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には続発防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施し、検挙の徹底を図ってまいります。

(ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について)

平成30年1月から4月末までの県内のストーカー事案の認知件数は88件で、前年同期と比較しますと6件増加しております。

認知した事案に関しては、ストーカー規制法による検挙が3件、同法に基づく書面警告が14件、禁止命令が5件、脅迫等他法令による検挙が6件となっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は107件で、前年同期と比較しますと17件減少しております。

認知した事案に関しては、暴行・傷害等により9件を検挙しております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先とし、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

(特殊詐欺の被害防止対策について)

平成30年1月から4月末までの振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺につきましては、認知件数が17件、被害総額は約3,000万円となっており、前年同期と比較しますと認知件数は16件の減少、被害総額は約6,100万円の減少となっております。

今後も関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進するとともに、覚醒剤や大麻などの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

(少年非行の概況について)

平成30年1月から4月末までに、県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は72人で、前年同期と比較しますと33人の減少、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は6人で、前年同期と比較しますと5人の減少となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は592人で、前年同期と比較しますと279人の減少となっております。

県警では、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して積極的に連絡し、指導・助言や、少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、繁華街等における街頭補導活動や少年の規範意識向上を目的として、年齢に応じた非行防止教室・薬物乱用防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

平成30年1月から4月末までの生活経済事犯につきましては、検挙件数20件、検挙人員31人であり、前年同期と比較しますと件数で9件減少、人員で11人減少しております。

本年も、県民生活に直結した事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

村市の運転免許試験場のみで運用していたところではありますが、平成13年から順次、離島地区の五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、新上五島警察署において運用を開始し、平成26年からは、^{せいひ}西彼地区の西海警察署、島原地区の南島原警察署、県北地区の平戸警察署においても運用を開始しております。

また、長崎市内においても、平成32年4月に開庁予定の新長崎警察署に即日交付施設を併設することとしましたので、今年度は同施設の具体的運用について検討してまいりたいと考えております。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

総務委員会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる出納局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

出納局におきましては、「内部管理業務の見直し」について、地方機関で作成しておりました監査資料の一部について、新たに財務会計システムより出力できるように改修するなどの取り組みを行い、会計事務にかかる作業の省力化・効率化を図ることができました。今年度も引き続き職員からの要望や提案をもとに検討を行い、操作方法の改善等に取り組んでまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(平成30年度県職員採用試験について)

今年度の大学卒業程度試験については、「行政」、「行政(特別枠)」、「教育事務」、「警察事務」、「水産」、「農業」、「畜産」、「林業」、「農業土木」、「土木」、「建築」、「環境科学」及び「社会福祉」の13試験職種の各1次試験を6月24日に、また、2次試験を7月中旬から下旬にかけて実施することとしており、最終合格者の発表を8月中旬に予定しております。

また、併せて、「行政(民間企業等職務経験者)」及び「行政(海外活動等経験者)」の選考試験も実施する予定であり、1次試験は大学卒業程度と同じ6月24日に、2次試験を7月下旬に実施し、最終合格者の発表を8月中旬に予定しております。

さらに、警察官I類(男性・女性)の1次試験を7月8日に、2次試験を8月上旬から下旬にかけて実施し、最終合格者の発表を9月上旬に予定しております。

このほか、短大卒業程度、高校卒業程度、警察官III類(男性・女性)の各試験及び身体障害者を対象とした選考試験を9月から11月にかけて実施することとしております。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

総務委員会関係議案説明資料

企画振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した3件につき、損害賠償金合計13万6,977円を支払うため、去る5月29日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故防止については、職員に対して安全運転の指導・注意喚起等に取り組んでいるところであり、今後も引き続き、職員の事故防止に努めてまいります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(特定複合観光施設区域整備の推進について)

IR区域整備の推進については、「特定複合観光施設区域整備法」、いわゆるIR整備法が、去る4月27日に国会に提出されたところですが、これに先立ち、去る4月26日には、長崎県・佐世保市IR推進協議会が設置した有識者会議から「長崎IR基本構想とりまとめ」が、同協議会会長である知事へ報告されました。この取りまとめにおいては、IR導入のインパクトにより「独創性と先駆性に富む地域性を背景として新たな発展の機会を創出」すること、「国際交流の歴史を踏まえて新たな人流を創出」すること、及び「豊かな海洋資源、個性豊かな離島、変化に富んだ大自然が与える「癒し」と「豊かさ」を保全し発展」させ、これら3つの取組により「持続可能な地域社会を実現」することをコンセプトとして掲げ、キャッチ・フレーズを「ユニーク・マリンIR」としております。

これは、英語で「団結」を意味する「United」の「Uni」に九州の「9」

などに積極的に取り組んでまいりました。

このうち、人口減少の抑制を図るために重要な雇用機会拡充事業については、市町と一体となった制度周知や事業の掘り起こしに取り組んだ結果、358人の雇用が創出されるなど、移住者の増加とも相まって離島地域の社会減の抑制に一定の成果があったものと考えております。本年度についても、各市町において、第1回目の事業採択がなされ、281人の雇用が見込まれているところであります。

今後は、雇用の継続的な拡大を図るために、首都圏等における創業・起業セミナーを開催し、都市部事業者による離島での事業展開を促すとともに、課題である人材確保については、東京や福岡における採択事業者と求職者のマッチングに取り組んでまいります。

また、航路・航空路の運賃低廉化については、平成29年度の国境離島島民割引利用者数が、航路は約97万9千人、航空路は約17万2千人となっており、島民の皆様の負担軽減等につながったものと考えております。

さらに、対馬市において、かねてより要望しておりました博多港と韓国・釜山港を結ぶジェットfoilにおいて、国際線と国内線の乗客が相乗りする「混乗」が認められ、7月23日から運行が開始されます。この「混乗」の実現により、博多港から比田勝港までの所要時間が大幅に短縮されることとなり、対馬市北部の住民の利便性向上や交流人口の拡大など、地域振興に大きく貢献するものと考えております。

引き続き、国の関連施策を最大限に活用し、関係市町と連携を図りながら、国境離島地域の振興と人口減少の抑制に努めてまいります。

(2020年東京オリンピック等にかかる取組について)

2020年東京オリンピックにおける事前キャンプ誘致につきまして、本県は既にベトナム、スペイン、フィリピンのホストタウンに登録されているところですが、先月、新たにポルトガルについて、長崎市、大村市と共同申請いたしました。

で、正式な決定となります。今回の公認チームキャンプ地内定を契機に、チームの母国との交流促進を進めていくことで、交流人口の拡大を図ってまいります。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

第三期長崎県教育振興基本計画の策定については、現計画の終期が今年度末となっていることから、昨年11月に設置した県民各界各層の有識者等からなる「第五期長崎県教育振興懇話会」における6回の協議を経て、去る5月14日に意見等を取りまとめた報告が提出され、今回素案を策定いたしました。

この素案は、計画期間を平成31年度からの5年間としており、企画振興部の関係部分は、「主要施策の展開」の中に「基本的方向性7：人生や地域に潤いと賑わいをもたらす文化・スポーツ活動を推進します」「(3)生涯スポーツの推進」として整理しております。

スポーツを楽しむ機会の充実や、地域に根付いた総合型地域スポーツクラブの育成・支援、スポーツ大会・合宿の誘致等による交流人口拡大や地域密着型クラブチーム等を活用した地域活性化といった取組を進め、子ども達がスポーツに親しめる環境づくりや郷土愛の醸成、競技力の向上等に努めてまいりたいと考えております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等を踏まえながら検討を進め、年内の策定を目指して取り組んでまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 整備促進とJR佐世保線の輸送改善について)

去る3月30日に、国土交通省から、西九州ルート整備のあり方に係る比較検討結果が示されたことを受け、4月27日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線(西九州ルート)検討委員会」において、西九州ルートの開業のあり方について、長崎県への意見聴取が行われました。

県としては、フリーゲージトレインについては、安全性・経済性の課題が未解決で

となっております。

首都圏とのアクセスが羽田空港に加えて、多くの海外路線を有する成田空港ともつながること、またLCCならではの低廉な航空運賃が設定されることにより、国内外からの観光客等の増加や、県民の皆様の利便性の向上が図られるものと期待しております。

県としては、6年ぶりの新規航空路線の開設であり、今回の就航を契機として、本県の魅力を幅広く発信するなど誘客促進に努め、交流人口の拡大や地域の活性化を推進してまいります。

(JR九州のダイヤ改正について)

本年3月、JR九州において、減便等を含むダイヤ改正が実施されました。

県としては、ダイヤ改正に先立ち、JR九州に対して、利用者の利便性に配慮等を求める要望を行っておりましたが、改めて、新年度に入ってから通勤・通学時間帯での列車の混雑状況等を踏まえ、去る5月25日、九州各県合同で、自治体との事前協議の実施や、混雑緩和、利用状況に合わせたダイヤの見直し等について要望したところであります。

このような声を受け、JR九州においては、混雑緩和のため、一部の列車について、既にボックス席の車両よりも定員が多いロングシート席の車両に変更するなど、対応がなされております。

また、5月29日には、九州地方知事会からJR九州に対し、「鉄道サービスの影響の大きさを改めて認識した上でダイヤ改正等の施策について広く住民等の理解を得ながら進めること」などの要望が行われました。

県としては、引き続き状況を注視の上、JR九州との意見交換などを通して、利用者の利便性の確保等について努めてまいります。

また、県及び市町職員双方の人材育成の観点から、幅広い分野において県と市町の相互人事交流を実施いたしました。今年度も引き続き、多様化・高度化する行政需要に対応した効果的な施策の推進、人材の育成等のため、市町との連携を一層強化してまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

総務委員会関係議案説明資料

危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

(玄海原子力発電所の安全対策について)

玄海原子力発電所の再稼働行程に関し、本年3月に3号機の脱気器における空気抜き管の蒸気漏れ、5月には4号機の1次系冷却材ポンプの不具合が発生しました。いずれも放射性物質の放出は無く、九州電力は安全対策を講じ、公表していることから、安全上深刻な状況とは考えておりませんが、九州電力の相次ぐトラブルに対し、安全対策には万全に万全を期すよう重ねて申し入れたところであります。

現在3号機は通常運転を行い、4号機も6月下旬以降に再稼働すると見込まれており、県としましては今後も九州電力の対応や動向を注視してまいります。

また、原子力発電所に係る安全対策や離島地域などの避難対策の充実、地域住民の理解促進などの重要な課題について、昨年度、国並びに九州電力に対し、申し入れを行っておりますが、去る5月8日に関係4市から改めて要望を受けたところであります。今後とも関係自治体と十分に議論・協議を重ねつつ、国に対しては積極的な関与・支援を求めながら、諸課題の解決に努めてまいります。

(平成30年度長崎県総合防災訓練の実施について)

去る5月20日、諫早市において、風水害や地震・津波災害等を想定した平成30年度長崎県総合防災訓練を実施いたしました。

防災関係機関が連携した大規模な防災訓練を実施することにより、防災体制の更なる強化を図るとともに、改めて県民の皆様の方々の防災意識が高揚することを目指すもので、当日は、防災関係69機関から約1,200名が参加され、また、航空機6機が参加し、情報収集伝達、救助、消火等の各種訓練を実施しました。

今回の訓練においては、九州北部豪雨を受けて、大雨によって発生するがけ崩れや河川の氾濫等の豪雨災害による被害想定を強調し、ドローンによる情報収集や応急仮設橋の設置、越水防止の土のう積み、氾濫した河川に取り残された要救助者の救助を

総務委員会関係議案説明資料

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案 長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

報告第16号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」
であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第96号議案 長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

この条例は、平成30年度税制改正等による地方税法の改正に伴い、本県税条例について所要の改正をしようとするものであります。

内容といたしましては、県たばこ税の税率を3段階に分けて引き上げるとともに、旧3級品に対する特例税率の適用期間を半年延長するものであります。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第16号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」

この条例は、平成30年度税制改正等による地方税法の改正に伴い、本県税条例について平成30年4月1日から施行すべき所要の改正をしたものであります。

内容といたしましては、住宅又は土地の取得に対して課する不動産取得税について、

の達成に向けて着実に見直しを推進しております。

特に、数値目標を掲げて取り組むこととしております収支改善と職員数削減につきましては、収支改善効果額が平成28年度から29年度の目標額約130億円に対し約177億円、知事部局等の職員削減数が5年間の目標100人に対し62人となっております。

また、総務部関係の実績としては、平成28年7月から取り組んでいる「長崎県庁働き方改革」において、従来の働き方を見直し、政策の質やサービスの向上を図るため、組織内ミーティングの励行による時間管理の徹底やICTの活用などに取り組むとともに、業務見直しの効果的な優良事例の紹介なども行い、さらなる働き方改革の推進に取り組みました。

ICTの活用については、特に、新県庁舎への移転を契機に、テレビ会議システムについて、種々の新機能を備えた新システムへの切替・導入とともに設置台数も拡大しました。その結果、インターネットを活用することで、県の機関同士の間だけでなく、市町や民間等との間でも会議が様々な形態で開催できるようになりました。また、Web会議アプリケーションを新たに導入し、職員間の会議開催の利便性向上など、業務の効率化につながる環境整備を図りました。

さらに、職員の人材育成については、平成28年度から本格実施した人事評価制度の定着を図りながら、評価結果のフィードバックによる人材育成への活用のほか、職員研修の見直しとして企画提案能力の向上を目的とした研修科目の充実・強化などにも取り組みました。

財政運営においても、歳出面について、総合計画の施策の下に位置づけられる事業群単位での事業評価を実施し、中核となる事業の見極めや類似事業の整理・統合及び新たな事業構築などに活用し、平成30年度予算編成において重点化等を図りました。歳入面については、県税徴収率が7年連続で向上し、平成29年度は、平成に入ってから過去最高の98.6%以上が見込まれるなど、歳入の確保にも積極的に取り組み

新別館については、当初、改修工事完了後の平成31年度からの活用を予定しておりましたが、耐震性がある新別館の早期の活用を図るため、分散庁舎となっている長崎振興局のうち、勝山町の税務部について、平成31年1月までに前倒しして移転を行うとともに、国分町の長崎港湾漁港事務所を平成31年8月を目処に移転し、集約する予定としております。

今回の移転により、県民の皆様の利便性の向上を図るとともに、災害時における業務の継続性を確保してまいります。

(新県庁舎への来庁者の状況について)

「県民が親しみを感じる庁舎」として整備した新県庁舎については、今年1月の開庁以降、多くの県民の皆様に来庁いただいております。

新県庁舎では、1階の情報発信エリアにおいて、県産酒や伝統工芸品などの常設展示のほか、季節に合わせた県産品等の企画展示や世界遺産登録に向けた取組などの県政情報を発信する展示を行っており、エントランスホールにおいては、パブリックビューイングや各種イベントも実施しております。

また、県庁見学案内につきましては、5月末現在で約3,300人の参加があり、大変好評いただいているほか、食堂においては、オープン以来、1日平均で700人以上の方にご利用いただいております、その多くが一般の来庁者という状況であります。

そのほか、8階展望テラスについては、新たな夜景スポットとして多くの皆様楽しんでいただくため、4月18日から開放時間を21時まで延長しております。

新県庁舎が、情報発信の拠点として、また、県民の皆様の憩いや交流の場として、さらに多くの皆様に親しんでいただけるよう、今後とも努めてまいります。

(綱紀の保持について)

先般、公用車の交通事故にかかる示談に関して、必要な決裁を受けず、公印を不正

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

(平成30年度長崎県消防団大会について)

去る6月10日、島原市において第71回長崎県消防団大会が開催されました。この大会は、地域防災の担い手である消防団員の士気の高揚と消防防災意識の一層の啓発を図るため、毎年度開催しているところであり、県内の消防団員等約700名の参加を得て、消防功労者や消防団協力事業所に対する表彰を実施するとともに、消防職員・消防団員による意見発表が行われました。

今後とも、地域防災の要である消防団の活性化を図り、地域における防災力の向上に取り組んでまいります。

平成30年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

企 画 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の4頁1行目から3行目までを削除し、次のとおり挿入】

(2020年東京オリンピック等にかかる取組について)

このうち、ベトナムとは、本年7月9日から31日の予定で長崎市内にて空手、10月15日から11月15日の予定で長崎市内にて柔道のトレーニングキャンプ受け入れについて、協議を進めているところであります。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の7ページ4行目の次に、次のとおり挿入】

また、ベトナムについては、去る6月22日、ファン・ヴィエト・クオン クアンナム省党委員会筆頭副書記をはじめとした訪問団が来県され、溝口県議会議長並びに知事と面会されたほか、県庁1階エントランスホールにおいて、新県庁舎建設を記念して、クアンナム省から寄贈されたレリーフの贈呈除幕式を開催いたしました。寄贈されたレリーフは、今後、議会棟エントランスホールに設置する予定としており、本県とクアンナム省の友好交流のシンボルとして、末永く多くの県民の皆様に親しまれていくものと考えております。

平成30年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加2）

企 画 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の8頁10行目から14行目までを削除し、次のとおり挿入】

(県庁舎の跡地活用について)

こうした中、長崎市では、平成30年2月定例議会において一旦上程が見送られたMICE関連議案が6月議会に上程され可決されました。

県としては、今後、市の新たな文化施設の検討状況等を確認しながら、適切な時期に整備に関する方向性を判断してまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料（追加2）

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の3ページ4行目の次に、次のとおり挿入】

平成29年の本県の観光客延べ数は、日帰り客を中心に対前年比4.2%増となる3,357万人と、統計を取り始めた昭和47年以降過去最高を記録しました。延べ宿泊者数は、対前年比2.7%増の660万人と、一昨年の熊本地震の影響からは回復傾向にあり、一部の地域においては復興対策で取り組みました「九州ふっこう割」事業による反動も見られましたが、全体的には持ち直しつつあります。

また、海外からの外国人観光客は、韓国からの観光客が好調であり、延べ宿泊者数が対前年比5.6%増の75万人となったほか、クルーズ客船は、長崎港、佐世保港を中心に365回の寄港があり、乗客乗員数も120万人となるなど、いずれも過去最高を記録しました。

この結果を踏まえ、引き続き宿泊客の増加などに努めてまいります。